

村上市地域防災計画

(風水害等対策編)

平成 25 年 月修正

村上市防災会議

目 次

村上市地域防災計画（風水害等対策編）

第1章	総則	1
第1節	計画作成の趣旨等	2
第2節	防災関係機関等の責務と処理すべき事務又は業務の大綱	4
第3節	村上市の自然的、社会的条件	14
第4節	村上市の災害の特性	17
第5節	防災対策の推進方向	18
第2章	気象 警報・注意報 等の発表・受領及び伝達	19
第1節	気象 警報・注意報 等の種類及び発表基準	20
第2節	気象 警報・注意報 等の伝達体制の整備	28
第3節	気象 警報・注意報 等を徹底させるための県、市、報道機関等の協力体制	33
第3章	災害予防計画	35
第1節	異常降雨に対する災害予防	36
第2節	台風に対する災害予防	37
第3節	大火のおそれがある気象下における災害予防	38
第4節	積雪期に対する災害予防	39
第5節	防災教育計画	44
第6節	防災訓練計画	48
第7節	自主防災組織育成計画	50
第8節	ボランティアの受入計画	53
第9節	防災都市計画	55
第10節	土砂 災害予防計画	57
第11節	集落孤立対策計画	59
第12節	建築物等災害予防計画	61
第13節	公共土木施設等災害予防計画	63
第14節	防災通信施設災害予防計画	66
第15節	公衆通信施設災害予防計画	68
第16節	河川・海岸災害予防計画	71
第17節	港湾施設の災害予防計画	73
第18節	電気施設災害予防計画	75
第19節	ガス施設災害予防計画	77
第20節	水道施設災害予防計画	80
第21節	下水道施設災害予防計画	84
第22節	鉄道施設災害予防計画	86
第23節	危険物等施設災害予防計画	88
第24節	火災・林野火災予防計画	91

第25節	救急・救助体制の整備	95
第26節	医療救護体制の整備	97
第27節	避難計画	100
第28節	要配慮者の安全確保計画	106
第29節	文教施設における災害予防計画	111
第30節	農地・農業用施設等災害予防計画	114
第31節	広域応援体制計画	115
第32節	事業所等の事業継続	117
第33節	行政機関等の事業継続計画	119

第4章 災害応急対策計画 123

第1節	応急活動体制計画	124
第2節	防災関係機関の相互協力体制	134
第3節	通信設備運用計画	139
第4節	被災状況等収集伝達計画	142
第5節	広報計画	149
第6節	避難及び避難所計画	156
第7節	自衛隊の災害派遣計画	168
第8節	輸送計画	173
第9節	警備、保安及び交通規制計画	177
第10節	異常降雨に対する災害応急対策計画	184
第11節	火災対策計画	185
第12節	林野火災対策計画	188
第13節	救急救助活動計画	190
第14節	医療救護活動計画	193
第15節	防疫及び保健衛生計画	200
第16節	こころのケア対策計画	204
第17節	児童生徒に対するこころのケア対策計画	205
第18節	入浴対策計画	206
第19節	廃棄物の処理計画	207
第20節	給水計画	211
第21節	食料供給計画	216
第22節	生活必需品供給計画	221
第23節	要配慮者の応急対策計画	224
第24節	文教施設における応急対策計画	227
第25節	障害物の処理計画	231
第26節	遺体の搜索、処理、火葬計画	234
第27節	建築物等における応急対策計画	237
第28節	公衆通信施設応急対策計画	239
第29節	電気施設応急対策計画	242
第30節	ガス施設応急対策計画	244
第31節	水道施設応急対策計画	248
第32節	下水道施設応急対策計画	251
第33節	危険物等施設応急対策計画	255
第34節	鉄道施設応急対策計画	260

第35節	道路及び橋梁応急対策計画	263
第36節	雪崩応急対策計画	265
第37節	港湾・海岸施設応急対策計画	268
第38節	土砂災害・斜面災害応急対策計画	270
第39節	海上における災害応急対策計画	273
第40節	河川、地すべり防止施設等応急対策計画	275
第41節	農林水産業応急対策計画	278
第42節	商工観光業応急対策計画	283
第43節	罹災証明発行対策計画	285
第44節	応急住宅対策計画	287
第45節	ボランティアとの協働計画	291
第46節	義援金品の受入れ、配分計画	293
第47節	災害救助法による救助計画	295

第5章 災害復旧計画 301

第1節	民生安定化対策計画	302
第2節	災害復旧の総合対策計画	307

第 1 章 総 則

第1節 計画作成の趣旨等

1 計画の目的

この計画は、市民生活の各分野にわたり重大な影響を及ぼすおそれのある自然災害等に対処するため、市、県、指定行政機関、指定公共機関、指定地方行政機関、指定地方公共機関等の防災機関がその有する機能を有効に発揮して、市の地域における災害の予防、応急対策及び災害復旧を実施することにより、住民等の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

2 計画の性格及び構成

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき村上市防災会議が策定する村上市地域防災計画のうち風水害等（風水害、土砂災害、雪害、大火等の震災を除く災害をいう。）に関する計画であり、本市地域における風水害等の対策に関し、総合的かつ基本的な性格を有するものである。

村上市地域防災計画は、この「風水害等対策編」並びに別冊の「震災対策編」及び「資料編」で構成する。

なお、村上市地域防災計画に定めのない事項については、新潟県地域防災計画に準ずる。

3 関連計画との連携

この計画の策定に当たっては、水防法（昭和24年法律第193号）に基づく「村上市水防計画」と十分な調整を図る。

4 計画の修正

この計画は、各防災関係機関が作成する実施計画等により具体化を図るが、災害対策基本法第42条第1項の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めるときはこれを修正する。なお、この計画を修正した場合は、速やかに防災関係機関その他必要な機関等に通知するとともに、災害対策基本法第42条第4項により、その要旨を公表する。

5 計画の習熟等

市及び防災関係機関等は、平素から訓練、研究その他の方法により、この計画及びこの計画に関連する他の計画の習熟並びに周知に努めるとともに、この計画に基づきより具体的な災害の予防対策、応急対策及び復旧対策の推進体制を整える。

6 複合災害への配慮

(1) 複合災害への備えの充実

市及び防災関係機関等は、複合災害の発生可能性を認識し、防災計画等を見直し、備えを充実する。

(2) 要員・資機材投入の対応計画の整備

市及び防災関係機関等は、災害対応に当たる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意しつつ、要員・資機材の投入判断を行うよう対応計画にあらかじめ定めるとともに、外部からの支援を早期に要請することも定めておく。

(3) 複合災害を想定した訓練

市及び防災関係機関等は、様々な複合災害を想定した机上訓練を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努める。さらに、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定し、要

員の参集、合同の災害対策本部の立ち上げ等の実働訓練の実施に努める。

(4) その他

本編に定めのない複合災害時の対策は、「震災対策編」の定めることによる。

7 用語の定義

この計画における主な用語の意義は、次のとおりとする。

- (1) 住民等 市内に居住する人（外国人居住者を含む。）、旅行や仕事などで市内に滞在している人、市内を車や電車で通過中の人など、市内のすべての人のことをいう。
- (2) 要配慮者 災害の発生を予防し、又は災害の拡大を防止するため特に配慮を要する者で、乳幼児、高齢者、障がい者、傷病者、外国人、妊産婦、旅行者（観光客、ビジネス滞在者、車や電車で市内を通過する人を含む）等をいう。
- (3) 避難行動要支援者 要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者をいう。
- (4) 自主防災組織 防災に関する住民の責務を全うするため、地域住民が自分たちの地域は自分たちで守ろうという連帯感に基づき、自主的に結成する組織をいう。
- (5) 自治会 村上市区嘱託員規則第2条により、市が行政事務連絡単位として定めた行政区をいう。居住する住民により「自治会」「町内会」「集落」など、呼び方が異なるため、この計画では、総称して「自治会」とする。

第2節 防災関係機関等の責務と処理すべき事務又は業務の大綱

1 基本方針

- (1) 住民・地域・行政（防災関係機関）による取組の推進と外部支援・相互協力による補完体制構築
本計画においては、住民、地域、行政（防災関係機関）の主体がそれぞれ責任を果たすことを前提に、各主体の能力の不足を外部からの支援と相互の協力により補完し、もって災害の予防、応急対策、復旧・復興のための活動が円滑に実施できるよう体制構築を目指す。

ア 住民等に求められる役割

- (ア) 住民及び企業等は、災害又はこれにつながるような事象に無関心であってはならない。
(イ) 住民及び企業等は、自らの責任において自身及びその保護すべき者の災害からの安全を確保し、自らの社会的な責務を果たせるよう努めなければならない。
(ウ) 市は、住民及び企業等による自らの安全を確保するための取組の推進について、啓発と環境整備に努める。

イ 地域に求められる役割

- (ア) 住民及び企業等は、災害で困窮した隣人に無関心であってはならない。
(イ) 住民は、その居住地域における安全確保のため相互に助け合い、災害の予防・応急対策を共同で行うよう努める。
(ウ) 企業等は、その立地地域において、住民の行う防災活動への協力に努める。
(エ) 市は、住民及び企業等の安全を確保するための地域における取組の推進について、啓発と環境整備に努める。

ウ 市及び防災関係機関に求められる役割

- (ア) 市及び防災関係機関は、災害時の住民等の安全確保と被災者の救済・支援等の応急対策全般を災害発生時に迅速かつ有効に実施できるよう、以下により災害対応能力の維持・向上に努める。
a 専門知識を持った職員の養成・配置と災害時の組織体制の整備
b 業務継続計画の策定など危機管理体制の整備、また庁舎・設備・施設・装備等の整備
c 職員の教育・研修・訓練による習熟
d 市の研修制度の充実、関係機関が主催する防災に関する講座等との連携等により人材育成を体系的に図る仕組みを構築
e 緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みの平常時から構築
f 避難場所、避難施設、備蓄など、防災に関する諸活動の推進に当たっての、公共用地・国有財産の有効活用
(イ) 市及び防災関係機関は、住民及び企業等が公の支援を遅滞なく適切に受けられるよう、確実に周知しなければならない。
(ウ) 市及び防災関係機関は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、退職者（自衛隊等の国の機関の退職者も含む。）の活用や、民間の人材の任期付き雇用等の人材確保方策をあらかじめ整えるよう努めるものとする。
(エ) 市は、平常時から、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、被災者支援の仕組みの整備等に努めるものとする。

エ 支援と協力による補完体制の整備

市及び防災関係機関は、自らの対処能力が不足した場合、国、他の地方公共団体からの支援や、NPO、ボランティア、企業・団体等の協力を得ながら十分に対応できるよう、事前の体制整備に努める。

- (2) 要配慮者への配慮と男女共同参画の視点に立った対策

ア 各業務の計画及び実施に当たっては、高齢者、障がい者、傷病者、妊産婦、乳幼児、外国人等の要配慮者の安全確保対策に十分配慮する。本計画では、第3章及び第4章の関係節において具体的な対応策を示す。

イ 計画の策定及び実施に当たっては、男女共同参画の視点から見て妥当なものであるよう配慮するものとする。

(3) 複合災害への配慮

積雪期に発生する風水害は、雪崩や排雪による河道閉塞に伴う洪水、融雪洪水、暴風雪による建物・施設の被害、冬季風浪による海岸決壊や高潮災害など比較的少ないが、積雪期などの複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化すること）に備え、各業務においてあらかじめ考慮する。

(4) 計画の実効性の確保

市及び防災関係機関は、本計画上の防災対策の実効性を担保するため、関係する施設・資機材の整備、物資の備蓄、組織・体制の整備、関係機関との役割分担の確認などを平常時から行うとともに、研修や訓練を通じて計画内容への習熟を図る。

(5) 市全体の防災力の計画的な向上

市は防災関係機関と協議し、特に災害時の人的被害軽減対策についての具体的な達成目標を設定するとともに、住民・企業等にも広く参画を求めて、市全体の総合的な防災力向上を総合防災訓練等により推進する。

2 防災関係機関及び住民等の責務

(1) 村上市

市は、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、市の地域並びに住民等の生命、身体及び財産を災害から保護するため、県、警察、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、他の地方公共団体及び住民等の協力を得て防災活動を実施する。

また、危機事象発生時において、継続的に必要な最低限の業務や、復旧時間と対応策などを定めた包括的な行動計画として業務継続計画（BCP）の整備に努めるものとする。

(2) 新潟県

県は、市町村を包含する広域的地方公共団体として、大規模災害から県の地域並びに住民等の生命、身体及び財産を保護するため、政府、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、他の地方公共団体、NPO、ボランティア、企業・団体及び住民等の協力を得て防災活動を実施するとともに、市の防災活動を援助し、かつ、その調整を行う。

(3) 警察

警察は、住民等の生命、身体及び財産の保護のため、犯罪の予防、混乱の防止、交通規制その他秩序の保持に必要な措置を行う。

(4) 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、大規模災害から市の地域並びに住民等の生命、身体及び財産を保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、県及び市の活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等の措置を執る。

(5) 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性にかんがみ、自ら防災活動を実施するとともに、県及び市の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

(6) その他の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平素から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には災害応急措置を実施する。また、市、県その他防災関係機関の防災活動に協力する。

(7) 住民等（住民・企業等）

住民、企業等は、日ごろから大規模災害に備え、市、県その他防災関係機関の実施する防災活動に参加、協力するとともに、「自らの身の安全は自分で守る」、「自分たちの地域の安全は自分たちで守る」という自助、共助の認識の下に、積極的に自主防災活動を行う。また、災害で困窮した人に対し無関心であってはならない。

3 各機関の事務又は業務の大綱

市、消防機関、県、警察並びに市の区域を管轄する指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び市内の公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者は、それぞれの所掌事務又は業務を通じて市の地域に係る防災に寄与すべきものとし、それぞれが災害時に関し処理すべき事務又は業務の大綱は、次のとおりとする。

なお、次表に記載のない機関等については、新潟県地域防災計画「風水害対策編」を参照する。

【村上市】

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
村 上 市	1 村上市防災会議に関すること。 2 市の地域についての防災に関し、関係機関の防災事務又は業務の実施についての総合調整に関すること 3 防災に関する業務施設、設備の整備に関すること 4 管内における公共的団体及び自主防災組織の育成指導に関すること 5 災害予警報等情報伝達に関すること 6 被災状況に関する情報収集に関すること 7 災害広報に関すること 8 避難準備情報、避難勧告及び避難指示に関すること 9 被災者の救助に関すること 10 要配慮者に対する相談、援護に関すること 11 県知事の委任を受けて行う災害救助法（昭和22年法律第118号）に基づく被災者の救助に関すること 12 災害時の清掃、防疫その他保健衛生の応急措置に関すること 13 被災児童・生徒等に対する応急の教育に関すること 14 公共土木施設、農地及び農業用施設等に対する応急措置に関すること 15 農産物、家畜、林産物及び水産物に対する応急措置に関すること 16 上下水道事業の災害対策に関すること 17 自衛隊の災害派遣要請又は要望に関すること 18 他市町村に対する応援要請に関すること 19 こころのケア・避難所、救護所設置に関すること
消防本部 消防団	1 火災予防、災害防止対策及び指導に関すること 2 災害応急対策に関すること 3 災害時における救助活動に関すること 4 災害時における傷病者の緊急輸送に関すること 5 消防に関する防災施設、設備の整備に関すること

【新潟県】

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
新 潟 県	1 新潟県防災会議に関する事 2 市町村、指定公共機関又は指定地方公共機関の防災事務又は業務の実施についての総合調整に関する事 3 災害予警報等情報伝達に関する事 4 被災状況に関する情報収集に関する事 5 災害広報に関する事 6 避難の勧告及び指示の助言等に関する事 7 市町村の実施する被災者の救助の応援及び調整に関する事 8 災害救助法に基づく被災者の救助に関する事 9 災害時の防疫その他保健衛生の応急措置に関する事 10 市町村の実施する消防活動及び浸水対策活動に対する指示及び援助に関する事 11 被災児童・生徒等に対する応急の教育に関する事 12 要配慮者に対する相談及び援護に関する事 13 公共土木施設、農地及び農業用施設等に対する応急措置に関する事 14 農産物、家畜、林産物及び水産物に対する応急措置に関する事 15 緊急通行車両の確認に関する事 16 消防、浸水対策、救助その他防災に関する業務施設及び設備の整備に関する事 17 自衛隊の災害派遣要請に関する事 18 他の都道府県に対する応援要請に関する事
新潟県警察本部 (村上警察署)	1 避難誘導、被災者の救出その他人命保護に関する事 2 交通規制及び緊急通行路の確保に関する事 3 行方不明者調査及び死体の検視に関する事 4 犯罪の予防・取締り、混乱の防止その他秩序の維持に必要な措置に関する事

風水害等対策編 第1章 総 則

【指定地方行政機関】

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
北陸農政局 新潟地域センター	1 災害時における応急食糧の緊急引渡しに関すること
関東森林管理局 下越森林管理署 村上支署	1 国有林野の保安林、保安施設（治山施設）等の維持及び造成に関すること 2 民有林直轄地すべり事業の実施に関すること 3 災害復旧用材（国有林材）の供給に関すること
新潟海上保安部	1 災害予防に係わる防災訓練、海難防災講習会等啓発活動及び調査研究に関すること 2 災害応急対策に係わる警報等の伝達、情報の収集、海難救助等に関すること 3 災害応急対策に係わる人員及び物資の緊急輸送並びに物資の無償貸与又は譲与に関すること 4 関係機関等の災害応急対策の実施に対する支援に関すること 5 海上における流出油の防除、航行安全の確保、警戒区域の設定、治安の維持及び危険物の保安措置に関すること 6 災害復旧・復興対策に係わる海洋環境の汚染防止及び航行安全の確保に関すること
東京管区气象台 (新潟地方气象台)	1 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表に関すること 2 気象業務に必要な観測体制の充実や、予報、通信等の施設及び設備の整備に関すること 3 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報及び特別警報・警報・注意報、並びに台風、大雨、竜巻等突風に関する情報等を適時・的確に防災機関に伝達すること 4 気象庁が発表する緊急地震速報（警報、震度6弱以上は特別警報）について、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報に関すること 5 市が行う避難勧告等の判断・伝達マニュアルやハザードマップ等の作成に関して、技術的な支援・協力に関すること 6 災害の発生が予想されるときや、災害発生時において、市に対して気象状況の推移やその予想の解説等に関すること 7 市、その他の防災関係機関と連携し、防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発活動に努めること
新発田労働基準監督署	1 災害時における産業安全確保に関すること 2 平常時の産業安全及び防災教育並びに予防措置に関すること
北陸地方整備局 羽越河川国道事務所	1 台風及び波浪から港湾及び地域住民を保護するための海岸保全施設等の整備推進に関すること 2 港湾及び航路に関する国の直轄土木工事及びその災害復旧に関すること 3 一級河川水系における指定区間外の管理及び改修、維持修繕、災害復旧等の工事の実施に関すること 4 一級河川水系におけるダム設置者に対する管理及び防災上の指示監督に関すること 5 洪水予報指定河川（荒川）の洪水予報業務に関すること 6 国土交通大臣の指定した水防警報河川の水防警報に関すること

	7 国土交通大臣の指定した直轄工事施工区域内においての砂防の実施及び災害復旧に関する事 8 荒川水系大石川におけるダム管理に関する事 9 直轄海岸保全区域において海岸保全施設に関する直轄工事の実施及び災害復旧に関する事 10 一般国道指定区間の改築、管理、維持修繕、除雪及び災害復旧工事に関する事 11 国が行う海洋の汚染の防除に関する事 12 緊急を要すると認められる場合の緊急対応の実施
--	---

【陸上自衛隊】

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
陸上自衛隊新発田駐屯地	1 防災関係資料の事前収集と災害派遣準備体制の確立に関する事 2 災害発生時の県の情報収集活動への協力に関する事 3 災害出動要請又は出動命令に基づく人命救助を最優先とした応急救援活動の実施に関する事

【指定公共機関】

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
東日本旅客鉄道(株) 日本貨物鉄道(株)	1 災害時における鉄道による緊急輸送の確保に関する事
東日本電信電話(株) (株)NTTドコモ KDDI(株)	1 電気通信施設の整備及び防災管理に関する事 2 災害時における緊急通話の確保及び気象警報等の伝達に関する事
日本赤十字社新潟県支部 村上市地区	1 災害時における医療救護に関する事 2 災害時における救援物資の備蓄及び配分に関する事 3 災害時の輸血用血液の供給に関する事 4 災害救援（義援）金の募集、受付及び配分に関する事 5 労働奉仕班の編成及び派遣の斡旋並びに連絡調整に関する事 6 こころのケアに関する事
日本放送協会	1 津波予警報、気象警報等の放送に関する事 2 災害時における広報活動に関する事
日本郵便(株) 村上郵便局	1 災害時における郵便事業運営の確保、郵便事業に係る災害特別事務取扱及び援護対策に関する事
東北電力(株)村上営業所	1 電力施設等の防災管理及び災害復旧に関する事 2 災害時における電力の供給の確保に関する事
東日本高速道路(株)	1 高速自動車国道の防災管理に関する事 2 災害時の高速自動車国道における交通路の確保に関する事 3 高速自動車国道の早期災害復旧に関する事
日本通運(株)中条営業所	1 災害時における陸路による緊急輸送の確保に関する事

風水害等対策編 第1章 総 則

【指定地方公共機関】

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
新潟運輸(株)中条支店 村上中越運送(株)	1 災害時における陸路による緊急輸送の確保に関する事
三面川沿岸土地改良区 荒川沿岸土地改良区	1 農道、水門、水路、ため池等の施設の整備及びその防災管理並びに災害復旧に関する事
新発田ガス(株)村上支店	1 都市ガス施設等の防災管理に関する事 2 災害時における都市ガスの安定供給に関する事
(株)新潟放送 (株)新潟総合テレビ (株)テレビ新潟放送網 (株)新潟テレビ21 (株)エフエムラジオ新潟 新潟県民エフエム放送(株)	1 津波警報、気象警報等の放送に関する事 2 災害時における広報活動に関する事
(株)新潟日報社村上支局	1 災害時における広報活動に関する事

【その他の公共的団体・防災上重要な施設の管理者等】

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
農業協同組合 漁業協同組合 森林組合	1 共同利用施設の災害応急対策及び復旧に関する事 2 被災組合員に対する融資又はそのあっせんに関する事 3 災害時における緊急物資の調達及び陸路による緊急輸送の確保に関する事
村上市岩船郡医師会 村上市岩船郡歯科医師会 村上市岩船郡薬剤師会	1 災害時における医療救護に関する事
商工会議所、商工会	1 災害時における物価安定についての協力、徹底に関する事 2 救助用物資、復旧資材の確保についての協力、あっせんに関する事
一般診療所、病院等	1 災害時における収容患者に対する医療の確保に関する事 2 災害時における負傷者等の医療救護に関する事
一般輸送事業者	1 災害時における緊急輸送の確保に関する事
一般建設事業者	1 災害時における応急復旧についての協力に関する事
危険物関係施設の管理者	1 災害時における危険物の保安措置に関する事
自主防災組織 村上市区長会連絡協議会	1 防災活動への協力に関する事 2 市民に対する避難誘導への協力に関する事 3 避難所運営への協力に関する事 4 防災知識の普及に関する事 5 自主防災組織化の促進に関する事
村上市社会福祉協議会 村上岩船福祉会	1 ボランティアセンターの設置運営に関する事 2 災害時における福祉救護に関する事

4 関係機関の連絡先

【県関係】

名称	担当部署	所 在 地	電話・FAX	その他の 連絡方法
新潟県防災局	危機対策課	新潟市中央区新光町 4-1	Tel 025-285-5511 (代) FAX 025-282-1640	(直通) 025-282-1638 (危機対策第一)
新潟県防災局	消防課	新潟市中央区新光町 4-1	Tel 025-282-1664 FAX 025-282-1667	(衛星) 8-40120-6442
新潟県公安委員会 新潟県警察本部		新潟市中央区新光町 4-1	Tel 025-285-0110 FAX 025-284-8939	(衛星) 8-40120-6971
村上地域振興局	企画振興部	村上市田端町 6-2 5	Tel 0254-52-7920 FAX 0254-52-1316	(衛星) 8-401218-203
村上地域振興局	地域整備部	村上市田端町 6-2 5	Tel 0254-52-7955 FAX 0254-53-4511	(衛星) 8-401218-704
村上地域振興局	農林振興部	村上市田端町 6-2 5	Tel 0254-52-7938 FAX 0254-52-1606	(衛星) 8-401218-603
村上地域振興局 (村上保健所)	健康福祉部	村上市肴町 10-1 5	Tel 0254-53-3151 FAX 0254-52-2881	
村上警察署	村上警察署	村上市南町 2 丁目 3-1 8	Tel 0254-52-0110 FAX 0254-53-2171	

【関係指定地方行政機関（自衛隊を含む）】

名称	担当部署	所 在 地	電話・FAX	その他の 連絡方法
【防衛省】 陸上自衛隊	第30普通科連隊 第3科	新発田市大手町 6-4-16	Tel 0254-22-3151	
【海上保安庁】 第九管区海上保安本部	新潟海上保安部	新潟市中央区竜が島 1 丁目 5 番 4 号	Tel 025-247-0118 FAX 025-244-1004	
【農林水産省】 北陸農政局	新潟地域センター	新潟市中央区船場町 2-3435-1	Tel 025-228-5211	
【気象庁】 東京管区气象台	新潟地方气象台	新潟市中央区美咲町 1-2-1 新潟美咲合同庁舎 2 号館	Tel 025-281-5871	
【国土交通省】 北陸地方整備局	羽越河川国道事務所	村上市藤沢 27-1	Tel 0254-62-3211	
【国土交通省】 北陸地方整備局	羽越河川国道事務所 村上維持出張所	村上市新町 13-1	Tel 0254-53-2942	
【林野庁】 関東森林管理局	下越森林管理署 村上支署	村上市緑町 3 丁目 1-13	Tel 0254-53-2151	

【近隣・災害協定市町村機関】

名称	担当部署	所 在 地	電話・FAX	その他の 連絡方法
関川村	総務課	関川村大字下関 912 番地	Tel 0254-64-1441 FAX 53-0079	(衛星) 8-412-10 (総務課)
粟島浦村	総務課	粟島浦村字日の見山 1513 番地 11	Tel 0254-55-2111 FAX 55-2159	(衛星) 8-417-10 (総務課)
胎内市	総務課	胎内市新和町 2 番 10 号	Tel 0254-43-6111 FAX 0254-43-5502	(衛星) 8-441-10 (総務課)
鶴岡市	危機管理課	山形県鶴岡市馬場町 9 番 25 号	Tel 0235-25-2111 FAX 0235-24-9071	
見附市	企画調整課	見附市昭和町 2 丁目 1 番 1 号	Tel 0258-62-1700 FAX 0258-63-1006	衛星携帯電話 080-1068-1295
妙高市	総務課 危機管理室	妙高市栄町 5 番 1 号	Tel 0255-74-0002 FAX 0255-72-9841	衛星携帯電話 090-2317-9757
多賀城市	総務部 交通防災課	多賀城市中央二丁目 1-1	Tel 0223-68-1141 FAX	

【消防機関】

名称	担当部署	所 在 地	電話・FAX	その他の 連絡方法
村上市消防本部	消防本部	村上市塩町 12-6	Tel0254-53-0119 FAX0254-53-0690	(内線 220 警防課長)
	荒川分署	村上市大津 1669-1	Tel0254-62-3240	(内線 402)
	神林分署	村上市牧目 1224-1	Tel0254-66-7123	(内線 403)
	朝日分署	村上市岩沢 4887-4	Tel0254-72-1240	(内線 404)
	山北分署	村上市府屋 6-35	Tel0254-77-2685	(内線 405)
	関川分署	関川村大字下関 1956	Tel0254-64-2579	(内線 401)

【その他の機関】

名称	担当部署	所 在 地	電話・FAX	その他の 連絡方法
東日本電信電話㈱	新潟支店 災害対策室	新潟市中央区東堀通 7 番町 1017 番地 1	Tel025-227-6802 FAX025-226-8770	
東北電力㈱	村上営業所 総務課	村上市二之町 6-36	Tel0254-52-4195	
新発田ガス㈱	村上支店	村上市山居町 1 丁目 15-24	Tel0254-53-4132	
村上郵便局		村上市田端町 6-45	Tel0254-53-2200	
東日本旅客鉄道㈱	村上駅	村上市田端町 11-11	Tel0254-53-3042	
日本赤十字社	新潟県支部	新潟市中央区関屋下川原町 1-3-12	Tel025-231-3121	
日本放送協会	新潟放送局	新潟市中央区川岸町 1-49	Tel025-230-1600	
新潟交通北㈱	本社	村上市田端町 6-37	Tel0254-53-7255	
栗島汽船㈱	貨物取扱所	村上市岩船港 1-67	Tel0254-56-7792	
新潟県医師会		新潟市中央区医学町通 2 番町 13	Tel025-223-6381	
村上市岩船郡医師会		村上市若葉町 10-7	Tel0254-52-4666	
村上市岩船郡歯科医師会		村上市松山 259-5 (村井歯科医院内)	Tel0254-52-3684	
村上市岩船郡薬剤師会		村上市田端町 10-8 (中安調剤薬局内)	Tel0254-52-7058	
村上市社会福祉協議会		村上市三之町 1 番 1 号	Tel0254-53-2111	
村上岩船福祉会		村上市上の山 2-17	Tel0254-50-2222	
下越障害福祉事務組合		新発田市中央町 5-4-7	Tel0254-26-1501	
にいがた岩船農業協同組合	本店	村上市田端町 8-5	Tel0254-52-0511	
かみはやし農業協同組合		村上市山田 930-5	Tel0254-66-8100	
村上林業協同組合		村上市八日市 9-6	Tel0254-50-2020	
いわふね森林組合		村上市羽黒町 2-38	Tel0254-52-1593	
村上市森林組合		村上市府屋 121-2	Tel0254-77-3121	
村上市岩船港漁業協同組合		村上市岩船港町 1-19	Tel0254-56-7621	
三面川鮭産漁業協同組合		村上市若葉町 15-1	Tel0254-52-3758	
三面川沿岸土地改良区		村上市山辺里 240-2	Tel0254-53-1737	
荒川沿岸土地改良区		村上市花立 458	Tel0254-62-3151	
村上商工会議所		村上市小町 4-10	Tel0254-53-4257	
山北商工会		村上市府屋 219-1	Tel0254-77-2259	
朝日商工会		村上市岩沢 5566-1	Tel0254-72-1301	
神林商工会		村上市今宿 50-14	Tel0254-66-7408	
荒川商工会		村上市羽ヶ榎 104-44	Tel0254-62-3049	
村上市建築組合	建築士会岩船 支部	村上市南町 2 丁目 8-29	Tel0254-53-0531	
新潟県建設業協会	村上支部	村上市田端町 6-55	Tel0254-53-3395	
新潟県ダンプ協会	村上支部	村上市山居町 2 丁目 6-8	Tel0254-52-4716	

第3節 村上市の自然的、社会的条件

1 広域的位置づけと地理的条件

村上市は、新潟県の北端に位置し、山形県と境を接しており、旧市町村でいう村上市、荒川町、神林村、朝日村、山北町の1市2町2村からなっている。

近傍には胎内市、山形県鶴岡市があり、経済圏の一部として交流もある。

村上市の面積は約1,174.24平方キロメートルで新潟県の総面積(12,583.32平方キロメートル)のおよそ9.3%を占めている。また、50kmにもおよぶ海岸線を有し、その中核として、特定地域振興重要港湾岩船港が地域産業や観光振興など地域の重要拠点としてその役割を担っている。

主要道路としては、国道7号、国道113号、国道290号、国道345号が市内を縦横に走っており、これに主要県道や一般県道などが交差している。また、日本海沿岸東北自動車道は朝日(まほろばIC)までの間が開通し、朝日～温海(山形県鶴岡市)間が一般国道7号(日本海沿岸東北自動車道)朝日温海道路として、平成25年5月15日に事業化されたほか、地域高規格道路として新潟山形南部連絡道路が計画され一部事業化されている。



2 自然条件

村上市は、地質的には沖積平坦地と山間部洪積地で構成されており、平地は飯豊朝日山系に源を発する荒川・三面川・石川流域に広がっている。居住地域は河川流域に集中しているほか、朝日山塊が直接日本海に迫る三面川河口以北の海岸線に分布している。特に、この三本の河川流域は肥沃な水田として市の農業生産活動の基盤となっている。

気候は日本海型の気象区分に属し、四季の移り変わりがはっきりしているとともに、冬季は、西高東低の冬型の気圧配置が続き、シベリアからの季節風がもたらす雪は、時として日常生活や産業活動に悪影響を与えることもあるが、そうした反面、豊かな水資源となり、生活や産業活動に欠かせない重要な資源となっている。

3 歴史、市の変遷等

村上市では、今からおよそ2万年前の後期旧石器時代の石器が発見されている。浦田山古墳群の遺跡から6世紀には朝鮮半島を含む広い地域との文化的交流があったと考えられる。また、磐舟柵等の資料から、古代7世紀半ばには中央政府の支配下にあったとされている。その後、9世紀には仏教がこの地域に浸透し、12世紀には鎌倉時代の有力な武士が幕府官吏として移住し、その影響を強く受けた。戦国時代には本庄氏、色部氏、上杉氏当の支配の影響を受けたが、江戸時代に入るとめまぐるしく支配者が変わった。

その後、明治4年の廃藩置県、明治22年市町村制施行により現在の基本的枠組みが成立し、関係市町村の1市2町2村は昭和30年前後の合併を経て、平成20年4月の新設合併によって村上市が誕生した。

4 人口と世帯の動向

(1) 人口の推移

2010年（平成22年）の国勢調査による構成市町村の人口は66,427人で1990年（平成2年）から20年間で約13%の減少率となっている。特に、山北地域では減少率が約25%と高い状態にあり、荒川地域でも近年は、減少傾向に転じている。

表 人口の推移

単位：人

	1990年 (H2)	1995年 (H7)	2000年 (H12)	2005年 (H17)	2010年 (H22)	H22/H2 増減率
村上地域	32,171	31,938	31,758	30,685	29,186	-9.3%
荒川地域	11,353	11,596	11,555	11,105	10,678	-5.9%
神林地域	11,277	10,989	10,625	10,135	9,385	-16.8%
朝日地域	13,014	12,837	12,125	11,489	10,621	-18.4%
山北地域	8,696	8,231	7,839	7,291	6,557	-24.6%
合 計	76,511	75,591	73,902	70,705	66,427	-13.1%

(資料：国勢調査)

(2) 世帯数の推移

2010 年（平成 22 年）の国勢調査による本圏域の世帯数は 22,058 世帯で 1990 年（平成 2 年）から 20 年間でおよそ 6 % の増加となっている。一方、1 世帯平均では 3.0 人と 20 年前よりおよそ 0.7 人減っている。人口が減少してきている一方で、世帯数が増えており、核家族化の傾向が顕著になっている。

表 世帯数の推移

単位：世帯

	1990 年 (H2)	1995 年 (H7)	2000 年 (H12)	2005 年 (H17)	2010 年 (H22)	H22/H2 増減率
村上地域	9,786	10,192	10,768	10,774	10,655	8.9%
荒川地域	2,947	3,138	3,311	3,454	3,509	19.1%
神林地域	2,518	2,531	2,638	2,644	2,631	4.5%
朝日地域	3,064	3,223	3,080	3,029	2,973	-3.0%
山北地域	2,570	2,528	2,503	2,420	2,290	-10.9%
合 計	20,885	21,612	22,300	22,321	22,058	5.6%

（資料：国勢調査）

(3) 人口推計

2005 年（平成 17 年）及び 2010 年（平成 22 年）の国勢調査結果をもとに、年齢別 5 歳階級ごとの人口の動向を踏まえ、今後の本圏域の将来人口を予測した結果は以下のとおりである。2030 年（平成 42 年）までに、今後人口の社会移動がないとした場合の人口減少率は約 26% となっている。年齢 3 区分別にみると、圏域全体では、年少人口（15 歳未満）の減少率は約 48%、生産年齢人口（15～65 歳）の減少率は約 34% と大きく、高齢者人口（65 歳以上）はほとんど変わらない結果となっている。

表 1-2-3 人口の推計

単位：人

	2005年 (H17)	2010年 (H22)	2015年 (H27)	2020年 (H32)	2025年 (H37)	2030年 (H42)	H22/H42 増減率
村上地域	30,685	29,186	61,975	57,730	53,404	49,156	-26.0%
荒川地域	11,105	10,678					
神林地域	10,135	9,385					
朝日地域	11,489	10,621					
山北地域	7,291	6,557					
合 計	70,705	66,427	61,975	57,730	53,404	49,156	-26.0%

※ 2010 年(平成 22 年)の国勢調査に基づく人口推計（国立社会保障・人口問題研究所）

第4節 村上市の災害の特性

1 地震

本地域は、有史以来たびたび強い地震に見舞われてきた。これらの地震の震源分布域は、新潟県の沿岸部（陸地）と日本海の佐渡・粟島を結ぶ線上の二領域に集中する傾向がある。後者の場合には津波災害の危険性が高い。このような地震の典型例として、1964年（昭和39年6月16日）の新潟地震があげられる。このときの村上市付近の震度は概ね5（強震）であった。震源が日本海にあり、村上市では4m程度の津波に見舞われた。本市の被害は住家全壊が55棟（被災者285人）、半壊140棟（被災者609人）、一部破損3,464棟（被災者18,352人）、床上浸水28棟（被災者127人）、床下浸水45棟（被災者201人）、人的被害としては軽傷者3人等の大きな被害があり、災害救助法の適用を受けた。震源位置は北緯38.2度、東経139.1度付近の日本海で、マグニチュード7.5であった。床上浸水の原因は地震に伴って発生した津波によるものである。

2 風水害

本地域では、荒川、三面川、大川とその支流等が梅雨時や台風に伴う大雨によって氾濫し水害をもたらしている。特に昭和42年8月28日の羽越水害では、寒冷前線の停滞により、下越地方を中心に大雨となり、28日の日雨量は村上で283mm、中条（現胎内市）では473ミリメートルに達した。神林地域でも、28日午前4時から29日午前7時までに358mmを記録（以後は雨量計水没のため観測不能）、時間最大雨量も、28日24時から29日1時までの間に43mmを記録した。

このため一級河川荒川をはじめ中小河川が次々に増水し、荒川が破堤したことで市内全域にわたり大きな被害が発生した。また、山崩れなどによる被害も多く発生し、そのため災害救助法の適用を受けた。

昭和42年 羽越水害の被害概要

	村上市	荒川町	神林村	朝日村	山北町	計
死者・行方不明		1	17	1		19
重軽傷者	1	44	100	2		147
住家全壊・流出		225	108			333
半壊	3	308	423			734
床上浸水	217	907	936	24	24	2,108
床下浸水	761	497	430	191	99	1,978

※その他の主な過去の災害は資料編に記載

3 雪害

昭和59年の豪雪では、旧村上市では積雪1.5mにも達し住宅及び公共施設の破損、住宅の孤立等が発生した。具体的な被害としては住家一部破損6棟、非住家被害15棟、負傷者5名。この他、積雪による公共施設の破損などが発生した。雪害対策本部（本部長：市長）を2月6日に設置し、5月31日まで急患救助、住宅の雪下ろしの援助（生活保護世帯）、雪崩防止措置、農産物減産防止対策等の活動を実施した。積雪量は1月下旬には約150cmに達した。

近年では、2006年（平成18年）には記録的な大雪となり、山沿いでは最大積雪深235センチメートルが記録された。

第5節 防災対策の推進方向

1 自主防災組織の育成等による地域防災力の強化

災害時の被害を最小限にするためには、公的機関による防災活動だけでなく、地域住民の自発的な防災活動が重要であり、地域住民の防災活動は、組織的な活動により最大限の効果が期待できるものである。

このため、市は消防力の整備と救助体制の強化を図るとともに、自治会における防災への取組、住民の連帯意識に基づく自主防災組織及び事業所等における自衛防災組織の育成整備を推進し、地域防災力の強化に努める。

また、住民参加による防災訓練の実施や広報等の啓発活動を積極的に行い、住民等の防災意識の高揚に努める。

2 水害対策

市内の主要河川等の改修はかなり進んでいるが、市街地の拡大により中小河川が豪雨時に流域内の雨水を円滑に流下できるよう、早急に河川改修を推進する。また、排水ポンプ等による内水排除方法を検討し、順次改修を進める。

ハザードマップの有効利用を促進し、自主防災組織または自治会での学習会等に積極的に活用してもらうよう働きかけを行う。

3 地すべり、がけ崩れ等災害対策

降雨が連続し、かつ日降雨量が異常に大きくなる事が予想されるとき、市長は山崩れ、土石流及びがけ崩れ等の発生に備えて、あらかじめ指定した危険区域の巡視警戒のため、消防団長に対し当該危険区域ごとに地元消防団員を配置するとともに、防除作業の必要な団員の出動、又は自宅待機を指令する。

4 雪害対策

雪による障害は、産業経済の振興と市民生活の安定に重大な影響を与えることから、雪害を克服し、冬期間の交通を確保するため、市は除雪体制の強化、除雪機械及び融雪施設の整備を推進する。

また、雪崩災害を防止するため、雪崩発生危険箇所の把握に努め、関係住民等に周知するとともに計画的な雪崩防止施設の整備を図る。

第2章 気象警報・注意報等の発表・ 受領及び伝達

第1節 気象警報・注意報等の種類及び発表基準

1 気象業務法（昭和27年法律第165号）に定める特別警報・警報・注意報等

(1) 特別警報・警報・注意報

大雨や強風などの気象現象によって、災害が起こるおそれのあるときには「注意報」が、重大な災害が起こるおそれのあるときには「警報」が、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合には「特別警報」が村上市に発表される。また、大雨や洪水などの警報が発表された場合のテレビやラジオによる放送などでは、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、これまでどおり市町村等をまとめた地域の名称を用いる場合がある。

特別警報・警報・注意報の概要

種 類	概 要
特別警報	大雨、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮によって重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合、その旨を警告して行う予報
警 報	大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮によって重大な災害の起こるおそれがある場合、その旨を警告して行う予報
注意報	大雨、洪水、大雪、強風、風雪、波浪、高潮等によって災害が起こるおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報

(2) 新潟地方気象台が新潟県を対象に発表する気象特別警報、警報、注意報等の種類と概要は、次のとおりである。

特別警報・警報・注意報の種類と概要

特別警報・警報・注意報の種類		概 要
特別警報	大雨特別警報	大雨による重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。
	大雪特別警報	大雪により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
	暴風特別警報	暴風により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
	暴風雪特別警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
	波浪特別警報	高い波により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
	高潮特別警報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。

警 報	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。
	洪水警報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。
	大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
	波浪警報	高い波により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	高潮警報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
注意報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	洪水注意報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	波浪注意報	高い波により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	高潮注意報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。
	乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。
	なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたとき

		に発表される。
	着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体などへの被害が起こるおそれのあるときに発表される。
	着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体などへの被害が起こるおそれのあるときに発表される。
	融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、浸水、土砂災害などの災害が発生するおそれがあるときに発表される。
	霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が起こるおそれのあるときに発表される。
	低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温のために農作物などに著しい被害が発生したり、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害の起こるおそれがあるときに発表される。

特別警報・警報・注意報の発表基準

【特別警報】

現象の種類	基 準	
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、もしくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合	
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合
高潮		高潮になると予想される場合
波浪		高波になると予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	

【村上市における警報・注意報】

平成24年5月29日現在
発表官署 新潟地方気象台

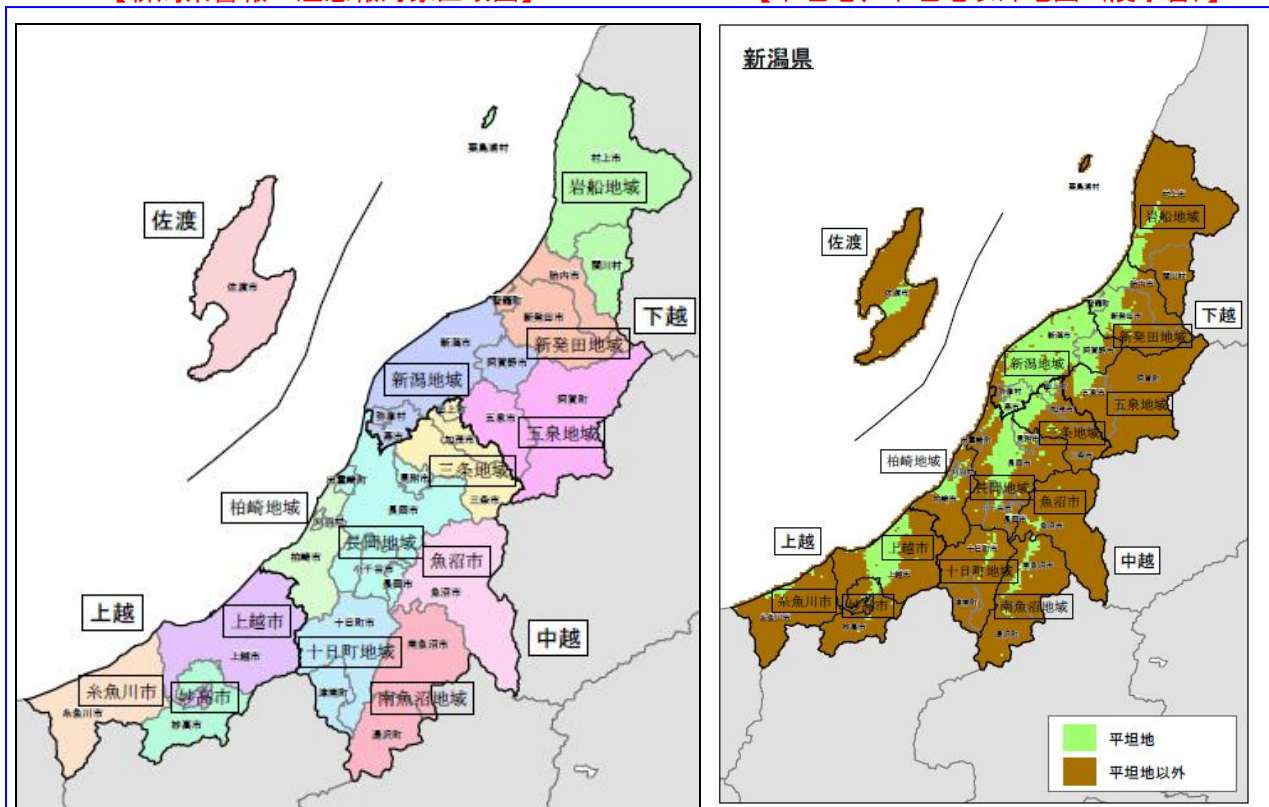
村上市	府県予報区		新潟県	
	一次細分区域		下越	
	市町村等をまとめた地域		岩船地域	
警報	大雨	(浸水害)	雨量基準	平坦地:1時間雨量50mm 平坦地以外:1時間雨量80mm
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準	101
	洪水		雨量基準	平坦地:1時間雨量50mm 平坦地以外:1時間雨量80mm
			流域雨量指数基準	三面川流域=32, 石川流域=17, 門前川流域=8, 高根川流域=23, 小俣川流域=13
			複合基準	—
			指定河川洪水予報による	荒川〔葛籠山〕
	暴風	平均風速	陸上	20m/s
			海上	25m/s
	暴風雪	平均風速	陸上	20m/s 雪を伴う
			海上	25m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	平地	6時間降雪の深さ35cm
			山沿い	12時間降雪の深さ55cm
	波浪		有義波高	5.5m
	高潮		潮位	1.5m
注意報	大雨		雨量基準	平坦地:1時間雨量30mm 平坦地以外:1時間雨量50mm
			土壌雨量指数基準	70
	洪水		雨量基準	平坦地:1時間雨量30mm 平坦地以外:1時間雨量50mm
			流域雨量指数基準	三面川流域=16, 石川流域=14, 門前川流域=6, 高根川流域=18, 小俣川流域=10
			複合基準	—
			指定河川洪水予報による	荒川〔葛籠山〕
	強風	平均風速	陸上	4~9月 12m/s 10~3月 15m/s
			海上	15m/s
	風雪	平均風速	陸上	4~9月 12m/s 10~3月 15m/s 雪を伴う
			海上	15m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	平地	6時間降雪の深さ15cm
			山沿い	12時間降雪の深さ30cm
	波浪		有義波高	2.5m
	高潮		潮位	1.0m
	雷		落雷等により被害が予想される場合	
	融雪	1. 積雪地域の日平均気温が10℃以上 2. 積雪地域の日平均気温が7℃以上、かつ、日平均風速5m/s以上か日降水量が20mm以上		
	濃霧	視程	陸上	100m
			海上	500m
	乾燥		最小湿度 40% 実効湿度 65%	
	なだれ	1. 24時間降雪の深さが50cm以上で気温の変化が大きい場合 2. 積雪が50cm以上で最高気温が8℃以上になるか、日降水量20mm以上の降雨がある場合		
	低温		5~9月:日平均気温が平年より3℃以上低い日が3日以上継続 11~4月:海岸 最低気温-4℃以下 平野 最低気温-7℃以下 山沿い 最低気温-10℃以下	
	霜		早霜・晩霜期に最低気温3℃以下	
	着氷・着雪	1. 著しい着氷が予想される場合 2. 気温0℃付近で、並以上の雪が数時間以上降り続くと予想される場合		
記録的短時間大雨情報		1時間雨量	100mm	

※上記の表の土壌雨量指数基準は村上市の最も低い値であることに注意する。

- 注1 発表基準欄に記載した数値は、新潟県における過去の災害発生頻度と気象条件との関係を調査して決めたものであり、気象要素によって災害発生を予想する際の具体的な目安である。
- 注2 大地震や火山の噴火等、不測の事態により気象災害に関わる諸条件が変化し、通常の基準を適用することが適切でない状態となることがある。このような状態がある程度長期間継続すると考えられる場合には、特定の警報・注意報について、対象地域を必要最小限の範囲に限定して「暫定基準」を設定し、通常より低い基準で運用することがある。
- 注3 土壌雨量指数とは、降雨による土砂災害発生の危険性を示す指標で、土壌中に貯まっている雨水の量を示す指数。流域雨量指数とは、降雨による洪水災害発生の危険性を示す指標で、対象となる地域・時刻に存在する流域の雨水の量を示す指数。

【新潟県警報・注意報対象区域図】

【平坦地、平坦地以外地図（浸水害）】



※特別警報、警報、注意報は市町村単位で発表される。また、大雨や洪水などの警報が発表された場合のテレビやラジオによる放送などでは、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、これまでどおり市町村等をまとめた地域の名称を用いる場合がある。

(3) 気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表される。

(4) 土砂災害警戒情報

新潟県と新潟地方気象台が共同で発表する情報で、大雨警報（土砂災害）発表中に、大雨による土砂災害発生の危険度が高まった時、市町村長が避難勧告等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう市町村ごとに発表される。

(5) 記録的短時間大雨情報

数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）したときに、府県気象情報の一種として発表される。

(6) 竜巻注意情報

積乱雲により発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生する可能性が高まった時に新潟県に発表される。この情報の有効期間は、発表から1時間である。

(7) 特別警報・警報・注意報の発表・解除及び気象情報の発表

特別警報・警報・注意報の発表・解除及び気象情報の発表は、新潟地方気象台が行う。

特別警報は重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表され、重大な災害が発生するおそれが著しく大きい状況でなくなったときに解除される。

警報・注意報の発表及び解除については、以下の点に注意する。

ア 同時に2つ以上の警報又は注意報を行う場合は、標題にそれらの警報又は注意報の種類を併記した1つの警報文又は注意報文を作成する。

イ 1つ又は2つ以上の警報又は注意報が行われた後において、1つ又は2つ以上の警報又は注意報を行った場合は、前に行われた警報又は注意報は後で行われた警報又は注意報に切り換えられたものとし、警報又は注意報の必要がなくなった場合はこれを解除する。

2 気象業務法及び水防法に定める指定河川洪水予報及び水防法に定める水防警報

(1) 荒川洪水予報

河川の増水やはん濫などに対する水防活動のため、あらかじめ指定した河川について、区間を決めて水位又は流量を示して発表する警報及び注意報である。荒川については、北陸地方整備局羽越河川国道事務所と新潟地方気象台が共同で下表の標題により発表する。

種 類	標 題	概 要
洪水警報	はん濫発生情報	はん濫が発生したときに発表される。 新たにはん濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。
	はん濫危険情報	はん濫危険水位に達したときに発表される。 いつはん濫が発生してもおかしくない状況であり、避難していない住民への対応が必要である。この後に避難勧告等を発令する場合、周辺状況を確認する必要がある。
	はん濫警戒情報	一定時間後にはん濫危険水位に達すると見込まれるとき、あるいは、避難判断水位に達しさらに水位の上昇が見込まれるときに発表される。 避難勧告等の発令の判断の参考とする。
洪水注意報	はん濫注意情報	はん濫注意水位に達し、さらに水位の上昇が見込まれるときに発表される。 避難準備情報等の発令の判断の参考とする。

荒川洪水予報の基準水位

予報区域名	河川名	水位観測所名	所在地	位置	水防団待機水位	はん濫注意水位	避難判断水位	はん濫危険水位	計画高水位
荒川	荒川幹川	上関	岩船郡関川村	左岸 17.0 k	3.60	4.30	6.45	7.39	8.30
		葛籠山	村上市	右岸 5.0 k	3.00	3.70	6.57	7.25	7.80

風水害等対策編 第2章 気象警報・注意報等の発表・受領及び伝達

- (2) 水防警報は、各河川の水位の状況に応じて、水防活動の必要が予測され又は現に水防活動を必要とするときにこれを行うものとし、おおむね次の段階により必要な警報を発表する。

水防情報提供の段階		内容
【第1段階】	準備	水防に関する情報連絡、水防資機材の整備点検、水門等の開閉の準備、水防機関に出動の準備を通知するもの。
【第2段階】	出動	水防機関が出動する必要がある旨通知するもの。
【第3段階】	状況	洪水の状況等、水防活動上必要な情報を明示するとともに、越水、漏水、法崩、亀裂、その他河川状況により特に警戒する事項を通知するもの。
【第4段階】	解除	水防の終了を通知するもの。

- (3) 警報を発表する場合の具体的基準は、次のとおりである。

国土交通大臣所管

河川名	観測所名	地名			水防団 待機水位	はん濫注 意水位	避難判断 水位	はん濫 危険水位	摘 要	堤防高	量水標の 零点標高
		郡市	町村	大字							
荒 川	上関	岩船	関川	上関	<u>3.60</u>	<u>4.30</u>	<u>6.45</u>	<u>7.39</u>	自動 観測装置	<u>10.79</u>	30.510
	葛籠山	村上		葛籠山	<u>3.00</u>	<u>3.70</u>	<u>6.57</u>	<u>7.25</u>		<u>10.14</u>	3.160

※下線は零点表示、その他は標高表示

県知事所管

河川名	観測所名	地名			水防団 待機水位	はん濫注 意水位	避難判断 水位	はん濫 危険水位	摘 要	堤防高	量水標の 零点標高
		郡市	町村	大字							
三面川	宮ノ下	村上		宮ノ下	10.39	11.39	13.09	13.39	防災情 報システム	右岸 16.30 左岸 17.60	8.38
	泉 町	村上		泉 町	4.57	5.37	6.50	6.70		右岸 8.26 左岸 9.20	-0.05
荒 川	上 関	岩船	関川	鷹ノ巣	48.60	49.53	50.45	53.25		右岸 53.60 左岸 65.92	0
高根川	早稲田	村上		早稲田	37.85	38.40	39.15	39.73		右岸 40.73 左岸 41.50	0
門前川	山辺里	村上		山辺里	9.60	10.20	10.86	11.46		右岸 12.80 左岸 12.70	0

※ 下線は零点表示、その他は標高表示

- (4) 市長は、国土交通大臣及び新潟県知事が水防警報を発しない中小河川の水防について、過去の水害を考慮し、必要に応じて関係機関に警告する。

3 消防法に定める火災気象通報及び火災警報

市長は、消防法（昭和23年法律第186号）第22条第2項の規定により、県知事から火災気象通報を受けたとき又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めたときは、消防法第22条第3項の定めにより「火災警報」を発することができる。

(1) 火災気象通報の発令基準

当日の気象状態が次のいずれかの条件を満たしたときとする。

- ア 実効湿度が65%以下になる見込みのとき。
- イ 平均風速15m/s以上の風が1時間以上続いて吹く見込みのとき。

ウ 出火危険度5以上になる見込みのとき。

(注)：「出火危険度」とは、その日の最小湿度及び最大風速から計算される指数。

また、「火災警報」が発せられた時は、市の区域内にいる者は、市の条例で定める火の使用の制限に従わなければならない。

第2節 気象警報・注意報等の伝達体制の整備

担当：総務課、各支所

1 災害応急対策責任者の体制整備

災害応急対策責任者は、気象警報・注意報等の収受、伝達が迅速かつ正確になされるよう、その機関内における体制を整備する。この場合において、特に休日、夜間の体制に注意し、関係機関相互に徹底を図る。

2 気象警報・注意報等の伝達

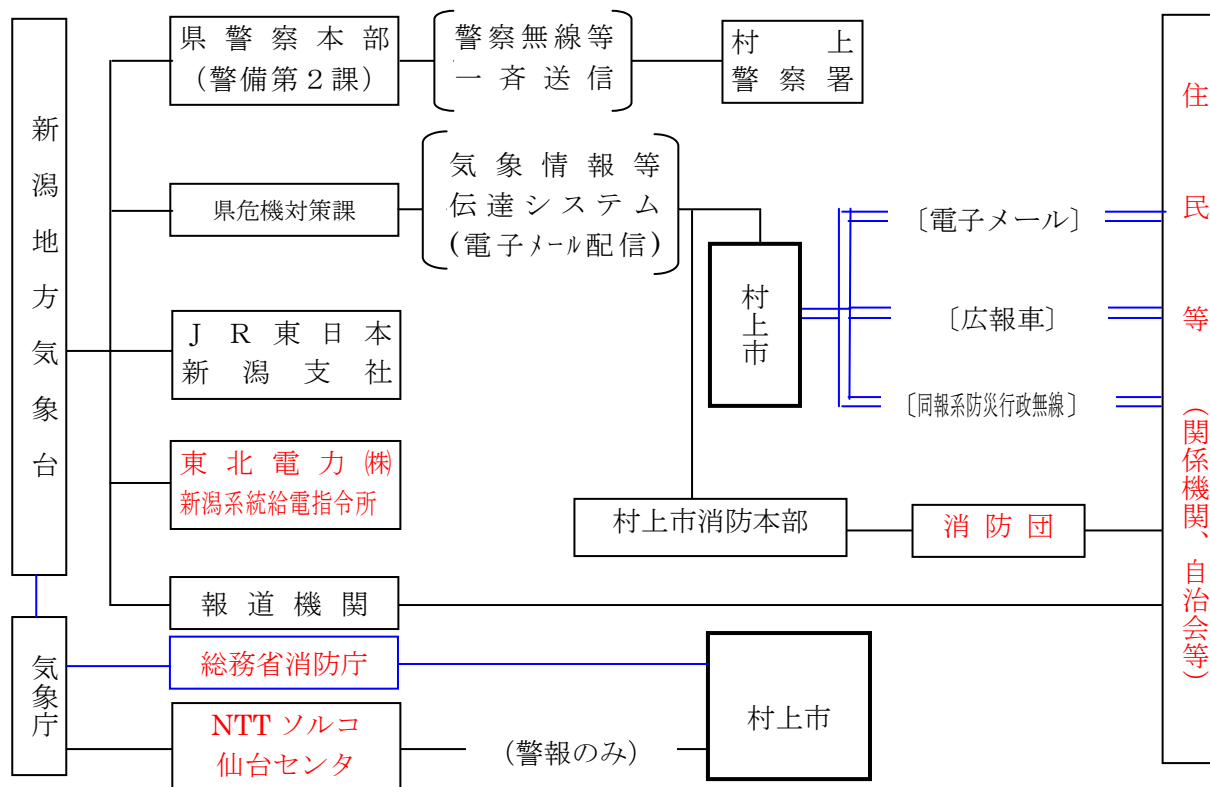
(1) 伝達系統

新潟地方気象台が、気象業務法に基づく気象警報・注意報等を発表、切替え、又は解除した場合の住民等及び所在官公署への周知と、その伝達体制は、次による。この場合の伝達順位は、予測される災害に対する直接の災害応急対策責任者への伝達を優先する。

(2) 伝達基準

気象警報が発表又は切替えした場合は、庁内各課に周知するものとし、被害の発生するおそれがある場合には、関係各機関及び自治会等へも周知する。

気象警報・注意報等の伝達系統図



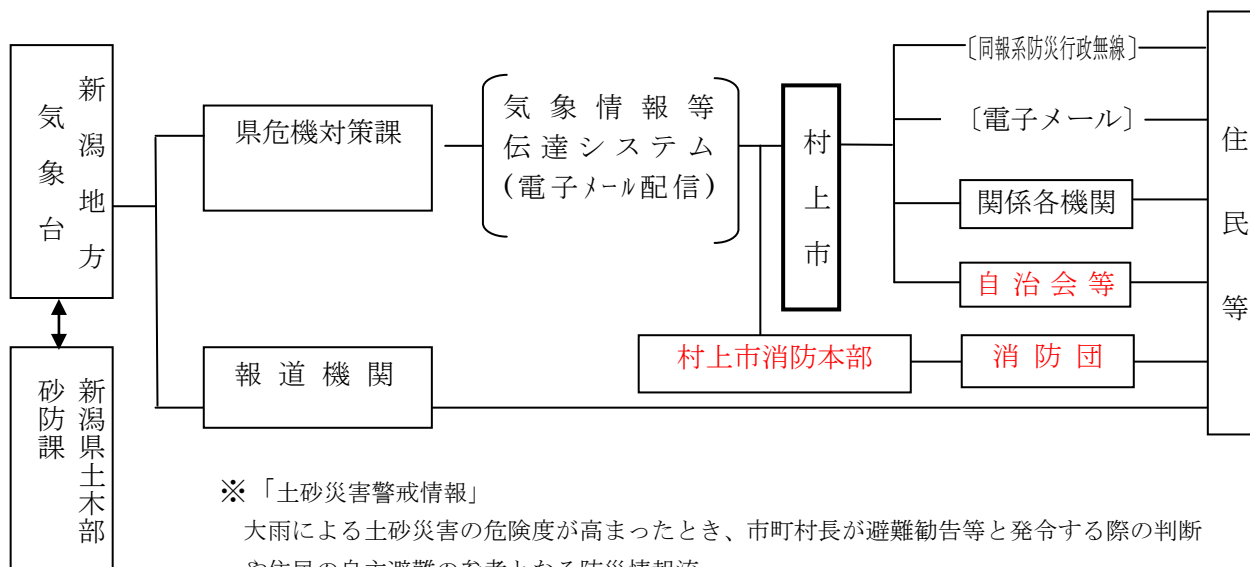
※二重線は、気象警報・注意報に加えて、特別警報が発表された際に、通知若しくは周知の措置が義務付けられている伝達経路。気象等の特別警報又は特別警報に位置づけられる大津波警報について通知を受けたとき又は自ら知ったときは、直ちに本計画の市からの伝達経路に従って、可能な限りの伝達手段を用いて周知する。

(3) 伝達方法

市は、気象**警報・注意報**等を受領し必要があると判断した場合には、状況に応じ、同報系防災行政無線等、消防職団員等の**地域**巡ら及び広報車の巡回等により住民等に周知する。

3 土砂災害警戒情報の伝達

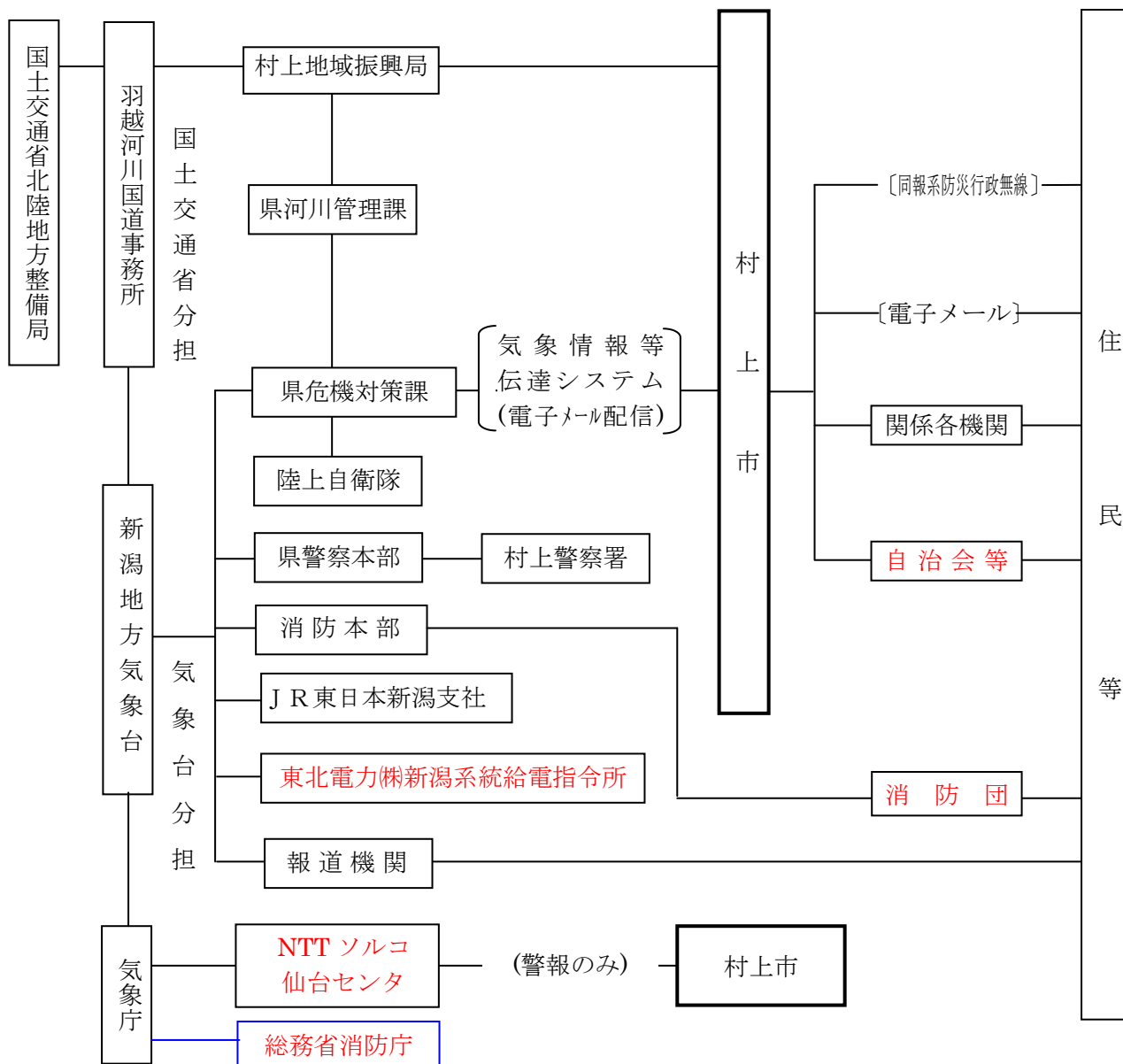
新潟県と新潟地方気象台の共同発表により、新潟地方気象台から**新潟県をと**おして「土砂災害警戒情報」が発表又は解除**された**場合には、庁内各課に周知するものとし、関係**する**各機関及び自治会等を通じ住民への周知を図る。



4 荒川洪水予報等の伝達

北陸地方整備局羽越河川国道事務所と新潟地方気象台が共同で行う荒川洪水予報等（**警報**、**注意報**及び情報）の伝達系統は次のとおりとし、伝達基準は2の(2)、伝達方法は2の(3)に準ずる。

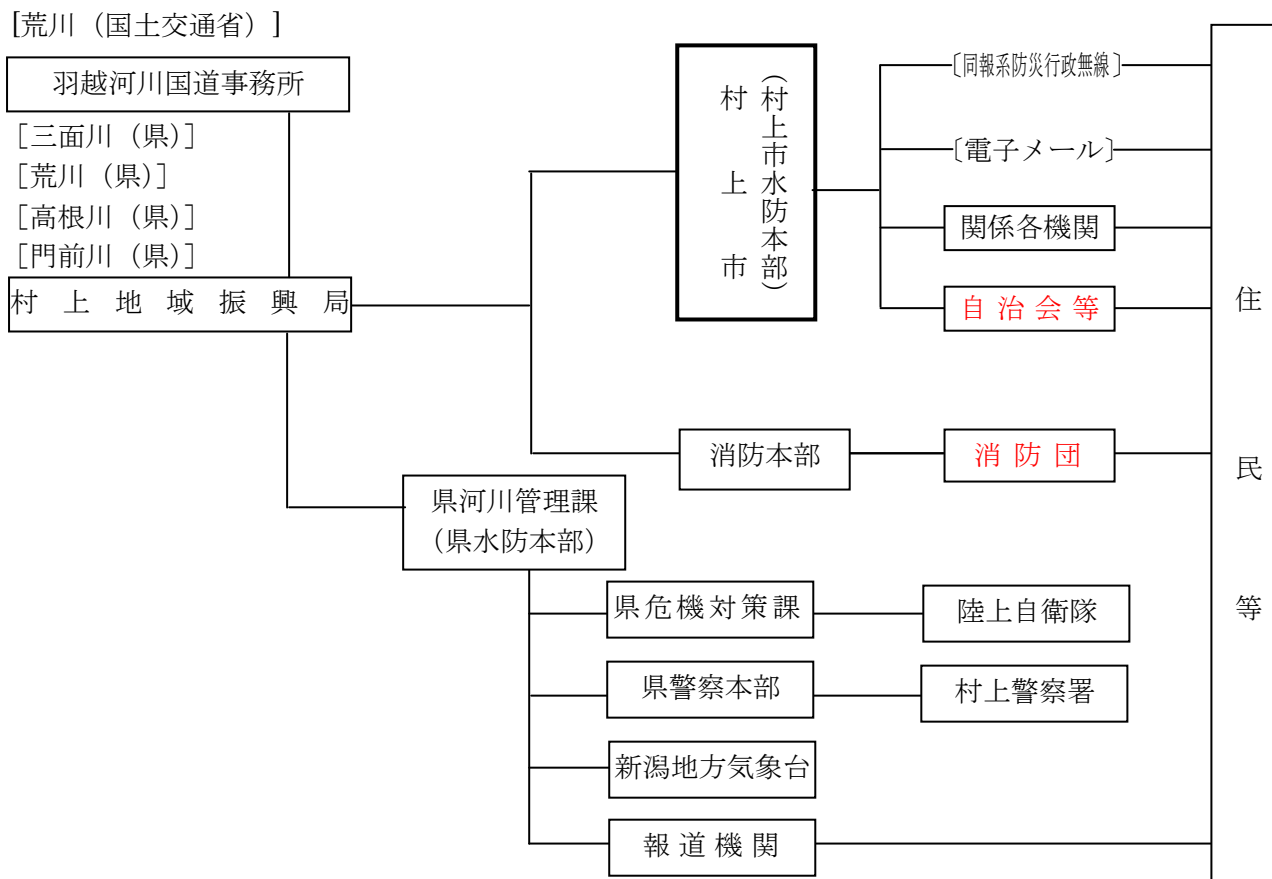
荒川洪水予報等伝達系統図



5 水防警報の伝達

伝達系統は次のとおりとし、伝達基準は2の(2)、伝達方法は2の(3)に準ずる。

水防警報伝達系統図

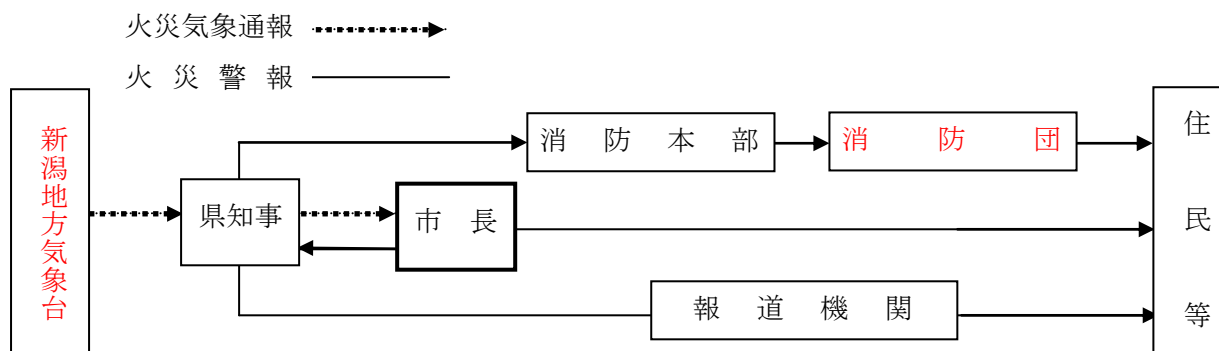


6 火災気象通報並びに火災警報の伝達

市は、火災警報を発し、又は解除したときは、広報車・消防車等による呼びかけ等、本計画の定めるところにより、公衆及び所在の官公署・事業所に周知するとともに、県消防課に通報する。

また、伝達方法は次のとおりとする。

火災気象通報及び火災警報伝達系統図



7 市長が行う警告等の伝達

市長が災害対策基本法第 56 条に基づき、予測される災害に対処するため発する警告等の伝達体制は、2 に準ずる。

8 異常現象発見時における措置

(1) 異常現象の種別

- ア たつ巻（農作物、建造物に被害を与える程度以上のもの）
- イ 強い降ひょう（農作物等に被害を与える程度以上のもの）
- ウ 異常潮位（天文潮（干潮）から著しくずれ、異常に変動するもの）
- エ 異常波浪（海岸等に被害を与える程度以上のうねり、風浪であって、前後の気象状況から判断して異常に変動するもの）
- オ 雪崩（建造物又は交通等に被害を与える程度以上のもの）
- カ その他異常なもの

(2) 通報手続

- ア 異常現象を発見した者は、速やかに市長、警察官又は海上保安官に通報する。
- イ 通報を受けた警察官又は海上保安官は、その旨市長に通報する。
- ウ 上記(ア)又は(イ)により通報を受けた市長は、直ちに下記機関に通報する。
 - a 新潟地方気象台
 - b その地域を管轄する県地域機関その他関係機関
 - c 当該災害に関係する隣接市町村
- エ 県地域機関の長は、その旨を直ちに県危機対策課長及び関係部課長に通報する。
- オ 警察署長は、その旨を直ちに関係市町村長その他の関係機関に通報する。
- カ 県及び県警察本部は、相互に連絡するとともに、新潟地方気象台にその旨を直ちに通報する。

第3節 気象**警報・注意報**等を徹底させるための 県、市、報道機関等の協力体制

1 基本方針

県、市、報道機関は、相互に協力し、災害に関する気象**警報・注意報**等の伝達の徹底に努めるものとし、必要ある場合には協定を行い、その円滑化を期する。

2 火災警報の放送

市長が発する火災警報は、県が放送機関に放送を依頼する。

3 災害に対する通知、要請、警告

市長が発する災害に対するための通知、要請、警告については、必要があると認めるときは県を通じ放送機関に伝達するものとし、放送機関は速やかに放送を行うよう努める。

第3章 災害予防計画

第1節 異常降雨に対する災害予防

担当：総務課、すべての課

水害の予防は、治山・治水事業の促進、多目的ダムによる総合開発、河川管理の強化及び水防体制の充実強化等様々な分野の対策によりその効果が期待されるものであるが、異常降雨に対しては、次により当面の水害予防措置を講じるほか、村上市水防計画の定めるところにより必要な予防措置及び警戒措置を執る。

1 危険区域の監視体制等

(1) 危険区域の監視

市長は、異常降雨に伴う危険区域監視のため水防監視員を任命し、河川等の巡視を行わせるとともに消防団員を適切に配置し、水害の予防に努める。

また、異常降雨により山崩れ等の土砂災害等が予想される箇所には、災害発生に備えてあらかじめ指定した危険箇所の巡視警戒を行う。

(2) ダム管理者の市長への連絡

ダム管理者は、ダムの水位が上がり放流する場合、ダムの操作規程に定めるところにより市長に連絡しなければならない。それを受けて市長は、警戒等の必要な体制を整える。

2 河川等の構造物等の点検及び操作訓練

(1) 河川構造物等の点検

県、市は、異常降雨等による水害に備え、河川の水門及び排水ポンプの定期点検を行うとともに、操作訓練を行う。

(2) 農業用排水路工作物の点検

用排水路工作物の点検については、県営事業施行中の区間は村土地域振興局農林振興部が、その他のものは土地改良区等の管理団体がそれぞれ実施し、必要な予防措置を講じる。

3 水防資機材の点検配備

市長は、普段から水防倉庫内格納機材の点検を行う。

また、出水状況等に応じて、直ちに水防作業に便利な位置に水防資機材を配備できる体制を整える。

4 宅地等浸水危険区域

異常降雨等による本市の宅地等浸水危険区域は、山地及び丘陵地を除く地域とする。

第2節 台風に対する災害予防

担当：総務課、すべての課

台風は、進路、規模によってもたらす被害は様々であるが、その進路等により予想される気象状況を早期に把握し、臨機対応の措置を講じる。

1 台風が日本海を新潟県に接近して北東に進む場合

フェーン現象に伴う大火災の防止並びに強風による被害の防止に重点を置き、次の措置を講じる。

(1) 火災予防措置

第3章第3節「大火のおそれがある気象下における災害予防」に準ずる。

(2) 家屋その他建築物の倒壊防止緊急措置の徹底

家屋その他建築物の倒壊を防止するための緊急措置は、それぞれの家屋等の管理者が行うものとし、状況に応じて市は家屋等の管理者に対し、次の措置の徹底を図る。

ア はずれやすい戸や窓、弱った壁等には筋交い、支柱等の補強材による応急的な補強工事を行うこと。

イ 屋根の補強として、棟木、母屋、梁をかすがいで止め、トタンはたる木に打ちつけ、棟瓦は上部にも針金を渡して上部で結束する。

ウ 建築物周辺の倒れるおそれのある立木は枝おろしをする。

市長は、以上の緊急措置の徹底が困難であるか、又はこれらの措置によっても被害の防止が困難であるような緊迫事態に際しては、当該家屋等の管理者に対して避難のための立退きを指示し、あらかじめ定めた避難所に収容する。

2 台風が新潟県の南方を北東に進む場合

強雨に伴う洪水による被害の防止に重点をおいて災害予防措置を講じるものとし、措置内容は、第3章第1節「異常降雨に対する災害予防」に準ずる。

3 台風が新潟県を縦断又は横断して進む場合

強風並びに強雨によるそれぞれの被害を防止するため、状況及び地域性を総合的に判断して適宜1及び2による諸措置の活用を図る。

第3節 大火のおそれがある気象下における災害予防

担当：消防本部、総務課

火災の予防は、防火思想の普及徹底と計画的な都市設計と行政指導により、災害に強い都市づくりに努めつつ、消防体制の充実強化を図ることにより、その効果を期するべきが、大火のおそれがある気象下における当面の災害予防措置は、次のとおりとする。

1 火災警報の発令

市長は、県知事から火災気象通報を受けたとき又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、消防法第22条第3項の規定により、火災警報を発することができる。

また、火災警報が発せられたときは、市の区域内にいる者は、市の条例で定める火の使用制限に従わなければならない。

2 警戒体制の確保

市長は、大火のおそれがある気象下において消防機関との連絡体制を強化し、警戒体制の強化に努める。

3 所要地域の防火対象物の警戒

市長は、大火のおそれがある気象下で火災予防上特に危険な地域の警戒措置が十分行われるよう、必要に応じて消防機関との連絡体制を強化するほか、木造大規模建築物、危険物等貯蔵所、大量火気使用場所等火災発生危険度の大きいもの、あるいは火災が発生した場合著しく拡大延焼するおそれのある防火対象物又は文化財等については、防火管理者の協力等により特別な警戒措置が執られるよう、あらかじめ指導協議の上、必要な警戒計画を定めておく。

4 消防機械の点検整備と非常出動体制

市長は、大火のおそれがある気象下では、消防機関との連絡体制を強化し、消防機械の点検整備及び非常出動体制を確保させる。

5 火災発生防止の緊急徹底

大火のおそれがある気象下では、地域住民に火災発生防止の緊急徹底を図るため、広報車等による巡回予防広報により、火災予防上必要な事項について住民等に徹底するものとし、このための予防広報計画をあらかじめ定めておく。

6 消防力等の充実強化

市長は、消防力等の充実強化により、災害予防と火災発生時の被害の軽減を図り、市民生活の安全を確保するため、次のことに努める。

- (1) 消防力の基準に示す水利の増強、整備
- (2) 地域の実態に即した施設、装備、資機材の充実、強化
- (3) 消防車両の増強、機動力の強化
- (4) 人材の確保と育成による消防組織の強化

第4節 積雪期に対する災害予防

担当：都市整備課、農林水産課、総務課

積雪期における各種災害の予防は、全市的な交通の確保を図ることによりその効果が発揮されるが、産業、経済の振興と民生安定に寄与するため、当面は、主として経済効果の著しい主要道路から交通の確保を図り、あわせて降雪に伴う被害を軽減するため、次の措置を講じる。

1 予防対策事業計画の現状

道路除雪については、毎年降雪期までに道路除雪計画を策定し、降雪期には市保有機械及び業者保有機械を出動させるとともに融雪施設の作動により、冬期間の交通の確保に努めており、歩道の除雪についても車道除雪と連携をとりながら通学路を中心に計画的に推進している。なお、住家連担地域の融雪施設の敷設も計画的に推進している。

また、雪崩事故防止のため雪崩発生危険箇所の指定並びに雪崩防止施設の整備促進に努めている。

2 予防対策事業の基本方針

積雪寒冷特別地域における道路交通確保に関する特別措置法（昭和31年法律第72号）の趣旨に基づき、国・県道の除雪路線と合わせて、市道の幹線道路及び一般道路の機械除雪を実施し、融雪施設の計画的な整備とともに、冬期間の道路交通の確保に努める。

また、冬期歩行者空間を確保すべき路線について、歩道除雪機械による歩道除雪、融雪設備による消雪を行うとともに、車道との一体的な除雪等の手法を総合的に組み合わせた冬期歩行者空間確保計画「雪みち計画」の推進と歩道除雪機械や融雪設備の整備を計画的に進めながら拡充を図る。

さらに、雪崩発生危険箇所については、雪崩防止施設の整備を推進するとともに、周辺住民等への危険箇所の周知を行い、避難体制を整備し事故防止に努める。

3 主要道路の除雪計画

国道及び県道は、国土交通省北陸地方整備局及び県が主体となって除雪に当たり、その体制の整備については、毎年降雪時まで完了する。

市は、国土交通省北陸地方整備局、県及び交通関係機関と連絡調整を図り、毎年降雪時まで除雪に関する細部計画を立て、市内の交通確保のため、万全な体制を整える。

4 除雪対策

(1) 除雪対策協議会の設置

市は、除雪に関連する関係者で構成する会議を設け、除雪作業の調整、住民等の協力確保、機械力の動員・調整などを行い、除雪計画の円滑な遂行を期する。

(2) 住民等の協力

市は、住民等による人的除雪又は除雪作業に伴う車両の移動、屋外設置物の撤去等の措置について、必要と認めた場合は、関係者に対して協力を要請し、必要に応じてその要請は関係行政区の区長を通じて行う。

また、住民等は、災害の発生の未然防止、緊急時の対応のため、道路や小河川、水路への排雪をしないようにしなければならない。

(3) 雪捨場の設置

市は、雪捨場の選定に当たって、事前に関係機関と十分協議して慎重に選定するとともに、住民等にその位置を周知することにより、住民等がみだりに小河川又は水路へ雪を捨て、いっ水等の災

害を起こさないよう配慮する。

(4) 雪下ろし等による交通障害の排除

雪下ろし等道路への排雪による交通障害の発生は、冬期間の交通確保上重要な問題となる。市は、家屋の密集地及び国・県・市道の沿線に居住する住民に対し、道路への排雪をしないよう周知し、協力を求める。

(5) 消雪施設の整備拡充

道路の消雪施設は、国・県・市道それぞれ整備を進めてきたが、今後は、地下水への影響、地盤沈下等の問題を十分考慮し、機械除雪との組み合わせを考えながら施設整備を図る。

(6) 歩道除雪

冬期歩行者空間を確保すべき路線について、歩道除雪機械による歩道除雪、消融雪施設等の施設整備、車道との一体的な除雪等の手法を総合的に組み合わせた、冬期歩行者空間確保計画「雪みち計画」を中心とした歩道除雪を推進する。

5 雪崩事故の防止

市、県及び関係機関は、雪崩発生のおそれのある箇所をあらかじめ把握し、十分な監視警戒体制の確立と必要な防止措置を講じるよう努める。

(1) 雪崩発生危険箇所の指定

雪崩から保全すべき人家、道路、その他の施設（以下「保全対象」という。）がある地区で、過去に雪崩の発生の有無を問わず、斜面の傾斜、植生の状況等から、積雪量、降雨量、気温、強風等の気象条件の変化により雪崩の発生が予想される箇所を雪崩発生危険箇所として指定する。

(2) 雪崩防止施設の整備

市、県及び関係機関は、それぞれの管理する雪崩発生危険箇所に雪崩防止柵、段切り等の雪崩防護施設の整備を推進し、雪崩発生による事故の防止を図る。

(3) 雪崩危険箇所の警戒

ア 危険箇所の査察

市、県及び関係機関は、それぞれの管理する雪崩危険箇所について、適宜パトロールを実施し、雪崩発生の早期予知に努め、事故の防止を図る。

また、危険箇所のある行政区の区長と連絡を密にし、危険箇所の状況把握に努める。

イ 市、県及び関係機関は、それぞれの管理する雪崩危険箇所を一般に周知させるため、危険箇所等の標識を必要箇所に設置するとともに、広報紙等に掲載する。

ウ 事故防止体制

市は、警察と連携を図りながら、住民等に注意を喚起するとともに、雪崩の発生が予想される際の迅速な避難勧告措置等を講じることにより、住民等の生命、身体确保安全を図る。

(4) 雪崩発生に伴う応急措置

雪崩発生により保全対象に被害が生じたときは、それぞれの管理者において所要の応急措置を講じる。

6 家屋の倒壊防止

(1) 住宅・建築物の安全性に対する指導

市は、所有者に対して建築物の新築、改良工事等に際し、市街地の状況や敷地の状況等で周辺への影響について十分配慮した屋根雪処理方法とするよう指導に努める。

(2) 克雪住宅の普及

核家族化や高齢化の進行に伴い、高齢者を中心とした雪下ろしによる事故が毎年発生している。

今後、自力で屋根雪処理を行うことができない世帯は、さらに増加するものと考えられ、雪下ろしの労働力確保も難しくなっている。

また、雪屋根荷重による家屋倒壊の防止対策としては、住宅の克雪化が最も有効であるため、市は推進に努める。

(3) 屋根雪等による事故防止の啓発

市は、屋根雪等による人身事故防止について、住民等に対する啓発に努める。

ア こまめな雪下ろしの励行

イ 雪庇や屋根からの落雪埋没による事故防止

ウ 雪下ろし中の転落事故防止

エ 非常時における出入口の確保

7 電力供給の確保対策

東北電力(株)村上営業所は、配電線路の雪害予防のため、次の措置を講じる。

(1) 配電線路

ア 降雪期前に雪害予防の臨時巡視を実施し、配電線路の補修、整備を行う。

イ 樹木の接触や倒木による停電防止のため、樹木所有者と協議のうえ、樹木の枝下ろし、伐採及び倒木ガードワイヤーの効果的措置を推進する。

ウ 着雪による電線断線などの停電を防止するため、難着雪電線を使用する。

エ 冠雪、雪崩、雪圧による停電を防止するため、時期をとらえたパトロール及び冠雪落とし、支線除雪などの工事を実施する。

(2) 機動力及び通信網の整備

ア 豪雪時における電線路障害の早期復旧を図るため、請負会社の車両その他、可能な運搬手段を確保する。

8 通信確保対策

N T T東日本新潟支店は、雪害のおそれのある地域の電気通信設備等について、耐雪構造化及び通信網の整備を推進し、雪害の未然防止と重要通信の確保を図る。

(1) 設備の耐雪構造化

ア 通信線路の地下化の推進

イ 積雪、寒冷地用の屋外線への取替整備

(2) 通信網の整備

ア 災害が発生した場合に、重要通信を確保し通信不能地域をなくすため、主要な伝送路の多ルート構成又は2ルート構成を図る。

イ 停電に備え、主要な電気通信設備の予備電源の整備・維持を図る。

(3) 迅速な復旧態勢の確保

被災した設備の迅速な復旧を図るため、災害対策用機器、無線車等を指定保管場所に配備する。

9 鉄道施設の交通確保対策

鉄道各社は、降積雪期における列車の安定輸送のために、それぞれ除雪車両、除雪機械及び適正要員の整備を図り、除雪体制の確保に努める。

(1) 一般鉄道施設

ア 除雪体制

(ア) 線路除雪は、除雪機械等を適所に配備するとともに、除雪要員の配置及び外注除雪体制を整える。

(イ) 除雪は、除雪車両、除雪機械に主力をおき、線区の重要度に応じ重点的な除雪を行い、列車運転の混乱防止に努める。

(ウ) 機械力除雪により難しい箇所は、人力除雪を計画的に実施するほか、消雪設備を計画的に整備

する。

イ 踏み切り箇所の除雪

踏み切り箇所は、線路及び道路側からの排雪による堆雪により、見通しが阻害されることが多いため、道路管理者と協議し除雪を実施する。

ウ 運転規制

降・積雪期における輸送能力の確保と輸送の混乱を防止するため、降・積雪の状況に応じて支社の指示により第1次から第5次体制に区分し、その基準に基づき運転規制を実施するとともに各段階に即応した排雪列車運転と構内除雪を実施する。

エ 雪害時の対策

(ア) 消防団、自衛隊の出動

雪害時における緊急除雪等は、支社の指示を受け非現業職員を含めた社員の動員を第一とし、必要に応じ関連事業所の応援を得て実施する。関連事業所の応援によっても困難な場合は、状況に応じ消防団又は自衛隊の派遣を求める。

(イ) 緊急輸送

雪害時における緊急輸送は、一般貨客を優先して行うが、緊急輸送が輻輳したときは、県と協議の上輸送物資及びその順位を定めて行う。

オ 予防保全対策

(ア) 雪崩警備体制を強化し、雪崩の発生が予想されるときは、列車の抑止手配を行うとともに、必要に応じて支社の指示を受け運転規制を実施する。

(イ) 雪崩発生重点警備箇所を再検討し、巡回警備を強化する。

カ 融雪設備等の強化

輸送の確保、省力化を図るため、熱風、電気融雪及び水資源を利用した除融雪設備の充実を図る。

10 豪雪時の生鮮食料品の確保

豪雪のため、交通が途絶した場合等には、市街地消費者の需要に応ずるため、市内生産者に協力を求め、農業協同組合等を通じて集荷する。

なお、豪雪により交通の途絶が予想される場合は、各家庭に食料品の備蓄を呼び掛けるとともに関係業者にも仕入れ増加を呼び掛ける。

11 し尿・ごみ処理対策

市は、住民等に対し、降雪期を迎える前にし尿のくみ取りを実施し、非衛生的なことが生ずることのないよう指導徹底をしなければならない。

ごみ処理については、臨時集積所の設置等ごみ収集場所を確保し、衛生的な処理の徹底を行う。

また、降雪等による被害が甚大で道路除雪や施設の処理能力がおぼつかない場合は、それらの処理能力が整うまでは、地域の自主防災組織等の協力により、スコップなどでごみ集積場所を確保するとともに、家庭内での一時保管をする。

12 公共建物の除雪

公共建築物の除雪については、それぞれの施設管理者において、除雪計画を立てて措置すべきが、異常降雪時の場合には、市は、これらの総合調整を図り、必要に応じて除雪要員の動員等を実施し得るよう対策を講じる。

13 避難路の確保

豪雪時には、他の災害の発生の際に円滑な避難が行えるよう、各道路管理者の緊密な連携の下に道

路除雪を行うが、道路除雪が整うまでは、地域の自主防災組織等の協力を得て、避難路を確保する。

第5節 防災教育計画

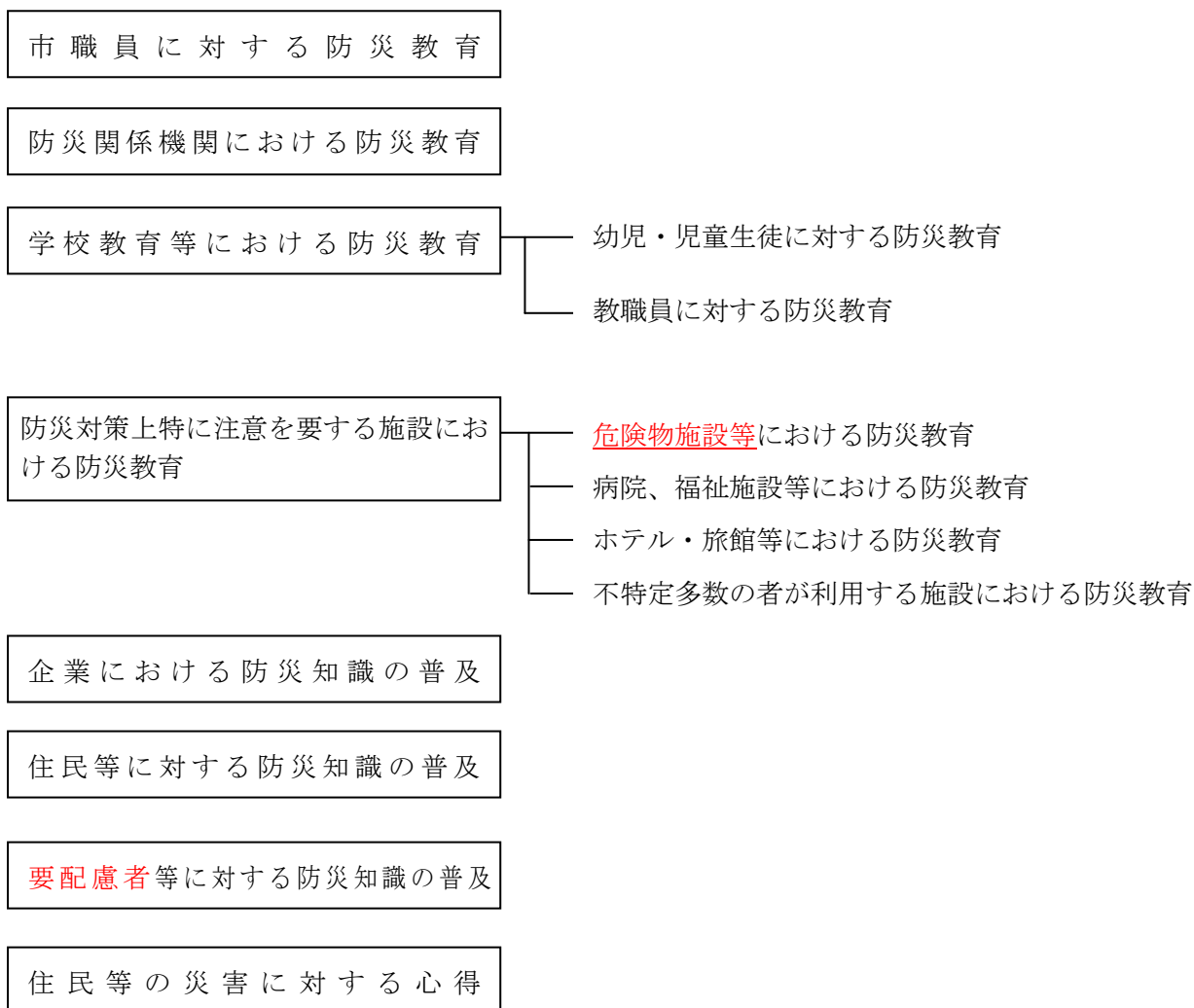
担当：総務課、すべての課

1 計画方針

総合的な防災対策を推進していく上で、市、防災関係機関及び住民等が災害に対する十分な認識と防災対策に関する的確な知識を有し、災害発生時の応急対応能力を高めることが重要である。

このため、市及び防災関係機関は相互に連携し、職員、住民等に対する防災教育を実施する。

2 計画の体系



3 市職員に対する防災教育

災害発生時に応急対策実施の主体となる市職員には、災害に関する豊富な知識とこれらの知識に基づく適切な判断力が要求される。

このため、市は、職員に対し、各種法律、規則、条例、防災計画の内容、災害時の個人の具体的役割や行動等の所管防災業務について教育するとともに、災害対応マニュアル等を作成し、災害発生時に備える。

また、国、県等が実施する研修会への参加や研修会等の開催に努める。

4 防災関係機関における防災教育

防災関係機関は、職員に対し、災害時の対応の基礎知識、応急対策や各機関特有な防災対策などの教育に努める。

5 学校教育等における防災教育

(1) 幼児・児童生徒に対する防災教育

学校教育においては、幼児・児童生徒の発達段階に応じ災害発生時に起こる危険について理解させ、安全な行動をとれるようにすることが重要である。このため、市は、幼稚園、保育園、小学校及び中学校など幼児・児童生徒の発達段階に応じ、安全教育の一環としてホームルーム、学校行事や野外授業を通じ災害時の対応などの理解を深めるよう指導する。

また、市は、私立幼稚園・保育園及び専修学校等に対しても、これに準じて教育を行うよう指導する。

(2) 教職員に対する防災教育

学校等は、教職員に対し、防災に対する心構えや災害時に適切に措置がされるよう情報伝達、幼児・児童生徒の避難・誘導など災害時の対応要領等を作成し、周知、徹底する。

6 防災対策上特に注意を要する施設における防災教育

(1) 監督機関の責務

防災対策上特に注意を要する施設の監督機関は、防火管理者、**危険物保安監督者**等の防災上重要な施設の管理者に対し、防災教育を実施し、その資質の向上を図るとともに、特に発災時における行動力、指導力を養い、緊急時に対処できる自衛防災体制の確立を図る。

また、その他一般企業の管理者に対しても、災害時の対応、防災教育について知識の普及に努める。

教育の方法は、技能講習も含めた講習会の開催、災害時における行動基準等必要事項を盛り込んだ防災指導書、パンフレットの配布及び現地指導等により行う。

(2) 危険物等施設における防災教育

災害発生時に、付近住民等に広く危険を及ぼす可能性のある施設（危険物、火薬類、高圧ガス、その他の発火性又は引火性物品、あるいは毒物、劇薬等の危険物品の保安管理施設）の施設管理者は、関係法令、保安規程等災害時の応急対策について職員に周知、徹底を図るとともに、施設の特性をチラシ等により住民等に周知し災害発生時に備える。

(3) 病院、福祉施設等における防災教育

病院や福祉施設は、病人、けが人、老人、障がい者等の災害発生時に自力で避難することが通常の人に比べ困難な者が多数所在利用していることから、施設の管理者は、平常時から要介護者を把握しておくとともに、職員及び施設利用者に対し、避難誘導訓練など十分な防災教育を行い、さらには付近住民等からの避難時の協力が得られるよう連携の強化に努める。

(4) ホテル・旅館等における防災教育

ホテル及び旅館等においては、宿泊客の安全を図るため、従業員に対し消防設備、避難誘導、救出・救護等に重点をおいた教育を実施する。

また、宿泊客に対しても避難路等災害時の対応方法を明示する。

(5) 不特定多数の者が利用する施設における防災教育

大規模小売店舗、レクリエーション施設等不特定多数の者が利用する施設の管理者は、災害時の避難誘導、情報伝達のほか、各施設の特徴に応じた対策を迅速に実施できるよう職員に対する防災教育、訓練を行うとともに、利用者が速やかな対応が取れるよう避難路等の表示を行う。

7 企業における防災知識の普及

企業は、災害時の企業の果たす役割（従業員・顧客の安全、経済活動の維持、地域住民への貢献）を十分認識し、各企業において災害時行動マニュアルの作成、防災体制の整備、防災訓練等を実施するなどの防災活動の推進に努める。

8 住民等に対する防災知識の普及

大規模災害の発生時には、救出、救助を始めとして、応急救護、避難誘導等広範囲な対応が必要となるが、これらのすべての面において行政が対応することは極めて困難であり、住民自ら「自分の身は自分で守る」という自助の意識と行動が肝要である。

市は、組織的かつ計画的な防災訓練や災害対応マニュアル等により防災意識の普及を行う。

また、住民等は、これらの訓練に積極的に参加し、災害時に備えるよう努めなければならない。

(1) 災害危険区域図等の作成、公表

市は、災害による被害を最小限にとどめるため、洪水による浸水実績を図示した浸水実績図、洪水氾濫により浸水する可能性がある区域とその程度を図示した浸水想定区域図、土砂災害の氾濫（予想）区域を表示した土砂災害危険区域図及び災害が発生した場合の状況を想定して、避難地、避難路の位置、災害時の心得等を具体的に示したハザードマップを作成・公表し、住民等の防災意識の高揚と災害への備えの充実を図る。

(2) 社会教育における普及・啓発

公民館を始めとする社会教育機関が実施する教室・講座等の社会教育事業の一環として、防災上必要な知識の普及・啓発に努める。

(3) 水防に関する啓発普及活動

水防の意義及び重要性について住民等の理解と関心を高めるとともに、水防に対する住民等の協力を求めるため、水防月間（5月1日～5月31日）において、県その他関係機関とともに各種の行事及び活動を実施する。

(4) 土砂災害防止のための啓発普及活動

土砂災害に関する住民等の理解と関心を深めるとともに、土砂災害に関する防災知識を普及し、土砂災害による人命、財産の被害の防止に資するため、土砂災害防止月間（6月1日～6月30日）において、県その他関係機関とともに各種の行事及び活動を実施する。

(5) 林野火災予防のための啓発普及活動

春の火災危険期に、全国山火事予防運動を実施する等林野火災の予防思想の啓発普及を行うとともに、地域住民等の山火事予防に対する意識の啓発を図る。

(6) 災害シーズン前の周知徹底

災害による被害の防止が、各世帯における防災知識の普及徹底によって防止される事項、例えば火災の予防あるいは台風時における家屋の保存方法等について、それぞれ予想される災害シーズン前に各世帯に周知徹底するよう努める。

9 要配慮者及び保護責任者等を対象とした防災教育

(1) 防災知識の普及

在宅の高齢者、障がい者、外国人、乳幼児等の要配慮者の安全確保を図るには、要配慮者自身及び介護者、保護者（以下「保護責任者」という。）が防災知識を持つとともに、災害時には、地域住民の要配慮者への協力が不可欠であることから、災害時における相互協力の認識が必要である。このため、市は、要配慮者向けのパフレット、リーフレット等の発行により防災知識の普及に努める。

浸水想定区域内に位置する地下街等又は要配慮者（高齢者、障がい者、乳幼児等）が利用する施設において、その施設利用者に対し洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要がある場合、以下

の実施に努める。

ア これらの施設の名称及び所在地

イ これら施設利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保が図られる洪水用法等の伝達方法

ウ これら地下街等の施設所有者等による利用者への洪水時の避難計画の作成、市長への報告と公表

エ 市町村長によるアからウまでを記載した印刷物の住民への配布

(2) 防災学習の推進

市は、要配慮者、保護責任者、施設管理者等に対し防災学習を推進する。

ア 要配慮者及び家族の学習

イ 民生委員・児童委員（以下「民生委員」という。）等地域の福祉関係者の学習

ウ ケアマネージャー、介護事業者等の防災学習

エ 外国人受入先（企業、学校、宿泊施設等）の防災学習

10 住民等の災害に対する心得

住民等は、普段から風水害等の災害に対する備えに心掛けるとともに、災害時には、被害を最小限に留めるよう次の事項に心掛ける。

(1) 2～3日分の食料・飲料水の備蓄

(2) 非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備

(3) 家庭での予防・安全対策

(4) 警報発表時及び災害発生時にとるべき行動、避難場所での行動等防災知識の学習

(5) 災害時の家庭内の連絡方法の事前の取り決め

第6節 防災訓練計画

担当：総務課、すべての課

1 計画の方針

災害発生時の防災活動を的確かつ円滑に実施するため、各防災関係機関及び住民等との協力体制の確立などに重点をおいた実践的な防災訓練を実施し、その習熟に努める。

2 計画の体系

市における防災訓練

防災関係機関における防災訓練

学校教育等における防災訓練

事業所、自主防災組織及び住民等の訓練

3 訓練の種類

- (1) 総合防災訓練
- (2) 非常無線通信訓練
- (3) マニュアル検証型防災訓練

4 防災訓練

市は、定期的な防災訓練を夜間等様々な条件に配慮し、居住地、職場、学校等においてきめ細かく実施し、又は行うよう指導し、住民等の災害発生時の避難行動等の習熟を図る。

(1) 総合防災訓練

市は、**各地域別**に総合防災訓練を実施する。

この総合防災訓練は、大規模災害発生時における円滑な防災活動を期するため、防災会議等の防災関係機関相互の緊密な連携を構築するとともに、地域住民と防災関係機関との連携や協力体制の強化及び住民等の防災意識の向上を図ることを目的とする。

ア 訓練想定

村上市において大規模な災害が発生したとの想定で行う。

イ 訓練参加機関

市、防災関係機関、消防本部、消防団、企業・団体、**自主防災組織**、ボランティア、地域住民等

ウ 訓練時期及び実施場所 防災月間の9月上旬 市全域（**自治会等の単位**、消防団分団単位）

エ 主な訓練項目

- ・ 本部等設置訓練
- ・ 情報収集・伝達訓練
- ・ 広報訓練
- ・ 施設火災消火避難訓練
- ・ 避難訓練（**要配慮者**避難訓練を含む。）
- ・ 救急救護訓練
- ・ 非常招集訓練
- ・ 通信訓練
- ・ 初期消火訓練
- ・ 救出訓練
- ・ 避難所設営訓練
- ・ 炊き出し訓練

- ・ ライフライン施設等復旧訓練
- ・ 緊急物資輸送訓練
- ・ 一斉放水訓練
- ・ その他の訓練
- ・ 水防訓練
- ・ 交通規制訓練
- ・ 自衛隊災害派遣訓練

オ 訓練の実施方法

各防災機関は、合同して、あらかじめ想定した災害に基づき、実働訓練を実施する。

(2) 非常無線通信訓練

災害時に有線通信が不通又は困難な状況になった場合において、防災関係機関相互の通信連絡を迅速かつ確実に行うことができることを目的に実施する。

(3) マニュアル検証型防災訓練

風水害を想定した村上市災害対応マニュアルに基づく訓練を住民参加の下で行い、マニュアルの実効性を検証するとともに、職員の習熟及び住民等の防災意識の向上を図ることを目的に実施する。

(4) 防災訓練における留意事項

市は、地域における第一次の防災機関として、災害対策活動の円滑を期するため、県に準ずる各種訓練を積極的に実施するものとし、特に次のことに留意する。

ア 自治会、自主防災組織、消防団などを始めとする地域住民の参加に重点を置くこと。

イ 無線通信訓練、自衛隊派遣要請訓練等は、県の参加を求めること。

(5) 防災訓練の評価

市は、防災訓練の評価を集約し、以後の訓練の参考とする。

5 防災関係機関における防災訓練

防災関係機関は、市が実施する総合防災訓練に積極的に参加するほか、それぞれ樹立した防災計画の習熟と点検のため、個別に防災訓練を実施する。

(1) 防災関係機関

ア 北陸地方整備局羽越河川国道事務所、北陸地方整備局新潟国道事務所

イ 新潟県村上地域振興局

ウ J R 東日本新潟支社

エ 東北電力(株)村上営業所

オ N T T 東日本新潟支店

カ 新発田ガス(株)村上支店

キ 日本赤十字社新潟県支部村上地区

ク 消防本部

(2) 訓練

訓練の種類は、実働訓練又は図上訓練とし、訓練の実施方針は、おおむね新潟県又は村上市総合防災訓練の実施方針に従う。

6 学校教育等における防災訓練

防災訓練に当たっては、学校生活の様々な場面（授業中、昼休み、遠足・修学旅行時など）を想定し実施するとともに、放送設備等の点検も含め実施する。

7 事業所、自主防災組織及び住民等の訓練

事業所、自主防災組織及び住民等の訓練は、それぞれの規模や地域の実情に合わせた訓練を適宜実施するものとし、災害発生時には防災機関に積極的に協力する。

【訓練項目】

- ・ 出火防止訓練
- ・ 初期消火訓練
- ・ 通報連絡訓練
- ・ 応急救出救護訓練
- ・ 避難訓練

第7節 自主防災組織育成計画

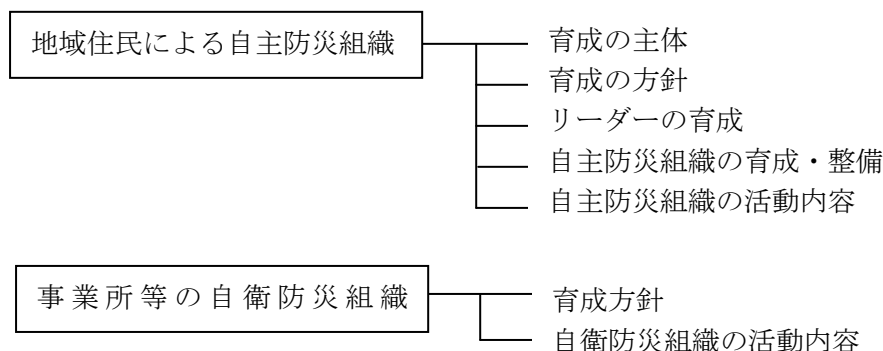
担当：総務課、各支所

1 計画の方針

災害から住民等の生命、身体及び財産を守るためには、行政機関の防災対策だけでなく、住民、事業所等も加わった地域ぐるみの防災体制を確立することが必要である。特に、大規模災害時には、道路、橋梁は損壊し、電話、電気、ガス、水道等のライフラインが寸断され、防災機関等の活動は著しく制限されることが予想される。このような状況下での防災対策としては、まず住民一人ひとりが「自分たちの地域は自分たちで守る」という固い信念と連帯意識の下に、自主的に地域、施設、事業所別の防災組織を結成し、防災関係機関と住民等とが一体となった、より効果的な防災応急対策を推進する必要がある。

このため、防災関係機関は、防災に関する各種の広報や啓発活動を積極的に行い、住民等の防災意識の高揚に努め、また防災組織の育成指導、助言に努める。

2 計画の体系



3 自主防災組織の現状

自治会単位による組織化を原則として、全市的な整備を進めている。なお、小規模な自治会にあっては、複数の自治会による組織化を促す。

自主防災組織相互の連携、協力及び情報交換を図り、さらに災害発生時における効果的な活動を確保するため、連合組織の結成に努める。

4 地区住民による自主防災組織

(1) 育成の主体

市は、災害対策基本法第5条の規定に基づき、自主防災組織の育成主体として位置付けられている。このことから、市においては、自治会等に対する指導、助言を積極的に行い、組織率の向上と実効ある自主防災組織の育成に努める。

(2) 育成の方針

市内全域に整備を推進し、市は既存の自治会等の自治組織を自主防災組織として育成することを基本として、次の方法により組織づくりを推進する。

ア 自治会活動に防災活動を組み入れる。

イ 婦人団体、ボランティア団体等、地区で活動している組織に防災活動を組み入れる。

ウ 各種防火団体、防犯団体の活動に防災活動を組み入れる。

エ 災害危険度の高い次のような地区に重点を置き、推進を図る。

(ア) 木造家屋の密集地区

(イ) 浸水、土砂災害危険地区

(ウ) 雪崩発生危険箇所の多い地区

(エ) 道路事情等により消防活動が困難であることが予想される地区

(3) リーダーの育成

自主防災組織の組織化、強化を図るため、市は、組織の中核的存在となるリーダーの育成に努める。

(4) 自主防災組織の育成・整備

市は、県の協力を得るなどして、育成整備活動を積極的に推進するものとし、パンフレットの作成配布やリーダー研修会の開催等を実施する。

また、市は、防災資機材等の整備を図るための支援等を行い、自主防災組織の充実に努める。

(5) 自主防災組織の活動内容

自主防災組織は、市、防災関係機関及びその区域内の事業所等の自衛防災組織と日常からの連携を密にし、災害時は、市の活動だけでは対応が困難であるため、まず人命の安全確保を最優先に考えながら、災害情報の通報、介護等を必要とする要配慮者の把握、生活物資の配給の手配等について、きめ細かな連絡体制と対応に努める。

以上の点を踏まえた自主防災組織の主な活動内容は、次のとおりとする。

ア 平常時の活動

(ア) 情報の収集伝達体制の整備

(イ) 防災知識の普及及び防災訓練の実施

特に高齢者、障がい者、乳幼児、外国人等の要配慮者に十分配慮し、地区において要配慮者を支援する体制を、日ごろの防災訓練や防災の研修会等で、地区住民に十分認識させる。

また、消防団や消防のOBなどの防災経験者、無線通信関係者、特殊技術習得者（医療機関を含む。）等の人材を活用して、組織の中核への実践的な研修を実施する。

(ウ) 火気使用設備器具等の使用方法の習熟、点検

(エ) 防災資機材等の備蓄、使用方法の習熟、点検

(オ) 地区内の危険箇所の点検、把握

自治会レベルで災害の危険性を把握し、よりきめ細かな防災対策を行ったり、地区住民の防災活動の活性化を促すため、自主防災組織において、地区の災害危険性を主な資料とした地区別防災カルテを作成する。

なお、地区別防災カルテは、次の資料を盛り込む。

a 地区の概況

b 地区の面積、人口、世帯数の推移と現況

c 土地利用

d 道路、建物、空地の状況

e 消防施設や消防組織の状況

f 病院、診療所や公民館、学校等の防災関連施設の状況

g 災害時に住民等がとるべき行動

(カ) 要配慮者に係る情報収集・共有、避難支援プランの作成

(キ) 防災計画の作成

イ 災害時の活動

(ア) 出火防止、初期消火の実施

(イ) 地区内の被害状況等の情報収集及び伝達（人命にかかわる要救出現場箇所を最優先とする。）

(ウ) 被災者の救出、救護の実施及び協力

- (エ) 地区住民に対する避難準備情報、避難勧告・指示の情報伝達
- (オ) 地区住民に対する避難誘導
- (カ) 要配慮者の避難支援
- (キ) 給食、給水及び救助物資等の配分
- ウ 災害が収まった後の活動
 - (ア) 情報の収集及び伝達（市及びテレビ、ラジオ、新聞等の報道機関からの情報の積極的な収集や、応急掲示板作製等の様々な工夫を行いながら、地区住民への正確な情報の伝達に努める。また、地区内の避難所等の状況を把握し、市に対する報告や進言を積極的に行う。）
 - (イ) 市やボランティア団体等との連携による避難所の管理運営
 - (ウ) 避難所や被災住民への給食、給水及び救助物資等の配分

5 事業所等の自衛防災組織

(1) 育成の方針

消防法により消防計画の作成、自衛消防組織の設置が義務付けられている施設はもとより、設置義務のない施設についても、施設及び周辺地区の被害軽減のため、できるだけ自衛消防組織の設置を推進するなど消防機関は、防災に関する体制強化を進める。

(2) 自衛消防組織の活動内容

自衛消防組織の行うべき事項は、次のとおりとする。

- ア 防災訓練、消防用設備等の維持管理
- イ 消火活動、通報連絡及び避難誘導措置
- ウ 防災要員の配備
- エ 応急救出、救護訓練

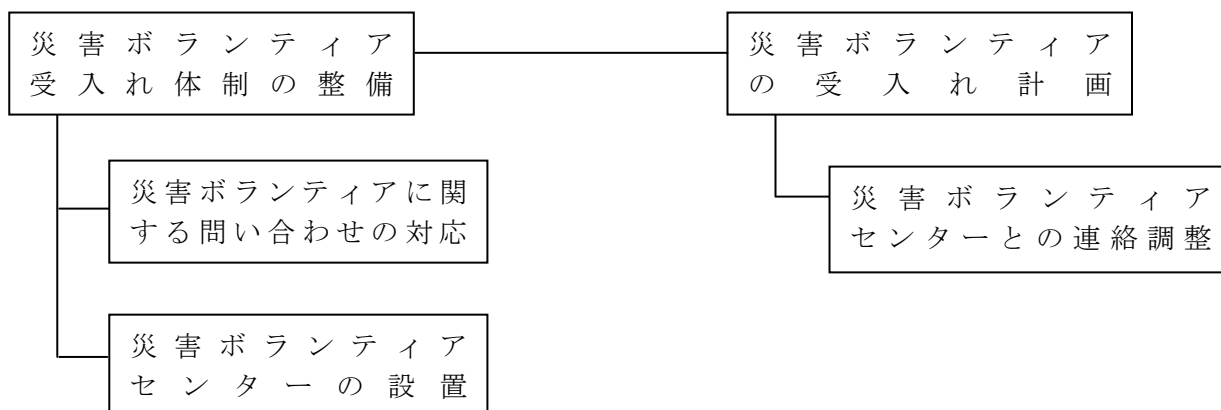
第8節 ボランティアの受入計画

担当：福祉課、社会福祉協議会

1 計画の方針

平成16年の7.13新潟豪雨災害、同年10.23新潟県中越地震、平成19年の新潟県中越沖地震での復旧活動等において、大きな役割を果たした災害ボランティア活動に関する様々な教訓を踏まえ、災害ボランティアの自主性・自立性を尊重しつつ、組織的な活動が円滑に行われるよう、災害ボランティアの受入れ等に関する関係機関の支援・協力体制について定める。

2 計画の体系



3 災害ボランティア受入れ体制の整備

(1) 災害ボランティアに関する問い合わせの対応

災害ボランティアセンター設置前にボランティアに関する問い合わせ等があった場合は、(ボランティア連絡票に) 必要事項を聞き取りし、センター設置後に連絡する。

(2) 災害ボランティアセンターの設置

ア 社会福祉協議会は、災害ボランティアセンターの設置を行う。次の事項については、市ほか関係団体と協議を行う。

- (イ) 災害ボランティアセンターの設置場所
- (ロ) 災害ボランティアセンターの設置時期及び期間
- (ハ) 災害ボランティアセンターの組織及び人数
- (ニ) 災害ボランティアセンター参加団体の役割分担
- (ホ) 災害ボランティアセンターの運営資金
- (ヘ) 災害ボランティアセンターへの活動資機材の調達方法
- (コ) その他災害ボランティアセンターの設置、運営に必要な事項

イ 市は、災害ボランティアセンターに関する情報の提供を積極的に行う。

- (イ) 災害ボランティアセンター設置について、災害対策本部及び災害対策支部に連絡するとともに関係機関、マスコミ等へ周知する。
- (ロ) 災害ボランティアセンターのホームページにリンクをはり、設置をホームページで周知する。

ウ 市は、災害ボランティアセンターの設置、運営に関して次の支援を行う。

- (イ) 災害ボランティアセンターの設置場所の提供と通信環境等の整備

- (イ) 災害ボランティアセンターへの職員の派遣
- (ロ) 災害ボランティアセンターへの活動資機材等の提供
- (エ) 市ホームページ等を通じた情報発信
- (オ) 災害ボランティアスタッフ等の宿泊場所、駐車場の確保協力
- (カ) 災害ボランティアセンター等の案内看板設置協力
- (キ) その他、災害ボランティアセンターの設置に必要な支援

4 災害ボランティアの受入れ計画

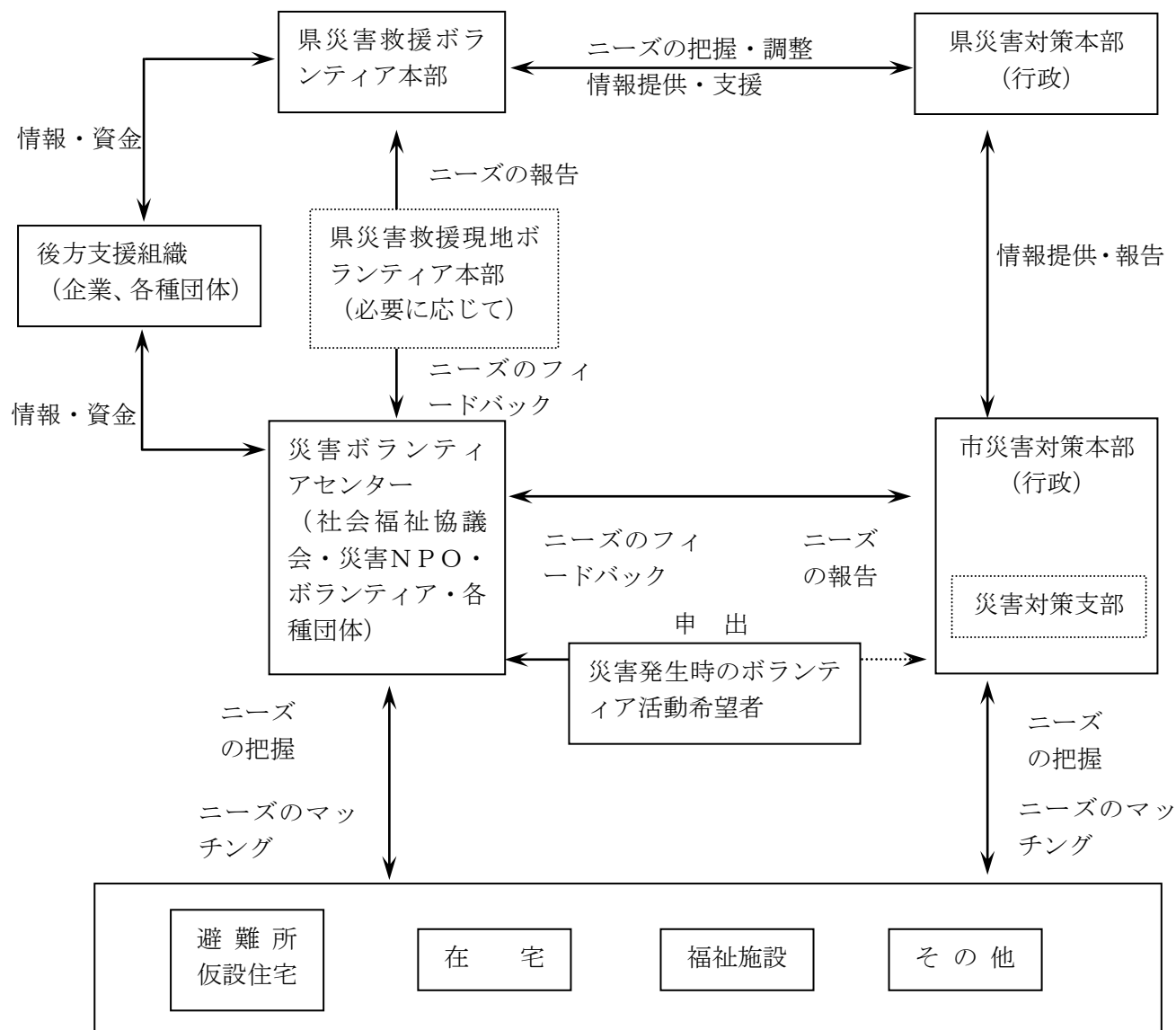
災害対策本部と災害ボランティアセンターとの連絡調整

ア 市は、災害対策各支部でのボランティアニーズ受付、ボランティア要請の総合的な調整を行う。

イ 派遣された職員は、災害ボランティアセンターの情報、要望等を災害対策本部に報告する。

ウ 市は、災害ボランティアセンターに災害対策本部からの情報提供等を行う。

5 災害発生時のボランティア情報収集・提供のフロー図



第9節 防災都市計画

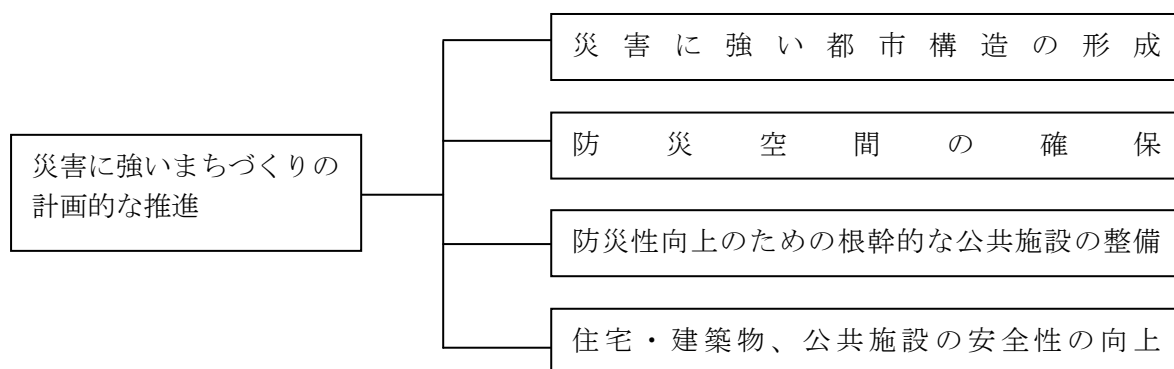
担当：政策推進課、都市整備課

1 計画の方針

経済活動の展開に伴い市街地の拡大や都市活動の多様化に対して災害による被害の広域化が進む傾向の中で、本市における災害に強いまちづくりを総合的に展開するため、都市構造そのものの防災性を高め、都市の不燃化を進めて行くことが基本である。

そのためには、道路・公園等の公共施設整備はもとより、木造密集市街地等の防災上危険な市街地の解消など、「安全で安心して暮らせるまちづくり」を総合的な施策の中で展開していかなければならない。

2 計画の体系



3 災害に強いまちづくりの計画的な推進

(1) 基本的な考え方

災害に強いまちづくりを進める際に防災上、安全な空間づくりや安全性の高い安らぎのあるまちづくりの推進が大切であり、これらのまちづくりを推進する上では、緊急性・重要性の高いものから重点的に実施して都市全体の安全性を高めることが重要である。

(2) 都市計画マスタープランにおける防災まちづくりの方針

防災に対するまちづくりの方針を都市計画マスタープランに位置付けることにより、災害に強い安全性の高いまちづくりに努める。

4 災害に強い都市構造の形成

市街地を中心とした地域における火災等の災害に対して、市街地の面的整備や公共施設等の空間整備及び浸水対策などを推進して、災害に強い都市構造の形成を図る。

(1) 面的整備事業の推進による防災性の強化

既存市街地や新市街地において、都市計画道路や公園及び区画道路等の公共施設整備を推進し、不燃空間の確保や無秩序な市街化の防止を図る。

(2) 都市計画の地域指定による災害に強いまちづくり

準防火地域指定による耐火性の高い建築物の誘導や用途地域の用途純化による災害の拡大防止や地区計画指定による適正な道路等の配置計画に基づいた災害に強いまちづくりを推進する。

5 防災空間の確保

災害時の安全確保のため、建築物の不燃化とともに、道路、公園、広場、緑地等の防災空間の確保を図る必要がある。特に、公園は避難場所として利用され、また、救援活動の拠点としての役割も重要である。

今後は、環境保全、レクリエーション、防災の三つの観点から系統的に公園緑地の配置計画を定め、必要に応じて都市計画施設として位置付けて事業推進に努める。

(1) 都市公園の整備

都市公園が、良好な都市環境の形成、スポーツ、レクリエーション等の機能とともに、災害時における避難場所や延焼防止のオープンスペースとして防災上果たす役割は大きい。このため、災害に強いまちづくりの一環として、安全性の向上に努める。

6 防災性向上のための根幹的な公共施設の整備

市街地では、災害発生時において安全な避難、円滑な救急・消防活動など必要な機能が確保できるような避難路や防災活動拠点等の整備が重要である。

(1) 災害時の緊急活動を支える幹線道路整備

ア 緊急輸送ネットワークの整備

災害時の緊急支援物資の輸送、救急・消防活動の円滑な実施を確保するための防災上の都市計画道路を中心とした緊急輸送ネットワークの整備を関係機関と協力して推進する。

イ 避難路ネットワークの整備

災害時の地域住民の円滑な避難を確保するための避難路ネットワークの計画的整備の推進を行うこととする。

ウ 延焼防止や安全な避難路確保の観点に配慮した道路の整備

道路の整備に当たり、延焼防止や安全な避難路確保等の道路のオープンスペースとしての機能に配慮した整備に努める。

(2) 防災公園の整備

食料等の備蓄倉庫、耐震性貯水槽、ヘリポート、放送施設等の災害対策施設を備え、一時避難地や広域避難地となる公園（防災公園）を借地方式や面的整備事業の活用など多様な整備手法も活用しつつ、関係機関と連携を図りながら整備について検討する。

7 住宅・建築物、公共施設の安全性の向上

住宅・建築物の内容については、維持管理の徹底を図り、安全性の向上に努める。

また、道路や河川等の公共施設については、耐震基準を踏まえて事前に点検し、必要に応じて安全性向上のための対策を実施する。

第10節 土砂災害予防計画

担当：総務課、都市整備課、農林水産課

地すべり、がけ崩れ、土石流、山崩れ等の土砂災害を防止するため、市及び県が中心となってこれら危険箇所の現況を把握し、区域の指定・管理、警戒・避難体制の確立、防止施設の新設・改良、危険箇所周辺住宅の移転等の総合的対策を講じることによって、その効果を期するべきものとし、土砂災害の危険箇所に対する当面の災害予防措置は、次のとおりとする。

1 危険箇所の調査及び区域指定の促進

市は、地すべり、がけ崩れ、土石流、山崩れ等により人家、公共施設に被害を及ぼすおそれのある危険箇所について、県や関係機関の協力を得て調査を行い、危険度の高いところから法令に基づく区域指定を促進する。

危険箇所は、植生等で覆われていて崩壊や亀裂などが発見されない場合や、地盤内部で亀裂が発生したり、もろくなったりしている場合があり、必ずしも地表面の点検調査だけでは十分とは言えない。特に、長雨の続くときは土砂災害が頻発した事例が多いため、市及び県等関係機関は監視を強める。

2 危険箇所の周知

市は、災害発生時に地すべり、がけ崩れ等により人家や公共施設に被害を及ぼすおそれのある危険箇所について、県等関係機関の協力を得て、調査の実施や資料の提供を受けて公表するものとし、危険度の高いところから砂防法(明治30年法律第29号)、地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)等に基づく区域指定を促進する。

3 警戒体制の確立

市は、危険区域に対する現状観測、防止施設の管理、パトロールなどを県と連携して実施するとともに、異常降雨等により地すべり、がけ崩れ、土石流、山崩れ等の兆候が見受けられるときは、災害の発生に備えて危険箇所の巡視警戒を行うものとし、危険箇所ごとに消防団員その他の警戒要員を配置する。

4 避難体制の確立

市長は、巡視警戒において危険な状況が発見されたとき又は予測されるときは、その状況に応じて、地盤災害等によって直接被害を受けるおそれのある住民等に対し、避難の指示又は勧告を行うなど、生命又は身体を災害から保護するための避難措置を講じる。

住民等は、土砂災害警戒情報発表に伴いその内容を理解し、自主避難、避難行動ができるよう努める。

5 災害防止施設の整備

市及び県は、調査の結果判明した危険箇所について施設整備計画を策定し、人家及び公共施設の多い重要箇所から逐次防止工事を行い、土砂災害の防止及び軽減に努めるとともに、災害が発生した場合に備え、必要な資機材の整備・備蓄に努める。

6 住宅等の安全立地

(1) 安全立地のための指導

ア 市は、住宅等に係る確認申請があった際に、当該建築物が災害危険区域等における建築物に該

当するかを確認し、該当するときには申請者に知らせるとともに、必要な対策を講じるよう申請者及び設計者を指導する。

イ 住宅開発を行う者は、災害危険区域、地すべり防止区域等の開発行為に適当でない区域は、開発計画には含めないようにする。

(2) 住宅等の移転の促進

市及び県は、危険箇所における災害予防及び住居移転等の必要性について普及啓発に努めるとともに、防災対策事業又は危険住居の移転事業を推進する。

7 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進

県は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）に基づき、基礎調査の実施及び土砂災害警戒区域等の指定に努める。

市は、指定された土砂災害警戒区域において、土砂災害危険箇所等について行う住民等の安全確保対策を講じるよう努める。

(1) 土砂災害警戒区域における対策

ア 知事は、市長の意見を聴いて、土砂災害のおそれがある区域を土砂災害警戒区域として指定する。

イ 市が行う警戒区域ごとの情報伝達、予警報の発令と伝達、避難、救助その他必要な警戒避難体制に関する事項は、次のとおりとする。

(ア) 警戒体制については、村上市水害対応マニュアルに定める基準に基づき災害警戒支部を設置し、消防機関等と連携を取りながら警戒に当たり、情報の収集に努める。

(イ) 情報伝達、避難、救助等については、第4章第5節広報計画、第6節避難及び避難所計画、第12節救急救助活動計画等による。

(ウ) 区域内に災害時要援護関連施設がある場合は、その利用者にも同様の措置を講じる。

ウ 市は、土砂災害ハザードマップを配布し、円滑な警戒避難の実施に必要な情報を住民等に周知するよう努める。

(2) 土砂災害特別警戒区域における対策

知事は、市長の意見を聴いて、土砂災害により著しい危害が生じるおそれのある区域を土砂災害特別警戒区域として指定し、次の措置を講じる。

- ・ 住宅宅地分譲地、社会福祉施設等のための開発行為に関する許可
- ・ 建築基準法に基づく建築物の構造規制
- ・ 土砂災害時に著しい損壊が生じる建築物に対する移転等の勧告
- ・ 勧告による移転者への融資、資金の確保

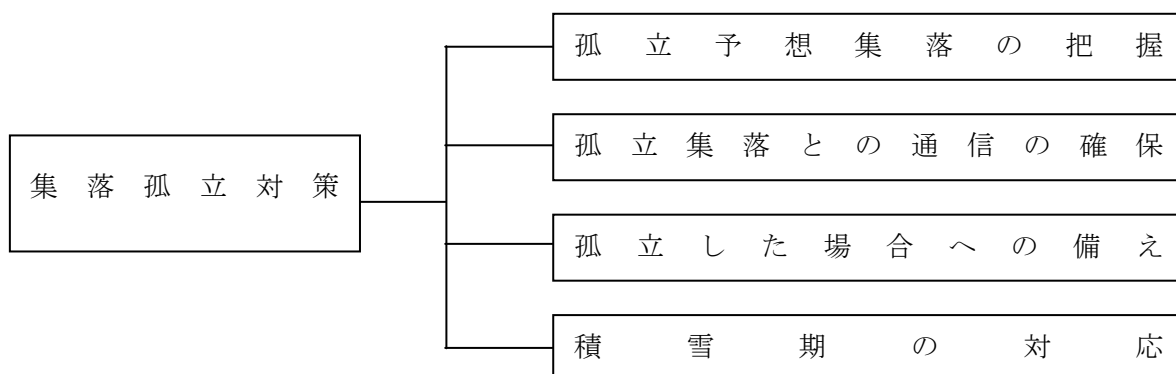
第11節 集落孤立対策計画

担当：総務課、都市整備課

1 計画の方針

中山間地域など、土砂崩れによる交通遮断で孤立状態となることが予想される地域においては、救援が届くまでの間、自立的に持ちこたえることを前提に、必要な装備の整備や自主防災組織等による災害対応活動が実施できるようその体制整備を行う。

2 計画の体系



3 孤立予想集落の把握

- (1) 市は、県と連携し、迂回路のない集落について、周辺の集落、避難所等と接続する道路構造や、その距離、地形条件を整理し、被災に伴う交通遮断によって孤立する可能性のある集落を事前に把握する。

4 孤立集落との通信の確保

市は、次の方法により、孤立集落との通信を確保する。

- (1) 同報系防災行政無線の双方向性の通信を活用し、集落内に設置した屋外スピーカに付属する通話装置（アンサーバック）により、孤立集落と市庁舎との通話を行う。また、消防団車両に積載された移動系防災行政無線を活用し通信を確保する。

5 孤立した場合への備え

- (1) 市の役割

孤立予想集落への周知を行い、孤立に備えて集落内の避難拠点施設の整備、通信機器、発電機等の備蓄資機材の設置及び車両等の整備を進める。

- (2) 住民の役割

孤立予想集落の住民は、自ら孤立に備えて最低7日間分の食料、飲料水、生活必需品、燃料を各家庭で備蓄するとともに、自主防災活動に積極的に参加するよう努める。

- (3) 地域の役割

災害発生時には、住民の安否確認、救出、初期消火、炊き出し等の実施、市への初期的な被害状況の報告、救援の要請等を住民自らが行う必要があることから、住民組織による体制整備を図るとともに、自主防災組織等による防災訓練等を実施するよう努める。

- (4) 企業・事業所の役割

孤立予想集落の企業・事業所は、あらかじめ自主防災組織等と協議し、災害時において、施設や資機材を地域に提供するなどの協力を行うよう努める。

(5) 要配慮者に対する配慮

市は、要配慮者が速やかに地区外へ避難できるよう、連絡体制、移動手段及び受け入れ先を確保する。

6 積雪期の対応

- (1) 市は、雪崩による孤立の長期化、屋外避難の困難等を考慮し、避難所予定施設の収容人員、暖房や調理用の熱源・燃料の確保に特に配慮する。
- (2) 市は、積雪期のヘリコプターによる住民の救出、物資の補給方法等について、県等と協議し、必要に応じて訓練を実施する。
- (3) 市は、ヘリポートについてあらかじめ地域住民と協議し、適地を確保できるよう努める。

第12節 建築物等災害予防計画

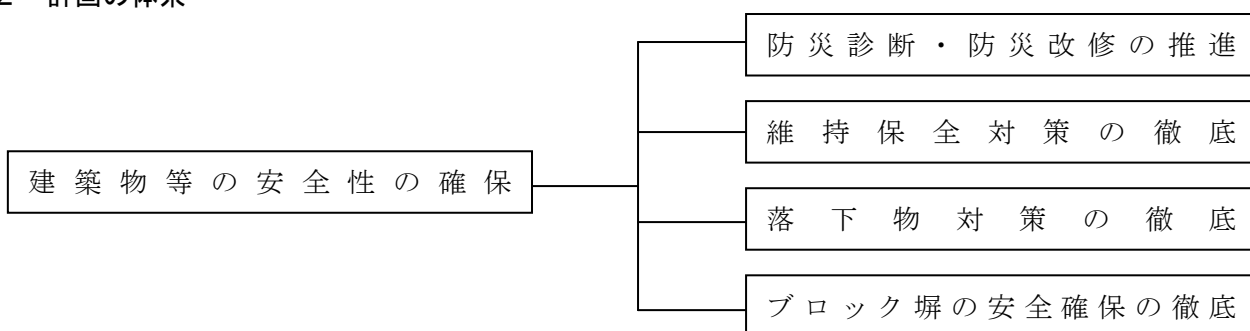
担当：都市整備課、施設所管課、各支所

1 計画の方針

強風、豪雨、豪雪、出火等の直接的原因によって、建築物等に甚大な被害が発生した場合、住民等の生活基盤や社会経済活動に与える影響は非常に大きい。これらの被害を最小限に抑えることが防災上、非常に重要となっている。そのため、建築物等に構造上の安全性、防火性、耐久性、耐候性、使用上の安全性、避難上の安全性及び良好な環境衛生条件等の確保に努める。

また、その対策として、適切な安全性能を備えた建築物の供給及びそのための基準等の整備、適切な維持保全の徹底及び既存建築物の防災性能の向上を図っていく。

2 計画の体系



3 防災上重要な建築物

災害時の避難場所あるいは復旧・救援活動の拠点施設となる、防災上重要な建築物の災害予防を推進する。防災上重要な公共建築物等を以下のとおり位置づける。

- (1) 災害対策本部が設置される施設（市本庁舎、支所庁舎等）
- (2) 医療救護活動の施設（病院等）
- (3) 応急対策活動の施設（警察署、消防署、市・県等の地域機関庁舎等）
- (4) 避難収容の施設（学校、体育館、文化施設等）
- (5) 社会福祉施設等（養護老人ホーム、身体障害者療護施設等）
- (6) ライフライン等生活基盤となる施設の管理建物

4 防災診断・防災改修の推進

火災時における火炎及び煙から人命を保護するために、防火・避難対策を推進する。特に、不特定多数の人が利用する建築物（集会場・物品販売店舗等）、中小雑居ビル等については、定期報告、査察及び消防機関との連携などにより、防災診断、改修の推進の計画的な指導、啓発に努める。

5 維持保全対策の徹底

建築物の機能、性能を一定水準以上に保持することにより、建築物等災害の防止に努める。

また、安全性確保のため防火管理、避難誘導體制の確立、防火設備等の日常点検の励行について啓発、指導を行う。

6 落下物対策の徹底

窓ガラスや看板等の落下物により、通行人等に被害を及ぼすおそれのある建築物について、査察、実態調査等を実施し、建築物の管理者に安全確保について啓発、指導を行う。

7 ブロック塀の安全確保の徹底

通学路、避難路及び避難場所のブロック塀の倒壊等を防止するため、ブロック塀の所有者に対し、安全確保について啓発、指導を行う。

8 その他

老朽建築物対策、木造密集地域の改善の推進を図る。

第13節 公共土木施設等災害予防計画

担当：都市整備課、農林水産課

1 計画の方針

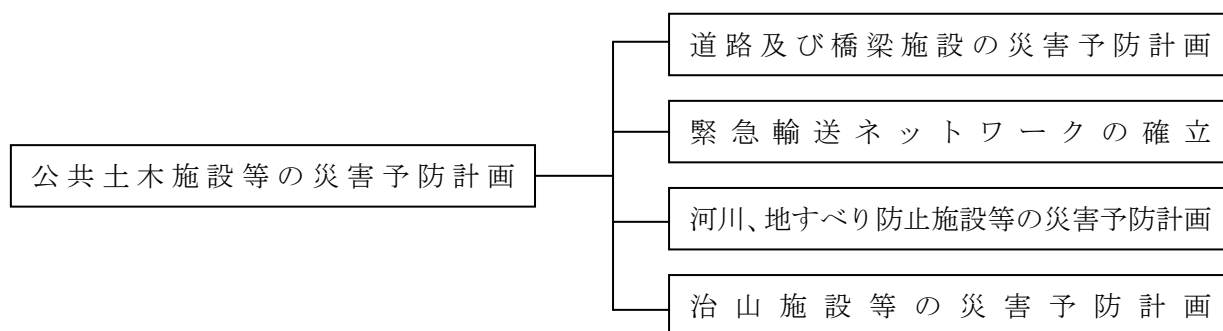
道路、河川等の公共土木施設は、平時はもとより災害発生時等の非常時での応急復旧対策活動において重要な役割を果たすものである。

したがって、これらの公共施設について、被災後直ちに機能回復を図ることはもちろんであるが、事前の予防措置を講じておくことが重要である。

道路及び橋梁施設等の輸送施設においては、各施設を管理する関係機関や施設占有者は、応急復旧対策活動の円滑な実施を図るため、相互に協力体制、情報・連絡系統を確立するとともに、災害時における緊急輸送ネットワークの形成を図る。

河川、地すべり防止施設等は、風水害における災害を防御するための重要な施設であり、各施設の管理者は、災害発生による施設被害を最小限にとどめるため、平時から施設の構造強化による災害予防対策と災害発生時に備えて総合的な防災体制の整備を推進する必要がある。

2 計画の体系



3 公共土木施設等の災害予防計画

公共土木施設等の管理者は、災害予防対策に当たり、建築物、土木構造物防災関係施設などの構造耐力を確保する必要がある、国が示す施設等設計指針に基づき、公共施設の整備を推進する。

4 道路及び橋梁施設の災害予防計画

(1) 国道及び県道

災害時における道路機能確保のため、各道路管理者において土砂崩壊、落石等の危険箇所の調査を実施し、必要な箇所については、法面保護や落石防止などの対策工事を実施するよう努める。

また、所管する橋梁についても、補修等対策工事を推進するよう努める。

(2) 市道

市道は、地域の生活道路であると同時に、国・県道等の幹線道路を補完するものであるが、施設としては、地形条件や老朽化により、もろく弱い区間が多く、災害による被害は多岐にわたることが予想される。したがって、幹線市道等の重要路線を最優先に、国・県に準じた点検・調査を実施し、必要な対策を講じる。

また、所管する橋梁についても、補修等対策工事を推進するよう努める。

(3) 基幹農道及び主要林道

基幹的な農道及び主要林道については、農業、林業用ばかりでなく、地域の生活道路として使用されているが、その一部は河川と隣接するため、災害時には道路施設の破壊が予想される。したが

って、市及び土地改良区等は、それぞれが管理している農道林道について、災害による法面崩壊、路体崩壊、路盤洗堀、落石等の防止を図るため、補強、改良、維持管理を実施し、施設の安全性を高める。

(4) 道路付帯施設

災害の発生により交通安全施設（信号、照明、ガードレールなど）の倒壊、損傷が予想されるため、老朽施設については、各管理者において計画的に更新、補強等を実施する。

また、主要交差点信号機の減灯、倒壊に対処するため、県等の関係機関は、非常用電源付加装置の設置促進に努める。

5 緊急輸送ネットワークの確立

市は、国・県と協力し、災害発生時の緊急輸送活動を円滑に行うため、輸送経路の多重化、輸送手段の代替性を考慮し、防災活動拠点（市庁舎、警察署、消防本部等）、輸送施設（道路、橋梁、鉄道及び臨時ヘリポート等）、輸送拠点（トラックターミナル、卸売市場等）、緊急物資集積拠点などを結ぶ道路網を主体とした緊急輸送ネットワークの形成を図る。

このため、それぞれの関係機関は、緊急輸送が円滑に実施されるよう密接な情報交換を行うとともに相互の連絡体制を確立しておく。

緊急輸送ネットワークに指定する道路の基準は、次のとおりとする。

- (1) 主要国道を主体とし、防災活動拠点輸送施設、輸送拠点、緊急物資集積拠点を縦横に結ぶ国道・県道・市道及び主要幹線道路を接続する林道等で構成される道路網
- (2) 隣接市町村との接続道路
- (3) 病院、避難場所等公共施設と上記(1)の道路を結ぶ道路

6 河川、地すべり防止施設等の災害予防計画

(1) 河川

災害による河川の被害は、河川堤防の亀裂、沈下、法面のはらみ、崩れ等があり、さらにこれらに伴う護岸、水門、樋門、橋梁等のコンクリート構造物の亀裂及び沈下が予想される。

河川管理者は、国に準じた点検を実施し、被害の程度及び市街地の浸水による二次災害の危険度を考慮して構造耐力補強に努める。

また、橋梁、排水機場、水門等の河川構造物についても検討を行い、構造耐力補強に努める。

なお、国・県等の関係機関は、河川・ダム情報等のテレメーターシステムを整備し、的確な情報の収集を行い、出水に迅速に対応できるような体制整備を行うとともに、災害発生後は、河川敷道路、避難場所、ライフライン等の河川区域使用の要請が予測されるため、要請に応じ早急な対応が出来るよう努める。

(2) 河川関連施設

河川関連施設には、取・排水施設の樋門、頭首工等が設置されており、上水道、農業用水の取得から下水道や生活排水まで行われており、災害の影響による取・排水の不能は直接市民生活に重大な影響を与えることとなるため、構造耐力が不十分な施設については、改修時に河川管理施設等構造令及び河川砂防技術基準（案）に基づきその向上を図る。

(3) ため池施設

農業用ため池については、災害による堤体の崩壊や取水施設等の破損、損壊等により出水の危険性が高い。したがって、ため池施設管理者は、老朽化の甚だしいもの、構造等に不安のあるものについては、定期的に順次現地調査を行い、各施設の危険度判定結果を基に、計画的に施設の改善に努める。

(4) 地すべり防止施設

地すべり防止工事については、緊急度の高い危険箇所から順次整備することとし、当面は表面水、

浸透水、地下水の排除や抑止杭等により防止工事を進める。また、地すべり防止区域内の禁止及び制限行為の監視を強化するとともに防止施設の点検を定期的実施する。

(5) 急傾斜地崩壊防止施設

急傾斜地危険箇所については、工事の着手率が低く未整備箇所の整備が必要となっている。このため、市及び関係機関は危険度の高い箇所から重点的に整備を推進する。

(6) 砂防施設

砂防ダム施設管理者は、現行の設計基準を満たしていない老朽化した砂防ダムについて、堤体腹付補強、グラウト補強等を県に要請する。

第14節 防災通信施設災害予防計画

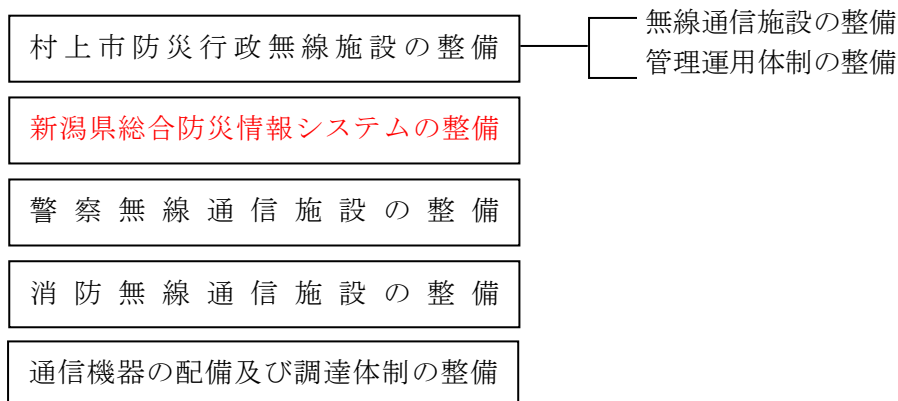
担当：総務課、消防本部

1 計画の方針

災害時の応急対策活動の実施及び被害の軽減を図るためには、防災関係機関、住民等、生活関連機関それぞれの間において、迅速かつ的確な情報の収集、伝達を行うことが重要である。

このため、防災関係機関は、災害時の通信手段の確保のため、通信施設の災害に対する安全性の確保、停電対策及び施設の充実に努める。

2 計画の体系



3 市防災行政無線施設の整備

(1) 無線通信施設の整備

災害時に被害の軽減を図るためには、市から住民等に対して迅速かつ的確な情報の伝達が必要であり、そのための通信施設の整備を行う必要がある。

ア 固定系

地域住民に対する防災情報の伝達の迅速化及び周知徹底のため、同報系防災無線システムを整備しており、このシステムは、本庁、各支所及び消防本部からサイレンを吹鳴し、屋外スピーカ及び戸別受信機から市内一斉放送、地区を限定しての放送も可能となっている。また、全国瞬時警報システム（J-ALERT）を導入しており、津波警報など対処に時間的余裕のない事態に関する緊急情報を、同報系防災無線システムを自動起動することにより、サイレンや音声放送で住民に緊急情報を瞬時に伝達することが可能となっている。今後もより確実な情報伝達のため、機器や機能の充実に努める。

イ 移動系

現在は、災害対策本部と災害現場、避難所等を結ぶため車載型と携帯型の無線を有しており、今後も機器の充実に努める。

ウ 地域防災系

市、各支所、消防等の防災関係機関と医療機関、学校、電力会社、ガス事業者等の生活関連機関と相互通信を行う地域防災無線の整備についても検討する。

(2) 停電対策

停電時の電源を確保するため、無停電電源装置、直流電源装置、非常用発電設備等の非常用電源設備の整備を促進する。

(3) 管理運用体制の整備

非常時の無線運用要員の体制を整備し、定期的な非常通信訓練等の実施により、無線運用の習熟を図る。

4 新潟県総合防災情報システムの整備

災害時に被害の軽減を図るため、市町村と県との間において、迅速かつ的確な情報の伝達、収集、共有を行うための新潟県総合防災情報システムを整備する。

5 警察無線通信施設の整備

(1) 停電対策

定期的に非常用電源設備の保守点検を行い、機器の万全に努める。

(2) 通信の確保

ア 平常時から通信施設の総点検を定期的実施して、機器の万全に努める。

イ 平常時から防災関係機関との連携を図るとともに、定期的に通信訓練を実施する。

(3) 通信設備の整備

通信機器の整備に努め、警察活動の効率化を図る。

6 消防無線通信施設の整備

(1) 消防無線通信施設のデジタル無線への移行整備

現在のアナログ消防救急無線を平成 28 年 5 月末までにデジタル方式へ計画的に移行し、広域応援体制による緊急消防援助隊等の防災救助活動を円滑に実施するため、消防救急デジタル無線通信システムの整備に努める。

(2) 停電対策

定期的に非常用電源の保守点検を行い、機器の万全に努める。

(3) 耐震対策

無線通信設備及び情報処理システムの耐震対策を図り、機器の万全に努める。

(4) 通信の確保

ア 定期的に通信設備の総点検を実施して、機器の万全に努める。

イ 平常時から防災関係機関との協力体制構築を図るとともに、定期的に通信訓練を実施する。

7 通信機器の配備及び調達体制の整備

災害時の活動を円滑に行うため、無線機の適正配置及び日常点検の実施に努め、また無線機が不足した場合に備え、無線機器の借用について電気通信事業者等と協議する。

さらに、無線機以外にも有効な通信手段となる衛星電話、携帯電話の整備に努めるとともに、FAX、インターネット、アマチュア無線の活用を図る。

また、ホームページにおける災害情報へのアクセス数殺到への対応を講じる。

第15節 公衆通信施設災害予防計画

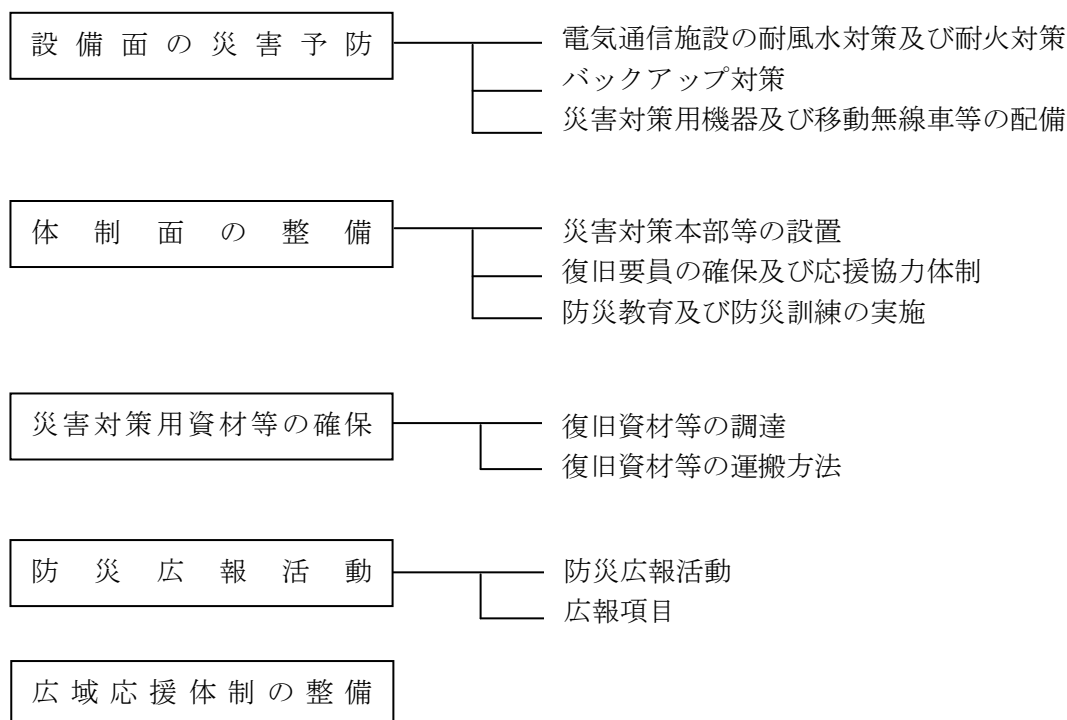
担当：総務課

1 計画の方針

基本方針

電気通信設備の公共性にかんがみ、東日本電信電話株式会社（以下「NTT東日本」という。）は、災害時においても通信網の確保ができるよう、設備の風水害等の対策及び輻輳対策等の推進と防災体制の確立を図る。

2 計画の体系



3 設備面の災害予防

電気通信設備の公共性にかんがみ、災害時においても重要通信を確保できるよう、NTT東日本は、平素から設備自体を物理的に強固にし、災害に強い信頼性の高い通信設備の設計、設置を図る。また、直接被害を受けなかった都市相互間の通信が途絶したり麻痺したりしないよう、通信網についてシステムとしての信頼性の向上に努める。

(1) 電気通信施設の耐風水対策及び耐火対策

ア 通信建物及び電気通信設備等の防風水対策

通信建物、鉄塔設備、電気通信設備、電力設備（エンジン、バッテリー）等について、防風水対策及び防潮対策を施してきたが、今後も設備の劣化に併せて修理、点検等の改善を実施する。

イ 防火構造

火災に備えて、電気通信設備等については耐火構造化を図っているが、必要に応じて機能改善等を実施する。

(2) バックアップ対策

風水災害等における通信の疎通を維持、確保するため、通信網についてシステムの信頼性向上を更に促進する。

ア 主要伝送路のループ構成、多ルート構成あるいは2ルート構成による通信網の整備はおおむね完了しているが、今後も計画的に整備促進を図る。

イ 電気通信設備監視制御システムの分散設置による代替監視系統の整備を図る。

(3) 災害対策用機器及び移動無線車等の配備

主要拠点ビル等に災害対策用機器等を配備し、必要により増設及び新装置導入を図る。

ア 孤立防止対策用衛星電話

イ 可搬型移動無線機

ウ 移動電源車及び可搬電源装置

エ 応急復旧光ケーブル

オ ポータブル衛星車

カ その他応急復旧用諸装置

4 体制面の整備

N T T東日本は、日常における防災準備体制の整備を図るとともに、風水災害時の防災活動を安全かつ迅速に遂行するため、社員の安全確保に努めるとともに、関係社員が迅速かつ防災業務を遂行できるよう、風水災害に関する教育及び災害復旧に必要な防災訓練に積極的に参加し、又はこれに協力する。

(1) 災害対策本部等の設置

災害対策本部等の設置基準に従い規模に応じた体制をとり、設置場所の明確化及びあらかじめ定められた震度以上の災害発生時における出社体制と、本部長不在時の代行順位により責任体制を明確にしておく。

ア 情報連絡室の設置

イ 非常災害警戒本部の設置

ウ 災害対策本部の設置

(2) 復旧要員の確保及び応援協力体制

ア 全社体制による応急復旧部隊、本格復旧部隊等の非常招集

イ N T Tグループ会社等関連会社による応援

ウ 工事請負会社の応援

(3) 防災教育及び防災訓練の実施

ア 災害対策マニュアルによる各社員の行動及び連絡方法を明確にし、情報伝達訓練及び緊急呼び出し訓練、安否確認訓練の実施により、防災業務の浸透を図る。

イ 中央防災会議及び県市町村が実施する防災訓練に積極的に参加し、又はこれに協力する。

ウ 防災関係者等を講師とする講習及び研修の実施並びに各種講習会へ参加する。

5 災害対策用資材等の確保

災害発生時の通信を確保し、電気通信設備を迅速に復旧するため、N T T東日本は、災害復旧資材等を主要拠点への配備充実を図る。

(1) 復旧資材等の調達

復旧に必要な資材は、新潟支店保有の資材及び全国から資材等の調達を行う。

ア 各種ケーブル類、電柱等の復旧資材及び工事用機材

イ 電気通信設備の予備パッケージ等

(2) 復旧資材等の運搬方法

状況に応じた運搬方法を確保し、必要によりヘリコプターや船舶等を使用した輸送を行う。

(3) 災害対策用資材置場等の確保

災害時において必要により、災害対策用資材置場、臨時ヘリポート及び仮設用地等を確保する。

この確保が困難と思われる場合は、当該地方公共団体に依頼して迅速な確保を図る。

6 防災広報活動

災害によって電気通信サービスに支障を来した場合又は利用の制限を行った場合、正確かつ速やかに広報活動を行うため、N T T東日本は、関係部門との連絡体制や連絡ルートの整備を図り、基礎データ等を事前に準備しておく。

(1) 防災広報活動

- ア 広報車での呼び掛け
- イ テレビ、ラジオ及び新聞掲載等を通じた広報
- ウ インターネットを通じた周知

(2) 広報項目

- ア 被害状況
- イ 復旧見込み
- ウ 特設無料公衆電話設置場所の周知

7 広域応援体制の整備

大規模災害が発生した場合は、N T T東日本の防災体制を確立するとともに、全国からの応援を要請し、迅速な災害復旧を可能とするよう平常時からあらかじめ措置方法を定めておく。

第16節 河川・海岸災害予防計画

担当：総務課、都市整備課

1 計画方針

(1) 基本方針

- ア 市民は、平時から、ハザードマップ等に基づき、避難経路や避難場所の確認、非常用食糧等の準備をしておく。
- イ 市は、洪水による浸水や湛水の被害発生を防止するため、河川法の定めるところにより、河川改修、洪水予防施設の整備等を計画的に行う。
- ウ 国、県は、洪水、津波、高潮又は高波による浸水や湛水の被害発生を防止するため、河川法、海岸法、その他関係法令の定めるところにより、河川改修、洪水予防施設の整備、海岸保全施設の整備等を計画的に行う。
- エ 達成目標
 - (ア) 国土交通省直轄管理区間の大河川は、戦後最大規模に対応できる整備を目標とする。
 - (イ) 県管理区間の大河川については年超過確立 1/30 程度（日雨量 200 mm程度）の降雨又は戦後最大規模の降雨に対応できる整備目標とする。
 - (ウ) 中小河川については、年超過確立 1/5～1/10 程度（時間雨量 40 mm程度）の降雨に対応できる整備を目標とする。

(2) 要配慮者に対する配慮策

- ア 市は要配慮者が利用する施設については、当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図られるよう防災行政無線による広報、自主防災組織、消防団などによる伝達など、洪水予報、避難判断水位到達情報の伝達方法を定める。
- イ 国、県は、洪水予報、避難判断水位到達情報について、洪水のおそれがある場合、避難判断水位に達したときは、市へ通知するとともに、報道機関の協力を得て、一般住民へ周知する体制を整備する。

2 地域・企業等の役割

(1) 地域の役割

市民は、自主防災組織の一員として、日頃から災害対応のできる間柄の形成に努める。また、洪水、津波、高潮又は高波を想定した避難訓練等の実施に努め、水防団等からの要請により水防活動に従事する。

(2) 企業・事業所等の役割

災害発生時における応急対策活動の円滑を図るため、建設業協会等と協定を図り、平時から応急復旧用資材の備蓄に努める。

また、災害発生時における応急活動円滑を図るため、各協会は、平時から応急復旧用資機材の備蓄に努める。

3 市の役割

(1) 洪水への防災対策

ア 施設及び災害危険箇所の点検、調査等

各施設の点検要領に基づき、安全点検を実施し、必要な補修等を計画的に実施する。また市街地への浸水による二次災害を考慮し、内水対策について検討する。

イ 河川管理施設の整備

必要に応じ、施設等の整備を計画的に推進する。

(2) 減災対策

ア 水防態勢の整備

(ア) 市は水防計画を策定し、水防団、水防管理団体の水防組織を整備する。

(イ) 水防計画には、水防資機材の保有状況、緊急調達、応援要請及びその手続きに関する資料を掲載する。

イ 要配慮者利用施設への情報伝達体制の整備

(ア) 市は要配慮者が利用する施設については、当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図られるよう防災行政無線による広報、自主防災組織、消防団などによる伝達など、洪水予報、避難判断水位到達情報の伝達方法を定める。

ウ 警戒避難体制の整備

(ア) 洪水ハザードマップ等により避難路・避難所を市民に周知するとともに、市民の避難のための連絡体制の確保を始め、必要な警戒避難体制を構築する。

洪水予報、避難判断水位到達情報等緊急時の伝達媒体である防災行政無線を整備点検し情報伝達体制を確保する。

エ 市民の防災意識向上に向けた啓発

(ア) 防災情報の収集方法や洪水ハザードマップの活用方法等について広報し、市民の防災意識の向上を図る。

4 県・国の役割

(1) 新潟県

新潟県地域防災計画に定めるもののほか、水防管理団体に対して次の応援・協力を行う。

ア 河川に関する情報の提供

イ 重要水防箇所の合同点検の実施

ウ 水防管理団体が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加

エ 水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資器材で不足するような緊急事態に際して、河川管理者の応急復旧資器材又は備蓄資機材の貸与

(2) 北陸地方整備局

災害対策基本法第3条の規定並びに、別途締結されている「災害にの相互協力に関する申し合わせ」に基づき、地域防災計画に定める活動がより円滑に行えるよう応援・協力する。

また、河川管理者として、自らの業務等に照らし可能な範囲で水防管理団体が行う水防のための活動に、次の協力を行う。

ア 河川に関する情報の提供

イ 重要水防箇所の合同点検の実施

ウ 水防管理団体が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加

エ 水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資器材で不足するような緊急事態に際して、河川管理者の応急復旧資器材又は備蓄資機材の貸与

第17節 港湾施設の災害予防計画

担当：総務課、都市整備課

1 計画方針

(1) 基本方針

ア 市民は、平時から、ハザードマップ等に基づき、避難経路や避難場所の確認、非常用食糧等の準備をしておく。

イ 国、県及び市は、高潮又は高波による浸水や湛水の被害発生を防止するため、港湾法、その他の関係法令の定めるところにより、港湾施設の整備等を計画的に行う。

ウ 達成目標

風水害の発生に備え防災体制を確立し、災害防止、被災時の応急復旧等の迅速な対応を図るため、関係行政機関や関係団体と協定を結び対応の整備を図るとともに、災害を防ぐための港湾施設の整備、背後地への緊急物資の集積や避難場所の整備に努める。

(2) 要配慮者に対する配慮策

ア 市は要配慮者が利用する施設については、当該施設の利用者の災害時の円滑かつ迅速な避難の確保を図られるよう防災行政無線による広報、自主防災組織、消防団などによる伝達など、気象情報、避難情報の伝達方法を定める。

イ 国、県は、気象情報、避難情報について、災害のおそれがある場合、避難が必要と判断したときは、市へ通知するとともに、報道機関の協力を得て、一般住民へ周知する体制を整備する。

2 地域・企業等の役割

(1) 地域の役割

市民は、自主防災組織の一員として、日頃から災害対応のできる間柄の形成に努める。また、洪水、高潮又は高波を想定した避難訓練等の実施に努め、水防団等からの要請により水防活動に従事する。

(2) 企業・事業所等の役割

災害発生時における応急対策活動の円滑を図るため、建設業協会等の協定を図り、平時から応急復旧用資材の備蓄に努める。

3 市の役割

(1) 高潮又は高波への防災対策

各施設の点検要領に基づき、災害危険箇所等の安全点検を実施し、必要な補修等を計画的に実施する。また市街地への浸水による二次災害を考慮し、内水対策について検討する。

(2) 減災対策

ア 水防態勢の整備

(ア) 市は水防計画を策定し、水防団、水防管理団体の水防組織を整備する。

(イ) 水防計画には、水防資機材の保有状況、緊急調達、応援要請及びその手続きに関する資料を掲載する。

イ 要配慮者利用施設への情報伝達体制の整備

(ア) 市は要配慮者が利用する施設については、当該施設の利用者の高潮又は波浪時の円滑かつ迅速な避難の確保を図られるよう防災行政無線による広報、自主防災組織、消防団などによる伝達など、気象情報、避難情報の伝達方法を定める。

ウ 警戒避難体制の整備

- (ア) ハザードマップ等により避難路・避難所を市民に周知するとともに、市民の避難のための連絡体制の確保を始め、必要な警戒避難体制を構築する。
- (イ) 緊急時の伝達媒体である防災行政無線を整備点検し情報伝達体制を確保する。

エ 市民の防災意識向上に向けた啓発

- (ア) 防災情報の収集方法やハザードマップの活用方法等について広報し、市民の防災意識の向上を図る。

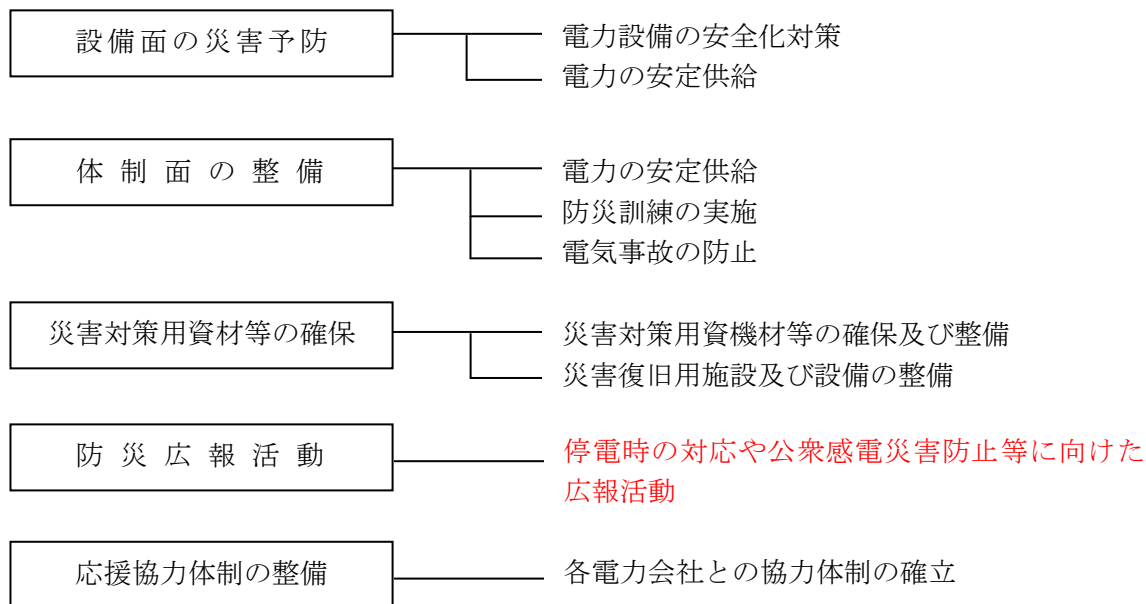
第18節 電気施設災害予防計画

担当：総務課

1 計画方針

電力供給機関は、災害時における電力供給ラインを確保し、人心の安定を図るため、電力施設の防護対策に努める。

2 計画の体系



3 設備面の災害予防

(1) 電力設備の安全化対策

電力設備は、設備ごとに計画設計時において建築基準法及び電気設備に関する技術基準等による各種対策を十分考慮するとともに、従来の経験を活かし予防対策を講じる。

(2) 電力の安定供給

電力系統は、発電所、変電所、送電線及び配電線が一体となり運用している。

また、電力各社間も送電線で接続されており、緊急時には各社から供給力の応援を行うことになっている。

東北電力系統は、常時隣接する北海道電力、東京電力の系統と連携して運用しており、新潟系統も基幹送電線により東北全系統と連携し、県内の水力、火力発電所と電力消費地を結んでいる。

このため、重要な送・配電線は2回線化やループ化とするなど、これらを制御する通信系統を含め信頼度の高い構成とする。

4 体制面の整備

(1) 電力の安定供給

新潟系統給電指令所、各技術センター制御所及び営業所において24時間の監視体制を行っており、非常時においては、できるだけ停電を防ぐよう送・配電設備の切り替え操作を行う。

(2) 防災訓練の実施

災害時を意識し、従業員に対して防災意識の高揚を図るとともに、災害対策を円滑に推進するた

め年1回以上防災訓練を実施する。

また、国及び地方自治体等が実施する防災訓練には積極的に参加する。

(3) 電気事故の防止

電気工作物を常に法令で定める技術基準及び社内の保安規程に適合するよう確保するとともに、災害を意識し定期的に巡視点検を行う。

5 災害対策用資材等の確保

(1) 災害対策用資機材等の確保及び整備

災害時に備え、平常時から災害対策用資機材等の確保及び整備点検を行う。

また、車両、船舶、ヘリコプター等による輸送計画を樹立しておくとともに、輸送力確保に努める。

(2) 災害復旧用施設及び設備の整備

災害復旧を円滑に行うため、必要な移動用設備等を整備しておくとともに、応援体制の受入れ及び資材集荷、受渡し等の復旧活動に備えた前進基地を選定しておく。

6 防災広報活動

常日頃から、停電による社会不安の除去、公衆感電事故、電気火災等の二次災害防止に向けた広報活動に努める。

7 応援協力体制の整備

各電力会社との電力融通、災害対策用資機材及び復旧応援体制を整備しておく。

また、関連工事会社については「非常災害復旧に関する協定」に基づき応援協力体制を整備しておく。

19節 ガス施設災害予防計画

担当：総務課

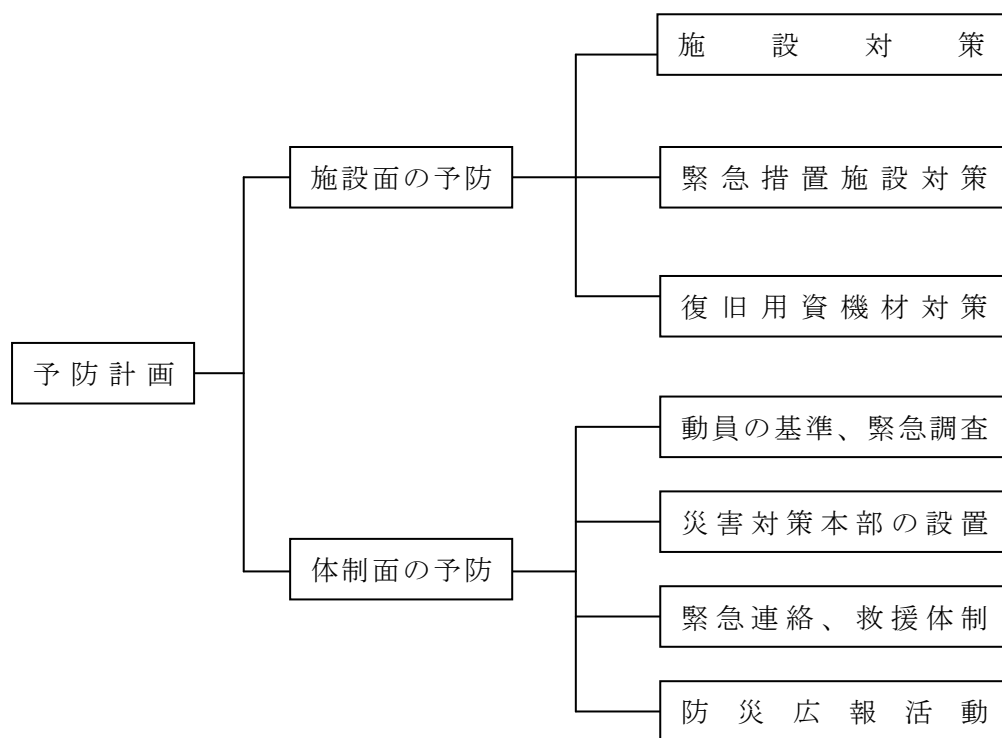
1 計画の方針

台風、洪水、火災等の災害によるガス施設の被害を最小限にとどめ、ガスによる二次災害を防止し、ガスの安全かつ速やかな復旧を目的として適切な対策を講じることを基本とする。

このため、都市ガス事業者、LPGガス充てん事業者及びLPGガス販売事業者（以下「ガス事業者」という。）は、施設面及び体制面の災害予防を計画的に策定するとともに、応急対策を円滑に実施するため、平常時において資機材の整備、復旧計画、広報計画を策定する。

2 計画の体系

予防計画としては、主としてハードを対象とした施設面の充実とそれを補完するソフトを対象とした体制面によって体系づける。



3 施設面の災害予防

(1) 施設対策

風水害から施設の被害を最小限に食い止めるため浸水防止対策、代替施設の確保及び系統の多ルート化等を進めるなど、大規模な災害による被害軽減のための諸施策を実施する。

- ① ガス事業者は、災害時における被害の防止又は軽減を図り、市民の安全を確保するため、都市ガス供給設備及びガス供給設備の風水害に対する安全対策を講じる。
- ② 市民は、風水害発生時の安全措置方法を理解するとともに、自宅等のガス設備の風水害対策に努める。

(2) 緊急措置施設対策

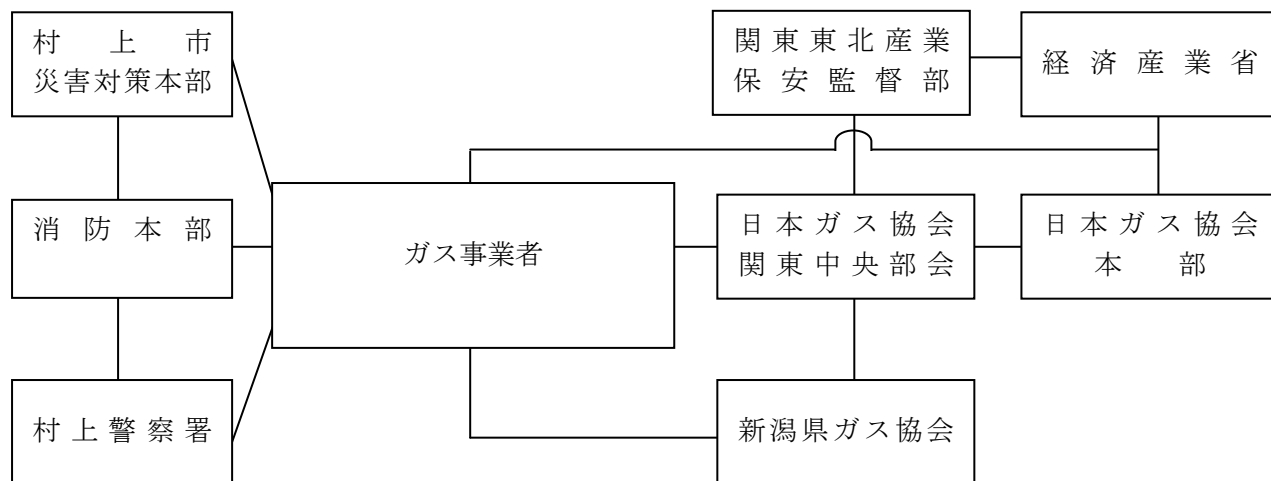
緊急対策の基本は、風水害発生によるガスの二次災害を防止することである。そのため、緊急措置に必要な施設の整備を図るとともに、風水害発生時に速やかで適切な措置がとれるよう、平常時より教育、訓練を実施し、運用体制を整備しておく。

- ① ガス事業者は、二次災害防止措置及び早急な復旧体制を整備し、ガス使用者に対して風水害発生時の安全措置を広報等により周知する。
 - ア 避難所、公共施設等への災害時における緊急供給体制を整備する。
 - イ 復旧に備え、最低限の機器、工具、管材、備品等を備蓄する。また、調達が可能のように必要資機材のリストを作成しておく。
 - ウ LPガス事業者は、風水害により流失・埋没した容器の回収に必要な体制を整備する。
- ② 市民・企業等の役割
 - ア LPガスを使用する一般家庭等は、日ごろからガスボンベの転倒防止の措置を講じる。
 - イ 自己の所有するガスの設備について、ガス事業者の助言を得て、風水害対策を行う。
 - ウ 風水害発生時にとるべき安全措置の重要性や、マイコンメーター・感震装置等、災害時に作動する安全機器について、ガス事業者が提供する情報等により理解、習熟しておく。
 - エ ガス供給停止に備え、カセットコンロ及びボンベ等の簡易調理器具を準備（備蓄）しておく。
- ③ 市は、病院、避難所及び公共施設等でガスが使用できなくなった場合のLPガス等による代替措置を確保する。また、一般家庭・事業所に対して、風水害発生時に取るべき安全措置の重要性について普及・啓発を図る。加えて、高齢者等と接する機会の多いホームヘルパー、民生委員等の福祉関係者に対して、風水害時の安全措置について、普及・啓発を図る。
- ④ 県は、風水害発生時の安全措置等について普及・啓発を図る。

4 体制面の災害予防

(1) 緊急連絡、救援体制

ア 災害の発生が予想され、又は発生した際に、経済産業省、日本ガス協会を始め、市関係機関等との相互の情報連絡が円滑に行えるよう、あらかじめ緊急連絡体制を定め、情報連絡の方法を確認しておく。



- イ 各事業者内の相互連絡のため、無線装置の整備、充実を図る。
- ウ 製造所・供給所の施設及び導管施設の復旧について、復旧計画を作成する。
- エ 復旧を確実にかつ迅速に行うため、協力工事店及び同業者からの救援について、あらかじめ定めておく。
- オ 広範囲にわたり供給停止が発生し、大規模な応援が必要となる場合は、日本ガス協会関東中央部会で定めている「地震・洪水等非常事態における救援措置要領」に基づき、救援要請を行う。

う救援措置要領を整備しておく。

(2) 防災広報活動

風水害発生時の二次災害防止と効果的な復旧作業を行うため、平常時、風水害発生時、供給停止時等の広報の手段・方法について、あらかじめフロー図、広報例文、広報内容を準備しておく。

ア 平常時より、風水害発生時の二次災害防止のためのPRを実施するとともに、広報活動を円滑に実施するため、需要家を始め報道機関、市等関係機関との広報ルートを整備しておく。

イ 大規模な風水害が発生したら、需要家はもちろん関係機関の協力の下、速やかに二次災害発生の防止を図るための広報を行う。

ウ 供給停止をした場合は、供給停止地区への広報のほか、供給継続地区へのガスの安全使用に関する広報を行う。

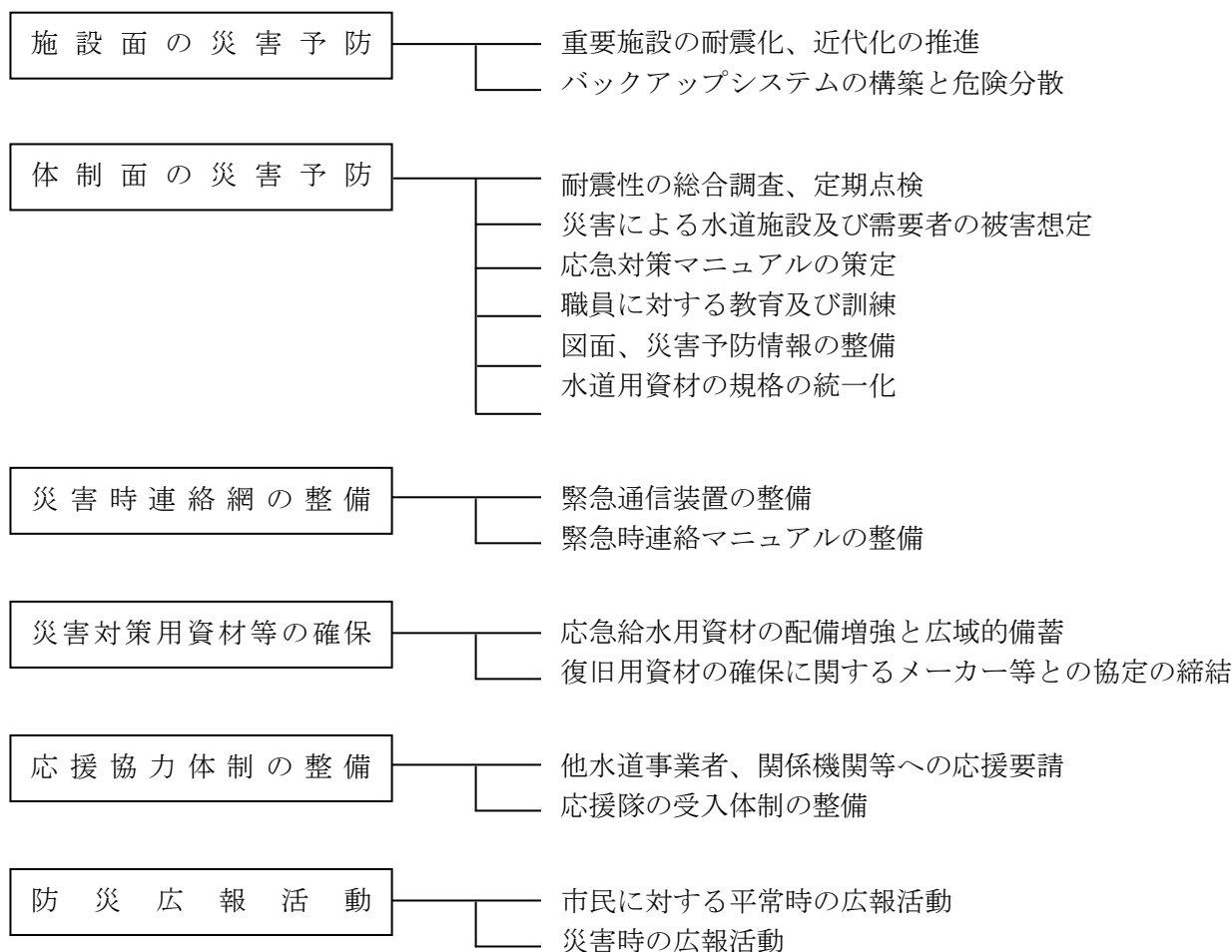
第20節 水道施設災害予防計画

担当：水道局

1 計画の方針

大規模な災害の発生に伴う、断水・減水を最小限にとどめるため、市水道局は、施設面及び体制面の災害予防対策を計画的に策定するとともに、応急対策を円滑に実施するため、平常時において資機材の整備、復旧計画、訓練、広報計画を策定する。

2 計画の体系



3 施設面の災害予防

(1) 重要施設の災害予防、近代化の推進

水道施設は、取水から末端給水に至るまで広範囲に配置されており、かつ、各施設は、多種多様な構造物、機器により構成されている。このため、災害発生時には、停電に伴う減圧及び断水の被害が発生することは、避けられないものと考えられる。

このため、市水道局は、災害による断水・減水を最小限にとどめるため、重要施設の災害予防の強化を図るための計画を立案し、施設の新設、改良計画に合わせて、計画的に整備を進める。

ア 取水・導水施設

水源周辺の状況を把握し、原水の安定取水を図るとともに、水源の確保に努める。

イ 浄水施設

浄水施設については、コンクリート構造物が主体であり、被害は、窓ガラスの破損程度で軽微なものと考えられる。しかし、被災時の停電を考慮して自家発電設備の整備を行うとともに、保有水量を確保するため、配水池下流に緊急遮断弁を設置する。

ウ 送水、配水施設

送水、配水管路は、管路の多系統化、ループ化、ブロック化等を行って、断水区域の縮小に努める。既設管については、漏水防止作業を実施し、老朽管の早期布設替に努める。

また、災害時に備え、基幹配水管からの緊急給水所を確保するとともに、緊急給水貯水槽を整備する必要がある。

(2) バックアップシステムの構築と危険分散

重要施設の複数配置や複数電源の確保等、バックアップシステムの構築に努め、機能の強化、危険分散を図る。

4 体制面の災害予防

(1) 耐震性の総合調査、定期点検

ア 取水・浄水施設及び配水池等構造物

- (ア) 取水井戸等の閉塞に備えて、被災時の取水方法を検討する。
- (イ) 老朽化した施設は、目視や非破壊検査等の調査を実施し、応急措置を施す。
- (ウ) 池状構造物の目地を調査し、伸縮性の高い目地材等による補強を行う。
- (エ) 自然流下系の配水池に緊急遮断弁を設置する。
- (オ) 水質試験用の薬品類は、破損対策、混薬防止のため、分離保管等を行う。

イ 導水・送水・配水管路

- (ア) 管路を新設する場合は、基幹配水管等の重要度の高いものから耐震性の高い管種及び継手を用いる。
- (イ) コンクリートブロック積上げ構造のバルブ室等の強化、構造上不安定な消火栓、空気弁は補強を行う。
- (ウ) バルブのキャップは、日本水道協会規格品とする。また、開閉器の予備を相当数準備する。
- (エ) 橋梁添架管は、支持取付部吊り金具等の構造は、堅固にするとともに、必要に応じて伸縮管の設置などの補強を行う。
- (オ) 普通、高級铸铁管（印籠継手）、硬質塩化ビニル管（T S継手）、石綿セメント管等による基幹配水管は、耐震性の高い管種及び継手に布設替をする。
- (カ) 断水区間を縮小できるようバルブを設置する。

ウ 機械・電気・計装設備

- (ア) 電線、ケーブル配線は、配電盤の転倒、移動に備え十分な余長を持たせる。緊急時に入手困難な材料は備蓄する。
- (イ) 自家発電設備の冷却水配管を強化する。
- (ウ) ポンプ設備の水没を防ぐため、構造、目地の調査を行い、必要な補強改善等を行う。
- (エ) 塩素設備は、配管類の強化、ポンベの転倒及び滑動防止を強化する。

(2) 災害による水道施設及び需要者の被害想定

既設導水・送水・配水管は、非耐震性の管路を中心に停電に伴う電気設備の停止による断水・減水の被害が発生することを予測し、給水目標及び応急対策計画を検討する。

(3) 応急対策マニュアルの策定

応急給水、応急復旧等のマニュアルを作成しておくとともに、従事者の動員表、役割分担表を策定し、迅速かつ適切な応急対策を実施する。

(4) 職員に対する教育及び訓練

ア 教育

災害時における判断力の養成、防災上必要な知識及び技術の向上を図るため、計画的な研修会等を実施する。

イ 訓練

緊急時に迅速かつ的確な対応を図られるよう平常時における総合訓練、各種訓練（動員訓練、情報伝達訓練、施設点検訓練、応急給水訓練、応急復旧訓練等）を実施する。

(5) 図面、災害予防情報の整備

拠点給水所、指定避難所、想定避難住民数、貯水設備等の情報を盛り込んだ応急復旧地図（住宅明細図、配管図等）を作成するとともに、迅速に必要な図面を現場で使用できる体制の整備に努める。

(6) 水道用資材の規格の統一化

日本工業規格（JIS）及び日本水道協会規格（JWWA）の統一化を図る。

5 災害時連絡網の整備

(1) 緊急通信装置の整備

緊急時に確実に使用できる通信装置（行政無線、携帯電話）の整備に努める。

(2) 緊急時連絡マニュアルの整備

市水道局は、緊急時連絡マニュアル、緊急時連絡先一覧表、連絡様式等を作成し、緊急時における連絡体制の確保に努める。

6 災害対策用資材等の確保

(1) 応急給水用資材の配備増強と広域的な備蓄

ア 給水車、給水タンク、消毒剤等の応急給水用具の整備を図ることとし、不足分については、日本水道協会新潟県支部水道災害相互応援要綱に基づいて対応する。

イ 削岩機、排水ポンプ、発電機、漏水発見機等の応急復旧用機材の整備を図ることとし、不足分については、村上管工事業協同組合、村上市建設業協会等から借り上げて対応する。

(2) 復旧用資材の確保に関するメーカー等との協定の締結

応急復旧用資機材の備蓄は、小規模災害程度の備蓄を目標とし、それ以外は、他水道事業者から借り受ける。また、資材メーカーリストを作成し、緊急調達を行う。

7 応援協力体制の整備

(1) 他水道事業者、関係機関等への応援要請

ア 村上管工事業協同組合、村上市建設業協会等に応援要請を行う。

イ 日本水道協会新潟県支部水道災害相互応援要綱に基づいて、応援要請を行う。

(2) 応援隊の受入体制の整備

混乱期では、市内での受入体制が困難であることも考えられるので、他市町村の宿泊リストの作成その他適切な方法で受入体制を整える。

8 防災広報活動

(1) 住民等に対する平常時の広報活動

災害防災活動を円滑に進めるため、市及び市水道局は、平常時から住民等に対し、防災体制及び飲料水の確保方策等について周知徹底するよう、広報紙、パンフレットの配布等により次のような事項を広報し、防災意識の向上を図ることが必要である。

ア 非常用飲料水の確保

家庭での非常用飲料水（1人1日3ℓ3日分）の確保及び備蓄の方法（容器、量、保管方法、

交換時期等)

イ 浴槽の水の汲み置き

風呂の残り湯を非常時の生活用水や防火用水に利用する。

ウ 水質についての説明

備蓄水の水質劣化の説明と煮沸の必要性

(2) 災害時の広報活動

ア 応急給水対策を住民等に周知し、協力が得られるようにする。

(ア) 給水方法（給水車、拠点給水所、ポリタンク、ウォーターパック等）

(イ) 給水場所（地域ごとの給水場所の明示）

イ その他災害時の広報として被害状況、応急給水、応急復旧の見通し等について報道機関への情報提供を積極的に行い、迅速かつ的確な報道について協力を要請し、住民等の飲料水や生活用水についての不安の解消に努める。

第21節 下水道施設災害予防計画

担当：下水道課

1 計画の方針

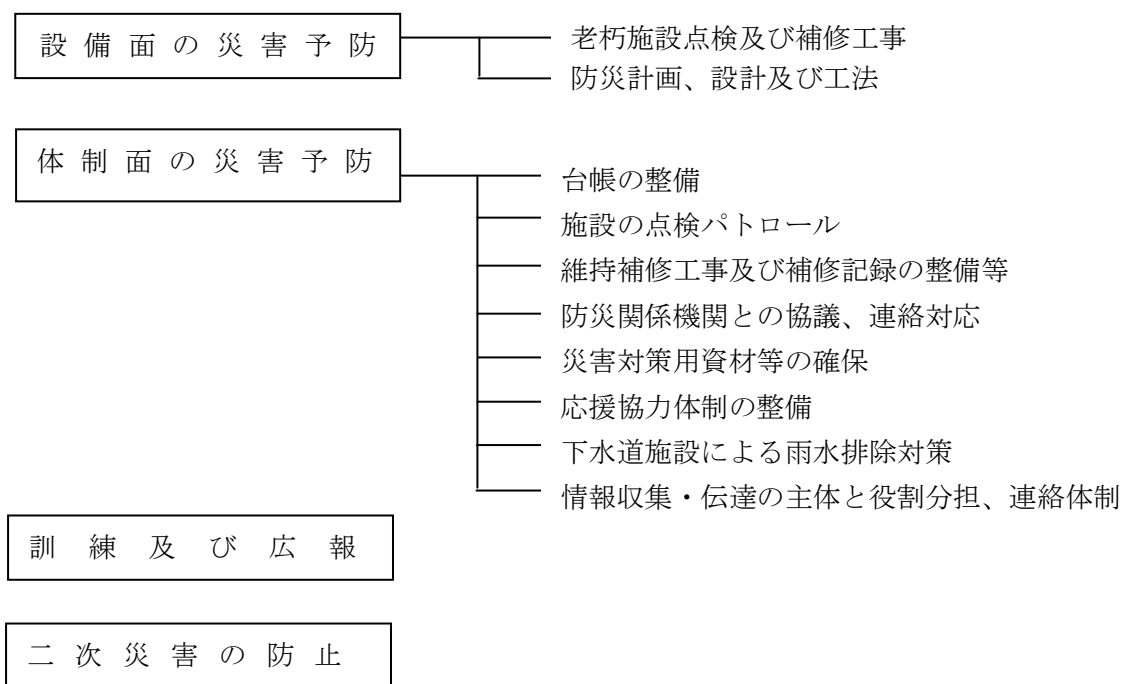
下水道施設は、ライフライン施設として住民等の生活基盤の一翼を担うものであるが、被災時には多くの場合に補修、復旧が困難であり、住民等に与える影響が大きい。

このため、災害の発生に伴う下水道施設の被害を最小限にとどめるため、市は、既設施設の定期的保守点検を励行し、将来施設計画においては、防災化を図るとともに、応急対策を円滑に実施するため、被災対策資機材の整備や他機関との連絡協議及び平常時の広報等を策定する。

2 計画の体系

下水道施設は、末端管渠から処理場まで広範囲に配置されており、各施設は多種多様な構造物、機器により構成されており、下水道施設のすべてを防災化することは技術的にも経済的にもできないが、できるだけ防災化を図る必要がある。

特に幹線管渠、ポンプ場、処理場等の重要施設に対しては、防災化対策を講じた施設整備を計画的に実施する。



3 設備面の災害予防

(1) 老朽施設点検及び補修工事

市は、下水道施設の維持管理に当たり、平常時の巡視及び定期点検を励行し、老朽施設や故障箇所等の改善に努める。

(2) 防災計画、設計及び工法

市は、下水道施設の建設計画時点から設計及び施工方法について防災化を検討する。

4 体制面の災害予防

(1) 台帳の整備

下水道台帳（調書、一般図、施設平面図）は、被害時の調査及び復旧の作業を円滑に行う上で重要な資料である。そのため、市は、資料の収納及びデータ管理を行う施設について災害に強い構造や耐震化を図るとともに、遠隔地での複数管理（バックアップ）をして、資料の安全性の向上を図る。

(2) 施設の点検パトロール

市は、下水道施設の点検パトロールにおいて、災害に対し迅速かつ適切な措置が行えるように、その施設の機能状況の把握に努める。

(3) 維持補修工事及び補修記録の整備等

市は、異常箇所の補修及び施設改良の記録が、災害時有効に活用できるよう整備しておく。

(4) 防災関係機関との協議、連絡対応

ア 市は、関連機関（道路管理者、河川管理者、警察、ガス事業者、電力会社、N T T等）と、災害時の連絡、対応、協力体制等について事前に打合せをしておく。

特に、道路管理者、河川管理者及び警察とは、災害時の情報交換、二次災害の防止のための措置について具体的な打合せを行っておく。

イ 市は、県との災害応援協定等による緊急体制の整備をしておく。

(5) 災害対策用資材等の確保

ア 調査用機材及び応急措置用資材は、災害後直ちに使用できるように場所を定めて保管しておく。

イ 関連業者等にある応急用資材も災害時に協力が得られる体制にしておく。

ウ 災害用携帯トイレ等備蓄品の確保に努める。

(6) 応援協力体制の整備

市は、下水道関連業者等とあらかじめ次の応援協力体制について打合せをしておく。

ア 災害対応組織

イ 災害対応協力体制

ウ 非常配備体制

エ 緊急時における連絡手段の確保

(7) 下水道施設による雨水排除対策

ア 市街地においては、少なくとも5年に1回程度の大雨に対する浸水被害の解消を図るため、総合的な雨水排除計画を策定し、下水道雨水排除施設の整備を計画的に推進する。

イ 下水道システム全体の機能停止を避けるため、ポンプ場及び処理場施設（特に、電気及び機械関係設備・機器）の十分な浸水防止対策を講じる。

(8) 情報収集・伝達の主体と役割分担、連絡体制

市は、緊急時において的確な情報の収集に努められるよう、役割分担、連絡体制の整備をしておく。

5 訓練及び広報

市は、災害発生時において的確な防災対策が講じられるよう、平常時から訓練及び広報を行う。また、一般家庭・事業所における携帯トイレ等備蓄の重要性、災害時の下水道使用について普及啓発を行う。

6 二次災害の防止

市は、災害時において、下水道各施設の損傷の拡大及び機能低下を最小限に防止する。

また、これらの被害に伴う災害、例えばポンプ場及び施設場内での各種薬品類、ガス及び重油等の燃料の漏えいその他の二次災害が生じないように整備を図る。

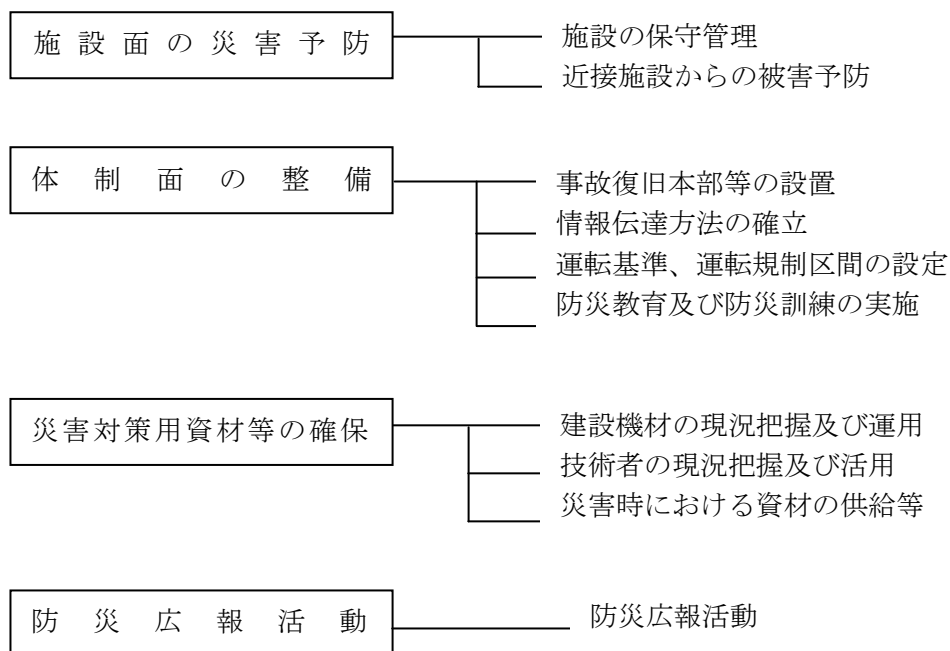
第22節 鉄道施設災害予防計画

担当：総務課

1 計画の方針

鉄道事業者（JR東日本新潟支社内の村上駅管理内の関係箇所）は、風水害等が発生した場合、被害を最小限にとどめ、旅客の安全を確保するため、災害規模に応じた防災体制等の確立を図る。

2 計画の体系



3 施設面の災害予防

(1) 施設の保守管理

土木建造物の被害が予想される高架橋、橋梁、盛土、鉄道等の定期検査を行い、その機能が低下しているものは補強、取替等の計画を定める。

(2) 近接施設からの被害予防

線路に近接する施設等の落下、倒壊による線路への被害を防止するため、関係官公庁、施設関係者に施設整備及びその推進を要請する。

4 体制面の整備

(1) 事故復旧本部等の設置

事故復旧本部等の設置基準、組織体制、職務分担等は、あらかじめ定められた社内規程による。（具体的には、災害規模に応じて新潟支社内に災害対策本部、村上地区内に現地復旧本部を設置する。）

(2) 情報伝達方法の確立

ア 防災関係機関、地方自治体との緊急な連絡及び部内機関相互の情報伝達を円滑に行うため、支社の指示等を受けながら次の通信設備を整備する。

(ア) 緊急連絡用電話

(イ) 指令専用電話

- (ウ) ファクシミリ
- (エ) 携帯電話
- (オ) 列車無線
- (カ) 携帯無線機等

イ 風速計、雨量計、積雪計を支社の指示等を受けながら整備するとともに、情報の伝達方法を定める。

(3) 運転基準、運転規制区間の設定

災害等発生時の運転基準、運転規制区間をあらかじめ定め、発生時にはその強度により支社の指令等は運転規制等を行うとともに、支社及びＪＲの関係箇所と連携して安全確認を行う。

(4) 防災教育及び防災訓練の実施

関係者に対し次の事項について防災教育を行うとともに、必要な訓練を実施する。

- ア 災害発生時の旅客の案内
- イ 避難誘導等混乱防止対策
- ウ 緊急時の通信確保・利用方法
- エ 旅客対策等

5 災害対策用資材等の確保

早急な運転再開を図るため、建設機材・技術者の現況把握及び活用方法、資材の供給方法をあらかじめ関係箇所と協議しておく。

(1) 建設機材の現況把握及び運用

復旧作業に必要な応急建設機材について、関係箇所の配置状況、種類、数量及び協力が得られる部外関係機関、関係協力会社等の手持ちを調査しておくとともに、借用方法、運用方法について協議しておく。

(2) 技術者の現況把握及び活用

復旧作業に従事する技術者等の技能程度、人員、配置状況を把握しておくとともに、緊急時に対応できる関係協力会社の状況も併せて把握しておく。

(3) 災害時における資材の供給等

災害時における資材の供給については、災害用貯蔵品の適正な運用を図るとともに、必要なときは関係協力会社から緊急調達する等迅速な供給体制を確立するため、あらかじめ協議しておく。

6 防災広報活動

鉄道事業者は、運転の状況、復旧見通し等について、正確かつ速やかに広報活動を行うための情報連絡体制を確立する。

第23節 危険物等施設災害予防計画

担当：総務課、消防本部

1 計画の方針

危険物、高圧ガス、火薬類、毒物、劇物等の危険物及び放射性物質（以下「危険物等」という。）は、その貯蔵又は取扱い上の不備が直ちに災害発生の原因となり得るとともに、他の原因に基づく火災発生時においては、被害を拡大する要因にもなり得る。

危険物等を取り扱う施設の関係者は、自主保安対策を講じるとともに、消防機関は、危険物等による災害の発生及び拡大を防止するため、関係機関と連携して保安体制の強化、法令の定めるところによる適正な保安確保措置を講じ、保安教育及び訓練の徹底、自衛消防の育成及び防災思想の啓発普及の徹底を図る。

2 計画の体系

危険物施設安全対策

火薬類製造施設等安全対策

高圧ガス製造施設等安全対策

毒物・劇物保管貯蔵施設安全対策

放射線使用施設（医療機関）の安全対策

3 危険物施設安全対策

危険物による災害は、災害等による発災はもとより、二次災害による被害も大きなウェートを占めることが予想されることから、災害時の初期対応が特に重要と考えられる。

このため危険物取扱事業所は、関係機関と連携した保安体制の強化、法令に定める適正な保安措置を講じるとともに、化学消防力の強化、自衛消防組織の育成、事業所間相互の応援体制の確立、保安教育及び訓練の徹底によるヒューマンエラーの防止等災害の未然防止を図る。

また、消防機関は、危険物施設の立ち入り検査を適宜実施するとともに、次の指導等を行い、災害を未然に防止する。

- (1) 危険物施設の位置、構造及び設備の維持管理に関する指導
- (2) 危険物の運搬、積載の方法についての指導
- (3) 危険物施設の管理者、危険物保安監督者に対する指導
- (4) 危険物の貯蔵取り扱い等安全管理についての指導
- (5) (公財)新潟県危険物安全協会の協力のもと、保安に関する講習会等を開催し、自主保安体制の確立に関する指導、啓発に努める。
- (6) 危険物取扱事業所には、被災した場合に備え、消防、警察等関係機関及び関係事業所と連絡体制の確保を図るよう指導する。

(7) 災害発生時の自衛消防組織や活動要領を定め、迅速な対応が図れるように指導する。

4 火薬類・高圧ガス製造施設等安全対策

火薬類及び高圧ガスは、その物性や化学的特性から、また爆発性や毒性から大災害につながるおそれがある。このため、火薬類取扱事業所及び高圧ガス取扱事業所は、関係機関と連携した保安体制の強化、法令に定める適正な保安措置を講じるとともに、保安教育及び訓練によるヒューマンエラーの防止策、災害の未然防止を図る。

また、消防機関は、次の安全対策を実施する。

- (1) 貯蔵所、消費場所等の保安検査及び立入検査
- (2) 各事業所における実情把握と各種保安指導の推進
- (3) 関係行政機関との緊密な連携
- (4) 高圧ガス取扱事業所に対し、具体的な災害想定のもと、より実践的な防災訓練等の実施についての指導
- (5) 災害発生時の自主防災組織の体制整備を行う等、迅速な対応についての指導

5 毒物・劇物保管貯蔵施設安全対策

毒物及び劇物は、その物性や化学的特性のため、漏えいするとその毒性により大きな被害が想定される。このため県は、災害時における毒物又は劇物による被害を防止するため、毒劇物営業者及び毒劇物を業務上使用する者に対し、製造、販売及び使用のあらゆる段階において次のとおり規制、指導を行い、災害予防対策を講じる。

また、消防機関は、査察等を通じ必要と認めるときは、県に対し、規制、指導等を要請する。

- (1) 毒劇物営業者及び取扱責任者に対し、常に登録基準に適合するよう施設を維持させる。
- (2) 関係機関との連絡を強化し、防災上適切な措置が講じられるよう指導する。
- (3) 営業所等に対し立入検査を実施し、毒劇物の貯蔵量に対応する設備の指導を実施する。
- (4) 毒劇物を業務上使用するもののうち、シアン化合物、酸類等を大量に使用する業態及び有機リン剤等の特定毒物営業者等に対し、特に重点的に指導を実施する。

6 放射線使用施設（医療機関）の安全対策

放射性同位元素及び放射線使用施設は、その特性から、漏えいすると環境を汚染する災害が発生するおそれがある。このため、放射線使用施設の管理者は、関係機関と連携して保安体制を強化し、法令に定める適正な障害阻止のための予防措置、保安教育及び訓練の徹底による災害の未然防止を図る。

- (1) 事前に実施すべき具体的措置

ア 放射線施設

- (ア) 放射性同位元素汚染の拡大防止のため開口部や配管、配線の被害防止対策等
- (イ) 放射性同位元素の室外漏えい防止のための措置

イ 放射線施設内設備

- (ア) 線源収納部の浸水並びに転倒、移動及び落下の防止措置
- (イ) 治療用線源、CTなどによる治療中、診断中の場合の過度の照射対策等

ウ 放射性同位元素保管容器類

- (ア) 放射性同位元素収納容器、廃棄物収納容器類の接触、転倒及び落下防止対策
- (イ) 放射性同位元素廃液容器の破損防止措置

- (2) 非常用機器材の整備

- ア 放射線測定機器、放射線被ばく防護機材、汚染防止用具類、消火器類等の整備
- イ 非常用電源類等の整備

- (3) 放射性同位元素の管理

緊急収納用の運搬可能な鉛容器等の準備等

(4) 行動マニュアル類の整備

- ア 立入禁止区域、使用禁止、停電時の対応措置等のマニュアル化
- イ 消火方法の要点明示と汚染拡大しない消火方法の表示

(5) 防災教育

- ア 防災計画概要及び基本姿勢の周知
- イ 非常用機材の種類、作動原理、使用目的と効果の周知

(6) 防災訓練

規模、形態に応じた定期的な防災訓練の実施

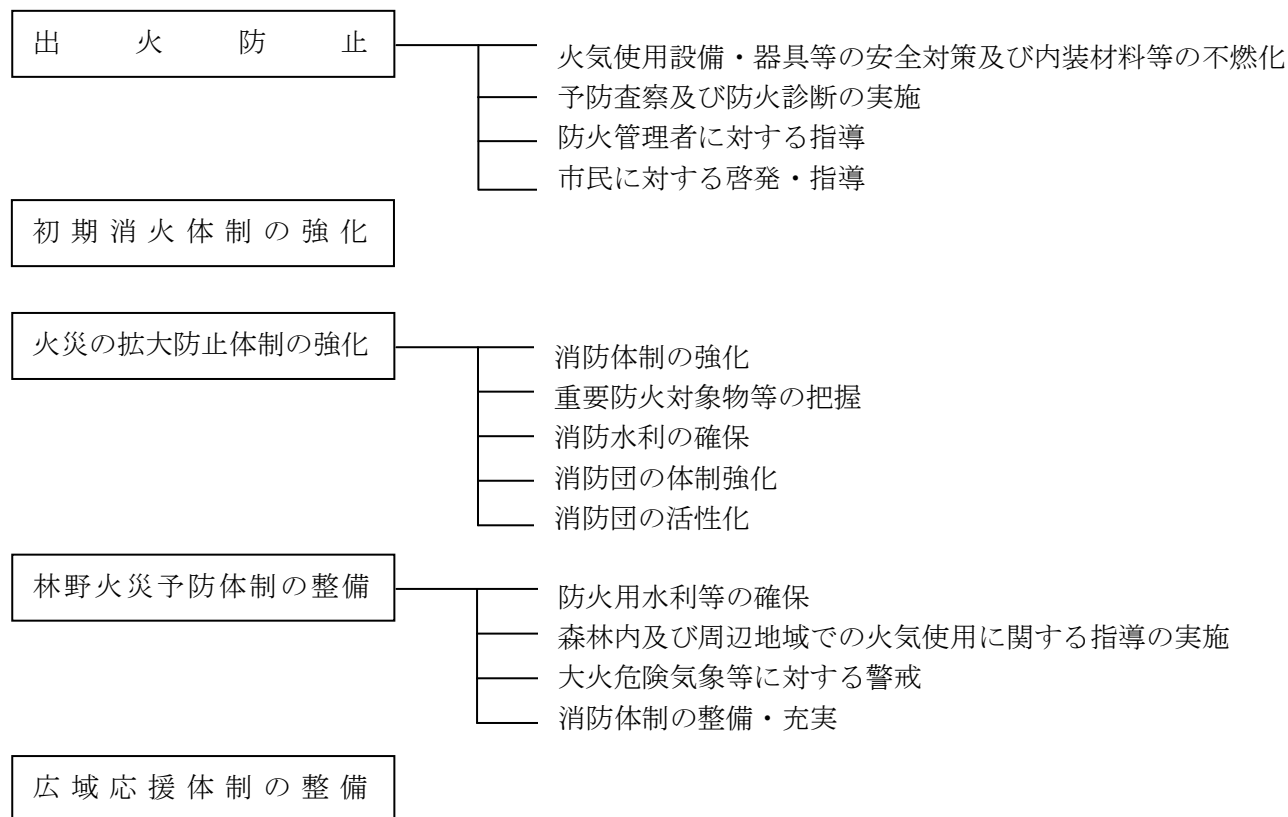
第24節 火災・林野火災予防計画

担当：総務課、消防本部

1 計画の方針

異常乾燥下及び強風下における火災等の被害を最小限に食い止めるため、市及び消防本部は、火災予防体制等の充実、強化を図る。

2 計画の体系



3 出火防止

(1) 火気使用設備・器具等の安全対策及び内装材料等の不燃化

市及び消防機関は、火気使用設備・器具等からの火災を予防するため、次の事項について、対策の推進指導を行う。

ア 火気使用設備・器具周囲の保安距離の基準化

イ 建築物の内装材料、家具調度品及び装飾物品等の不燃化

(2) 予防査察及び防火診断の実施

消防機関は、火災の垂直方向への著しい拡大及び延焼媒体を考慮し、特に防火対策が必要な飲食店及び大規模小売店舗等の防火対象物、工場及び作業所等で多数の火気を使用する防火対象物、構造上の特殊性により避難や消火活動に困難が予想される高層建築物等に対し、重点的に予防査察を実施する。

また、その他の事業所及び一般住宅についても、防火診断等を通じて出火防止の指導を行うとともに、施設管理者等に対し出火防止対策の徹底を図る。

(3) 防火管理者等に対する指導

消防機関は、事業所の防火管理者及び施設の管理者に対し、次の火災予防対策を講じるよう指導する。

ア 防火管理者を置く事業所における消防計画の整備及び従業員に対する消防計画の周知徹底

イ 一つの建物で管理権原者が複数となる場合の管理責任区分及び共同防火管理に関する協議の明確化

ウ 救出・救護知識の普及及び必要な資機材の整備

エ 防火管理業務従事者を対象とした実務講習等による教育

オ 実践的かつ定期的な訓練の実施

カ 火気使用場所の環境整備及び可燃性物品の管理

キ 要配慮者や不特定多数の人を収容する病院、社会福祉施設、物品販売店舗等におけるスプリンクラー設備等の適正な設置

(4) 住民等に対する啓発、指導

市及び消防機関は、住民等の防火に関する知識及び火災に対する備えなどの普及のため、次の事項について啓発、指導に努める。

ア 消火器、消火バケツ等消火器具等の整備

イ 家具類の転倒防止、日用品等の落下防止の措置

ウ 耐震自動消火装置付火気使用器具の普及及び点検整備の指導

エ 火を使う場所の不燃化

オ カーテン、じゅうたん等防災製品の普及

カ 灯油等危険物の安全管理

キ 異常乾燥及び強風時における防火管理

ク 全ての住宅において設置が義務づけられた住宅用火災警報器の設置推進及び維持管理の推進

4 初期消火体制の強化

消防機関は、初期消火体制の確立を図るため、家庭、事業所等（自主防災組織及び自衛消防隊）に対し次の対策を指導する。

(1) 防火管理者を置く事業所に対し、消防計画作成に基づく各種訓練等を通じた指導

(2) (1)以外の事業所及び住民等に対する消防訓練、防火講習会等への参加促進及び印刷物等の配布による防災意識及び初期消火行動力等（消火・通報・避難等）の向上、強化

5 火災の拡大防止体制の強化

異常乾燥下及び強風下においては、火災の延焼拡大が予想されることから、消防力の充実強化を図り、その被害の軽減に努める。

(1) 消防体制の強化

ア 災害発生時における迅速な初動体制の確保

市及び消防機関は、災害発生時における要員の迅速な確保を図るため、あらかじめ職員の参集基準及び参集方法等を定めておく。

イ 消防力の整備

市及び消防機関は、消防職員及び消防車両等の消防力の基準に対する充足率を満たすような各種制度を活用し、その整備充実に努める。

(2) 重要防火対象物等の把握

市及び消防機関は、危険物施設、消火優先地域、重要防火対象物について、優先的に火災防御を行うため、あらかじめ各種活動規程を整備し、迅速な火災防御活動に努める。

(3) 消防水利の確保

ア 市及び消防機関は、同時多発火災への対応力強化と初期消火活動の充実を図るため多元的な消防水利の確保が重要となることから、消火栓のみに頼ることなく、地域の実情に即した次のような水利の確保を図り、災害に備える。

(ア) 河川、池の利用

(イ) 農業用水、消雪用井戸、流雪溝、下水処理水、プール等の活用

(ウ) 防火水槽、耐震性貯水槽等の設置

イ 市及び消防機関は、消防水利に位置を明記した地図（水利マップ）を整備し、効果的な消防活動に努める。

(4) 消防団の体制強化

ア 消防団の現状

村上市消防団の平成25年4月1日現在の状況は、次のとおりである。

消 防 団 名	分団数	団 員 数	消防ポンプ車及び 小型動力ポンプ
村上市消防団	23分団	2,422人（定数）	202台

イ 消防団の活性化

市は、消防団活性化のため、次の内容について取り組む。

(ア) 報酬・各種手当額の改善

(イ) 被服、貸与品等の整備改善

(ウ) 消防団装備の強化（小型ポンプ積載車等の更新整備）

(エ) 消防団員のスポーツ活動の推進

(オ) 事業所勤務者団員（サラリーマン団員）の活用

(カ) 地域との連携強化による消防団員のイメージアップ

(5) 自主防災組織の育成強化

県と連携して、地域の自主防災組織の育成強化と防火防災教育を実施・支援することにより、火災の未然防止及び火災発生時の被害の軽減を図る。

6 林野火災予防体制の整備

(1) 防火用水利等の確保

河川、池、治山関係施設等の整備に当たっては、消火作業に使用する際の利便性に配慮した構造とするよう努める。

また、市は、消防車両の通行に支障のないよう林道の適正な維持管理に努める。

(2) 森林内及び周辺地域での火気使用に関する指導の実施

ア 森林等への火入れの制限

森林等への火入れは、森林法（昭和26年法律第249号）第21条に定めるところにより、市長の許可がなければできない。市長は、許可条件等について事前に消防機関及び関係機関と十分に協議する。

また、火入れの場所が隣接市町村に近接している場合は、関係市町村に通知する。

イ 火気使用施設に対する指導

消防機関は、森林内及び周辺に所在する民家、作業所、山小屋等火気を使用する施設の管理者に対して必要に応じて査察を実施し、施設の改善等の指導を行う。

(3) 大火危険気象等に対する警戒

ア 一般的な警戒

森林関係者、管理者及び消防機関は、気象条件により林野火災が発生するおそれがある場合は、林野の巡視・監視を強化する。

また、地域住民及び入林者に対し、火気取扱いに関する注意を促すとともに、必要に応じて屋外での焚き火や喫煙の制限等を行い、火災の発生防止に努める。

イ 火災警報の発令と警戒

市長は、気象台等から火災気象通報が発表されたとき、又は気象の状況が火災予防上危険であると自ら認めるときは、火災に関する警報を発令して住民及び入林者等に周知し、屋外での火気使用禁止、消防機関の警戒体制の強化等必要な措置を講じる。

(4) 防火思想の普及

市、消防機関その他林野関係機関は、連携して広域的な林野火災防止運動を展開する。また、春（4月・5月）の出火危険期は、山火事予防の強化期間とし、新聞等による啓発宣伝や林野内の道路、樹林等へのポスター、標識板、立看板、懸垂幕等の掲示等により注意を喚起する。

(5) 消防体制の整備・充実

ア 消防体制の確立

消防機関は、当該地域の地勢、植生及び気象条件等を考慮し、林野火災を想定した出動計画を定める。また、森林周辺の自衛消防隊等による初期消火体制の確立を図る。

イ 消防水利の確保

消防機関は、林野火災発生時の消防水利確保のため、防火水槽等を整備するほか、川、池等の自然水利を水源として利用できるよう調査し、水利マップを作成する。

ウ 林野火災発生時には、空中消火等の消防防災ヘリコプターの有効活用を図る。

7 広域応援体制の整備

- (1) 市長等は、単独で対処不可能な火災の発生に備え、他の市町村長等との消防相互応援協定の締結、強化に努める。
- (2) 市長等は、他の市町村長等との消防相互応援協定等について、応援可能な部隊等を明確にし、要請手続及び応援出動要領等を定めるなど、迅速かつ効果的な応援体制の確立に努める。
- (3) 市長等は、火災が発生し、又は発生するおそれがあるときは、火災関係情報の収集に努めるとともに、現有消防力をもって対処できない等のため、緊急の措置を講じる必要があるときは、迅速に各種消防応援協定に基づき応援要請を行う。

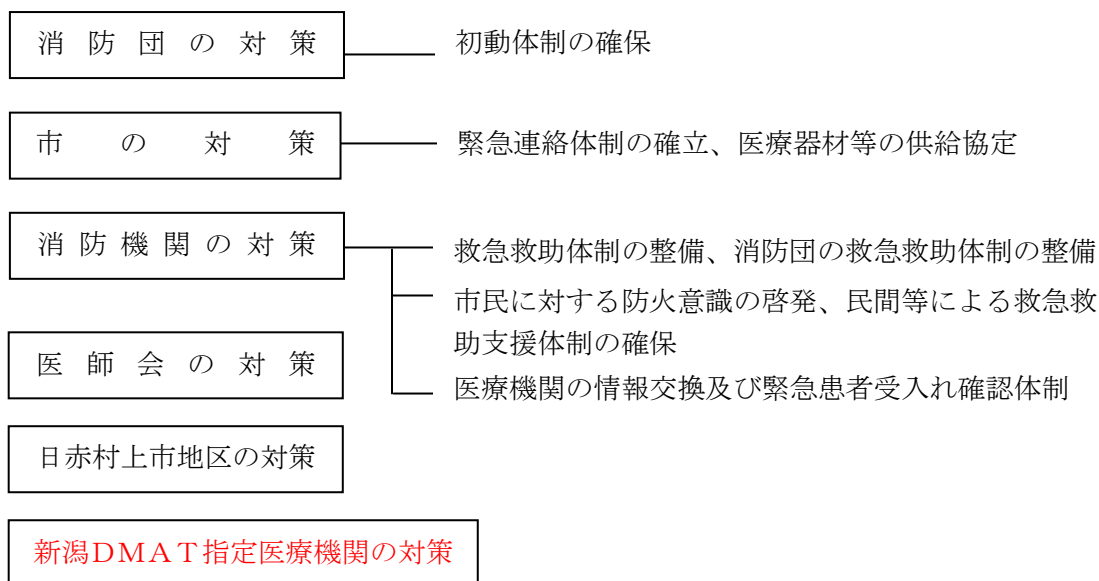
第25節 救急・救助体制の整備

担当：総務課、消防本部

1 計画の方針

災害が発生し、家屋の倒壊、窓ガラスの落下、火災等により同時多発する被災者に対し、救急救助活動を行うとともに、迅速かつ適切な救出措置及び救急医療活動を行うため、救急救助計画を定める。
また、現場における活動が効果的かつ迅速・安全に行われるよう、関係機関と綿密な連携をもって実施するための計画である。

2 計画の体系



3 消防団の対策

消防団は、災害発生時、一刻も速い現場到着が必要であることから、団員の連絡・参集体制の整備、充実を図るとともに、地域住民と協力して一人でも多くの人員で救急救助を行えるよう、日ごろから地域住民との連携による初動体制の確保に努める。

4 消防機関の対策

(1) 救助体制の整備

ア 常備消防組織の救急救助体制の整備

市及び消防機関は、救急隊員、救助隊員の専任率の向上を図るとともに、救急隊員として高度な応急手当てを行うことができる救急救命士の育成及び高規格救急自動車、救助工作車等の救急救助資機材の整備に努める。

イ 消防団の救急救助体制の整備

市は、消防団に対して救急救助活動についての指導を積極的に行う。

また、ハンマー、ジャッキ、無線機器等の救急救助資機材を整備し、機動力の強化を図る。

ウ 防災関係機関との通信連絡体制の整備

市は、県、管轄警察署、消防本部、消防団及び地元医療機関等の関係機関との通信手段を確保し、連絡体制を確立して迅速かつ適切な救急・救助活動を実施できる体制の整備に努める。

また、消防機関とDMA Tが災害現場において安全かつ円滑な連携活動を実施できるよう、連携体制の構築を図る。

エ 要配慮者に対する配慮策

要配慮者が災害発生時に犠牲となるケースが多いことから、市及び消防本部は、要配慮者の避難誘導や救急・救助及び医療救護等が円滑に行われるよう体制を整備する。

また、自主防災組織は自らの安全を確保し、要配慮者の避難支援を行うよう努める。

(2) 住民等に対する防災意識の啓発

救助訓練、応急手当の普及啓発活動等を実施し、住民等の防災意識の高揚を図る。

また、要配慮者が災害発生時に犠牲になるケースが多いことから、要配慮者の避難誘導等が円滑に行われるよう努める。

(3) 救急救助活動における交通確保

建物等の崩壊や道路の破損等により通行障害が発生した場合の交通確保対策を、警察、関係機関とあらかじめ協議しておく。

(4) 民間等による救急救助支援体制の確保

同時多発災害に備え、地元業者等から、救助活動に必要な車両、操作要員の派遣を受けられる体制の整備に努める。

(5) 医療機関との情報交換及び緊急患者受入確認体制

同時多発する救急搬送について、迅速かつ的確な救急搬送を行うために、医療機関との情報収集、伝達体制の確立を図る。

(6) 医療機関における医師、看護師等招集体制の確立

救急活動を円滑に行うために、医師会との連携により、各医療機関における医師及び看護師等の緊急招集体制を整備し、救急搬送者の受入体制を確保する。

(7) 医薬品、医療器材、血液等の非常時における供給体制

日本赤十字社新潟県支部村上市地区、医師会、関係業者と連携し、医療器材等の供給支援体制の整備を図る。

(8) 広域消防相互応援の要請及び受援

県内広域消防相互応援協定及び近隣消防本部との相互応援協定等に基づく応援部隊の受援を円滑に行い、応援消防部隊の的確な活動管理及び指揮が行えるよう体制の整備に努める。

(9) 緊急消防援助隊の要請及び受援

緊急消防援助隊新潟県受援計画に基づき、緊急消防援助隊応援部隊の円滑な受入れ及び的確な活動指揮が行えるよう体制の整備に努める。

5 医師会の対策

市から援助の要請があったときは、医療救護班を編成して現地に派遣し医療活動を行う。

また、急迫した事情のある場合及び医療機関に収容して救護を行う必要のある場合の協力体制を整備する。

6 日赤村上市地区の対策

日赤村上市地区は、市から援助の要請があったとき又は必要と認めたときは、県支部による常備救護班を現地に派遣し、医療救護活動を行う。

災害救助法適用後は、県との協定に基づき医療救護に当たる。

7 新潟DMAT指定医療機関の対策

新潟DMAT指定医療機関は、県等からの要請又は自らの判断により、新潟DMATを派遣し、災害現場等において救命活動を行う。

また、新潟DMATの技術の向上等を図るため、編成した新潟DMATの研修、訓練の機会の確保に努める。

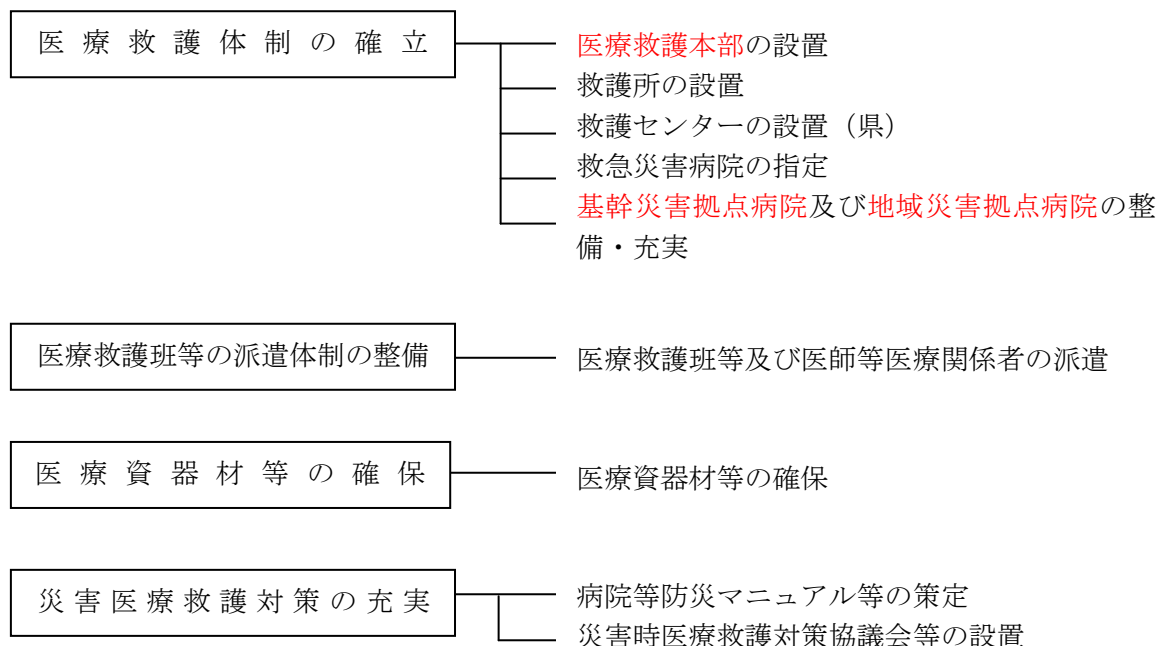
第26節 医療救護体制の整備

担当：保健医療課、総務課

1 計画の方針

市及び県は、医療関係団体及び医療機関と緊密な連携を図り、災害の状況に応じた適切な医療(助産を含む。)及び救護を行うための体制をあらかじめ構築する。

2 計画の体系



3 医療救護体制の確立

市・県、医療機関及び医療関係団体は、災害から住民等の生命、健康を守るため、緊密な情報共有と協力体制の構築を図り、災害の状況に応じた適切な医療を行なうため体制整備を図り医療救護体制の整備を行う。また、新潟県災害時医療救護活動マニュアルに基づき、被災地における医療需給（医療資機材を含む。）の調整等の業務を行うため、村上保健所長を災害医療コーディネーターとし、医師会、歯科医師会など医療関係団体、災害拠点病院、市、保健所及び県医薬国保課等が、それぞれ支援する体制を整備する。

(1) 市の役割

ア 医療救護本部の設置

市は、必要に応じ、医師会等医療関係団体と連携して、医療救護本部を設置する。

イ 救護所〔初期救急医療（トリアージ（治療の優先順位による患者の振り分け）を伴う医療救護活動）を行う場所〕の設置

ウ 救護所設置予定施設の指定

救護所設置予定施設は、災害対策支部（拠点避難所）とする。また、状況により他の避難所に設置する。

エ 医療救護班の編成

市は、医療関係団体及び医療機関と協議し、医師、歯科医師、薬剤師、看護師等による医療救護班を編成するため、「医療救護班編成計画」を定める。

オ 救護所設置予定施設の点検

市は、災害が発生した場合、直ちに救護所が設置され医療救護活動が円滑に開始できるよう、平時から救護所設置予定施設の設備等の点検を行う。

また、降雪期における雪下ろし、除雪等の雪対策にも留意する。

カ 情報伝達手段の整備

市は、災害医療コーディネートチーム機関として、チーム員をあらかじめ指名するとともに、村上地域振興局健康福祉部（村上保健所）及びコーディネートチーム機関等との情報伝達手段の整備に努める。

キ 長期間への対策協議

市は、避難所の設置が長期間と見込まれ、市だけでは傷病者への対応が困難と見込まれる場合を想定し、救護センター（原則として村上保健所）の設置・運営方法等について、あらかじめ関係機関と協議する。

(2) 県の役割

ア 関係機関との連絡調整

村上保健所長が災害医療コーディネーターとなり、被災地での医療救護の県の窓口として、被災地の被災状況等の情報収集・提供や医療全般にわたる要請に対応するとともに関係機関との連携による災害時医療の企画・調整を行なう。

イ 救護センターの設置

県は、避難所の設置が長期間と見込まれる場合は、村上地域振興局健康福祉部（村上保健所）等の施設に救護センターを設置する。

ウ 基幹災害拠点病院及び地域災害拠点病院の整備・充実

県は、災害時の医療支援を行うため、国の方針を踏まえ、災害時における後方病院として患者の受入れが可能となる基幹災害拠点病院及び地域災害拠点病院を選定し、これら病院の災害時に対応するための施設、整備の充実に努める。

(3) 救急災害病院の指定

市は、医療機関と協議の上、災害時における前記の救護所のほか、県地域保健医療計画で定める次の災害拠点病院を指定し、必要な患者を搬送する計画を定める。

なお、救急災害病院が被災した場合は、市内の他の病院へ転送を図る。

【救急災害病院】

・厚生連村上総合病院

4 医療救護班等の派遣体制の整備

県は、災害発生時に市、医療機関等からの支援要請などに迅速に対応するため、災害派遣医療チーム（DMAT）、医療救護班及び医師等医療関係者の派遣体制の整備を行う。

5 医療資器材等の確保

市は、災害時における傷病者の応急手当のため、救護所設置予定施設に備え付けてある医療品等の充実に図る。

また、市は、災害時における医療品、輸血用血液、医療機器及び衛生材料等について、取扱事業所と供給協力体制を定める。

6 災害医療救護対策の充実

(1) 病院等防災マニュアル等の策定

病院は、市及び県の作成する地域防災計画を踏まえて、病院防災マニュアルを作成するとともにマニュアルに基づき防災訓練を行う。また、診療所は、病床の有無、規模等の事情を踏まえて、病

院防災マニュアルに準じて、防災マニュアルを作成し、防災訓練を行う。

(2) 災害時医療救護対策協議会等の設置

市、県、医師会、歯科医師会など医療関係団体、災害拠点病院等は、新潟県災害時医療救護活動マニュアルが、地域の実情に即して円滑に実施できるよう災害時医療救護対策協議会等を設置し、具体的な方策を協議検討する。

第27節 避難計画

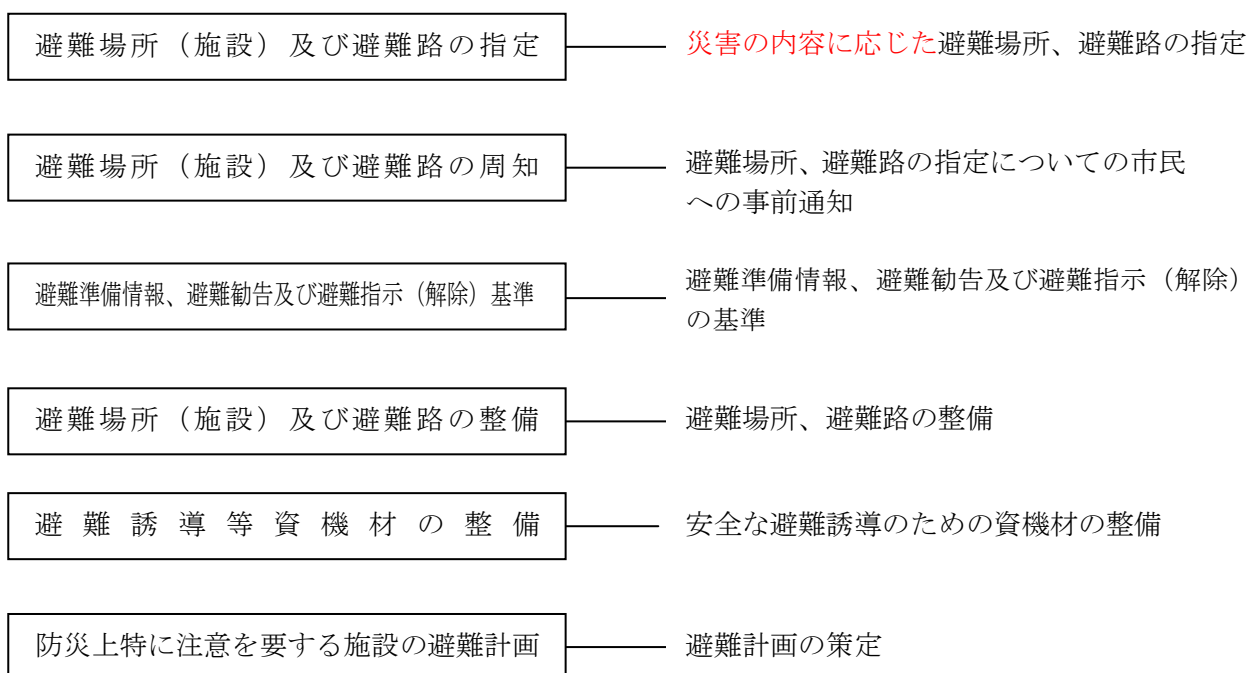
担当：総務課、福祉課

1 計画の方針

災害は、二次災害とあいまって、大規模かつ広域的なものとなるおそれがあることや、避難活動が困難となることなどが予想されることから、市は、総合的な避難対策の整備、推進を図る。

また、危険が差し迫った状態になる前に住民等が避難できるよう、他市町村からの避難住民を迅速に受け入れられるよう、危険情報の事前周知、避難の判断・情報伝達・避難誘導体制整備とマニュアル化、安全な避難所の指定と周知及び即応体制の整備、要配慮者の避難支援プラン策定及び福祉避難所の指定等を行ない、住民等に周知しておく。

2 計画の体系



3 避難場所（施設）及び避難路の指定と事前周知

避難場所（施設）は、学校、保育園、公民館、公園及び体育館、集会所、グラウンド、広場等の公共施設とする。

また、災害時に住民等が避難する施設として公共施設が不足する場合等もあることから、民有等施設についても避難できる施設とする。なお、市は、避難場所（施設）数の確保が必要であることから、その他の民有施設等においても、その所有者の同意を得ながら、避難所の増設に努める。

また、同意を得た民有施設については、災害時に円滑な避難が実施できるように、事前に市との間で協議を行っておく。

(1) 避難場所（施設）の指定

市は、避難場所（施設）の指定に当たっては、次のことに留意する。

- ア 浸水、地震、延焼、地すべり、山崩れ等の災害種別を考慮した安全性を確保すること
- イ 地区別に指定し、要配慮者でも歩いて避難できる程度の近傍に確保すること
- ウ 避難者の誘致圏域及び人口に見合った面積を確保し、余裕のある収容人員とすること
- エ 都市公園等避難場所の指定に当たっては、火災の輻射熱を考慮した広さを確保すること

- オ 危険物を取り扱う施設等が周辺にないように配慮すること
 - カ 避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、水、備蓄薬、炊きだし用具、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努めること
 - キ 女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や、生理用品、女性用下着の女性による配布、避難場所における安全性の確保など、男女のニーズの違い、男女双方の視点等に配慮すること
 - ク 避難所予定施設は現行の建築基準に基づく耐震性を確保し、浸水による水没、土砂災害による被災の危険のない建築物とするよう努めること。
なお、浸水想定区域内にあたるなど、安全な避難所の確保が困難な地域にあつては、既存の堅固な中・高層建築物といった垂直避難のできる避難所整備を図ること。
 - ケ 避難所予定施設には、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マット、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者にも配慮した避難の実施に必要な設備を整備するよう努めること。
また、テレビ、ラジオ等被災者による災害情報の入手に資する機器の整備を図ること。
 - コ 避難所予定施設は、停電・断水・ガスの供給停止・電話の不通等の事態を想定し、これに備えた設備を整備するよう努めること
- (2) 福祉避難所の指定
- 障がい者等、一般の避難所での共同生活が難しい要配慮者のための「福祉避難所」の予定施設をあらかじめ指定する。
- ア 福祉避難所予定施設は、バリアフリー化されているとともに、要配慮者の避難生活に必要なスペースや設備等を備えた施設とする。
- (3) 避難場所（施設）の種別
- 公共施設を避難場所（施設）として指定したときは、災害時に速やかに開設するため、あらかじめ次のとおり拠点避難所、指定避難所及び一時避難所に分類する。また、拠点避難所、指定避難所については、あらかじめ市職員を避難所要員として指定しておく。
- ア 拠点避難所 避難準備情報の発令後に開設する避難所
- イ 指定避難所 避難者の増大及び被害状況等により必要とされる場合に開設する避難所
- ウ 一時避難所 自治会等ごとに一時的に集合し、次の避難地への中継地点として、集合した人々の安全が確保できる公民館等の施設。
- (4) 避難路の指定
- 市は、避難場所（施設）への避難路の安全を確保するため、次のことに留意する。
- ア 十分な幅員の確保
- イ 万一に備えた複数路の確保
- ウ 浸水、がけ崩れ等の危険のない箇所への考慮
- エ 避難に要する時間等の確認
- (5) 避難場所（施設）及び避難路の事前周知
- 市は、避難場所（施設）及び避難路を、ハザードマップ・防災マップ、広報紙、防災訓練の機会等を通じて住民等に周知徹底する。
- また、避難路の安全性を確保するため、落下物、障害物対策の充実を図るとともに、避難誘導標識の整備にも努める。
- (6) 広域避難への配慮
- 被災による他県・他市町村への避難の発生を考慮し、特に次の事項について事前に配慮しておく。
- ア 県、市町村及び防災関係機関の情報伝達体制の整備
- イ 旅館及びホテル等の宿泊施設や、避難の際に必要な車両等の事前確保
- ウ 迅速・確実に避難者へ情報を提供するための情報伝達体制の整備

4 避難準備情報の発令

市長は、**要配慮者**の早期避難を図り、その安全を確保するため、防災行政無線による広報、自主防災組織、消防団などによる伝達方法で避難準備情報を発令する。避難準備情報は、避難勧告の前段階で発令するものであり、避難準備情報が発令されたときは、**要配慮者**は避難を開始し、その他の者は避難の準備を行う。

5 避難準備情報、避難勧告及び避難指示の発令（解除）基準

市長は、浸水、がけ崩れ等の地盤災害、火災の延焼などにより、住民等の生命及び身体を保護するため、必要があると認めたときは、当該地域の住民等に対し避難準備情報、避難勧告又は避難指示（以下この節において「避難情報」という。）を発令する。

なお、三面川、荒川などの指定河川については、避難判断水位などの基準により設定する。その設定に当たっては、住民等が安全に避難することのできる時間を考慮する。

また、避難情報の発令（解除）に当たっては、次のことに留意する。

(1) 避難情報の発令

- ア 災害等の的確な情報収集、避難情報の迅速かつ正確な伝達
- イ 災害種別ごとに、適切な避難場所への誘導と避難誘導員等の指定
- ウ **要配慮者**への支援
- エ 避難路や避難場所の安全確認のための職員の指定、派遣
- オ 避難場所の設営及び運営のための職員の指定、派遣
- カ 避難情報を発令した場合の県知事等への報告

(2) 避難情報の解除

- ア 適切な解除と伝達方法
- イ 県知事等への報告

(3) 住民等への周知

市は、避難情報が発令された際にとるべき行動等、その意義について住民等に周知する。

【洪水】

対象とする河川

水防警報計画の対象とする水位観測所（新潟県村上地域振興局管内）

河川名	観測所	堤防高 (m)	水防団 待機水位 (m)	はん濫 注意水位 (m)	避難 判断水位 (m)	はん濫 危険水位 (m)
三面川	宮ノ下	16.30	10.39	11.39	13.09	13.39
〃	泉町	8.26	4.57	5.37	6.50	6.70
門前川	山辺里	12.70	9.60	10.20	10.86	11.46
高根川	早稲田	40.73	37.85	38.40	39.15	39.73
荒川	上関	10.79	3.60	4.30	5.90 *1 6.45 *2	7.39
〃	葛籠山	10.14	3.00	3.70	6.57	7.25

*1新潟県管理区間 *2国土交通省管理区間

避難勧告等の基準

避難勧告等は、以下の基準を参考に、今後の気象予測や河川巡視等からの報告を含めて総合的に判断して発令します。

避難準備情報	○1時間後に <u>避難判断水位</u> に到達すると予想され、引き続き水位が上昇すると見込まれるとき。
避難勧告	○ <u>避難判断水位</u> に到達し、1時間後にはん濫危険水位に到達すると予想されるとき。 ○河川はん濫のおそれがある。
避難指示	○ <u>はん濫危険水位</u> に到達したとき。 ○堤防が決壊するおそれがあるとき。 (堤防の決壊につながるような大量の漏水や亀裂等が発見されたとき。)

【土砂災害】 資料編に記載

避難勧告等の基準

避難勧告等は以下の基準を参考に、今後の気象予測や土砂災害危険個所の巡視等からの報告を含めて総合的に判断して発令します。

	現地情報等 による基準	「土砂災害警戒情報」 (※1)による基準	積算雨量等による基準		
			前日までの連 続雨量が10 0mm以上あ った場合	前日までの連 続雨量40～ 100mmあ った場合	前日までの降 雨がない場合
避難 準備	近隣で前兆現象（湧き水・地下水の濁り、量の変化）が発見される。	「土砂災害警戒情報」を補足する詳細情報（※2）における予測雨量が2時間後に「土砂災害警戒避難基準線（CLライン）」（※3）に到達すると予想される。	当日の日雨量が50mmを超える。	当日の日雨量が80mmを超える。	当日の日雨量が100mmを超える。
避難 勧告	近隣で前兆現象（溪流付近で斜面崩壊、斜面のはらみ、擁壁・道路等にひび割れ発生）が発見される。	「土砂災害警戒情報」を補足する詳細情報（※2）における予測雨量が1時間後に「土砂災害警戒避難基準線（CLライン）」（※3）に到達すると予想される。	当日の日雨量が50mmを超え、時間雨量が30mm以上の強い雨が予想される。	当日の日雨量が80mmを超え、時間雨量が30mm以上の強い雨が予想される。	当日の日雨量が100mmを超え、時間雨量が30mm以上の強い雨が予想される。
避難 指示	近隣で土砂災害が発生するおそれがある。 近隣で土砂移動現象、前兆現象（山鳴り、流木の流出、斜面のひび割れ等）が発見される。	「土砂災害警戒情報」を補足する詳細情報（※2）における実況雨量が、「土砂災害警戒避難基準線（CLライン）」（※3）に到達する。			

（※1）大雨警戒が発表されている状況下で、大雨により土砂災害の危険度が高まったときに市町村名を特定して新潟県砂防課と新潟地方気象台が共同して発表する情報

（※2）土砂災害警戒情報と合わせて、県ホームページで「補足する詳細情報」として、土砂災害危険個所を表示した（1/25,000）に、5kmメッシュごとの危険度を判定し、色分けをして危険度情報が公示されます。

（※3）過去の災害状況と土砂災害の起こる恐れの大い雨量データの解析結果から、5kmメッシュごとに設定した警戒基準雨量ライン

6 避難場所（施設）・避難路の整備

市は、避難場所（施設）については、施設の耐震化の推進、水源の確保、仮設トイレ、照明、常備薬、暖房器具、毛布、通信機器等避難の実施に必要な施設の整備、備品の備蓄等に努めるとともに要配慮者への配慮、バリアフリー、プライバシーへの配慮等についても考慮する。

市は、施設への緊急入所を要しない程度の要介護高齢者、障がい者等のために福祉避難所をあらかじめ指定し、一般の避難所からの誘導を図る。そのためにも、事前に、施設等との協定による対策を講じるよう努める。

また、避難路の安全性を確保するため、落下物、障害物の防止対策等の充実に努めるとともに、避難誘導標識の整備に努める。

7 避難誘導等資機材の整備

市は、災害時の適切な避難誘導のため、的確な情報の収集と、適切な情報の伝達のための同報系防災行政無線等の整備、及び応急対策のための救助工作車、救急車、照明車両等の救急救助資機材等の整備に努める。

8 防災上特に注意を要する施設の避難計画

学校、幼稚園、保育園、病院、社会福祉施設、高層建築物、大規模小売店舗、ホテル、旅館その他不特定多数の者が利用する施設の管理者は、市指定の避難場所、経路、誘導及びその他指示伝達の方法等の避難計画を策定しておく。

9 広域の避難計画

市内全域にわたり被害の様相が深刻な場合、避難施設に収容しきれないことが予想されるため、市は、避難場所（施設）に関し、近隣市町村と応援協定を締結して避難場所を確保するものとし、なお収容しきれないときは、県等に要請する。

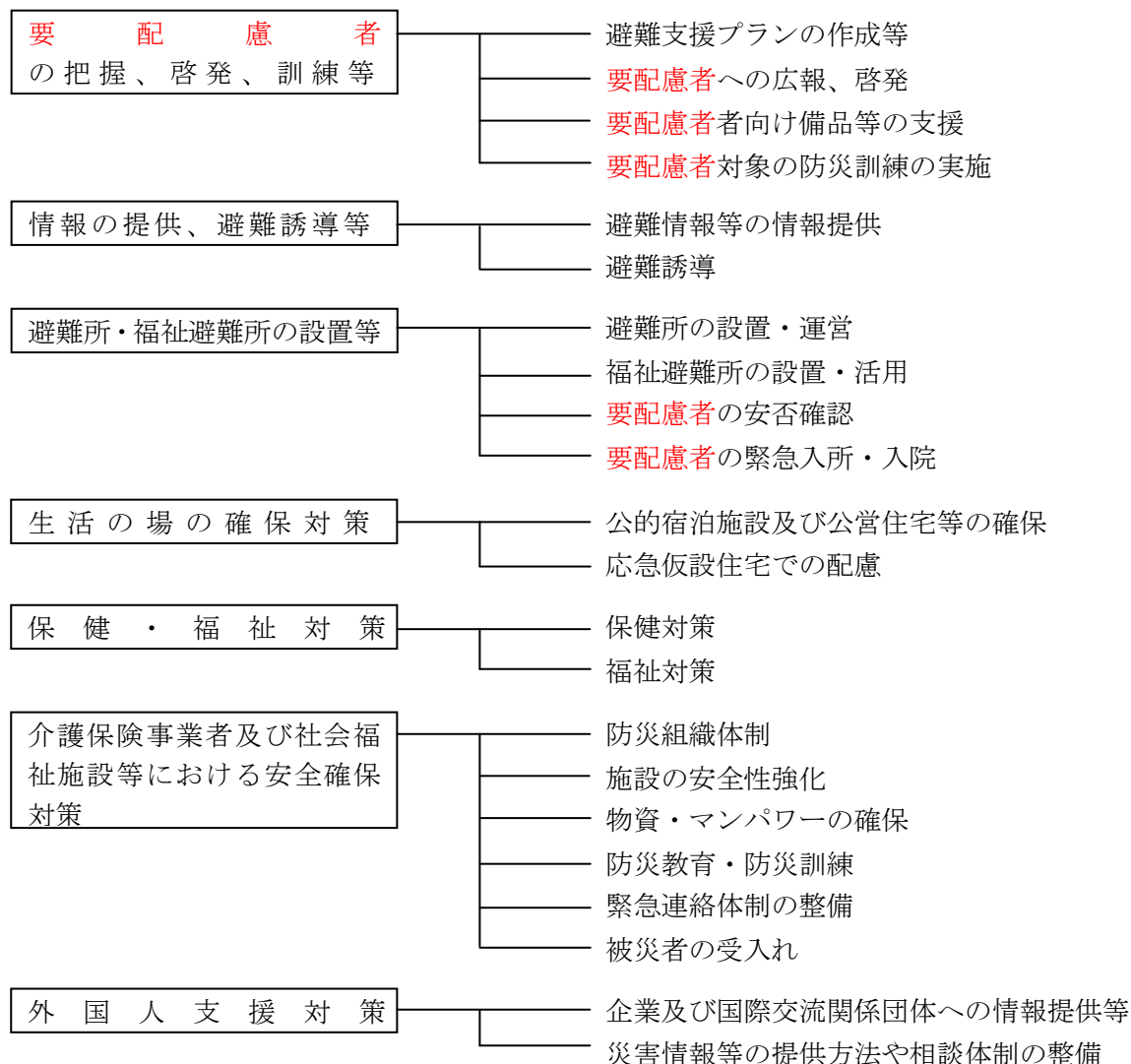
第28節 要配慮者の安全確保計画

担当：介護高齢課、福祉課、総務課

1 計画の方針

災害時に必要な情報の把握が困難であったり、自らの行動等に制約があったりする要配慮者の安全や心身の健康状態に特段の配慮を行いながら、避難からその後の生活までの各段階においてニーズに応じたきめ細やかな支援策を講じることができるよう、県、市等の行政と日ごろ要配慮者の身近にいる地域住民、自主防災組織、関係団体及び社会福祉施設、医療施設等（以下「社会福祉施設等」という。）とが協力しながらそれぞれの役割を適切に行うことができる体制を確立する。

2 計画の体系



3 要配慮者の把握、啓発、訓練等

(1) 避難支援プランの作成等

ア 市は、国の作成した「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」に基づき、要配慮者情報の収集・共有、避難支援などを定めた避難支援プランを作成する。情報収集に当たっては、

民生委員、**区長等**と十分連携を図り、個人情報の保護に万全を期する。

イ 市は、収集した情報を基に、要介護状態区分、障害支援区分、家族の状況等を考慮し、避難行動要支援者名簿を作成する。また、名簿の更新は随時行い、名簿情報を提供することに同意した者については、当該避難行動要支援者を担当する地区の避難支援関係者に限り提供する。

ウ 市は、**避難行動要支援者**の避難支援プランに沿った個別の避難計画を作成し、民生委員、**区長**、自主防災組織等と協力し、**要配慮者**と近隣住民が助け合う共助の体制づくりを推進する。

エ 収集した**避難行動要支援者**情報は、個人情報の保護に配慮しつつ、民生委員、**区長等**と情報の共有を図るとともに、**避難行動要支援者**に対し、必要に応じ保健師又はホームヘルパー等を派遣し、日常的な安否確認に努め、民生委員、**区長等**と協力し、**避難行動要支援者**と近隣住民とのコミュニケーションづくりを推進する。

オ **要配慮者**関連施設に対して、防災関連情報等の伝達方法を定めるとともに施設管理者が警戒避難体制を確立することに対して支援する。

(2) **要配慮者**への広報、啓発

市は、**要配慮者**向けのパンフレット、リーフレット等により、災害時の適切な行動についての防災教育に努めるとともに、住民等に対しても、身の回りの**要配慮者**への災害時の支援についてパンフレット、広報誌等により啓発普及に努める。

(3) **要配慮者**向け備品等の支援

市は、実情に応じて、**要配慮者**の家庭や地域の自主防災組織に、移動用の担架やヘルメット、常備薬・貴重品等を入れるための緊急避難セット等の防災資機材等の整備を図るための支援を行う。

(4) **要配慮者**対象の防災訓練の実施

市は、**要配慮者**の避難等について訓練するため、地域の自主防災組織等と合同の防災訓練の実施に努める。

4 情報提供及び避難誘導

(1) 情報提供

市は、災害発生時において、同報系防災行政無線、メール配信サービス、地域内の連絡網、市広報車等の様々な方法を活用し、**要配慮者**に迅速かつ確実に情報が提供されるよう体制の整備に努める。特に、民生委員、**区長等**は、**避難行動要支援者**名簿を基に避難情報等が伝達できるよう地域内の体制整備に努める。

(2) 避難誘導

避難誘導は、**要配慮者**に対して近隣住民が果たすべき役割は重要であり、市は、民生委員、地域の自主防災組織、自治会等と協力し、個別の避難計画によって避難誘導が行われるよう、**要配慮者**と近隣住民の共助意識の向上に努め、平常時においては、**避難行動要支援者**名簿を基に実際に訪問をし、本人や家族から避難する際に必要とする支援、留意事項や避難先を聴き取るなど、非常時の避難誘導に備えておく。

5 避難所・福祉避難所の設置等

(1) 避難所の設置・運営

ア 市は、非常配備基準に基づき拠点避難所及び指定避難所を開設し、避難準備情報により早めに避難する**要配慮者**を受け入れられるよう、その体制整備に努める。

また、避難所の設置・運営に当たり、民生委員などの福祉関係者や防災関係機関の連絡・協力を得ながら、**要配慮者**へ配慮した対応が行えるよう体制整備に努める。

イ 市は、避難所において、**要配慮者**に対して必要なスペースの確保、障がい者用トイレの設置など、良好な生活環境の確保に十分配慮するとともに、視覚・聴覚障がい者に対する確かな情報が伝わるよう、その伝達手段の確保に配慮する。

ウ 避難所において、車椅子や粉ミルク等の要配慮者の生活必需品の確保を行うとともに、ボランティア等の協力を得ながら、要配慮者に配慮した食事の提供や介助者の確保等の支援を行う体制の整備に努める。

(2) 福祉避難所の設置・活用

市は、要配慮者のための特別な配慮がされた福祉避難所が設置できるよう、平常時から施設管理者等との協定などにより連携の構築や、施設利用方法の確認、生活相談職員等の確保に努める。

また、住民・要配慮者に対し、分かりやすいパンフレット等の作成など、福祉避難所についての理解を深め周知をすすめておく。

(3) 要配慮者の安否確認

市は、避難所の管理責任者が避難者名簿の作成に当たり、民生委員、自主防災組織などの協力を得ながら避難行動要支援者の把握に努めるとともに、要配慮者の安否確認を行う体制整備に努める。

(4) 要配慮者の緊急入所・入院

避難所での生活が困難な要配慮者については、社会福祉施設等への緊急入所・入院及び公的住宅等への収容、移送など必要な配慮を行う体制の整備に努める。

6 生活の場の確保対策

(1) 公的宿泊施設及び公営住宅等の確保

公的宿泊施設は、施設設備が整い、食事も確保されることから、要配慮者の収容先として確保に努め、また、要配慮者で健康面に不安のある者のため、公営住宅等の確保に努める。

(2) 応急仮設住宅での配慮

応急仮設住宅の建設に当たっては、要配慮者向けの仕様や入居者の選考にも配慮する。

7 保健・福祉対策

市は、災害の規模等に応じた実施体制を確保し、各段階におけるニーズに対応した保健・福祉サービスの提供を行うことができる体制の整備に努める。

また、県や他の市町村等の受け入れ、ボランティア等との協力体制についても整備する。

(1) 保健対策

市は、要配慮者に限らず、被災者の心身の健康確保が特に重要なため、避難所、応急仮設住宅、自宅等に保健師を派遣し、次のような健康相談を行うよう努める。特に、要配慮者に対しては、十分に配慮する。

ア 巡回相談、栄養指導

イ こころのケア

ウ 訪問指導、訪問看護等の保健サービス

(2) 福祉対策

ア 要配慮者のニーズの把握等

平常時から、福祉関係職員、防災関係職員、社会福祉協議会、民生委員、介護保険事業者、福祉関係者、区長等の協力を得て、要配慮者の実態把握、ニーズ把握、情報提供、生活相談等を行う体制の整備に努めるとともに、災害発生直後には、避難行動要支援者名簿を共有化するなどし情報共有等の取組にも努める。

イ 福祉サービスの提供

介護の必要な要配慮者の社会福祉施設等への緊急入所又は避難所、応急仮設住宅、自宅等での福祉サービスの提供体制を整備する。

ウ 情報提供

災害に関する情報、医療・福祉・生活情報等が要配慮者に的確に提供されるよう、掲示板、ファクシミリ、パソコン等の活用、報道機関との協力による新聞、ラジオ、文字放送、手話付きテ

テレビ放送等の利用を行うことができる体制の整備に努める。

情報入手に困難を伴う視覚障がい者に対しては、点字、大活字又は音声により、聴覚障がい者に対しては、文字又は手話等により情報提供が行われるよう支援する体制の整備に努める。

8 介護保険事業者及び社会福祉施設等における安全確保対策

介護保険事業者及び社会福祉施設等の管理者は、施設内の要配慮者の安全確保を図る。

また、災害時に県、市から要請を受けた要配慮者の受入れができるよう、平常時から体制の整備をしておく。

(1) 防災組織体制

ア 自衛防災組織の設置

介護保険事業者及び社会福祉施設等においては、防火管理者の下に施設の職員により構成する自衛のための自衛防災組織（防災活動隊）を設置し、必要に応じて情報班、消火班、安全指導班、救護班、応急物資班等を置き業務を分担する。

イ 情報連絡・応援体制の確保

介護保険事業者及び社会福祉施設等においては、消防本部等の防災関係機関との非常通報装置（ホットライン）の設置を検討する。また、必要に応じて消防、警察及び近隣施設との連絡会議を設置し、施設の内部構造や入所者の実態を認識してもらい、応援協力体制の確保に努める。

ウ 夜間体制の充実

介護保険事業者及び社会福祉施設等においては、夜間における災害に対処するため、各施設における入所者の状況、建物の構造等総合的に勘案の上、夜間職員の配置に努め、夜間における勤務形態は、施設の種別に応じて交代制、宿直制の確保に努める。

(2) 施設等の安全性強化

建築基準法による技術基準に基づき施設の安全性を確保するとともに、平時から施設、設備の点検を実施し、安全性の維持・強化に努める。

(3) 物資・マンパワーの確保

ア 食料品等の備蓄

介護保険事業者及び社会福祉施設等においては、災害に備えて2～3日分の食料品・飲料水、慢性疾患用医薬品、高齢者・障がい者用仮設トイレ、避難用テント、福祉用具、避難生活用具等の備蓄及び必要により井戸、耐震性貯水層や備蓄用倉庫の整備に努める。

イ 地域住民等との協力体制の確保

介護保険事業者及び社会福祉施設等においては、職員の緊急連絡体制を整備しマンパワーの確保に努めるが、さらに、地域住民、民間ボランティア、近隣施設等との協力を得られるよう普段から協力関係の形成に努める。

(4) 防災教育・防災訓練

介護保険事業者及び社会福祉施設等においては、職員、入所者等に対し日ごから防災意識の育成を図るとともに、国又は県の定める基準により防災訓練を実施し、実施に当たっては、地域の自主防災組織や消防機関の参加を求めたり、自力避難困難者の避難・救出訓練、夜間における避難に重点を置いた訓練等の実施に努める。

(5) 緊急連絡体制の整備

介護保険事業者及び社会福祉施設等においては、災害発生時に入所者等の保護者又は家族と確実に連絡が取れるよう緊急連絡体制の整備に努めるとともに、この旨家族等への周知に努める。

(6) 被災者の受入れ

被災地に隣接する地域の介護保険事業者及び社会福祉施設等においては、入所者の処遇の継続を確保した後、余裕スペースなどを活用して被災者の受入れを行うものとし、受入れに当たっては要介護者等援護の必要の高いものを優先する。

このため、市は、保健医療福祉圏域内で施設間のネットワークの形成に努め、余裕スペースの確認に努める。

9 外国人支援対策

(1) 企業及び国際交流関係団体への情報提供等

市は、災害発生時に言葉や生活習慣、防災意識の違い等から生じる外国人の孤立等を防止するため、県や関係団体の協力を得ながら外国人のニーズ等を把握するとともに、防災意識の啓発、災害予防対策を行う。

市は、必要に応じて、外国人雇用企業や市国際交流協会等関係団体の協力を得て、避難要領の外国語リーフレットの配布や外国人参加の防災訓練の実施に努める。

(2) 災害情報等の提供方法や相談体制の整備

日ごろから、県、外国人関係団体、外国語ボランティア等と協働して、災害時の情報提供、相談窓口等、外国人に対する支援体制の整備に努める。

第29節 文教施設における災害予防計画

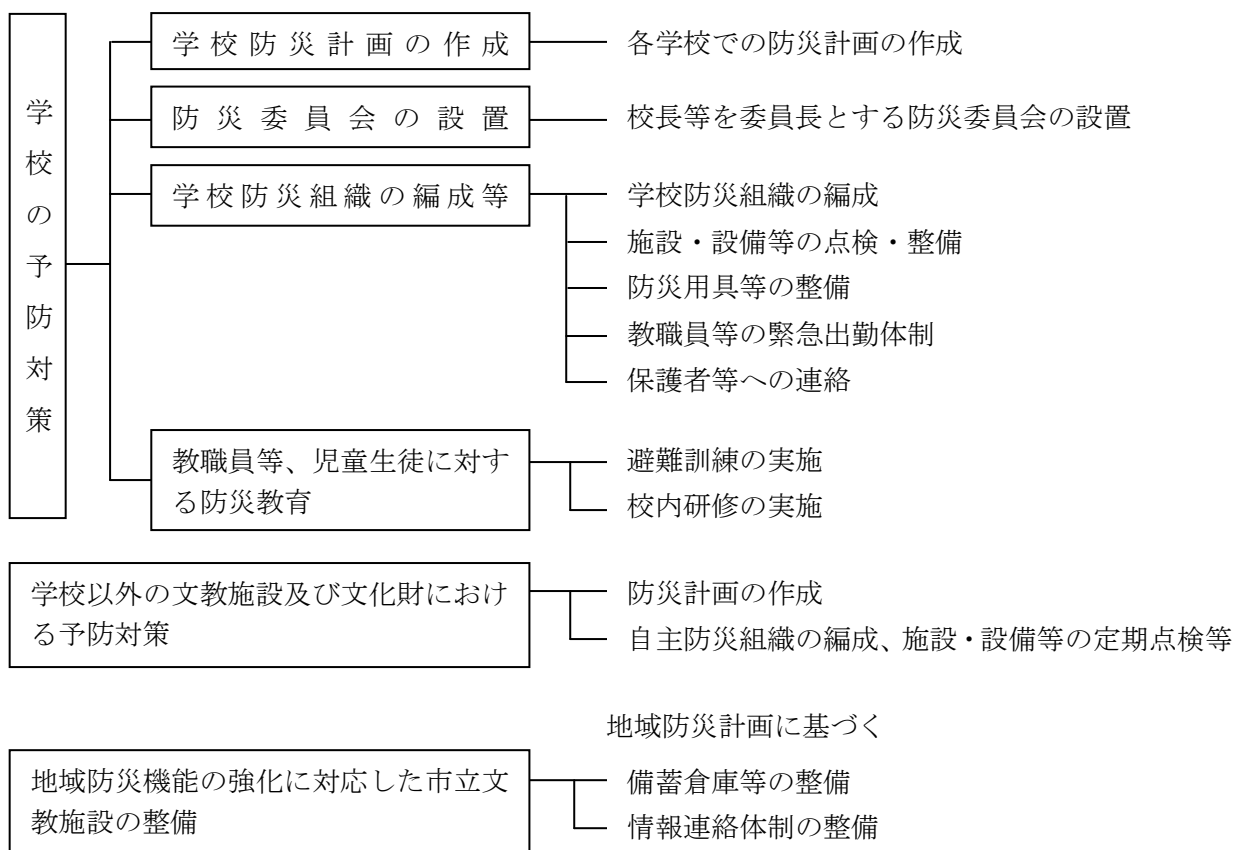
担当：学校教育課、生涯学習課、福祉課

1 計画の方針

集中豪雨や暴風等により災害が発生した場合に、児童生徒、教職員、入館者・施設利用者等の安全確保のほか、施設災害等に対する迅速な対応を図るため、日ごろ市教育委員会や学校等施設の管理者が実施しておくべき事項を定める。

また、地域における防災機能の強化を図るため、学校等市立文教施設の設置者は、市地域防災計画の定めるところに従い、施設、設備の整備に努めることを定める。

2 計画の体系



3 学校の予防対策

(1) 学校防災計画の作成

校長は、災害発生に備え、市教育委員会の指導により、次の予防対策及び応急対策を盛り込んだ学校防災計画を作成する。

また、市は、私立幼稚園及び専修学校等に対し、防災計画の作成について指導・助言をする。

区 分	主 な 項 目
予 防 対 策	①学校防災組織の編成 ②施設、設備等の点検・整備 ③防災用具等の整備 ④防災教育の実施 ⑤教職員等の緊急出勤体制 ⑥保護者等への連絡 など
応 急 対 策	①災害発生が予想されるとき事前休校、授業短縮措置等 ②災害発生直後の 児童生徒の安全確保 ③避難誘導 ④児童生徒の安全確認 ⑤気象情報の 収集 ⑥被害状況等の報告 ⑦下校措置 ⑧避難所開設・運営の協力 ⑨被災時の心のケア ⑩教育活動の再開 など

(2) 防災委員会の設置

校長等は、学校防災計画に定められた事項等について教職員等の共通理解及び周知徹底を図るため、防災委員会を設置する。

(3) 学校防災組織の編成等

校長は、学校防災組織の編成等に当たっては、次の点に留意する。

ア 学校防災組織の編成

(ア) 災害発生時に対応する学校防災組織を編成するとともに、教職員等の役割分担を定めておくこと。

(イ) 担当教職員等が不在の場合の代行措置を明確にしておくこと。

イ 施設、設備等の点検・整備

(ア) 学校の施設、設備等は、定期的に安全点検を行い、危険箇所、補修箇所等の補強、補修を実施すること。

(イ) 児童生徒の避難経路上の施設、設備等については、特に点検を行い、内壁・外壁落下防止、窓ガラスの飛散防止、塀の倒壊防止等必要な措置を行うこと。

(ウ) 防火扉、火災報知器、放送設備等の機能点検を日ごろから定期的に行っておくこと。

(エ) 積雪時は、除雪を十分に行い、避難路を確保しておくこと。

ウ 防災用具等の整備

(ア) 消火器具、医薬品、携帯ラジオ、ロープ、メガホン、懐中電灯等必要な物品は、一定の場所に整備し、教職員等に周知しておくこと。

(イ) 児童生徒名簿、部活動名簿、保護者等の緊急連絡カード等を整備し、常に人員把握等ができるようにしておくこと。

エ 教職員等の緊急出勤体制

校長は、夜間、休日等の勤務時間外に災害が発生した場合に備え、事前に出勤体制を決め教職員等に周知しておくこと。

オ 保護者等への連絡

(ア) あらかじめ、保護者等と相談の上、緊急時の連絡先等を定めた「緊急連絡カード」を作成し教職員、保護者等双方が常備しておくこと。

(イ) 家庭訪問、保護者会等で災害発生時の連絡先、児童生徒の引渡方法について保護者等と確認し、徹底しておくこと。

(4) 教職員等、児童生徒に対する防災教育

校長等は、次に掲げる防災教育を行う。

ア 教職員等に対する防災教育

(ア) 市教育委員会は、初任者研修、経験者研修等で防災対策の基礎知識、気象状況等に応じた避難行動などに関する研修を行うこと。

(イ) 校長は、教職員等各人の任務、定期点検事項、応急措置等に関する校内研修を行うこと。

イ 児童生徒に対する防災教育

校長は、児童生徒の発達段階に応じた内容で、計画的に防災教育を行うこと。

(ア) 防災訓練の実施

- a 避難訓練を計画的、実践的に実施し、災害時に安全かつ迅速に避難できるようにすること。
- b 学校の立地条件を考慮して事前に避難場所を定め、児童生徒に周知しておくこと。
- c 形式的な指導に終わることなく、災害発生時に沈着、冷静かつ迅速な行動が取れるように実施すること。
- d 登下校中、授業中、特別教育活動中等、種々な場面を想定して計画的に実施すること。
- e 地域社会の一員として、中学生を地域防災訓練へ積極的に参加させること。

(イ) 防災教育の実施

- a 各教科及び領域（道徳や学級活動等）体験学習等を通じて「災害の原因」、「安全な行動の仕方」、「日常の備え」、「命、家族の絆、助け合う心の大切さ」等について計画的に指導すること。
- b 児童生徒の発達段階や学校の立地条件等によって、指導内容や指導方法を具体的に考え実施すること。
- c 児童生徒の発達段階に沿って、副読本、ビデオ等を活用し、指導すること。
- d 自然生活体験学習、福祉体験学習、ボランティア体験学習等の実施により、「命の大切さ」、「家族の絆」、「助け合う心」、「生きるたくましさ、勇気」等について指導すること。

4 学校以外の文教施設における予防対策

不特定多数の者が利用する文教施設等においては、組織的な統制、避難・誘導は困難である。したがって、施設の管理者は、これらの事情を考慮して、防災設備の整備・充実に努めるとともに、行動計画を作成する。

また、非常時の措置について訓練を実施し、職員に周知を図らなければならない。なお、防災対策の主な留意点は、次のとおりとする。

- (1) 災害発生時に対応するため、自主防災組織を編成するとともに、あらかじめ職員の役割分担を定めておくこと。また、担当職員が不在の場合の代行措置を明確にしておくこと。
- (2) 施設、設備等は、定期的に安全点検を実施するなど常に安全対策に努めなければならない。
- (3) 避難訓練を定期的に実施し、災害時に安全かつ迅速に行動ができるようにすること。なお、あらかじめ、立地条件を考慮して避難場所を定めておくとともに、入館者及び利用者は毎日変わるので、避難経路の表示を増やす等避難場所が容易に分かるようにしておくこと。

5 文化財における予防対策

文化財所有者は、市地域防災計画に基づき、次の点に留意して予防対策に努めなければならない。なお、市教育委員会は、文化財所有者に対して防災計画について必要の都度、指導・助言をする。

- (1) 文化財の現状把握、災害発生時に対応する措置をあらかじめ明確にしておくこと。
- (2) 施設、設備等は、定期的に安全点検を実施するなど常に安全対策に努めなければならない。
- (3) 立地条件を考慮して避難場所を定めておくとともに、観覧者に対し避難経路の表示や避難場所が容易に分かるようにしておくこと。

6 地域防災機能の強化に対応した市立文教施設の整備

学校等市立文教施設の設置者は、市地域防災計画の定めるところにより、防災機能強化のため必要な施設、設備の整備に努める。なお、防災施設等の整備に当たっては、その施設本来の設置目的に支障のないよう十分配慮するとともに、関係機関と事前に協議を行い、避難場所の確保、飲料水・生活用水の確保、仮設トイレの整備、けが人や病人等に対応できる応急処置可能な設備の整備、通信機能の確保、自転車・バイク等の配備を図るとともに、適切な管理体制を整える。

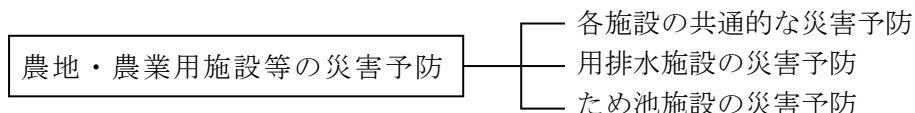
第30節 農地・農業用施設等災害予防計画

担当：農林水産課

1 計画の方針

農地・農業用施設の災害の未然防止と被害解消のため、湛水防除、ため池等整備、地盤沈下対策等を防災上の観点からの緊急度、影響度等を考慮して計画的な整備を推進するとともに、公益的機能を果たしている農業用施設の適正な維持管理体制の整備、強化を図る。

2 計画の体系



3 農地・農業用施設等の災害予防

(1) 各施設の共通的な災害予防

農地・農業用施設等の管理者は、災害予防対策に当たり次の事項に十分留意する。

ア 管理体制等の整備

頭首工、樋門、樋管、大規模排水機場等の農業用施設の管理については、一貫した管理体制がとられるように措置するとともに、各管理主体で施設の維持管理計画を定め、操作マニュアルの作成、管理技術者の育成確保など管理体制の強化と徹底を図る。

イ 施設の点検

常に気象予報に注意し、あらかじめ出水時及び異常時の緊急点検必要施設等の指定を行い、震臨時点検基準を設け、土地改良区等と連携して直ちにパトロールを実施し、ため池、地すべり危険箇所等の緊急点検を行う体制を整備する。点検箇所位置図、点検ルート、点検手順、点検マニュアル等の作成を行う。

ウ 情報管理手法の確立

基幹農道、頭首工、樋門、樋管、大規模排水機場、地すべり防止施設等の農業用施設等に関する雨量、水位、水質等の防災情報を一元的に迅速かつ的確に集約する手法の導入や整備を検討する。

エ 緊急用資機材の点検、備蓄

緊急用資機材については、防災備蓄拠点に村上市建設業協会等の民間団体と協力し、備蓄に努める。

(2) 用排水施設の災害予防

用排水施設の整備に当たっては、地域全体の排水機能の向上等の多面的効果が発揮されるよう配慮するものとし、土地利用の変化や排水先河川の整備状況も十分考慮した湛水防除事業や地盤沈下対策事業による農業用施設の機能回復を図るなど、被害の早期救済と未然防止を図っていく。

また、頭首工、樋門、樋管など農業用河川工作物については、危険度や緊急度に応じて計画的な整備を推進し、効果の早期発現に努める。

(3) ため池施設の災害予防

平時からため池の点検を実施し、異常な兆候の早期発見、危険箇所の整備に努める。

出水時及び異常時には応急措置を施すことができるよう体制を整備するとともに、貯水制限等の措置を講じて災害の未然防止に努める。

ため池の老朽化の甚だしいもの、堤体構造に不安のあるものについては、放流用の水路とともに計画的な施設の整備を推進する。

第31節 広域応援体制計画

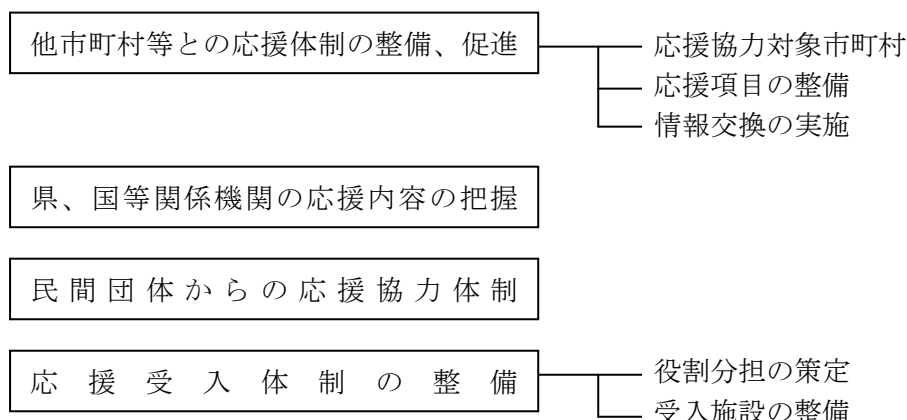
担当：総務課

1 計画の方針

大規模災害が発生した場合、市単独では被災者の救援等の応急措置及び復旧対策が十分に実施できないことが予想される。したがって、これらの事態に対応するため、市は、他の市町村等と相互に協力の上、広域相互応援体制の整備、促進に努める。

また、県、国等の関係機関、市内外の民間団体等からの応援協力体制についても定めておく。

2 計画の体系



3 他市町村等との応援体制の整備、促進

市は、大規模災害発生の際における円滑な応援体制の確立を図るため、あらかじめ県内の他市町村等及び他県の市町村等と応援協定を締結するなど、その整備、促進に努める。

(1) 応援協力対象市町村

- ア 隣接市町村
- イ その他目的を同じくする市町村等

(2) 応援項目の整備

市は、応援体制を整備するに当たっては、応援を行う市町村等との間で、次の事項について定めておく。

- ア 応援項目の種類
- イ 応援要請の手続
- ウ 応援費用の負担
- エ その他必要な事項

(3) 情報交換の実施

市は、応援を行う市町村等との間で、応援が円滑に行われるよう、必要に応じ情報交換を行う。

【情報交換を行う内容】

- ア 防災計画の内容
- イ 備蓄その他応援提供物資、資材等の内容及び数量等
- ウ 物資供給拠点
- エ その他必要な事項

4 県、国等関係機関の応援内容の把握

市は、災害が発生した場合、被災者の円滑な救援等の応急対策及び復旧対策を実施するため、市の

活動を援助するため県、国等の関係機関が応援を行うことができる物資、数量等について、当該機関と定期的に確認するなど、その状況の把握に努める。

5 民間団体からの応援協力体制

市は、災害が発生した場合、被災者の円滑な救援等の応急対策及び復旧対策を実施するため、あらかじめ、民間団体から協力できる食料、生活必需品、車両、救出資機材等の数量、支援体制その他必要な事項について、定期的な情報交換等を行ったり、応援協定を締結するなど、災害の際に適切な対応が図られるよう努める。

また、防災情報を迅速かつ的確に伝達するため、放送事業者とあらかじめ応援協定を締結するなど、災害の際に適切な対応が図られるよう努める。

6 応援受入体制の整備

市は、応援を行う関係機関の活動が競合重複しないよう、あらかじめ役割分担の計画予定を策定するとともに、施設の確保等、受入体制の整備を図る。

(1) 役割分担の策定

市は、次の役割分担等の応援体制計画を策定しておく。

- | | |
|-----------|-----------------------|
| ア 役割分担の想定 | 活動の重複排除のための機関ごとの役割の想定 |
| イ 資機材の準備 | 応援機関の活動のための資機材の調達方法等 |

(2) 受入施設の整備

- ア 駐車場
- イ ヘリポート
- ウ 宿泊施設又は宿营地

第32節 事業所等の事業継続

担当：総務課

1 計画の方針

企業・事業所(以下、「事業所等」とする。)は、災害時の事業所等の果たす役割(生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生)を十分に認識し、各事業所等において防災活動の推進に努める。

2 事業所等の役割

事業所等は、災害時の事業所等の果たす役割を十分に認識し、防災活動の推進に努めるものとし、特に、災害時にも事業が継続でき、かつ、重要業務の操業レベルを早急に災害前に近づけられるよう、事前の備えを行い、被災地の雇用やサプライチェーン(製造業における原材料調達・生産管理・物流・販売までの一つの連続したシステム)を確保するなど、事業継続の取組を推進する。

(1) 災害時に事業所等が果たす役割

ア 生命の安全確保

顧客等不特定多数の者が施設に来たり、施設内に留まったりすることが想定される事業所等は、迅速に顧客、従業員等業務に携わる者の安全確保に努める。

イ 二次災害の防止

事業所等においては、火災の防止、建築物等の倒壊防止、薬液の漏洩防止など、周辺地域の安全確保の観点から二次災害防止に努める。

ウ 事業の継続

被災した場合の事業資産の損害を最小限に止めつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするため、事業継続マネジメントの実施に努める。

エ 地域貢献・地域との共生

災害が発生した際には、県民、行政、取引先企業などと連携し、地域の一日も早い復旧を目指すとともに、地域住民や自治体との協調の下、企業の特徴を活かした活動による地域貢献に努める。

(2) 平常時の防災対策

ア 事業継続計画の策定

事業所等は、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画を策定するよう努める。

イ 事業継続計画の定期的な点検と見直し

事業継続計画を策定した事業所等は、定期的に点検を行い、必要な見直しを行う。

ウ 平常時の危機管理体制の構築

防災体制の整備、防災訓練の実施など、平常時からの危機管理体制の構築に努める。

3 商工団体の役割

- (1) 事業継続計画の策定を促進するための情報提供や相談体制の整備などの支援等により、会員・組合員等の防災力向上の推進に努める。
- (2) 会員・組合員等に対し、企業防災の重要性や事業継続計画の必要性について啓発する。
- (3) 行政等の支援策の実施や情報の会員・組合員等への周知に協力する。

4 市の役割

地域経済への影響を最小限に止めるため、事業所等が被災後、速やかに事業を再開できるよう事業継続計画策定などを促進し、危機管理体制の整備が図られるよう普及啓発活動を行う。

このため、次の取組を進める。

(1) 実態の把握

事業所等の業務継続計画（BCP）策定状況など、危機管理体制の整備状況について実態把握に努める。

(2) 事業継続計画策定など危機管理体制の整備に向けた普及啓発

事業所等が災害に強い企業となるよう、防災や事業継続計画の策定等に関する必要な情報の提供など、危機管理体制の整備に向けた普及啓発に努める。

(3) 地域防災訓練等への参加の呼びかけ

事業所等を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行う。

第33節 行政機関等の業務継続計画

担当：総務課

1 計画の方針

地震発生時における行政機関等の業務継続は、地域の機能が停止することなく、継続可能な社会を構築するために不可欠であることから、行政機関の業務継続計画（BCP）作成を促進するとともに、業務継続マネジメント（BCM）能力の向上を図ることにより、業務継続の確保に努める。

2 市の役割

地震発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画の策定などにより、業務継続性の確保を図る。

また、実効性のある業務継続体制を確保するため必要な資源の確保や教育、訓練等を通じた体制整備に努める。

なお、個別の業務又は業務分野における業務継続について詳細事項等を定める必要がある場合は、本計画に従い、別途個別の詳細計画等を策定するものとする。

(1) 業務継続計画の対象となる重要業務

ア 業務への影響分析と重要業務の洗い出し

業務を実施できない時間が経過することにより発生する社会的影響等の観点から、業務を実施できない場合の影響分析を行い、優先的に実施する重要業務の洗い出しを行う。

イ 目標時間の設定

重要業務については、実施すべき目標時間を設定し、その目標時間を達成するための体制構築に努める。

(2) 業務執行体制の確保

ア 職員の参集体制

本計画に定める配備体制（第4章第1節）を参考に、重要業務を速やかに実施できるよう参集体制の確立に努める。

イ 安否確認

緊急時の連絡網を整備し、大規模な危機の発生時には、安否の連絡のない職員について、安否確認を実施する。

ウ 人員計画の立案

重要業務の実施に必要な人員や職種等を把握し、人員計画等に反映させる。

エ 業務引継

重要業務の担当職員が業務を実施できない場合に備え、業務内容の共有化やマニュアルの整備、代替要員への引継等を適宜行う。

オ 庁内の応援体制の確立

(ア) 所属の取組

所属内で必要人員が確保できないと想定される場合は、他所属による応援体制の確立に努める。

(イ) 課局等の取組

主管課等は、課局等内各所属の業務及び人員計画等を取りまとめ、課局等としての対応計画を作成する。対応計画を作成する際は、各所属の業務量の偏りに留意し、必要に応じて応援体制を準備する。

カ 庁外からの応援体制の確立

大規模な危機の発生時でも、協定先から円滑な応援を受けることができるのかを検討し、協定内容や新たな協定先を検討する。

キ 受注業者の業務継続体制の確保

重要業務の実施又は実施に必要な資源等の確保が庁外の業者等に委託されている場合は、受託業者が大規模な危機の発生時においても当該業務を継続することが可能な体制を整備しているか確認し、継続できない場合は体制の整備を要請する。

ク その他

上記の他、業務執行体制において、障害となる可能性がある事項をあらかじめ整理し、対策を検討する。

(3) 執務環境の確保

ア 執務スペース

(ア) 庁舎に被害が発生した場合の対応

庁舎管理者は、庁舎の安全を確認し、安全が確保できない場合は、被害箇所及び立ち入り制限区域を周知するとともに、安全や業務継続への影響が大きい箇所を優先して、応急復旧を実施する。

(イ) 代替施設の利用

庁舎を長期的に利用できないと判断される場合、災害対策本部等において、本部長が代替施設での重要業務の実施を決定する。

(ウ) 代替施設の決定

代替施設は、次の候補施設の中から、大規模な危機の発生箇所、規模等に応じて決定する。代替施設を決定した場合、市民、関係機関等へ周知する。

- i) 市庁舎、支所庁舎
- ii) 他の市施設
- iii) 国、県、他の自治体、防災関係機関等の施設
- iv) 民間施設

(エ) 代替施設の設備状況等の把握

庁舎管理者は、代替施設の設備状況や代替施設の利用に伴う手続き、資源等について、把握に努める。また、個別の重要業務に必要な資源は、各所属において把握に努める。

イ 通信手段

(ア) 通信手段が利用できない場合の対応

庁舎管理者、管理する施設の通信手段を復旧するとともに、通信事業者等に対して、優先的な復旧を依頼する。

(イ) 通信事業者回線の拡充

県庁舎交換機と県危機管理センター交換機の相互バックアップのため、端末の拡充等に努める。

(ウ) 防災行政無線

非常時において適切に機器を操作し、通信確保が出来るよう各種訓練を充実させる。

ウ 情報システム

(ア) 庁内 LAN 等が利用できなくなった場合の対応

障害発生箇所を把握し、早期復旧を図るとともに、必要に応じて事業者支援を要請する。

(イ) バックアップデータの遠隔地保管の拡充

ホストコンピュータ以外のバックアップデータについても、遠隔地保管に努める。

(ウ) 安全対策の拡充

電子計算機室以外に設置した機器（パソコン、プリンタ等）についても、落下・転倒防止のための固定措置を行う。

(エ) 災害対応体制の強化

大規模な危機の発生時に運用受託事業者が迅速に登庁できない場合等に備えて次の対応に努める。

i) ネットワークの障害状況の職員による把握を可能にする。

ii) 運用受託事業者に広域的な応援体制の構築を依頼する。

エ データのバックアップ

所属長は重要業務に必要なデータのバックアップに努めるものとする。

オ 電源

(ア) 電源が利用できない場合の対応

商用電源の供給が停止した場合、市庁舎及び各支所庁舎においては、非常用発電機等により電源を供給する。また、非常用発電に必要な燃料を72時間分備えるよう努める。

(イ) 非常用発電機の実負荷訓練等

非常用発電機の円滑な電源切替が可能となるよう実負荷訓練を実施するとともに、更新時期を迎えた発電機の更新に努める。

カ トイレ

(ア) トイレが利用できない場合の対応

下水道機能の停止や工業用水道の供給停止等により、トイレが使用できない場合、市庁舎及び各支所庁舎においては、仮設トイレの供給等により、3日間程度利用できるように努める。

(イ) 仮設トイレ等の調達等

機能停止時に速やかに、仮設トイレ等により対応できるよう、仮設トイレの調達先や設置場所等について、あらかじめ準備する。

キ 職員の食料等

(ア) 職員の食料等が入手できない場合の対応

総務課は、大規模な機器が発生し、食料、飲料水、生活必需品等（以下、「食料等」という）の入手が困難な状況になった場合、備蓄している食料等を職員に配布する。また、備蓄している食料等が不足する場合は、協定を締結している民間企業等からの物資供給を手配する。

(イ) 食料等の備蓄

職員が、家庭において、最低限3日分の食料等を備蓄するとともに、職場において、最低限1食分の食料等を備蓄するよう周知を進める。

ク 支払い

(ア) 財務会計システムが利用できない場合の対応

所属長は、「財務会計システム停止時の手作業マニュアル」に基づき、特に重要で緊急の支払が必要な経費について、会計管理者と協議し、必要な手続きを行う。

ケ その他

所属長は、上記の他、重要業務を目標時間内に実施するために、執務環境において、障害となる可能性がある事項をあらかじめ整理し、対策を検討する。

(4) 業務継続力の向上

所属長は、現在の業務執行体制及び執務環境では、目標時間までに業務を実施することが困難と想定される重要業務について、目標を達成するための戦略を検討し、必要な対策を実施する。

(5) 教育・訓練の実施

職員に対する教育・普及啓発を行うとともに、職員自らも情報収集し、必要な対策を講じる。また、訓練を実施し、業務継続方針やマニュアル等の実効性を確認する。

(6) 業務継続方針等の見直し

対策の課題等を洗い出し、所用の見直しを行い、業務継続方針やマニュアル等を見直すなど、継続的な改善を行う。

第4章 災害応急対策計画

第1節 応急活動体制計画

担当：情報総括部、すべての部

1 計画の方針

大規模な風水害等が発生した場合、市、県、国等を始めとする防災関係機関等は、相互に連携し、被災者の救援、救助を強力に推進する体制を整える必要がある。
本節においては、市の応急活動体制について定める。

2 職員の非常配備基準

職員の非常配備基準は、次のとおりとする。

区 分		第1次配備	第2次配備	第3次配備
		警 戒 体 制	警 戒 本 部 体 制 拠 点 避 難 所 開 設	災 害 対 策 本 部 体 制 指 定 避 難 所 開 設
配備時期		○気象注意報が発令され災害の発生が予想されるとき ○指定河川の警戒レベルが氾濫注意水位に達したとき ○その他市長が特に必要と認めたとき	○気象警報、土砂災害警戒情報が発令され市内全域に災害発生が予想されるとき ○指定河川の警戒レベルが避難判断水位に達したとき ○その他市長が特に必要と認めたとき	○市内で大規模な災害が発生したとき ○指定河川の警戒レベルが氾濫危険水位に達したとき ○その他市長が特に必要と認めたとき
配備内容及び登庁職員		【災害警戒】 ○情報収集、関係機関連絡、応急措置 ○防災行政無線広報	【災害警戒本部の設置】 ○情報収集、関係機関連絡、応急措置 ○拠点避難所開設	【災害対策本部の設置】 ○災害応急対策 ○指定避難所開設
職員の出動体制及び業務	登庁する職員	○総務課職員 ○各支所地域振興課 ○施設所管課長 ○上司の指示を受けた職員	○全部長、課長、課長補佐 ○総務部職員 ○上司の指示を受けた職員 ○避難所要員	○全職員は直ちに登庁し所定の配備につき、災害応急対策に従事 ○登庁できない職員はあらかじめ定められた方法により、情報収集及び連絡等にあたる
	業 務	○総務課 情報の収集、関係機関との連絡調整 関係所属長への連絡、第2配備体制への移行準備、災害応急措置の実施 ○施設管理課長、指定職員 地域内の情報収集、報告 ○他の職員は自宅待機	○職員全員 情報の収集、関係機関との連絡調整 災害警戒本部の設置、災害警戒本部会議の招集・開催、第3配備体制への移行準備、災害応急措置の実施 ○避難所開設	市災害対策本部組織 別紙参照
警備員		○情報の受理、伝達 ○災害にかかわる情報を受理し、所定の連絡先に連絡する	○管理者の指示に従う 建物の巡視、警備	
施設建物管理者		○警備員又は当直者へ情報伝達 ○施設・建物の安全点検 施錠、火気、非常用水等の点検 来庁者、利用者等の安全確保、避難誘導	○管理者及び応急要員出動 ○施設・建物の巡視、警備 施錠、火気、非常用水等の点検 来庁者、利用者等の安全確保、避難誘導	
電話交換手（業務委託者）		○自宅待機	○2名出動	
消防団		○管轄内の危険箇所等の監視 ○その他消防団の出動体制による	○管轄内の危険箇所等の監視 ○応急対策の実施 ○その他消防団の出動体制による	○全団員は、火災の防御、救助・救出、避難誘導、給水等の災害応急対策に従事

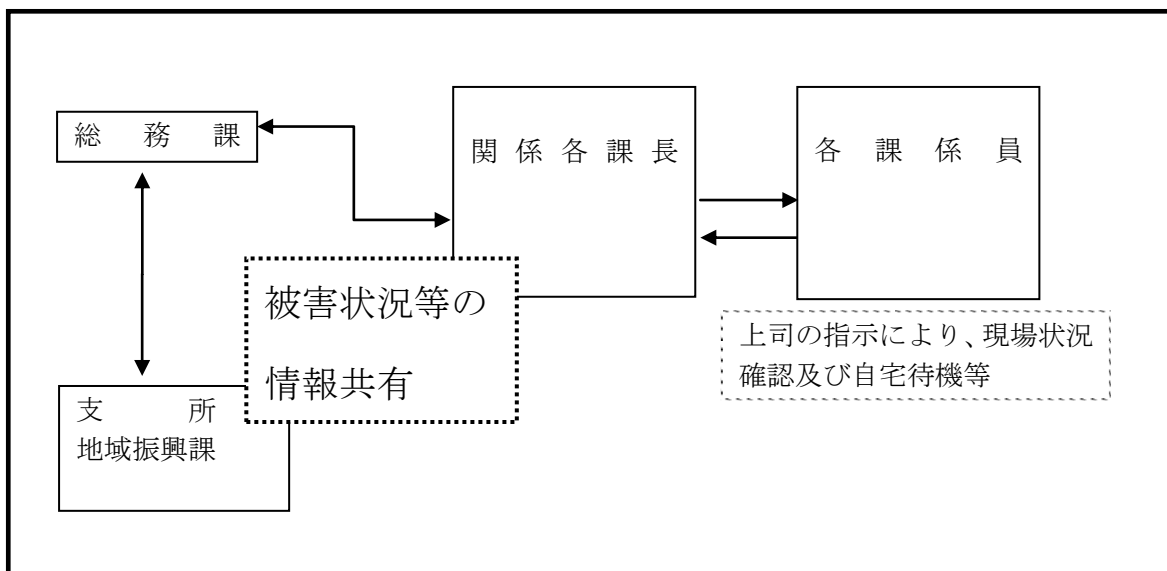
3 市の活動体制

風水害等対策編 第4章 災害応急対策計画

市内に風水害等により大規模な災害が発生し、又は発生するおそれのある場合で、必要と認めた場合は、次のとおり非常配備体制を執り、災害対応活動に当たる。

なお、各体制の非常配備基準については、あらかじめ河川の水位、雨量、ダムの状況等による客観的な基準を初動マニュアルにて設定する。

(1) 第1次配備（警戒体制）



ア 配備場所

各執務室

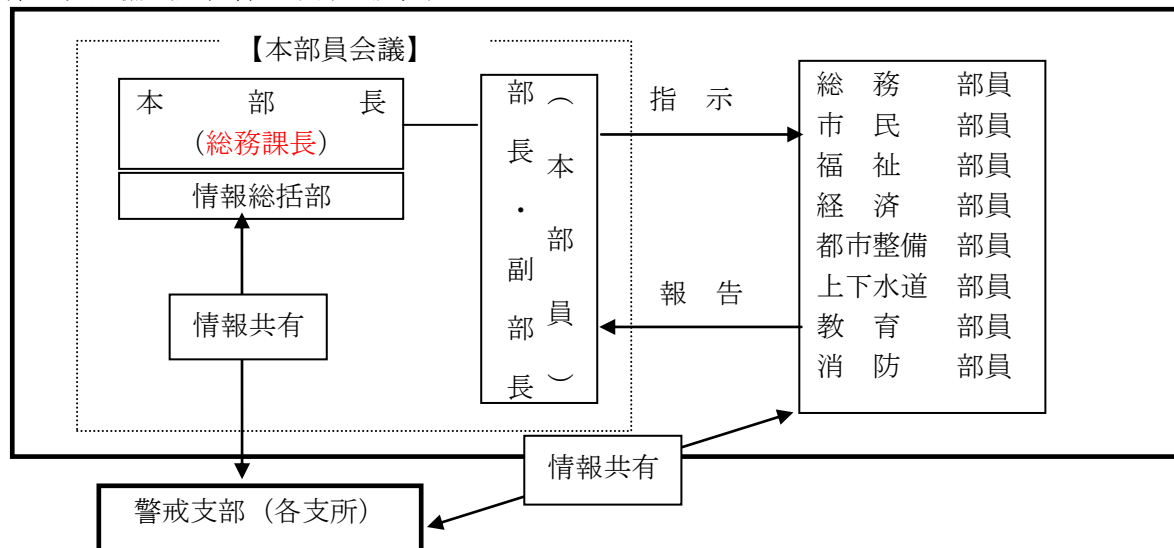
イ 設置の庁内周知及び連絡

警戒体制を配備しようとするとき、又は配備したときの庁内周知及び招集される職員への周知及び連絡は、庁内放送、電子メール及び各課の非常招集連絡網等により行う。

ウ 警戒体制時の構成及び事務分掌

所属課等	主 な 任 務
総 務 課	1 被害状況等の取りまとめ及び報告に関すること。 2 取りまとめ結果の関係機関等への連絡に関すること。 3 住民等からの照会に対する対応に関すること。 4 公用車の管理に関すること。
都市整備課	1 各種災害情報（雨量・ダム情報・水位情報等）の収集に関すること。 2 道路・土木施設に係る被害状況の収集に関すること。 3 水防活動の実施に関すること。
農林水産課	1 山地災害に係る巡視に関すること。 2 農林水産施設等の被害状況調査及び応急対策の実施に関すること。 3 農林水産業の被害状況調査及び応急対策の実施に関すること。
水道局 下水道課	1 給排水施設の管理及び運転に関すること。
各 課 各 支 所	※ その他状況に応じて対応

(2) 第2次配備（災害警戒本部の設置）



ア 設置場所

災害警戒本部 総務課事務室

イ 設置の庁内周知及び連絡

災害警戒本部を設置しようとするとき、又は設置したときの庁内周知及び招集される職員への周知及び連絡は、各課の非常招集連絡網等により行う。

ウ 災害警戒本部の組織、運営等

(ア) 構成員

a 本部長 (総務課長)

本部長は、本部の事務を総括し、本部職員を指揮監督する。

本部長に事故あるときの代理は、次のとおりとする。

第一順位 都市整備課長

第二順位 農林水産課長

b 本部員

本部員は、本部長の命を受け、本部の事務に従事するとともに、部の指揮監督を行う。

部長、副部長はあらかじめ指定した部課長（別表1参照）があたる。

(イ) 会議

本部長は、災害対策に関する重要事項の協議等を行うため、必要に応じ、本部員会議を招集する。この場合において、本部長は、必要があると認めるときは、防災関係機関の職員その他災害応急対策に関係する者の出席を要請する。

(ロ) 災害警戒本部等の構成及び事務分掌

災害警戒本部等の構成及び任務は、別表1のとおりとする。

(ハ) 職員相互の協力

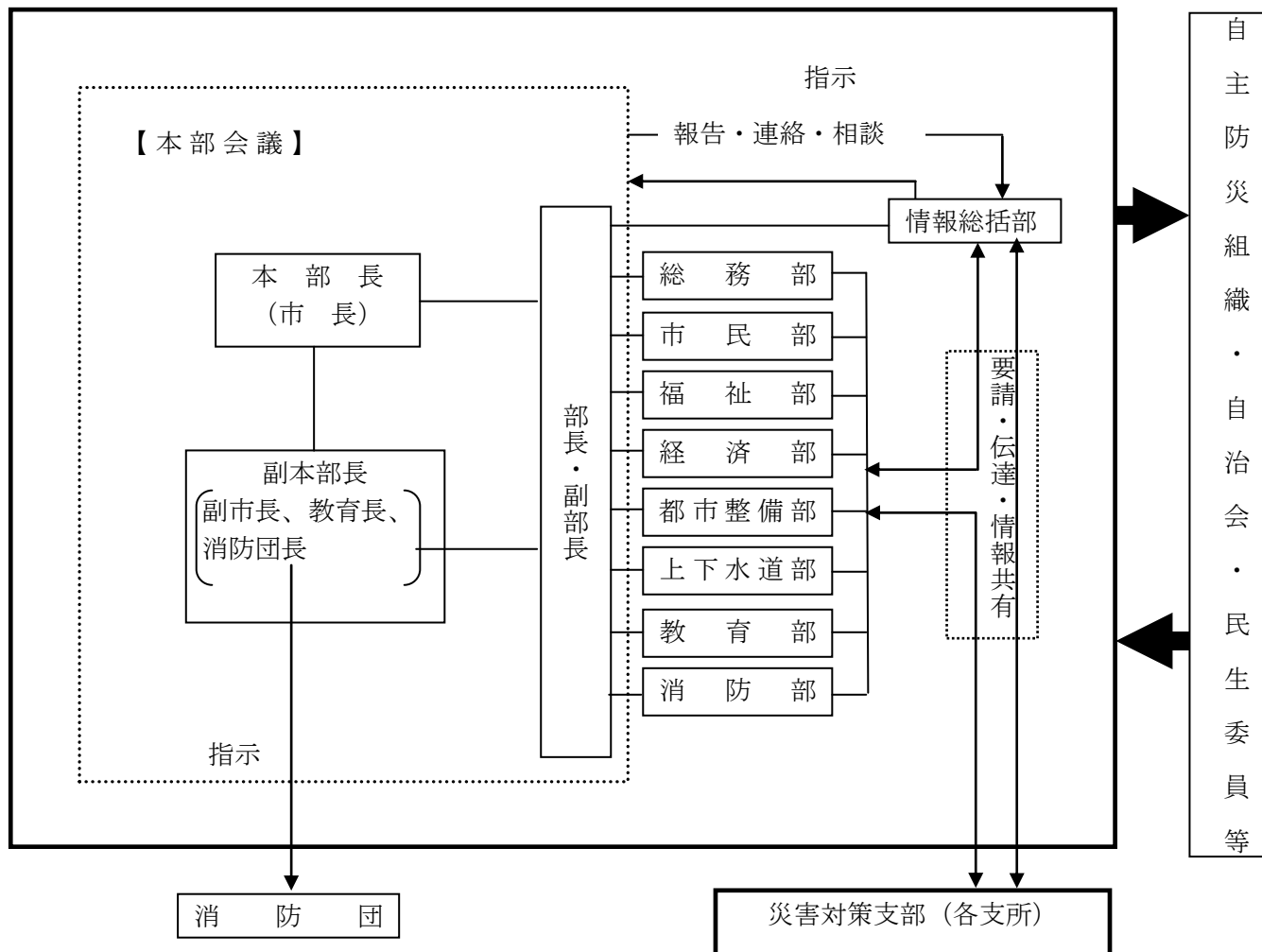
災害対応に人員が不足する課等は他の課等から応援を受ける。

また、消防団は、責任担当区域ごとに組織及び人員を明確にして、災害時における配備分担、集合場所等を定めておかなければならない。

風水害等対策編 第4章 災害応急対策計画

(3) 第3次配備（災害対策本部の設置）

村上市災害対策本部組織図



ア 設置場所

災害対策本部 大会議室

イ 設置の庁内周知及び連絡

災害対策本部及び災害対策支部を設置しようとするとき、又は設置したときの庁内周知及び招集される職員への周知及び連絡は、各課の非常招集連絡網等により行う。

ウ 設置又は廃止した場合の防災関係機関等への通知等

(ア) 本部長は、災害対策本部を設置したとき、又は廃止したときは、直ちに次に掲げる機関にその旨を通知又は報告する。

- a 県防災局危機対策課
- b 県村上地域振興局
- c 村上市防災会議委員

(イ) 本部長は、災害対策本部を設置したとき、又は廃止したときは、直ちにその旨を報道機関に発表する。

エ 災害対策本部の組織、運営等

(ア) 構成員

- a 本部長（市長）

風水害等対策編 第4章 災害応急対策計画

本部長は、本部の事務を総括し、本部職員を指揮監督する。

b 副本部長（副市長、教育長、消防団長）

副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

本部長の職務を代理する副本部長の順序は、次のとおりとする。

- | | |
|------|------|
| 第一順位 | 副市長 |
| 第二順位 | 教育長 |
| 第三順位 | 消防団長 |

c 本部員

本部員は、本部長の命を受け、本部の事務に従事するとともに、部の指揮監督を行う。

部長、副部長はあらかじめ指定した部課長（別表1参照）があたる。

(イ) 会議

本部長は、災害対策に関する重要事項の協議等を行うため、必要に応じ、本部員会議を招集する。この場合において、本部長は、必要があると認めるときは、防災関係機関の職員その他災害応急対策に関係する者の出席を要請する。

(ウ) 災害対策本部等の構成及び事務分掌

災害対策本部等の構成及び任務は、別表1のとおりとする。

(エ) 職員相互の協力及び応援要請

災害対応に人員が不足する課等は、他の課等から応援を受ける。

また、市の組織の全体をもってしてもなお人員が不足すると判断されるときは、県及び応援協定締結市町村等他の市町村に職員の派遣を要請する。

(オ) 災害対策本部組織の整備

災害対策本部の組織機構に基づき、平素から災害に対処し得る体制の整備強化を図る。災害対策本部長は、各部に所属する者の職名と任務分担を明確にしておかなければならない。

また、消防団は、責任担当区域ごとに組織及び人員を明確にして、災害時における配備分担、集合場所等を定めておかなければならない。

風水害等対策編 第4章 災害応急対策計画

別表 1

災害対策（警戒）本部及び災害対策（警戒）支部の構成及び任務

災害対策本部長

市長

災害対策副本部長

副市長

教育長

消防団長

(1) 災害対策（警戒）本部

◎部長 ○副部長

部	所属課等	主 な 任 務
情報総括部 ◎総務課長 ○財政課長	総 務 課	1 本部会議の運営、総合調整に関すること 2 被害報告・応急対策等の情報収集、報告及び記録に関すること 3 自衛隊の要請に関すること 4 他市町村・関係機関との連絡調整に関すること 5 防災行政無線の通信統括に関すること 6 警察署、消防署等との連絡調整に関すること 7 避難勧告・避難指示に関すること 8 被災者の救助及び捜索に関すること 9 防災資機材の調達に関すること 10 災害救助法、災害救助条例に関すること 11 部内及び各部の総合調整に関すること 12 公用車の管理に関すること 13 従事職員（応援要員を含む）の配置調整に関すること 14 職員の被災状況の把握に関すること
	財 政 課	1 物資の調達に関すること 2 市有財産の被害調査に関すること 3 災害の予算に関すること 4 支所・避難所からの要請等の受付および処理（各部固有の任務を除く）に関すること 5 部内の応援
	議会事務局	1 市議会との連絡調整に関すること 2 部内の応援
	選管事務局 監査事務局	1 部内の応援
総 務 部 ◎政策推進課長 ○自治振興課長	政策推進課	1 部内の総合調整に関すること 2 各支所・各避難所に対する災害関連情報の提供に関すること 3 災害広報等に関すること 4 報道機関等との連絡調整に関すること 5 全市的な広報及び広聴全般に関すること 6 写真等による災害情報の収集及び記録に関すること 7 市のホームページの更新に関すること 8 情報通信機器の整備等に関すること 9 市所有の情報システムの機能確保に関すること
	自治振興課	1 自治会等との連絡調整に関すること 2 公共交通に関すること 3 部内の応援

風水害等対策編 第4章 災害応急対策計画

	会 計 課	1 義援金、見舞金等の管理に関する事 2 災害活動に関する会計事務に関する事 3 被災者に対する納期限の延長に関わる指定金融機関との調整に関する事 4 部内の応援
市 民 部 ◎市民課長 ○税務課長	税 務 課	1 家屋等の被害状況調査に関する事 2 被災者名簿の作成に関する事 3 被災者に対する市税、国民健康保険税及び介護保険料の納税猶予、納期限の延長及び減免に関する事 4 各種申請統一窓口に関する事 5 罹災証明書の発行に関する事 6 部内の応援
	市 民 課	1 部内の総合調整に関する事 2 生活必需品及びその他の物資・資機材の調達供給に関する事 3 被災証明書の交付に関する事 4 交通の安全確保及び緊急輸送に関する事 5 避難所避難者名簿のデータ作成に関する事 6 住民からの相談等の受付および処理に関する事 7 死者・行方不明者名簿の作成に関する事
	環 境 課	1 廃棄物（ゴミ、し尿）の収集、運搬及び処理に関する事 2 災害廃棄物処理に関する事 3 仮設トイレの設置に関する事 4 所管公共施設の被害状況調査及び応急対策の実施に関する事 5 部内の応援
福 祉 部 ◎福祉課長 ○保健医療課長	福 祉 課	1 部内の総合調整に関する事 2 避難所開設の指示及び管理の総括に関する事 3 保育実施の是非の決定に関する事 4 保育児童の安全対策の実施に関する事 5 社会福祉協議会との連絡及び協力要請に関する事 6 保育児童の被災状況調査に関する事 7 被災した保育児童の保護・援護に関する事 8 生活保護世帯、身体障がい者等の被害状況調査及び援護に関する事 9 所管公共施設の被害状況調査及び応急対策の実施に関する事 10 被災者に対する福祉相談に関する事 11 災害弔慰金等の支給に関する事 12 災害援護資金その他の生業資金の貸付に関する事 13 義援金の配分調整及び給付に関する事 14 被災者生活再建支援金に関する事 15 被災者に対する保育料の徴収猶予、納期限の延長及び減免に関する事 16 被災者の医療費助成に係る所得制限の撤廃に関する事 17 各種申請統一窓口の設置に関する事 18 ボランティアセンターの支援等に関する事 19 難病認定者、精神障がい者等の援護に関する事

風水害等対策編 第4章 災害応急対策計画

	保健医療課	1 所管公共施設の被害状況調査及び応急対策の実施に関する事 2 被災者に対する医療費の国民健康保険一部負担金の減免に関する事 3 医療救護本部及び救護所の設営運営に関する事 4 重軽傷者名簿の作成に関する事 5 保健衛生用資機材の調達に関する事 6 防疫対策に関する事 7 医師会との連絡調整及び協力要請等に関する事 8 保健医療情報の収集に関する事 9 保健衛生活動の実施に関する事 10 被災者に対する栄養指導に関する事 11 被災者の心のケアに関する事 12 被災世帯訪問による被災状況の把握及び相談・支援に関する事 13 部内の応援
	介護高齢課	1 要配慮者の援護に関する事 2 安否確認システムに関する事 3 所管公共施設の被害状況調査及び応急対策の実施に関する事 4 被災者の入浴支援に関する事 5 福祉避難所開設の指示及び管理の総括に関する事 6 部内の応援
経済部 ◎農林水産課長 ○商工観光課長	農林水産課 農業委員会	1 部内の総合調整に関する事 2 農林水産、治山施設等被害状況調査及び応急対策に関する事 3 農林水産業の被害状況調査及び応急対策に関する事 4 関係機関・団体との連絡調整に関する事 5 家畜の防疫、死亡獣畜の処理に関する事 6 農林漁業制度資金金融の斡旋指導に関する事 7 所管公共施設の被害状況調査及び応急対策の実施に関する事
	商工観光課	1 商工施設及び商品等の被害調査に関する事 2 観光施設の災害予防並びに復旧に関する事 3 商工観光業者の復興対策並びに融資に関する事 4 観光客等の安全確保に関する事 5 避難所となる商工観光施設の利用供与に関する事 6 所管公共施設の被害状況調査及び応急対策の実施に関する事 7 部内の応援
都市整備部 ◎都市整備課長 ○都市整備課 課長補佐	都市整備課	1 部内の総合調整に関する事 2 道路・土木施設に係る被害調査及び復旧に関する事 3 障害物の除去に関する事 4 水防、砂防に関する事 5 建設業者との連絡調整に関する事 6 応急対策用資機材の調達に関する事 7 公営住宅入居者の安全確保に関する事 8 所管公共施設の被害状況調査及び応急対策の実施に関する事 9 被害住宅復興資金に関する事 10 応急危険度判定に関する事 11 住宅被災者の公営住宅への特例入居に関する事 12 応急仮設住宅建設に関する事 13 住宅金融公庫融資の斡旋指導に関する事
上下水道部 ◎下水道課長	下水道課	1 部内の総合調整に関する事 2 所管公共施設の被害状況調査及び応急復旧に関する事 3 処理施設及び排水施設の管理及び運転に関する事

風水害等対策編 第4章 災害応急対策計画

○水道局長	水 道 局	1 所管公共施設の被害状況調査及び応急復旧に関すること 2 飲料水の確保及び供給に関すること 3 飲料水の水質管理に関すること 4 被災者に対する使用料の徴収猶予、納期限の延長及び減免に関する こと 5 部内の応援
教育部 ◎学校教育課長 ○生涯学習課長	学 校 教 育 課	1 部内の総合調整に関すること 2 所管公共施設の避難所の開設及び施設管理支援に関すること 3 所管公共施設の被害状況調査及び応急対策の実施に関すること 4 授業継続の是非に関すること 5 児童・生徒の安全対策に関すること 6 各校の単位PTA等教育関係団体への協力要請及び連絡調整に関する こと 7 児童・生徒及び教職員の被災状況調査に関すること 8 応急教育の実施に関すること 9 教科書及び学用品の供給に関すること 10 炊き出しの実施等による食料の調達及び供給に関すること
	生 涯 学 習 課	1 所管公共施設避難所の開設及び施設管理支援に関すること 2 所管公共施設の被害状況調査及び応急対策の実施に関すること 3 文化財の被害状況調査及び応急措置の指導に関すること 4 部内の応援
消防部 ◎消防長 ○消防本部次長	消 防 本 部 消 防 署	1 救助・救急活動に関すること 2 防災資機材の調達及び供給に関すること 3 危険区域の警戒パトロールに関すること 4 新潟県広域消防相互応援協定に基づく消防応援隊の出動要請等に関する こと 5 緊急消防援助隊の出動要請に関すること 6 防災ヘリコプター及び新潟県ドクターヘリコプターの出動要請に関する こと 7 火災、災害等速報要領に基づく関係機関への連絡に関すること 8 搬送者名簿の作成に関すること 9 行方不明者の捜索に関すること 10 危険物製造所等の事故調査に関すること 11 職員の被災状況調査に関すること 12 所管公共施設の被害状況調査及び応急対策の実施に関すること 13 消防団の動員及び連絡調整に関すること 14 消防団員の被災状況調査に関すること

【備 考】

- 1.本部長は、災害の規模及び被害の状況に応じ、必要があると認めるときは、本表の担当事務にかかわらず部を重点的に配置換えすることができる。
- 2.各部長は、災害の規模及び被害の状況に応じ、必要があると認めるときは、本表の担当事務にかかわらず部内の担当課を配置換えすることができる。
- 3.本部長は、必要があると認めるときは、現地対策本部を設置することができる。

風水害等対策編 第4章 災害応急対策計画

(2) 災害対策（警戒）支部

担 当	所属課等	主 な 任 務
支所長		1 支所の任務総括に関する事
総務担当	地域振興課	1 災害対策(警戒)本部との連絡調整等に関する事 2 施設職員への協力要請に関する事 3 避難支援者協力担当への協力要請に関する事 4 防災行政無線等による周知広報活動に関する事 5 区長への電話連絡・協力要請に関する事
情報収集担当	産業建設課	1 道路・土木施設、上下水道施設、農林水産施設及び商工観光施設等に係る被害状況の収集に関する事 2 区長等からの被害状況の収集に関する事
避難担当	市民生活課 地域福祉課	1 民生委員への電話連絡・協力要請に関する事 2 要配慮者の避難対応に関する事 3 避難所の開設に関する事 4 災害対策本部からの各種情報の掲示に関する事 5 避難者名簿の作成に関する事 6 避難者等に対する援護に関する事 7 物資、食糧又は資機材の受入れ・配布に関する事
施設管理担当	教育事務所	1 使用施設の開錠に関する事 2 施設使用に関する事

(3) 災害対策（警戒）時における地域住民等の役割

団 体 名	主 な 任 務
区長 自主防災組織代表者 民生委員 避難支援者協力担当	1 避難情報の伝達、被害状況の収集・連絡に関する事【区長】 2 要配慮者の安否確認に関する事【民生委員・自主防災組織・自治会】 3 要配慮者支援の補助に関する事【避難支援者協力担当】

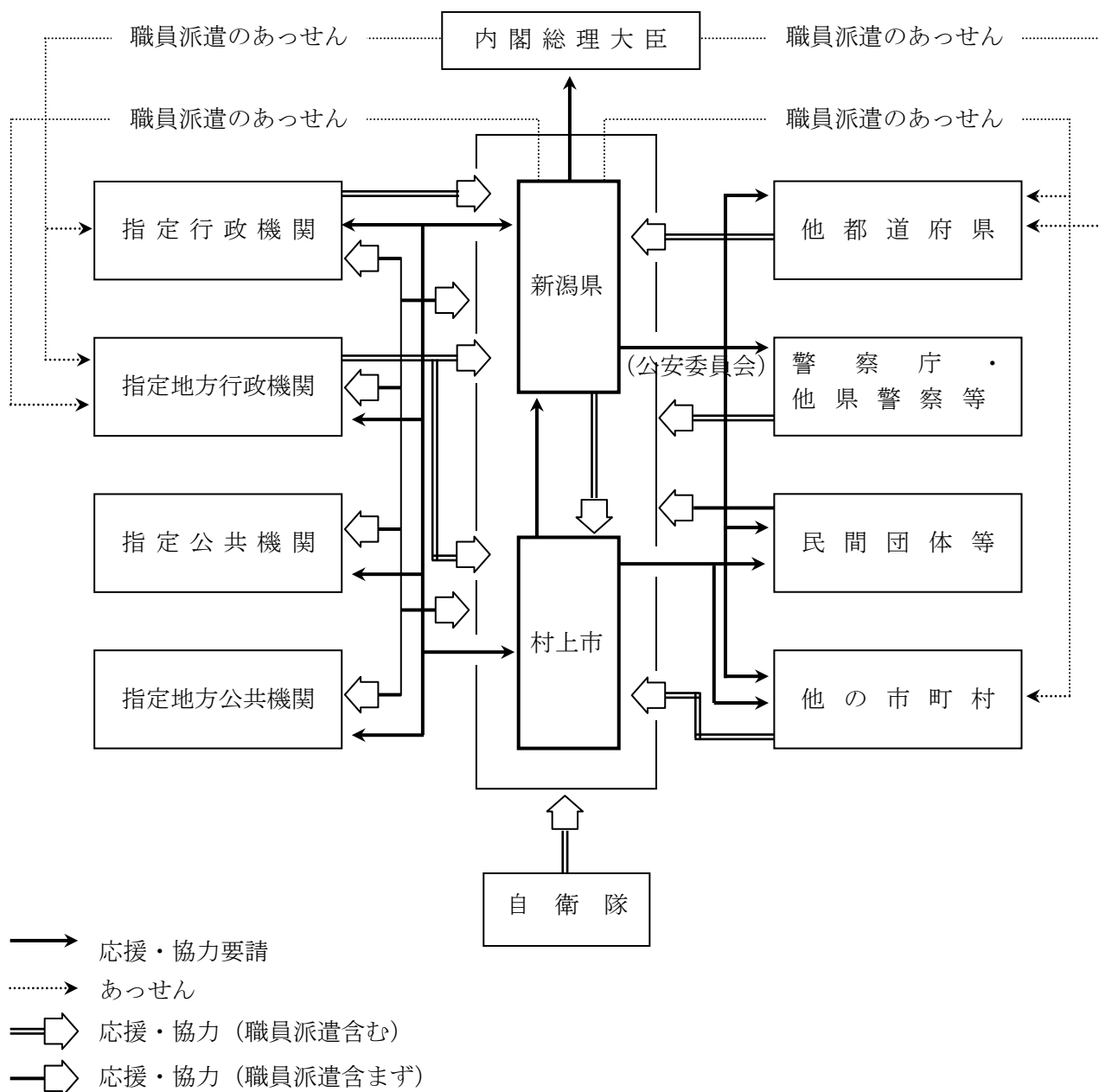
第2節 防災関係機関の相互協力体制

担当：情報総括部

1 計画の方針

大規模な災害が発生した場合は、本市の防災関係機関のみでは十分な応急対策が困難となることから、県、被災していない他の市町村、民間等の協力を得て防災対策を行う必要がある。
このため、防災関係機関等の相互協力について必要な事項を定める。

2 防災関係機関の相互応援フロー図



3 他の地方公共団体等への応援要請

市長は、応急対策を実施するに当たり、次に該当すると認められる場合は、災害対策基本法などの関係法令及び相互応援協定に基づき、他の地方公共団体等の長に対して応援を要請する。

〈応援要請の基準〉

- ア 市の機能のすべてを動員しても応急対策の実施が困難であり、他の地方公共団体等の応援が必要と認められるとき。
- イ 特別な技術、知識、経験等を要する職員が不足し、他の地方公共団体等の職員の応援が必要と認められるとき。
- ウ その他市長が応援要請の必要があると認めたとき。

〈応援要請の種別〉

要 請 先	要 請 の 内 容	根 拠 法 令 等
指 定 地 方 行政機関の長	当該指定地方行政機関の職員の派遣要請	災害対策基本法第 29 条第 2 項
県 知 事	①指定地方行政機関職員の派遣のあつせん要請 ②他の地方公共団体職員の派遣のあつせん要請 ③応援の要求及び応急措置の実施要請 ④職員の派遣要請 ⑤自衛隊への派遣要請	災害対策基本法第 30 条第 1 項 災害対策基本法第 30 条第 2 項 災害対策基本法第 68 条第 1 項 地方自治法第 252 条の 17 災害対策基本法第 68 条の 2 第 1 項
他の市町村長 等	①応援の要請 ②職員の派遣要請 ③災害応援に関する協定に基づく応援要請	災害対策基本法第 67 条第 1 項 地方自治法第 252 条の 17 消防組織法第 21 条に基づく消防相互応援協定 災害時における相互応援協定 各種消防応援協定

(1) 他の市町村に対する要請

市長は、応急対策を実施するため、他の市町村の応援が必要と認められるときは、次の事項を明らかにし、応援を要請する。

〈応援要請事項〉

- ア 応援を求める理由
- イ 応援を求める職種別人員、車両、資機材、物資等
- ウ 応援を求める場所
- エ 応援を求める期間
- オ その他応援に関し必要な事項

(2) 知事に対する要請

市長は、応急対策を実施するため、必要があると認めるときは、知事に対し、次により応援（あつせんを含む。）を求め、又は県が実施すべき応急対策の実施を要請する。

ア 連絡先及び方法

県危機対策課（災害対策本部が設置された場合は、連絡指令室）へ、口頭又は防災行政無線、電話、FAXで行う。また、口頭又は防災行政無線、電話で要請した場合は、後でFAX等で処理する。

イ 応援要求事項

- (ア) 応援を必要とする理由
- (イ) 応援を必要とする場所

風水害等対策編 第4章 災害応急対策計画

- (ウ) 応援を必要とする期間
- (エ) その他応援に関し必要な事項
- ウ 応急対策実施要請事項
 - (ア) 応急対策の内容
 - (イ) 応急対策の実施場所
 - (ウ) その他応急対策の実施に関し必要な事項
- (3) 指定地方行政機関に対する要請

市長は、応急対策又は災害復旧のため、必要があると認めるときは、指定地方行政機関の長に対し、次の事項を明らかにし、当該機関の職員の派遣を要請する。

〈職員派遣要請事項〉

 - ア 派遣を要請する理由
 - イ 派遣を要請する職員の職種別人員
 - ウ 派遣を必要とする期間
 - エ その他職員の派遣に関し必要な事項
- (4) 民間団体等に対する要請

市長は、応急対策又は災害復旧を実施するため、必要があると認めるときは、民間団体等に対し、次の事項を明らかにして協力を要請する。

 - ア 協力要請事項
 - (ア) 応援を必要とする作業内容
 - (イ) 応援を必要とする人員、車両、資機材、物資等
 - (ウ) 応援を必要とする場所及び集合場所
 - (エ) 応援を必要とする期間
 - (オ) その他応援に関し必要な事項
 - イ 応援協力を要請する主な民間団体等
 - (ア) 農林水産業団体、商工業団体、建設業団体、運送業団体等の産業別団体
 - (イ) 医師会、薬剤師会等の職業別団体
 - (ウ) その他、市に対しボランティア活動を申し入れた団体
- (5) ヘリコプターの利用と連携体制

被害の形態、状況、程度によっては、ヘリコプターや特殊な資機材を利用した救助、**救急**、調査、物資の搬送等の活動が有効な場合も考えられる。

ヘリコプターによる災害活動の手順は、次のとおりとする。

 - ア 緊急運航の要請
 - (ア) 新潟県消防防災ヘリコプターの応援の要請を行う場合は、新潟県消防防災ヘリコプター応援協定に基づき、「緊急運航要領」により消防長は、新潟県**防災局**危機対策課長に緊急運航の要請を行う。
 - (イ) **新潟県ドクターヘリコプターの要請を行う場合は、新潟県ドクターヘリ運航要領により、消防長は新潟大学医歯学総合病院運行管理室（CS）に緊急運航の要請を行う。**
 - (ウ) 他県に対して消防防災ヘリコプターの応援の要請を行う場合は、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援について（昭和61年5月30日消防救第61号）」による。
 - (エ) 市長は、(ア)、(イ)、(ウ)のほか、救助、調査、物資の搬送等の活動に必要な場合は、エに掲げる機関等に出動を要請するものとする。
 - (オ) 要請は、電話で速報後、ファクシミリを用いて出動要請を行う。
 - イ 緊急運航活動の内容は、原則として次のとおりとする。
 - (ア) 災害状況、道路、交通状況等の情報収集
 - (イ) 災害現場における人命救助活動
 - (ウ) 負傷者及び救急・救助用資機材の搬送

風水害等対策編 第4章 災害応急対策計画

(エ) 消防隊員及び消防用資機材の搬送

(オ) 避難誘導及び避難命令の伝達

(カ) 上空からの広報活動

ウ 受入体制は、次のとおりとする。

(ア) 離着陸場所の確保及び安全対策を図る。

(イ) 傷病者等の搬送先の離着陸場所の確保及び病院等への搬送の手配を図る。

エ 緊急ヘリコプターの要請先

要 請 先	運航管理責任者	電話番号	F A X 番号
新潟県消防防災航空隊	県防災局危機対策課長	025-282-1638	025-282-1640
(勤務時間外)	県庁警備員室	025-285-5511	
新潟県警察航空隊 (村上警察署経由)	新潟県警察本部航空隊	52-0110	
新潟大学医歯学総合病院 運行管理室	運行管理担当者 (C S)	025-368-9100	

4 消防の広域応援

(1) 県内市町村相互の広域応援体制

市及び消防機関の長は、自らの消防力では対応できない場合にあっては、消防相互応援協定に基づき協定締結市町村に応援要請する。

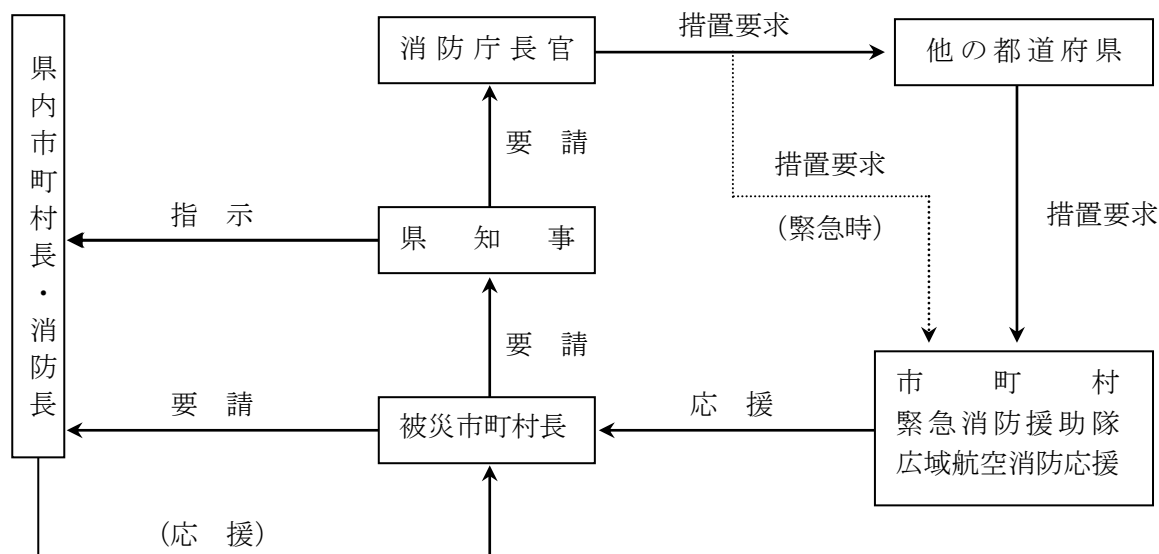
知事は、災害に際して緊急の必要がある場合には、県内の市町村長又は市町村の消防長に対し応援等の指示を行うことができる。

(2) 他都道府県等に対する応援体制

ア 市長及び消防機関の長は、消防相互応援協定に基づく応援をもってしても対処できないときは、知事に対し応援要請を行う。

イ 知事は、市長及び消防機関の長から応援要請を求められたとき又は県内の消防力をもってしても対処できないと認めたときは、直ちに消防庁長官に対して他の都道府県からの応援（緊急消防援助隊の出動要請及び「大規模特別災害における広域航空消防応援実施要綱」に基づく広域航空消防応援要請等）を行う。

【消防組織法に基づく応援要請等】



5 防災関係機関の活動

各防災関係機関は、市及び他の防災関係機関と相互に連携し、あらかじめ定められた計画に基づき、被災者の救援活動及び所掌事務を実施する。

6 住民自主防災組織等の活動

住民自主防災組織等は、市、消防機関及び警察署等の防災機関と相互に連絡を取り、あらかじめ定められた災害時の活動計画を実施する。

7 応援協力等

- (1) 市長は、県知事からの職員派遣のあつせん又は被災市町村からの応援・協力要請があったときは、県が行う市町村間の調整に留意するとともに必要な応援を行う。
- (2) 市長は、他の市町村等との応援・協力が円滑に行われるよう、必要に応じ事前に協定を結ぶなど、その体制を整えておく。

8 他自治体職員等の応援受入れ体制

(1) 宿泊先

原則として避難所以外の公共施設を提供するものとし、公共施設の確保が困難な場合は、民間の宿泊施設等を斡旋する。

(2) 食料の供給及び炊事施設の確保

他自治体からの災害応援職員等に対する食料の供給及び炊事施設の確保は、原則として市が行うが、災害の規模及び被災状況等により食料の供給及び炊事施設の確保が困難であると判断された場合は、事前に食料及び炊事用具の携行も依頼する。

第3節 通信設備運用計画

担当：情報総括部、総務部

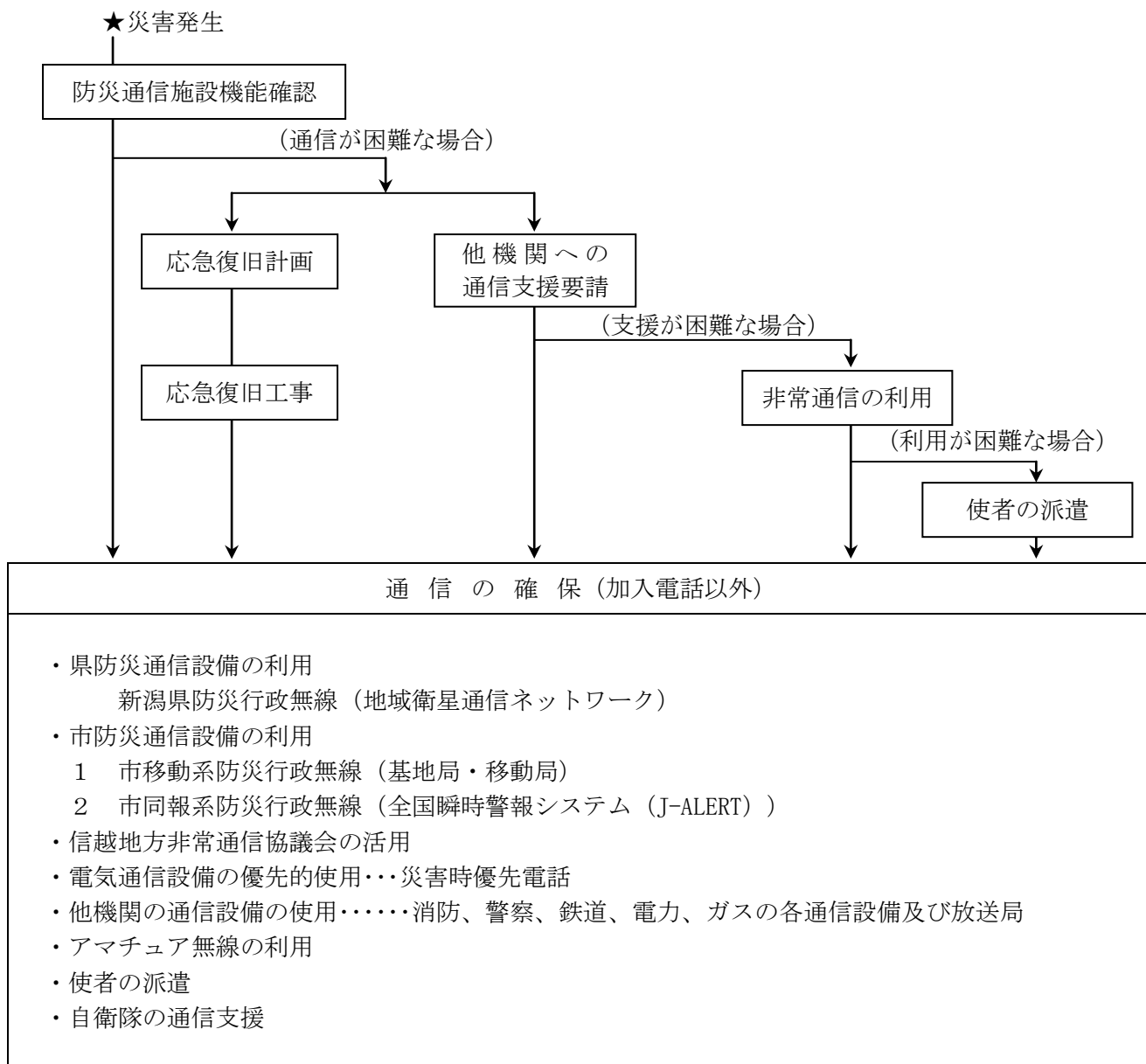
1 計画の方針

災害発生時において、被災状況の把握と被災救助活動等の応急対策を迅速かつ的確に実施するためには、情報の収集伝達手段の確保が重要である。

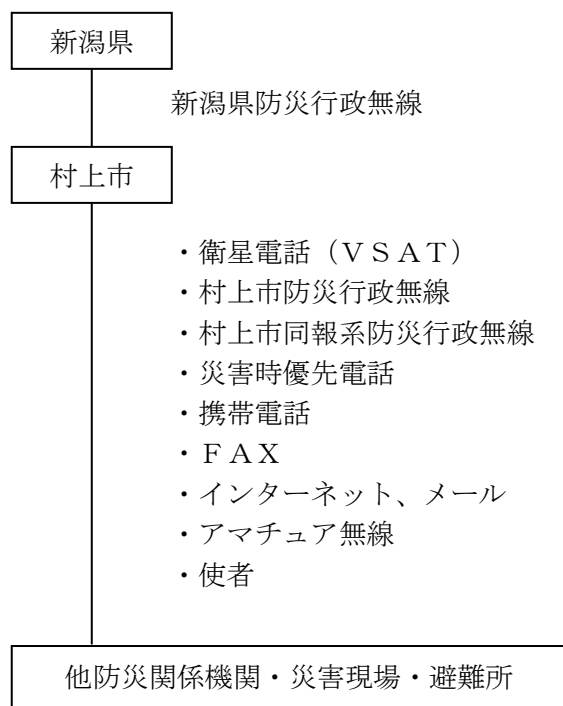
このため、防災関係機関は各種の有線・無線の通信手段を有効に利用し、効果的な運用を図る。

2 防災通信施設応急対策フロー図

災害発生時は、直ちに通信施設の機能を確認し、通信が困難な場合は速やかに応急復旧に当たるとともに、代替通信手段を確保し、復旧までの通信需要をまかなう。



3 通信体系（加入電話以外）



4 災害時の通信設備の運用

(1) 市防災通信設備の利用

市は、災害時の情報の収集・伝達のため、加入電話のほか県防災行政無線、衛星電話（V S A T）、移動系防災行政無線、同報系防災行政無線、消防無線を利用する。合わせて、携帯電話、F A X、インターネット、メールの利用を図る。

(2) 電気通信設備の優先的使用

防災関係機関は、加入電話の通話が不能若しくは困難な場合で通信の確保が必要な場合は、電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）第 8 条、災害対策基本法第 57 条、同法第 79 条及び災害救助法第 28 条の規定により、優先的に電気通信設備を使用することができる。

このため、各防災関係機関は、あらかじめ N T T 東日本新潟支店に申請し、特定の電話番号を災害時優先電話として承諾を得ておく。

(3) 他機関の通信設備の使用

市は、災害時に緊急の通信を行う必要がある場合は、災害対策基本法第 57 条、同法第 79 条、災害救助法第 28 条及び消防組織法第 23 条の規定により、他の機関の通信設備を使用することができる。

使用することができる主な通信設備

- a 警察通信設備
- b 鉄道通信設備
- c 電力通信設備
- d ガス通信設備

また、他の有線・無線の通信設備が通信できない場合若しくは困難な場合で、緊急を要する場合は、通知、要請、伝達、注意報、警報の放送を放送局に要請することができる。

(4) アマチュア無線の利用

市は、他の通信手段が利用できない場合においては、市内のアマチュア無線局に協力を依頼し、通信体制を確保する。

(5) 使者の派遣

有線・無線の通信設備が利用不能若しくは困難な場合は、使用者により通信を確保する。

(6) 自衛隊の通信支援

市は、災害応急対策のため必要がある場合は、知事に対し自衛隊の災害派遣（通信支援）の要請を依頼することができる。

(7) 非常通信の利用

信越地方非常通信協議会に対し非常通信を要請する。非常通信は地方非常通信ルートによる。

5 庁舎停電時の対応

本庁舎、各支所及び避難所等の停電時における通信の確保については、非常電源装置、備蓄している発電機等により行うとともに、停電が長期化する場合は防災関係機関に支援を要請する。

第4節 被災状況等収集伝達計画

担当：情報総括部、総務部

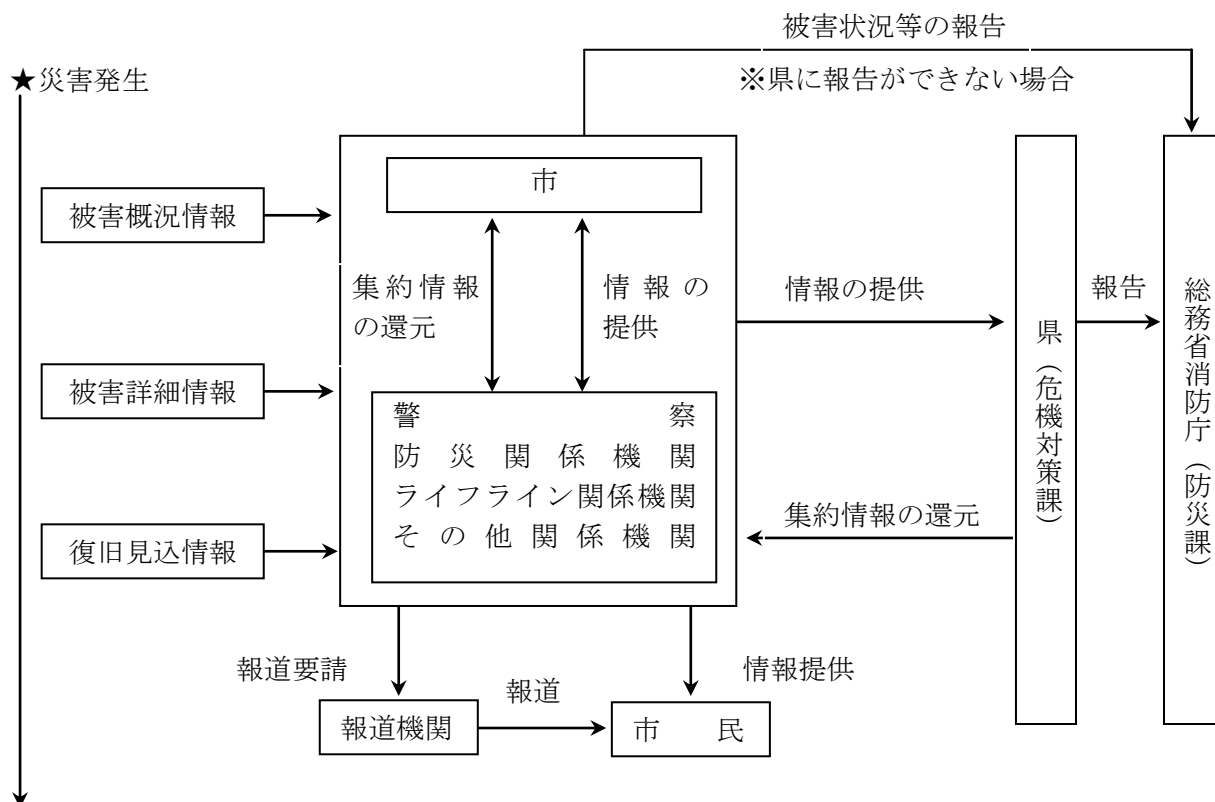
1 計画の方針

被災状況の収集及びその集約は、発生した災害の実態を認識する行為そのものであり、災害応急対策活動の出発点である。

市及び関係機関は、災害が発生した場合は、速やかにかつ自動的に情報収集活動を開始する。

市は、収集した情報を集約し、被害の概要を掌握し、直ちに必要な行動を起こすとともに、各防災機関や、県及び被災地内外の住民等に各種の手段を使って伝達し、「情報の共有化」に努める。

2 被災状況等収集伝達計画応急対策フロー図



3 被害規模早期把握のための活動

災害の発生直後において、概括的被害情報、ライフラインの被害の範囲、医療機関における負傷者の状況等、被害の規模を推定するための関連情報を収集するとともに、次の事項に関する情報を把握する。

- ア 消防団等の巡視活動を通じた被害状況
イ 119 番通報の殺到状況等の情報

4 災害発生後の各段階における各機関の情報収集・伝達

(1) 災害発生直後

- ア 市は、情報収集担当を出動させ、被災地の情報収集に当たる。
また、災害発生直後においては、市職員の情報収集活動だけでは対応が困難なため、自主防災

風水害等対策編 第4章 災害応急対策計画

組織、自治会及び住民等からの情報の収集を図る。

イ 市は、災害発生が勤務時間外の場合は、非常招集で登庁してくる職員から被災状況の聞き取り調査を行う。

ウ 市と警察署は、各方面から得られた偵察情報を相互に交換し、被害状況の概況の早期把握に努める。

エ 市は、報告された情報を直ちに整理し、被害の概況を掌握する。収集された情報は、庁内各課及び各防災関係機関等に速やかに提供する。

オ 市は、被害の概況を速やかに県危機対策課へ報告する。

カ 市長は、自ら被害の状況の把握、情報の収集が困難なときは、県危機対策課へ消防防災ヘリコプターの緊急出動を要請し、情報の収集に努める。ただし、災害発生が夜間又は荒天時その他の理由により、県消防防災ヘリコプターによる情報の収集が困難なときは、県知事へ自衛隊の出動を要請するなどし、ヘリコプター等による被害状況の把握に努める。

キ 市は、**要配慮者**に対する情報伝達として、自主防災組織、自治会、民生委員、消防団等の避難誘導體制の整備を進めるとともに、避難所における手話通訳、文字情報等を配慮する。

(2) 応急対策初動期

ア 市は、県関係機関（村上地域振興局健康福祉部（**村上保健所**））に問い合わせ、医療機関の被害状況及び急患受入れの可否等の情報把握に努める。

イ 市は、避難所を開設したとき又は避難者により自主的に避難所が開設されたときは、FAX、インターネット、メール等の通信手段の確保又は新設に努めるとともに、職員又はボランティアの連絡員を派遣して、避難者の数、内訳及び必要とされる食料・物資の量等の情報を効率的に収集する。

ウ ライフライン・公共交通関係機関は、その所管に係る被害状況を調査し、市に被害状況及び各機関の対応を報告する。

エ 市は、地域内の被害状況を調査し、県危機対策課へ報告する。

(3) 応急対策本格稼働期

ア 市は、県の地域機関と協力して、地域内の被害金額等詳細な被害状況を調査し、県危機対策課へ報告する。

イ 防災関係機関は、応急復旧の状況を定期的に市へ報告する。

(4) 災害対策基本法との関係

ア 市は、火災・災害等を覚知したときは、被害状況が十分把握できない場合であっても、直ちに第一報を別表1 消防庁への火災・災害等即報基準に準じ、県（危機対策課）へ報告する。

なお、別表2 消防庁への直接即報基準（市町村）に該当する火災・災害等を覚知したときは、第一報を県（危機対策課）に対してだけでなく、総務省消防庁に対しても、原則として30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で報告する。この場合において、消防庁長官から要請があった場合には、第一報後の報告についても引き続き、総務省消防庁に対して行う。

イ 消防機関へ119番通報等が殺到した場合には、その状況を直ちに総務省消防庁及び県（危機対策課）へ報告する。

なお、県に被害状況等を報告できない場合は、総務省消防庁へ直接報告する。

ウ 県の地域機関、その他関係機関の協力を得て、地域内の詳細な被害状況を調査する。

エ 把握した被害状況及び応急対策活動状況、対策本部の設置状況等を県（危機対策課）へ逐次報告する。

（注）災害報告取扱要領「平成14年1月23日付け消第629号新潟県環境生活部長通知」

【消防庁への連絡先】

時 間 帯		平日（9：00～17：00）	左 記 以 外
報 告 先		応 急 対 策 室	宿直室（消防防災・ 危機管理センター内）
N T T 回 線	電 話	03-5253-7527	03-5253-7777
	F A X	03-5253-7537	03-5253-7553
消 防 防 災 無 線	電 話	5-90-49013	5-90-49102
	F A X	5-90-49033	5-90-49036
地域衛星通信ネットワーク	電 話	8-048- 500-90-49013	8-048- 500-90-49102
	F A X	8-048- 500-90-49033	8-048- 500-90-49036

【消防庁災害対策本部設置時の報告先】

報 告 先		消防庁災害対策本部 情報集約班 （消防防災・危機管理センター内）
N T T 回 線	電 話	03-5253-7510
	F A X	03-5253-7553
消 防 防 災 無 線	電 話	5-90-49175
	F A X	5-90-49036
地域衛星通信ネットワーク	電 話	8-048-500-90-49175
	F A X	8-048-500-90-49036

別表 1

消防庁への火災・災害等即報基準

火災・災害等区分				即 報 基 準	
災 害 即 報 基 準	一 般 基 準			○災害救助法の適用基準に合致するもの ○都道府県又は市町村が災害対策本部を設置したもの ○災害が2都道府県以上にまたがるもので、1の都道府県における被害は軽微であっても、全国的にみた場合に同一災害で大きな被害を生じているもの	
	個 別 基 準	災 害	地震	○地震が発生し、当該都道府県又は市町村の区域内で震度4以上を記録したもの	
			津波	○津波により、人的被害又は住家被害を生じたもの	
			風水害	○がけ崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害又は住家被害を生じたもの ○河川の溢水、破堤又は高潮等により、人的被害又は住家被害を生じたもの ○強風、竜巻などの突風等により、人的被害又は住家被害を生じたもの	
			雪害	○雪崩等により、人的被害又は住家被害を生じたもの ○道路の凍結又は雪崩等により、孤立集落を生じたもの	
社会的影響基準			○一般基準、個別基準に該当しない災害であっても、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合は報告すること		
火 災 等 即 報 基 準	一 般 基 準			○死者が3人以上生じたもの ○死者及び負傷者の合計が10人以上生じたもの ※一般基準に該当しない場合であっても、次の個別基準に該当する場合は報告対象となる。	
	個 別 基 準	火 災	建物火災	○特定防火対象物で死者が発生した火災 ○高層建築物の11階以上の階、地下街又は準地下街において発生した火災で利用者等が避難したもの ○大使館・領事館・国指定重要文化財又は特定違反対象物の火災 ○建物焼損延べ面積3,000㎡以上と推定される火災 ○損害額が1億円以上を推定される火災	
			林野火災	○焼損面積が10ha以上と推定されるもの ○空中消火を要請したもの ○住家等へ延焼するおそれがある等社会的に影響度が高いもの	
			交通機関の火災	○船舶、航空機、列車、自動車の火災で次に掲げるもの ・航空機火災 ・タンカー火災の他社会的影響度が高い船舶火災 ・トンネル内車両火災 ・列車火災	
			その他	消火活動を著しく妨げる毒性ガスの放出を伴う火災等、特殊な態様の火災等などで消防上特に参考となるもの	

火災・災害等区分			即 報 基 準
火 災 等 即 報	個 別 基 準	危 険 物 等 に 係 る 事 故	○危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物、火薬等（以下「危険物等」という。）を貯蔵し又は取り扱う施設及び危険物等の運搬に係る事故で、次に掲げるもの ・死者（交通事故によるものを除く。）又は行方不明者が発生したもの ・負傷者が5名以上発生したもの ・周辺地域の住民等が避難行動を起こしたもの又は爆発により周辺の建物等に被害を及ぼしたもの ・500キロリットル以上のタンク火災、爆発又は漏えい事故 ・海上、河川への危険物等流出事故 ・高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う、火災・危険物等の漏えい事故
社会的影響基準			○一般基準、個別基準に該当しない火災・事故であっても、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合は報告すること
救 急 救 助 事 故 即 報			○死者が5人以上の救急事故 ○死者及び負傷者の合計が15人以上の救急事故 ○要救助者が5人以上の救助事故 ○覚知から救助完了までの所要時間が5時間以上を要した救助事故 ○その他報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高い救急・救助事故（例） ・列車、航空機、船舶に係る救急・救助事故 ・バスの転落による救急・救助事故 ・ハイジャック及びテロ等による救急・救助事故

別表2

消防庁への直接即報基準（市町村）

区 分		即 報 基 準
火災等即報	ホテル・病院・映画館・百貨店において発生した火災	
	交通機関の火災	○ 別表1 交通機関の火災のとおり
	危険物等に係る事故	○ 死者（交通事故によるものを除く。）又は行方不明者が発生したもの ○ 負傷者が5名以上発生したもの ○ 危険物等を貯蔵し、又は取り扱う施設の火災、爆発事故で当該工場等の施設内又は周辺で500㎡程度以上の区域に影響を与えたもの ○ 危険物等を貯蔵し、又は取り扱う施設からの危険物等の漏えい事故で、次に該当するもの ア 海上、河川へ危険物等が流出し、防除、回収等の活動を要するもの イ 500キロリットル以上のタンクからの危険物等の漏えい等 ○ 市街地又は高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う漏えいで、付近住民の避難、道路の全面通行禁止等の措置を要するもの ○ 市街地又は高速道路上において発生したタンクローリーの火災
救急・救助事故即報		○ 死者及び負傷者の合計が15人以上発生した救急・救助事故で、次に掲げるもの ア 列車、航空機、船舶の衝突、転覆等による救急・救助事故 イ バスの転落等による救急・救助事故 ウ ハイジャック及びテロ等による救急・救助事故 エ 映画館、百貨店、駅構内等不特定多数の者が集まる場所における救急・救助事故 オ その他報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いもの
災害即報		○ 被害の有無を問わず、当該市町村の区域内で震度5強以上を記録したもの

5 情報収集の一元化とその発信

(1) 情報収集の一元化

ライフライン・公共交通・その他防災関係機関等は、その把握した被害情報、復旧見込み、その他災害対策上必要な情報を速やかに市に通報し、市はこれらの情報を掌握し整理する。

(2) ライフライン・公共交通・その他防災関係機関への情報還元

市は、ライフライン・公共交通・その他防災関係機関及び住民等から得られ、整理した情報を速やかに関係機関に還元する。

(3) 報道機関に対する報道要請

市は、被害状況、復旧見込み等の整理された情報を速やかに報道機関に還元する。

(4) 住民等に対する情報提供

市は、整理された情報、その他住民等が必要とする情報等について同報系防災行政無線、市ホー

風水害等対策編 第4章 災害応急対策計画

ムページ、メールその他の手段により、住民等に対してその提供に努める。

6 収集すべき情報

災害時に収集すべき災害情報は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 災害発生箇所
- (2) 火災、土砂災害等の発生状況
- (3) ライフライン関係機関の被害状況
- (4) 道路の被害状況
- (5) 公共交通関係機関の被害状況
- (6) 交通規制状況
- (7) 被災者の避難状況
- (8) 避難所の設置及び収容状況
- (9) 災害発生箇所の復旧見通し
- (10) その他の情報

第5節 広報計画

担当：情報総括部、総務部

1 計画の方針

市、県、防災関係機関、報道機関等は、被害の拡大を防ぎ住民等の安全を確保するため、相互に協力して多様な広報手段を活用し、被災地の被害情報の迅速かつ的確な伝達と応急対策情報等の確実な伝達に努め、被災者の立場に立った効率的な広報活動を実施する。

(1) 災害発生時の広報活動の目的

- ア 流言飛語（デマ）等による社会的混乱の防止
- イ 被災者の避難行動や関係者の救援活動のための適切な判断を助けること。
- ウ 応急対策等の情報伝達により、被災地域及び被災者の復旧意欲の高揚と民心の安定を図ること。
- エ 当該災害に対する社会的な関心を喚起し、救援活動や復旧事業に対する社会的な協力を得やすくすること。

(2) 広報活動の対象

- ア 被災地域の住民及び滞在者（直接的な被災者）
- イ 被災地域外の被災地関係者（間接的な被災者）
- ウ 一般国民等直接災害と関係ない者

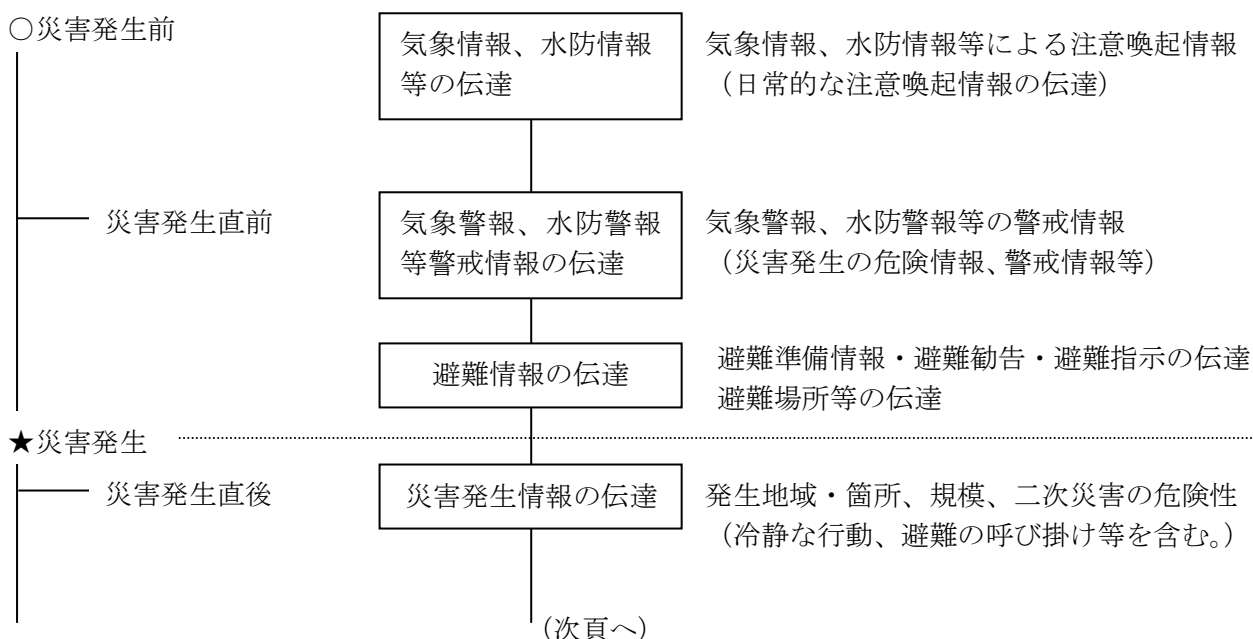
(3) 広聴活動の展開

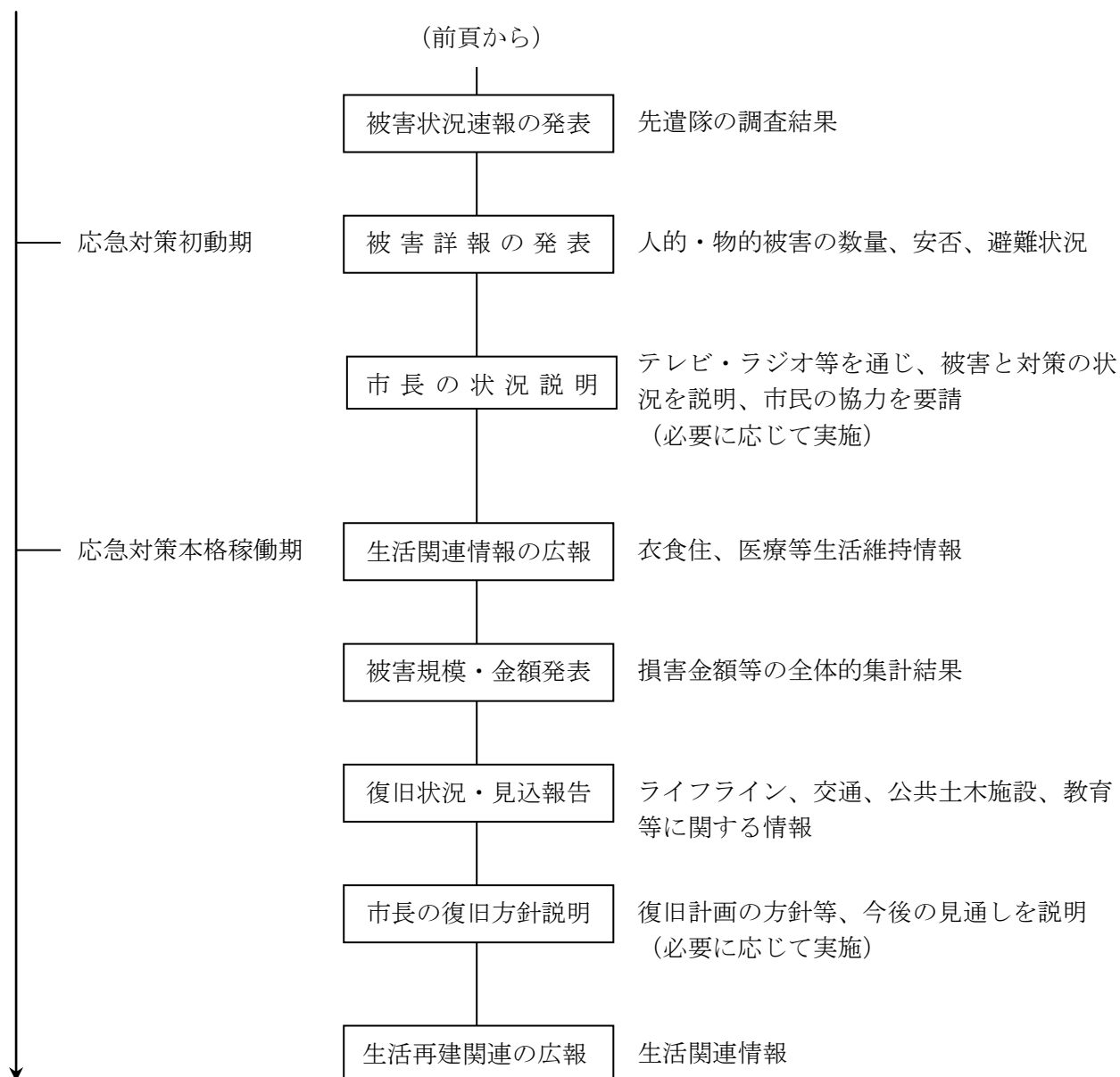
被災者等の意見要望等を積極的に取り入れ、応急対策や復旧対策に反映させるため、様々な手段を使って広聴活動を実施する。

2 実施責任者

市長は、県知事その他防災関係機関と相互に緊密な連絡を保ち、災害時の人心の安定を図るとともに、災害救助に対する協力及び復旧の意欲を喚起し、災害応急対策の実質的効果を上げるため、広報活動を実施し、あわせて、新聞、放送等の報道機関の機能を通じて災害応急対策の効果的促進を図るため、これら機関に対する情報発表、資料の提供等を積極的に行う。

3 広報計画応急対策フロー図





4 実施要領

(1) 広報資料の収集

広報資料は、次の要領によって収集する。

- ア 市長は、災害が発生したとき又は災害が発生するおそれがあると認めるときは、担当職員を直接現場に派遣して取材させ、資料の収集を行わせる。
- イ 広報資料の収集に当たっては、特に災害発生の原因、経過、推移を知ることのできる写真、ビデオテープ等の収集に努める。
- ウ イにより収集した資料のうち、写真、ビデオテープ等については、撮影日時、地点等を明らかにした付票を付して「災害原稿」と朱書きし、迅速、確実に総務課に提出する。

(2) 広報の内容

広報の内容は、次の事項を重点とする。

- ア 災害発生状況
- イ 災害に関する情報及び被害状況
- ウ 災害応急対策の実施状況

風水害等対策編 第4章 災害応急対策計画

- エ 地域住民のとりべき措置
- オ 避難準備情報、避難勧告、避難指示、避難先の指示及び避難所での心得
- カ 民心の安定及び社会秩序維持のための必要な事項
- キ その他必要事項

5 広報活動における各機関の役割分担

(1) 市

ア 役割

主に被災地域及び被災者に対する直接的な広報活動を行う。

イ 手段

- (ア) 同報系防災行政無線による呼び掛け
- (イ) 広報車による呼び掛け
- (ウ) 自治会、各団体等を通じて各家庭等への印刷物の配布
- (エ) 自治会等の連絡網等での情報の伝達
- (オ) 避難場所、公共施設、公共機関等における広報物の掲示
- (カ) 報道機関への情報提供
- (キ) 記者会見（市長等）
- (ク) インターネットによる情報発信
- (ケ) 市民相談窓口及び情報提供担当部局の設置
- (コ) 県を通じた報道依頼

ウ 項目

- (ア) 避難、医療、救護、衛生、健康（心のケアを含む）に関する情報
- (イ) 給水、炊き出し、生活必需品の配給の実施に関する情報
- (ウ) 生活再建、仮設住宅、医療、教育、復旧計画に関する情報
- (エ) その他被災住民の避難行動や生活に密接な関係がある情報

(2) 県

ア 役割

報道機関への情報提供等、被災地域内外への情報発信を行う。

イ 手段

- (ア) 報道機関への情報提供
- (イ) 記者会見（知事、県災害対策本部各本部員等）
- (ウ) インターネットによる情報発信
- (エ) 災害の記録誌、記録映像の作成
- (オ) 電話、手紙、電子メールによる意見・要望等の収集

ウ 項目（広域的な把握を必要とする情報）

- (ア) 気象観測地点の観測測定情報
- (イ) 市、その他防災関係機関から報告された被害状況
- (ウ) 市、その他公的機関の災害対応に関する情報
- (エ) 医療機関の被災状況・受入可否
- (オ) ライフライン、交通情報
- (カ) 河川の水位情報、道路情報
- (キ) 物資・食料・義援金・ボランティアの受け入れ情報
- (ク) 救急・救助活動、復旧活動

(3) ライフライン関係機関

ア 役割

風水害等対策編 第4章 災害応急対策計画

主に被災地域の利用者に対する直接的な広報活動を行う。

イ 手段

- (ア) 同報系防災行政無線による呼び掛け
- (イ) 広報車による呼び掛け
- (ウ) 印刷物の配布・掲示
- (エ) 利用者相談窓口の開設
- (オ) 報道機関への報道依頼
- (カ) インターネットによる情報発信

ウ 項目

- (ア) 被災により使用できない区域
- (イ) 使用可能な場合の使用上の注意等
- (ウ) 復旧状況及び見込み

(4) 公共交通機関

ア 役割

主に被災地内外の利用者に対する直接的な広報活動を行う。

イ 手段

- (ア) 乗降場での印刷物の掲示
- (イ) 場内・車内等での放送
- (ウ) 報道機関への報道依頼

ウ 項目

- (ア) 被災による不通区間の状況、運休、運行等のとりやめ
- (イ) 臨時ダイヤ・運行時間・経路変更、代替手段
- (ウ) 復旧状況及び見込み

(5) 警察

ア 役割

被災者及び被災地域の関係者に対する情報提供を行う。

イ 手段

- (ア) 報道機関への報道依頼
- (イ) パトカー、現地警察官による直接呼び掛け

ウ 項目

- (ア) 災害に乗じた犯罪の抑止情報
- (イ) 交通規制に関する情報

(6) その他の防災関係機関、行政機関

住民等に伝達が必要な事項について報道機関等を通じて公表する。

6 放送機関による災害時の放送

- (1) 放送機関は、災害に関する情報が入信したときは、直ちにそれぞれの計画に基づいて、災害に関する放送を行う。

災害発生直後の視聴者に対する呼び掛けは、基本的に各放送機関のマニュアル等により行う。

- (2) 市が災害対策基本法に基づく避難勧告、指示の発令及びこれに準じて行う避難準備情報の発令及び解除を全県波放送にて緊急放送する必要がある場合、「新潟県緊急時情報伝達連絡会」を通じて放送要請を行う。

ア 浸水、土石流、火災の延焼、危険物の流失等、住民等に危険が及ぶことが予想される場合の避難の呼び掛け

イ その他

ウ 各放送機関の連絡先

機 関 名	所 在 地	電 話	F A X
N H K 新 潟 放 送 局	新潟市中央区川岸町 1-49	025-265-1141	025-265-1145
B S N 新 潟 放 送	新潟市中央区川岸町 3-18	025-267-3469	025-267-4410
N S T 新 潟 総 合 テ レ ビ	新潟市中央区八千代 2-3-1	025-249-8900	025-241-7602
T e N Y テ レ ビ 新 潟 放 送 網	新潟市中央区新光町 1-11	025-283-8152	025-283-8159
U X 新 潟 テ レ ビ 2 1	新潟市中央区下大川前通六ノ町 2230-19	025-223-7009	025-223-8628
エフエムラジオ新潟	新潟市中央区幸西 4-3-5	025-246-2314	025-245-3399
新潟県民エフエム放送	新潟市中央区万代 2-1-1	025-246-5190	025-246-5185

7 災害発生時の各段階における広報の基準

(1) 災害発生直前

風水害・雪害に関する警報等の伝達

ア 新潟地方気象台は、気象情報の分析により災害が発生する可能性がある場合には、風、降雨等の気象状況及びその警報又は注意報を各放送機関に同時 F A X で直ちに配信する。

イ 国（新潟地方気象台、北陸地方整備局）及び地方公共団体（県、市町村）は、災害を及ぼす可能性のある洪水等の状況を把握し、予測した場合は関係機関・報道機関等を通じて住民等に速やかに伝達する。その際、対象に漏れなく、**要配慮者**にも配慮するとともに、住民等にとって分かりやすい伝達に努める。

ウ 放送機関は、配信された気象警報又は注意報及び水防警報等については、各放送機関の放送マニュアル等に基づき放送する。

エ 市は、災害が発生する危険性がある場合には、避難情報（避難準備情報・避難勧告・避難指示）を同報系防災行政無線、広報車等で広報するとともに、自治会等と協力して漏れなく伝達する。

(2) 災害発生直後

ア 災害が発生した場合は、市は、危険地域の住民等に同報系防災行政無線、広報車等により、引き続き避難情報及び二次災害防止情報等を緊急伝達する。

イ 市は、災害が大規模かつ広域に発生するおそれがあるときは、防災行政無線等を使って県及び危険区域市町村の防災関係者に警戒を呼び掛けるものとし、また、県を通じて放送機関の協力を得て直ちに住民等に伝達する。

ウ 市は、災害発生直後の情報収集活動により報告を受けた被害状況等の情報を整理し、被害状況速報を速やかに報道機関に提供するとともに、市ホームページを通じて提供する。

エ 報道機関は、各報道機関の放送マニュアル等に基づき、直ちに被害状況を放送し、住民及び防災関係機関等の実態の把握を支援する。

(3) 災害応急対策初期（災害発生後おおむね2日以内）

ア 市の広報事項

(ア) 住民等に対する避難情報

(イ) 給水及び炊き出しの実施、生活必需品の配給

(ウ) 避難所の開設等

(エ) 人身、家屋、公共施設等の被害及び住民等の避難状況に関する情報

(オ) 公共土木施設、農業土木施設の被害に関する情報（箇所数等の数量情報）

(カ) 医療機関の被害状況、救急患者・負傷者受入れの可否

(キ) 教育機関の被害状況及び児童生徒の安否情報

イ 県の広報事項

(ア) 人身、家屋、公共施設等の被害及び住民等の避難状況に関する情報

風水害等対策編 第4章 災害応急対策計画

- (イ) 公共土木施設、農業土木施設の被害に関する情報（箇所数等の数量情報）
- (ウ) 医療機関の被害状況、救急患者・負傷者受入れの可否
- (エ) 教育機関の被害状況及び児童・生徒の安否
- (オ) 物資・食糧・義援金の受け入れ情報
- (カ) 救急・救助活動、復旧活動

ウ 警察の広報事項

- (ア) 災害に乗じた犯罪の抑止情報
- (イ) 交通規制に関する情報
- (ウ) 市長の要請に基づく避難指示広報

エ ライフライン関係機関

- (ア) 被災による使用不能状況
- (イ) 使用可能の場合の使用上の注意等

オ 公共交通機関

- (ア) 被災による不通区間の状況、運休、運行等のとりやめ
- (イ) 臨時ダイヤ等

カ 市長は、災害の規模が大きく被害が甚大な場合は、テレビ・ラジオ等を通じて被害の状況、市の対応状況、県及び他市町村からの応援、自衛隊の出動、防災関係機関の対応状況等を自ら分かりやすく住民等に説明し、冷静な行動と応急対策等への協力を呼び掛ける。

(4) 災害応急対策本格稼働期（災害発生後おおむね3日目以降）

ア 市の広報事項

- (ア) 消毒・衛生・医療救護
- (イ) 小中学校及び保育園等の再開予定
- (ウ) 仮設住宅への入居
- (エ) 被害金額等の概算集計
- (オ) 公共土木施設等の復旧状況及び見込み

イ 県の広報事項

- (ア) 被害金額等の概算集計
- (イ) 公共土木施設等の復旧状況及び復旧見込み

ウ ライフライン関係機関、公共交通機関の広報事項

- (ア) 復旧見込み
- (イ) 災害時の特例措置の実施状況等

エ その他防災関係機関、行政機関の広報事項

それぞれの計画に基づいて定めた広報事項

オ 市長は、必要に応じて災害の復旧計画の方針、今後の見通し等について、テレビ・ラジオ等を通じて住民等に分かりやすく説明する。

(5) 復旧対策期

ア 市の広報事項

- (ア) 罹災証明の発行
- (イ) 生活再建資金の貸付け
- (ウ) 災害廃棄物の処理方法及び費用負担等
- (エ) その他生活再建に関する情報

イ 県の広報事項

広域的な復旧計画等

ウ その他防災関係機関、行政機関の広報事項

それぞれの計画に基づいて定めた広報事項

8 広報活動に当たっての留意点

- (1) 災害や雪で道路や通信が途絶した地域へも情報が伝達できる様な広報手段を活用する。
- (2) 視覚・聴覚障がい者にも情報が十分に伝わるよう、掲示と音声の組み合わせ、文字放送テレビの設置、手話通訳者や誘導員を配置する等の適切な措置を講じる。
- (3) 外国人にも災害に関する情報が伝達されるよう、外国語による掲示、通訳の配置等により情報を提供するよう配慮する。
- (4) 一時的に被災地から離れた被災者にも、生活再建、復旧計画等に関する情報が確実に伝わるよう情報伝達方法を工夫する。

9 広聴活動に当たっての留意点

市、県等は、被災者からの相談、要望、苦情等を受け付け、適切な措置を講じるとともに、災害応急対策や復旧・復興に対する提言、意見等を広く被災地内外に求め、災害対応の参考とする。

(1) 市の広聴活動

- ア 地域の自主防災組織、自治組織等からの相談、要望等の受け付け
- イ 被災者のための相談窓口の設置

(2) 県の広聴活動

- ア 市が行う被災者のための相談活動に対する支援
- イ 災害応急対策や復旧に対する提言、意見等の被災地内外からの聴取（インターネット等の活用）

(3) ライフライン関係機関の広聴活動

- 利用者相談窓口の開設

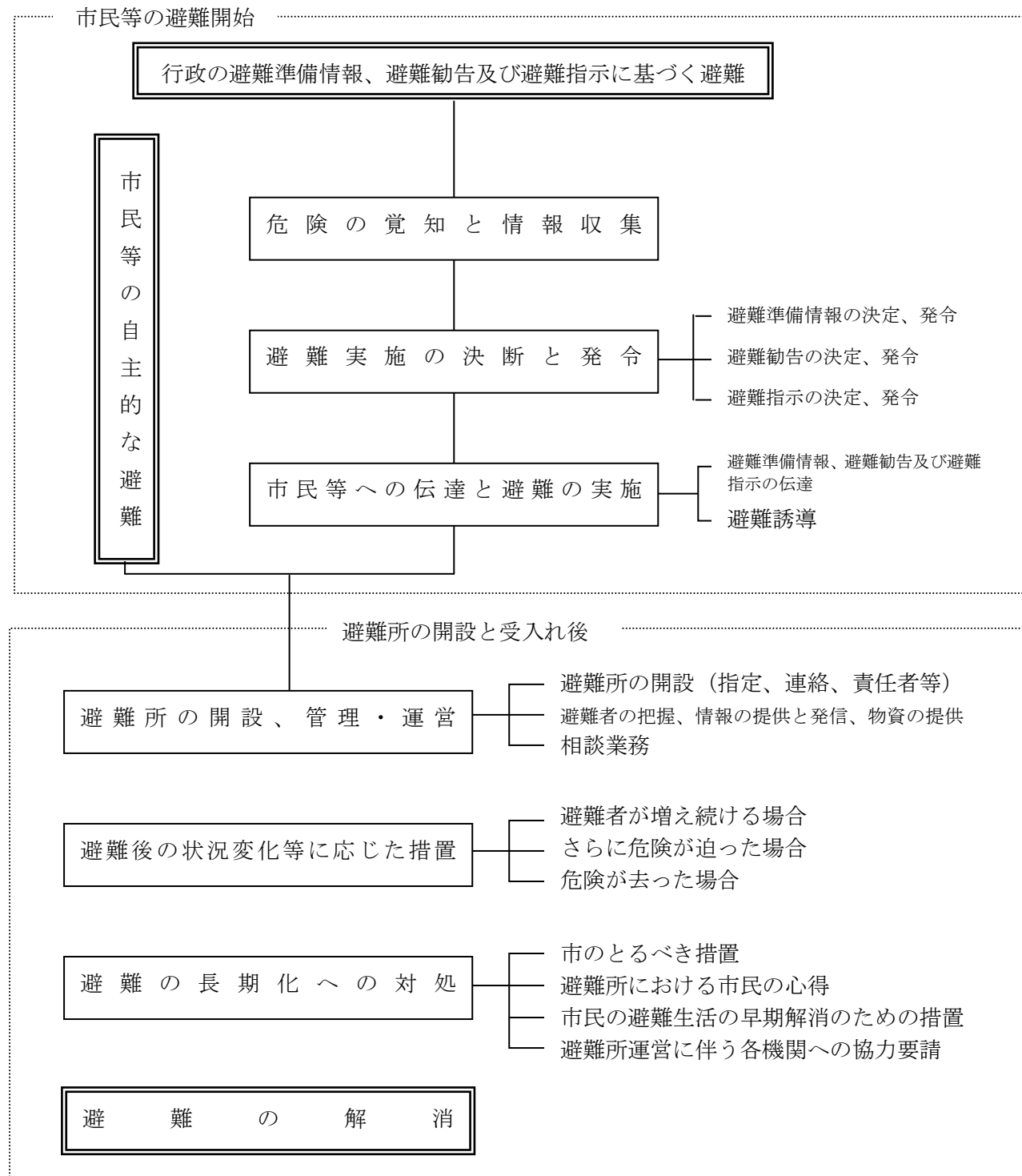
第6節 避難及び避難所計画

担当：情報総括部、市民部、福祉部、**都市計画部**、消防部

1 計画の方針

災害に際し、人身被害の軽減を図るため、危険地域にある住民等の迅速、安全な避難の実施並びに被災住民等に対する円滑、適切な避難所の開設、運営について定める。

2 避難及び避難所計画応急対策フロー図



3 危険の覚知と情報収集

気象情報等により災害の発生が予想されるときは、市及び防災関係各機関は、所管区域内のパトロールを強化し、危険の早期覚知に努めるとともに、住民等に警戒を呼び掛ける。

防災関係各機関は、職員、住民等からの通報により被害の発生を覚知したときは、直ちに応急対策にとりかかる。

また、住民等に危険が及ぶと判断したときは、直ちに市に連絡する。

4 避難実施の決断と発令

(1) 避難準備情報、避難勧告又は避難指示発令の決定

ア 避難準備情報、避難勧告又は避難指示発令の実施責任者

避難準備情報、避難勧告及び避難指示（以下この節において「避難情報」という。）の発令は、原則として市長が行う。市長は、区域内において災害が発生し、又は発生するおそれがあり、住民等を避難させる必要があると判断したときは、住民等に危険が切迫し、直ちに避難勧告又は避難指示を発令しなければならない場合を除き、**要配慮者**の早期避難を図り、その安全を確保するため、最初に避難準備情報を発令する。その後、状況に応じて、避難勧告を発令し、さらに危険が切迫している場合は、避難指示を発令する。これらが発令した場合は、速やかに県知事に報告する。

また、必要に応じて警察署長に住民等の避難誘導への協力を依頼する。なお、当該災害の発生により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、県知事が避難勧告及び避難指示を行うことができる。

住民等に危険が切迫する等、急を要する場合で、市長が避難勧告・避難指示を行うことができないとき、又は市長から要求があったときは、次の表のとおり警察官等が避難の指示を行うことができる。この場合、速やかに市長に通知する。

区分	実 施 者	根 拠 法 令
準 備 情 報	市 長	—
勧 告	市 長	災害対策基本法第 60 条第 1 項
	知 事	災害対策基本法第 60 条第 5 項 （当該災害の発生により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき）
指 示	市 長	災害対策基本法第 60 条第 1 項
	警察官又は海上保安官	災害対策基本法第 61 条第 1 項（警察官→警察官職務執行法第 4 条）
	災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官（その場に警察官がいない場合に限る）	自衛隊法第 94 条
	知 事	災害対策基本法第 60 条第 5 項 （当該災害の発生により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき）
	知事又はその命を受けた吏員	地すべり等防止法第 25 条
	知事、その命を受けた県職員又は水防管理者	水防法第 22 条

イ 避難情報の発令基準

避難情報は、原則として次のような事態になったときに発する。

- (ア) 河川が増水し、洪水のおそれがあるとき。または、避難判断水位に達したとき。
- (イ) 河川の上流が被害を受け、下流地域に危険があるとき。
- (ウ) 火災が拡大するおそれがあるとき。
- (エ) 爆発のおそれがあるとき。
- (オ) 土砂災害警戒情報等、土砂災害の前兆現象、災害発生状況、降雨状況等を総合的に判断し、著しい危険が切迫しているとき。または地すべり、がけ崩れ、土石流等により著しい危険が切迫しているとき。
- (カ) その他住民等の生命又は身体を災害から保護するため必要と認められるとき。

(2) 避難情報の発令

避難情報は、次の内容を明示して行う。

ア 要避難対象地域

イ 避難理由

ウ 避難先

エ 避難経路

オ 避難時の注意事項等

- (ア) 火気及び危険物の始末を完全にする。
- (イ) 避難後の戸締まり
- (ウ) 携行品は必要最小限の。
- (エ) 服装は軽装とする。

5 住民等への伝達と避難の実施

(1) 避難情報の広報

住民等に対して、同報系防災行政無線、サイレン、警鐘、標識、広報車、テレビ、ラジオ、インターネット、メール等あらゆる広報手段によって迅速な周知、徹底を図る。

また、**要配慮者**への避難情報の伝達に当たっては、同報系防災行政無線による放送のほか、地域の民生委員、自治会、自主防災組織等とは、**避難行動要支援者**名簿など情報の共有化を図り、安否確認が行われるようにするなどし、確実に伝達する体制を整えておく。

(2) 避難誘導

住民等の避難誘導は、市、消防機関及び警察が実施する。

ア 避難の方法

- (ア) 地域の自主防災組織及び事業所等の防災組織は、避難情報を受けて、可能な限り集団避難方式により段階的に避難させる。
- (イ) 誘導員は、き然たる態度で避難経路及び避難先を明示し、出発、到着の際には必ず点呼を行い人員を把握する。

イ 避難路の安全確保

- (ア) 市は、迅速かつ安全な避難を確保するため、職員の派遣及び道路管理者、警察官等の協力により、避難路上にある障害物を排除し、避難の円滑化を図る。
- (イ) 市は、警察と協力して避難路等の要所に誘導員を配置するとともに、車両、ヘリコプター等を活用し、住民等を迅速・安全に避難させる。

ウ 避難順位

避難誘導に当たっては、**要配慮者**を優先する。

(3) 不特定多数の者が出入りする施設の避難、誘導

施設の防災責任者は、次の事項に留意して、利用者がパニック状態に陥ることのないよう現状を

把握し、正確な情報を伝え、混乱が増幅することのないようにしながら避難、誘導を行い、人命の安全確保に努める。

ア 混乱防止のため、確認情報と未確認情報の区別による正確な情報の伝達

イ 避難先の明示

ウ 避難経路の要所に誘導員を配置

エ 要配慮者の優先

6 住民等の自主的な避難

(1) 自主的避難の開始

住民等は、危険の切迫又は現実の被災により自主的に避難する場合は、近隣住民にも状況を伝達するとともに、市へ避難先、避難人数等を連絡する。また、できるだけ隣近所でまとまって行動し、要配慮者の安全の確保と避難時の介助等を心掛ける。

(2) 市による支援措置

市は、住民等が自主避難を開始した場合は、直ちに職員等を派遣し、避難行動の支援、避難所予定施設の開放等の措置を行う。

住民等が、親類や知人宅等に避難した場合は、避難者の希望を調査し、必要に応じて公共施設の避難所を提供する等、避難者が気兼ねなく避難生活を送れるよう配慮する。

7 避難所の開設、管理・運営

市は、非常配備基準に基づき、拠点避難所及び指定避難所を開設し、原則として屋内の施設内に避難者を受け入れるよう指示する。

この一時的な避難の後、避難者が増え、なお継続的な避難が必要と判断されるときは、市は、その他避難所を開設する。

交通関係機関は、交通機関の不通により足止めされた旅行者で、宿舎が確保できない者に対しては、駅待合室等を仮眠所として提供するとともに、市に人数等を連絡する。

(1) 避難所の開設

ア 避難所の指定

(ア) 市は、避難所の開設に当たっては、被災者の生活再建等を考慮し、居住地の近傍の学校等の公共施設で、管理者等により安全確認の済んでいる施設を指定する。

(イ) 市は、住民等が避難する公共施設が不足するとき、その他必要があると認めるときは、民有等の避難施設（避難協力施設）の管理者に協力を求め、安全確認の済んだものについて、避難所として指定することができる。

イ 開設状況の連絡

市は、避難所を開設したときは、開設した場所、日時、開設見込期間等の開設状況を速やかに県知事、警察署に連絡する。

ウ 避難所管理責任者の選任

市は、避難所管理のため市職員を派遣し、管理責任者に充てるが、緊急的にその施設の管理者等の協力を得て、この管理体制を確立する。

エ 避難者名簿の作成

管理責任者は、避難者の住所、氏名その他必要な事項を記載した避難者名簿を作成し、避難者の人数及びその内訳を速やかに市に連絡する。避難者にけが人・病人等がいる場合は、直ちに消防等へ連絡し、必要な措置をとる。

(2) 避難所管理・運営に当たっての留意事項

ア 避難所との連絡方法

避難所と市災害対策本部との連絡方法は、電話、FAX、インターネット、メール等によることとし、電話回線等が確保できない場合は、無線機等の通信機器や緊急連絡員による自転車等の

風水害等対策編 第4章 災害応急対策計画

交通手段の利用による直接（文書、口頭）の連絡体制を執る。

イ 避難所における留意点

避難所の管理・運営に当たっては、次の点に留意するとともに、**要配慮者**への配慮、プライバシーへの配慮についても考慮する。

(ア) 管理・運営

避難所の管理・運営に当たっては、市職員のみでは対応することが困難であるので、共同生活の円滑化を図るため、避難者による自主組織及びボランティアを組織化し、共同して活動部隊を編成する。

(イ) 資機材等の設置

市は、避難所の運営に必要な資機材、台帳等をあらかじめ整備しておくほか、必要に応じて関係業界の協力を得て、次のものを設置する。

- a 仮設トイレ（共同便所）又は臨時の貯留施設
- b 仮設電気（発電機）
- c 簡易シャワー

(ウ) 生活物資（水・食料・物資）の受入れ、管理及び配給

- a 避難者による自主組織の協力を得て配給に不満のないように配慮する。
- b 水、食料の配給については、**要配慮者**を優先して配給する。
- c 収容避難者のほか、地域被災者にも留意する。
- d 生活必需品の品目、数量について、避難者の希望をとり、市災害対策本部（物資集積場所）との連絡を密にする。

(エ) **要配慮者**対策

市は、避難者による自主組織等の協力を得て、**要配慮者**の把握調査を行い、特に高齢者、障がい者、傷病者等で介護を必要とする者に対し、関係機関との連携を密にし、適切な対応をとるものとし、避難生活において心身に負担のかからないよう、避難所でのケアスペースの確保に配慮する。

また、車椅子を必要とする者には、できるだけ車椅子で生活可能な避難所へ誘導する。

市は、施設への緊急入所を要しない程度の要介護高齢者、**障がい者**等のために福祉避難所を開設し、一般の避難所からの誘導を図る。そのためにも、事前に、施設等との協定による対策を講じるよう努める。

(オ) 被災による要保護児童対策

市は、避難者による自主組織等の協力を得て、被災による孤児、遺児等の要保護児童の把握調査を行い、保護を必要とする児童を発見した場合には、児童相談所に通報し、親族による受入れの可能性を探るとともに、養護施設への受入れや里親への委託等の保護措置を講じる。

(カ) 情報の提供

市は、避難所の管理者を通じるなどして避難者に対して次の情報提供をするほか、マスコミを通じて避難者の安否等を広報する。

- a テレビ（ラジオ）により情報把握を行い、住民等へ正しい情報を提供する。
- b 収容者心得等の提示
- c 掲示コーナーの設置

(キ) 両性の視点に立った避難所運営

必要に応じて、プライバシーの保護や避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。

- a 避難所への職員配置は、男女両性のバランスに配慮する。
- b 避難住民による避難所管理組織に男女が等しく参画できるよう配慮を求める。

(ク) 愛玩動物の保護対策

市は避難所・仮設住宅における愛玩動物の状況等の情報提供及び活動を支援し、避難所を設置するに当たり、愛玩動物対応窓口や動物同伴の避難者を受け入れられる動物同伴可能避難所の指定及び設置するなど住民が動物と一緒に避難することができるよう配慮する。

ウ 私設避難場所

市は、災害の発生時に、市指定の避難先へ避難することができず、公園等の空地や民有施設に避難した住民等があるとの通報等を受けた場合は、直ちに確認する。

市は、当該避難場所の避難者を確認した場合、施設責任者を避難者から選任し、避難者の名簿を作成するなど、施設の管理運営体制を指導し、避難者による自主組織の協力を得て、市指定の避難所と同様に、適切な対策を講じる。

(3) 避難所における相談業務

市は、避難者による自主組織等の協力を得て、避難所での避難者の苦情や要望を聞き取るとともに、市災害対策本部に生活相談窓口を設置し、対応する。

また、男女のニーズの違いに配慮した相談体制を整備する。

8 避難後の状況の変化等に応じた措置

(1) 避難者が増え続ける場合

市は、避難所の管理者を通じて、避難者の動向を常に把握する。

地区外からの避難者の流入等により避難所の収容人員を超えて避難者が参集しつつあると判断した場合は、他の余裕のある避難所又は新たに開設した避難所で受け入れるものとし、避難所の管理者を通じて避難者に伝達するとともに、必要に応じて移動のための車両等を手配する。

市の避難所だけでは不足する場合は、被災地外の市町村に被災者の受け入れを要請し又は県にあっせんを依頼する。

(2) さらに危険が迫った場合

市は、災害が拡大し、避難所にも危険が及ぶと判断したときは、直ちに避難者を他の安全な避難所へ再避難させるため、県、警察等に避難者移動用の車両、舟艇、ヘリコプター等の提供を依頼するとともに、協力して避難誘導に当たる。

(3) 危険が去った場合

市は、被害が鎮静化した場合は、避難所の管理者を通じて避難者に連絡するとともに、避難情報を発令していた場合は、その解除について、関係機関と協議して判断する。

避難情報を解除した場合は、速やかにその旨を知事等に報告する。

交通関係機関は、不通区間が復旧又は運行再開したとき及び代替輸送手段を確保したときは、直ちに市及びマスコミを通じて避難中の旅行者に伝達する。

避難者は、避難所から退去する場合は、必ず避難所の管理者に届け出る。避難所の管理者は、避難者の退去状況を、逐次市に連絡する。

9 避難の長期化への対処

(1) 市の執るべき措置

市は、住民等の避難が長期化した場合は、避難所運営に当たって次の点に留意するものとし、特に、要配慮者の処遇について、十分に配慮する。

また、避難者の自治組織の結成を促し、避難所が自主的に運営されるよう配慮する。

ア 避難者の栄養、健康等の対策

避難者の必要最小限の栄養確保、生活必需品（下着、生理用品等）及び医薬品（家庭薬）の確保に努めるとともに、寒冷期においては暖房等に配慮し、健康管理に十分注意するよう努める。

イ 避難所の衛生、給食、給水等対策

(ア) 入浴、便所、ゴミ処理等の衛生面に十分配慮する。

- (イ) 寝具の乾燥（日光消毒）、避難所の清掃等を徹底する。
- (ウ) 炊き出し施設を設けるなどして、応急的な食料の配布を行う。
- (エ) 給水車等による応急給水についても考慮する。

ウ 被災者のプライバシー保護、メンタル相談等の対策

必要に応じて衝立等を利用し、避難所でのプライバシーの確保等に配慮する。

また、村上地域振興局健康福祉部（村上保健所）等の協力を得て、メンタルな相談などの対応についても配慮する。

エ 災害救助法が適用されている場合の措置

災害救助法又は新潟県災害救助条例（昭和39年新潟県条例第77号）による避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合には、市長は、県知事の事前承認（厚生労働大臣の承認を含む。）を受ける。（災害救助法第23条第3項、災害救助法施行令第9条の2、災害救助法施行細則第2条別表第1）。

(2) 避難所における住民等の心得

避難所に避難した住民等は、避難所の混乱回避、秩序維持及び生活環境悪化防止に努め、次のような点に心がける。

また、市は、平時から避難所における生活上の心得について、住民等に周知を図る。

ア 自治組織の結成とリーダーへの協力

イ ごみ処理、洗濯、入浴等生活上のルールへの遵守

ウ 要配慮者への配慮

エ その他避難所の秩序維持に必要と思われる事項

(3) 旅館・ホテル等の活用

市は、災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化を考慮し、状況に応じて旅館、ホテル等への移動を避難者に促す。

(4) 住民の避難生活の早期解消のための措置

市は、住居を滅失又は長期間居住不能となった住民の住居の確保について、公営住宅への入居や自宅再建の援助等の根本的措置を早期に提出するとともに、仮設住宅建設等の当座の住居対策を迅速に実施し、被災者が生活再建の計画を立てやすいよう配慮する。

(5) 避難所運営に伴う各機関への協力要請

ア 協力要請の手続

避難所の運営に際し、市は、必要に応じて、広域相互応援協定を締結している市町村の長、村上市岩船郡医師会、村上市建設業協会、さらに、県を通じて、日本赤十字社新潟県支部、新潟県医師会、村上地域振興局健康福祉部（村上保健所）、県精神保健福祉センター、栄養士会等の防災関係機関に対し、次の事項を示し、人的・物的支援の要請を行う。

(ア) 被害の状況

(イ) 必要な物資車両、資機材等の種類、品名、数量等

(ウ) 必要な職員の職種及び人員

(エ) 応援場所及び応援場所への経路

(オ) 応援期間

(カ) その他必要な事項

イ 各防災関係機関の協力内容

市が、防災関係機関に対し、協力を依頼する内容は、飲料水、食料、生活必需品等の確保及びその運搬並びに医療体制の確保等とする。

また、市と市社会福祉協議会は、連携を密にしながら、ボランティアとの調整のため、随時ボランティアのスタッフ会議を開催し、避難所の運営がスムーズに行えるよう努める。

10 広域避難対策

- (1) 被災地区の市の避難所に被災者が入所できないときは、市は、被災者を被害のない地区若しくは被害の少ない市町村又は隣接県への移送について県に要請する。
- (2) 市が被災者を他地区へ移送した場合、市職員の中から避難所管理者を定め、移送先の市町村に派遣するとともに、移送に当たり引率者を添乗させる。
- (3) 県から被災者の受け入れを指示された場合は、直ちに避難所を開設し、受け入れ態勢を整備する。
- (4) 移送された被災者の避難所の運営は、移送元の市町村が行い、被災者を受け入れた本市は協力する。

11 帰宅困難者対策

市は、施設管理者や事業者等と連携し、大規模災害時により交通が途絶したときは、「むやみに移動しない」という基本原則の広報等により、一斉帰宅の抑制を図るとともに、通勤、通学者や観光客等の徒歩での帰宅や移動を支援するための協力を、県を通じ、県の協定締結者に要請するなど、必要な帰宅困難者対策に努める。

また、関係機関の協力を得ながら道の駅等に一時避難所を設け、安全が確保されるまで車等による移動を極力抑えるものとする。

12 積雪期の避難対策

(1) 避難路の確保

積雪期には各道路管理者相互の緊密な連携の下に道路除雪を行う。道路除雪が整うまでは、地域の自主防災組織等の協力を得て、避難路を確保する。

(2) 冬季避難場所の確保

グラウンド等は、冬季においては、積雪により避難場所として使用できないことが想定されるため、そうした事態が発生した際には、市は、防災関係機関と連携し、これに代わる避難場所の確保に努める。

(3) 寒冷期における避難所対策

寒冷期においては、避難所の健康管理対策として暖房設備の設置が不可欠となるので、市は、暖房器具、暖房用燃料の確保等に努める。

13 警戒区域への立入制限・禁止及び区域外への退去命令

(1) 警戒区域の設定

ア 警戒区域の設定責任者

機関の名称	警戒区域を設定する要件	根拠法令
市長	(1) 人の生命、身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるとき。	災害対策基本法第63条第1項
水防団長、水防団員又は消防機関に属する者	(1) 水防上緊急の必要がある場所において	水防法第21条第1項
消防吏員又は消防団員	(1) 火災の現場及び水災を除く他の災害の現場において	消防法第28条第1項、第36条

警察官	(1) 市長若しくはその委任を受けて市長の職権を行う市の吏員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったとき。 (2) 水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があったとき。 (3) 消防吏員又は消防団員が火災の現場にいないとき、又は消防吏員又は消防団員の要求があったとき。	(1) 災害対策基本法第63条第2項 (2) 水防法第21条第2項 (3) 消防法第28条第1項、第36条
自衛官	(1) 市長若しくはその委任を受けて市長の職権を行う市の吏員が現場にいないとき。	災害対策基本法第63条第3項

※ 警察官又は自衛隊員が警戒区域の設定を行った場合は、速やかにその旨を市長に通知する。

イ 警戒区域の設定基準

(ア) 災害が発生し又は発生しようとしている場合において、生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるとき。

(イ) 水防・消防活動関係者以外の者を現場から排除し、水防・消防活動の便宜を図る必要があると認めるとき。

(2) 警戒区域設定の実施方法

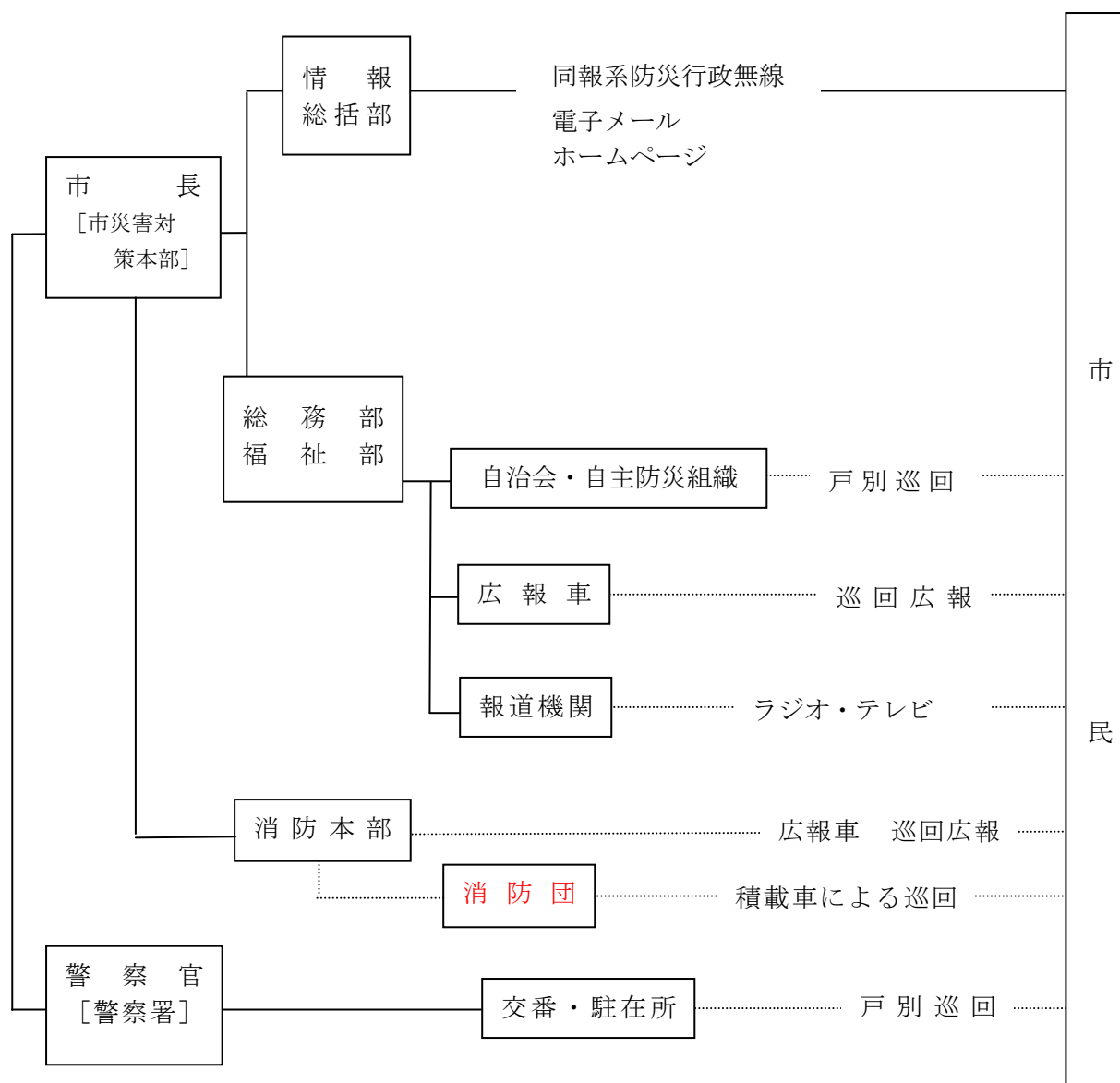
警戒区域の設定は、権限を有するものが現場において、バリケードや規制ロープの展張等の事実行為として行う。

また、警戒区域内への立入の制限・禁止及び区域内からの退去について、拡声器等による呼びかけや看板等の設置により周知を図り、これに従わない者には法令の定めるところにより罰則を適用できる。

(3) 避難所への受入れ

警戒区域内の設定により、一時的に居所を失った住民がある場合は、市長は必要に応じて避難所を開設してこれらを受入れ、必要なサービスを提供する。

〔避難勧告、避難指示の伝達系統図〕



14 避難所外避難者の支援計画

避難者には様々な事情や目的があり、その意思に応じて避難場所を選択したり、避難場所が自然発生することから、車中泊避難者や指定避難所以外の避難者に対しても、食糧・物資等の提供、情報の提供、避難所への移送など必要な支援に努める。また、被災者は水分不足や運動不足等からエコノミークラス症候群を引き起こしやすくなるため、エコノミークラス症候群の予防方法を周知する。「避難所外避難者」とは、市が予め指定した避難所以外の場所（屋外及び施設内）に避難した被災者をいう。

(1) 避難者・指定外避難所の状況調査

避難者は、自宅近くにいたいという強いニーズや様々な事情や目的があり、その意思に応じて避難場所を選択することから、指定避難所以外の車、テント、神社、ビニールハウス、公的施設等に避難する。このように指定避難所以外の避難場所が発生することは自然なことから、行政区や自主防災組織等の協力を得て、指定避難所外にいる避難者（場所、人数、支援の要否・内容等）の把握に努める。

風水害等対策編 第4章 災害応急対策計画

(2) 車中泊避難者・指定外避難所への支援

指定避難所以外に避難した避難者や車中泊避難者に対しても、柔軟に対応し、必要な支援に努める。

ア 新たな避難先の提供（避難施設、テント、ユニットハウスなど）

イ 食料・物資の供給

ウ 避難者の健康管理、健康指導

エ カーラジオ（FMラジオ等）を利用した情報の提供

(3) エコノミークラス症候群の予防

中越大震災では、運動不足やトイレに行く回数を減らすため、水分摂取を控えたことなどから、エコノミークラス症候群を発症する人も出た。このため、エコノミークラス症候群の発症を予防するため、避難者に呼びかけ必要な対策を講じる。

(4) 要配慮者に対する配慮

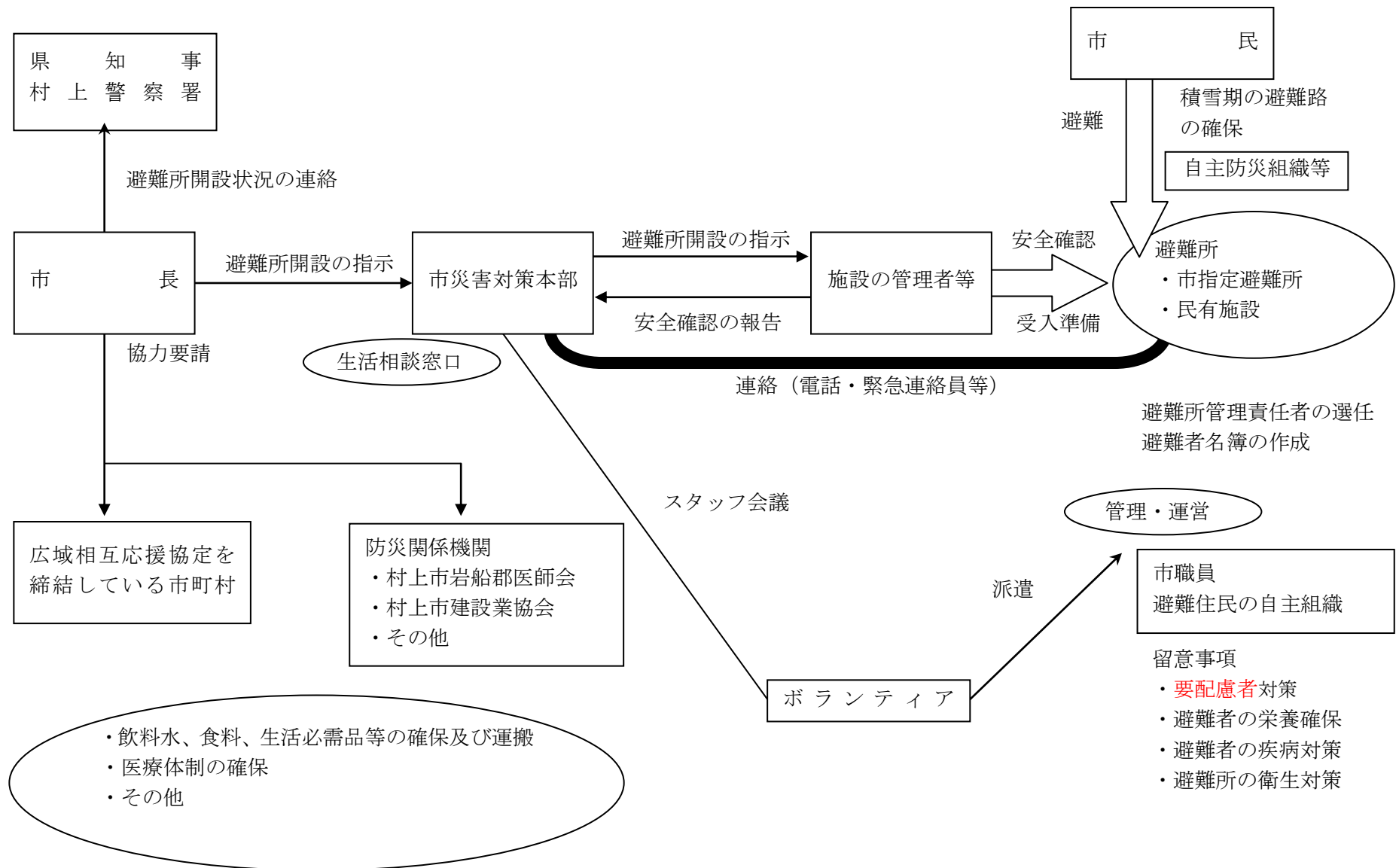
避難所外に避難した要配慮者は、できるだけ早く避難所、福祉施設又は医療機関へ移送する。

民生委員、児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、避難所外の避難行動要支援者の居場所や安否情報の確認に努め、把握した情報は市へ提供する。

(5) 積雪期の対応

積雪期の屋外避難は危険なため、全員ができるだけ早く避難所等の施設内に避難するよう誘導する。

[避難所計画の連絡体制図]



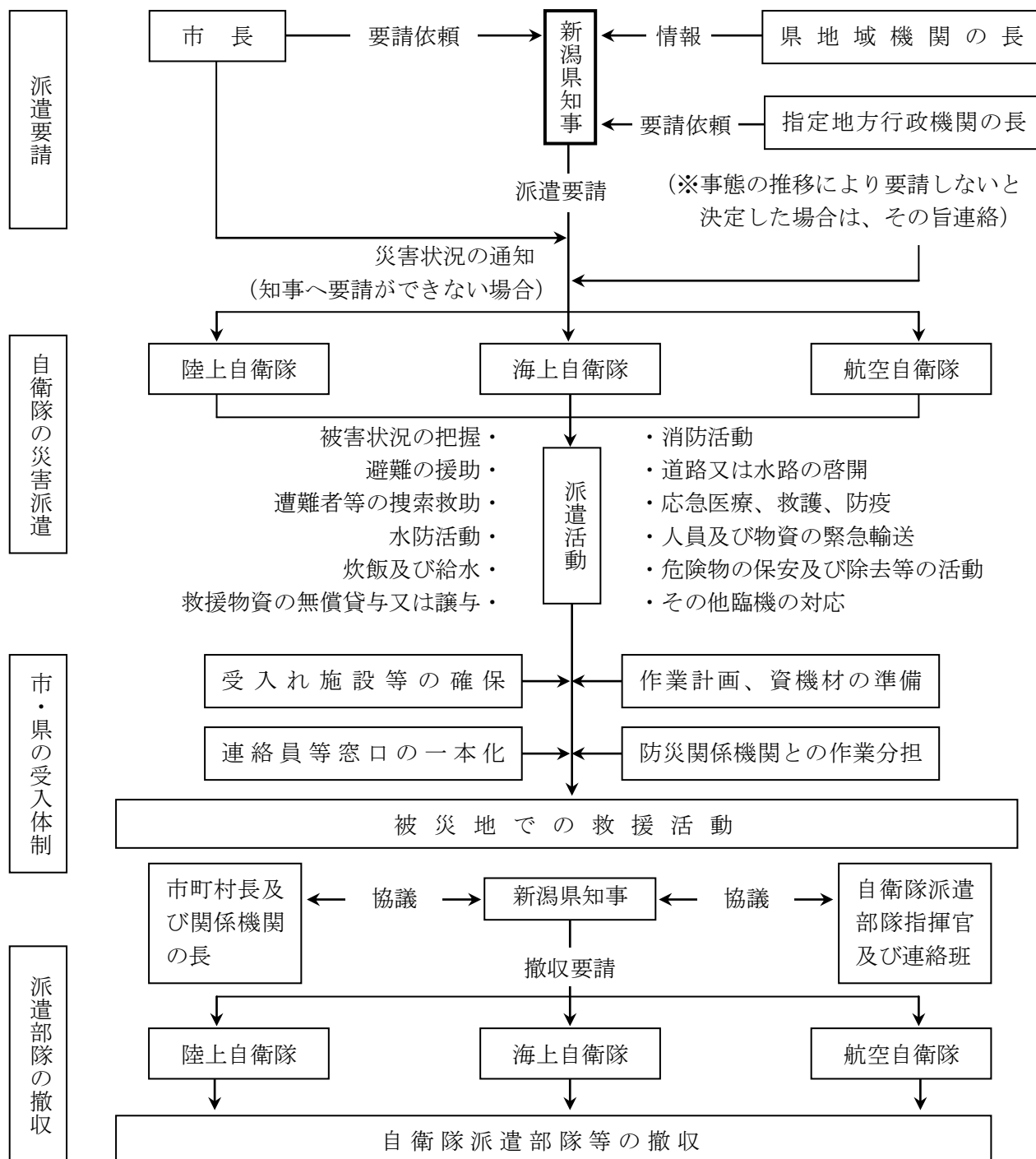
第7節 自衛隊の災害派遣計画

担当：情報総括部

1 計画の方針

風水害等による災害発生時における自衛隊の災害派遣活動を迅速かつ円滑に行うため、自衛隊の活動内容、市長の派遣要請手続、受入体制等について定める。

2 自衛隊の災害派遣フロー図



3 派遣要請の基準

- (1) 自衛隊の災害派遣は、次の3原則が満たされることが基本となっている。
- ア 公共の秩序を維持するため、人命又は財産を社会的に保護しなければならない必要性があること。(公共性の原則)
 - イ 差し迫った必要性があること。(緊急性の原則)
 - ウ 自衛隊が派遣される以外に他の手段がないこと。(非代替性の原則)
- (2) 市長が県知事に対して行う自衛隊の派遣要請依頼は、災害状況等の確な情勢の判断をし、これら3原則を満たしている場合に、おおむね次の範囲のものについて行う。
- ア 人命救助及び行方不明者の捜索のため応援を必要とするとき。
 - イ 避難援助として避難者の誘導、輸送等を必要とし、他に適切な手段がない場合で応援を必要とするとき。
 - ウ 人員及び物資の緊急輸送として他に適切な手段がない場合で、救急患者、医師その他救急活動に必要な人員及び緊急輸送を必要とするとき。
 - エ 被害状況調査のため車両、航空機等を必要とし、他に適切な手段がない場合で応援を必要とするとき。
 - オ 主要道路、橋梁、障害物等の啓開又は除去の応急復旧に応援を必要とするとき。
 - カ 水防活動として堤防護岸等の決壊に対する緊急の措置に応援を必要とするとき。
 - キ 応急措置のため医療、防疫、給水、炊飯及び通信支援として緊急を要し、他に適切な手段がない場合で、応援を必要とするとき。
 - ク 火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去のため応援を必要とするとき。

4 災害派遣要請の依頼手続

- (1) 市長は、風水害等の被害状況を把握し、応急対策を実施する上で、知事に対して自衛隊の災害派遣要請依頼を行うときは、次の事項を明らかにし、県（危機対策課）へ防災行政無線、電話、FAX又は口頭により行う。
- ア 災害の状況及び派遣を要請する事由
 - イ 派遣を必要とする期間
 - ウ 派遣を希望する区域及び活動内容
 - エ その他参考となるべき事項（現に実施中の応急対策の概要、宿泊施設等の受入体制の状況、部隊が派遣された場合の連絡責任者等など）
- （注）口頭、防災行政無線、電話で依頼した場合は、事後、FAXで処理する。
- (2) 自衛隊に対する緊急通知
- 市長は、緊急避難、人命救助の場合、事態が急迫し県知事に派遣要請依頼するいとまがない場合は、その旨及び災害の状況を防衛大臣又は関係自衛隊に通知することができる。
- 災害派遣の要望を行った場合、市長は、上記の通知を行ったときは、速やかにその旨を県知事に通知する。

5 災害派遣部隊の受入体制

- 市長は、自衛隊の派遣が決定した場合は、次の点に留意し、派遣部隊の活動が十分に達成できるよう努める。
- (1) 他の防災関係機関との競合重複の排除
- 自衛隊の活動と他の防災関係機関の活動が競合重複しないよう、県その他の防災関係機関の長と緊密な連携を図り、より効率的な作業分担を定める。
- (2) 作業計画の協議・調整及び資機材の準備
- 自衛隊の作業の円滑な実施を図るため、市長及び県知事は、次により可能な限り調整のとれた作

業計画を立てるとともに、資機材の準備及び関係者の協力を求めるなど、支援活動に支障のないよう十分な措置を講じる。

ア 作業箇所及び作業内容

イ 作業の優先順位

ウ 作業実施に必要な図面

エ 作業に要する資材の種類別保管（調達）場所

オ 派遣部隊との連絡責任者（本部長又はその指名する者）、連絡方法及び連絡場所

(3) 受入施設等の確保

市長及び県知事は、派遣部隊に対し、次の施設等の確保に努める。

ア 自衛隊事務室

イ ヘリコプターによる派遣部隊のためのヘリポート

ウ 駐車場（車1台の基準は3m×8m）

エ 宿泊施設又は宿营地

(4) 市長は、自衛隊の活動に対しては、付近住民の積極的な協力を求める。

6 大規模な災害発生時等における自衛隊の派遣活動及び県知事の派遣要請

(1) 県知事は、市長からの要請がない場合でも自衛隊の救援活動が必要と認められた場合は、あらかじめ定められた計画に基づき、関係自衛隊に派遣を要請する。

(2) 各自衛隊の指定部隊等の長は、災害の発生が突発的でその救援が特に急を要し県知事の要請を待ついとまがないときは、要請を待つことなく、あらかじめ定めた計画に基づき部隊等を派遣する。

7 自衛隊の救援活動区分及び装備区分等の内容

自衛隊の災害派遣活動は、人命又は財産の保護のために行う応急救援及び応急復旧が終了するまでを限度とし、通常次のとおりとする。

(1) 救援活動の概要

救援活動区分	内 容
①被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行い、被害の状況を把握する。
②避難の援助	避難の命令等が発令され、避難、立ち退き等が行われる場合が必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
③遭難者の搜索救助	行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救援活動等に優先して搜索・救助活動を行う。
④水防活動	堤防、護岸等の決壊に対し、土のうの作成、運搬、積込み等の水防活動を行う。
⑤消防活動	火災に対し、利用可能な消防車その他の消防用具をもって、消防機関に協力し消火に当たる。 (消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用する。)
⑥道路又は水路等交通路上の障害物の排除	道路、橋梁若しくは水路が損壊し、又は障害物等により交通に障害がある場合は、それらの啓開又は除去に当たる。 (放置すれば人命、財産の保護に影響があると考えられる場合)
⑦応急医療、救護及び防疫	被災者に対し、応急医療、救護及び防疫を行う。 (薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用する。)

⑧人員及び物資の緊急輸送	緊急患者又は医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。 (航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められる場合)
⑨炊飯及び給水	被災者に対し、炊飯及び給水を実施する。 (緊急を要し、他に適当な手段がない場合)
⑩救援物資の無償貸与又は譲与	「防衛庁の管理に属する物品の無償貸付及び譲渡に関する総理府令」(昭和33年総理府令第1号)に基づき、被災者に対し、生活必需品等は無償貸付し、又は救じゅつ品を譲与する。
⑪危険物の保安及び除去	自衛隊の能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。
⑫その他	その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについて、所要の措置を執る。
予 防 派 遣	災害に際し、被害がまさに発生しようとしている場合において、その被害を未然に防止するための措置を実施する。

(2) 陸・海・空各自衛隊の装備区分等による活動内容

自衛隊区分	装備区分等による活動内容
陸 上 自 衛 隊	車両、舟艇、航空機、地上部隊等による状況把握、人員・物資の輸送、通信応援、その他各種災害の救援活動
海 上 自 衛 隊	艦艇又は航空機による状況把握、人員・物資の輸送、通信応援等
航 空 自 衛 隊	主として航空機による状況把握、人員・物資の輸送

8 救援活動経費の負担

自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として市が負担するものとし、その内容はおおむね次のとおりとする。ただし、災害救助法の適用となる大規模な災害における経費については、県が市に代わり負担する。

- (1) 派遣部隊が救援活動を実施するために必要な資機材（自衛隊装備に係るものを除く。）等の購入費、借上料及び修繕料
- (2) 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用料及び借上料
- (3) 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱水費、電話料
- (4) 派遣部隊の救援活動実施に際し生じた損害の補償費
- (5) その他救援活動の実施に要する経費で、負担区分に疑義ある場合は、自衛隊と市長がその都度協議し、決定する。

風水害等対策編 第4章 災害応急対策計画

9 県及び自衛隊の派遣要請連絡窓口等

(1) 県の連絡窓口

災 害 派 遣 担 当 窓 口	住 所 等
県防災局 危機対策課 危機対策第 1	住 所 〒950-8570 新潟市中央区新光町 4 番地 1 電 話 0 2 5 - 2 8 5 - 5 5 1 1 (勤務時間内代表) 内線 6 4 3 4、6 4 3 5、6 4 3 6 0 2 5 - 2 8 2 - 1 6 3 8 (直通) 防災無線 8 - 4 0 1 2 0 - 6 4 3 4、6 4 3 5、6 4 3 6 NTT FAX 0 2 5 - 2 8 2 - 1 6 4 0 衛星 FAX 8 - 4 0 1 - 8 8 1

(2) 派遣要請先及び連絡窓口等

災 害 派 遣 の 要 請 先	住 所 等
陸上自衛隊 新発田駐屯地司令 (第 30 普通科連隊)	住 所 〒957-8530 新発田市大手町 6 丁目 4 番 1 6 号 連絡窓口 陸上自衛隊第 30 普通科連隊第 3 科 電 話 0 2 5 4 - 2 2 - 3 1 5 1 内線 2 3 5 NTT FAX 0 2 5 4 - 2 2 - 3 1 5 1 FAX切替内線 2 7 3
海上自衛隊 舞鶴地方総監	住 所 〒625-0087 舞鶴市余部下 1 1 9 0 海上自衛隊舞鶴地方総監部防衛第 3 幕僚室 電 話 0 7 7 3 - 6 2 - 2 2 5 0 内線 2 1 3 NTT FAX 0 7 7 3 - 6 2 - 2 2 5 5 FAX切替 連絡窓口 海上自衛隊新潟基地分遣隊警備科 住 所 〒950-0047 新潟市東区臨海町 1 番 1 号 電 話 0 2 5 - 2 7 3 - 7 7 7 1 内線 2 3 5 NTT FAX 0 2 5 - 2 7 3 - 7 7 7 1 FAX切替
航空自衛隊 航空総隊司令官 航空支援集団司令官	《写真偵察機による調査活動の要請先》 住 所 〒183-0000 府中市浅間町 1 丁目 1 8 5 5 航空自衛隊航空総隊司令部防衛部運用課 電 話 0 4 2 3 - 6 2 - 2 9 7 1 内線 2 3 2 2 NTT FAX 0 4 2 3 - 6 2 - 2 9 7 1 FAX 2 6 3 1 《輸送機・救難ヘリコプターの派遣等の要請先》 住 所 〒183-0000 府中市浅間町 1 丁目 1 8 5 5 航空自衛隊航空支援集団司令部防衛部運用課 電 話 0 4 2 3 - 6 2 - 2 9 7 1 内線 2 5 2 1 NTT FAX 0 4 2 3 - 6 2 - 2 9 7 1 FAX 2 6 3 1 連絡窓口 航空自衛隊新潟救難隊 住 所 〒950-0031 新潟市東区船江町 3 丁目 1 3 5 電 話 0 2 5 - 2 7 3 - 9 2 1 1 内線 2 1 8 NTT FAX 0 2 5 - 2 7 3 - 9 2 1 1 FAX切替

第8節 輸送計画

担当：情報総括部、市民部、都市整備部

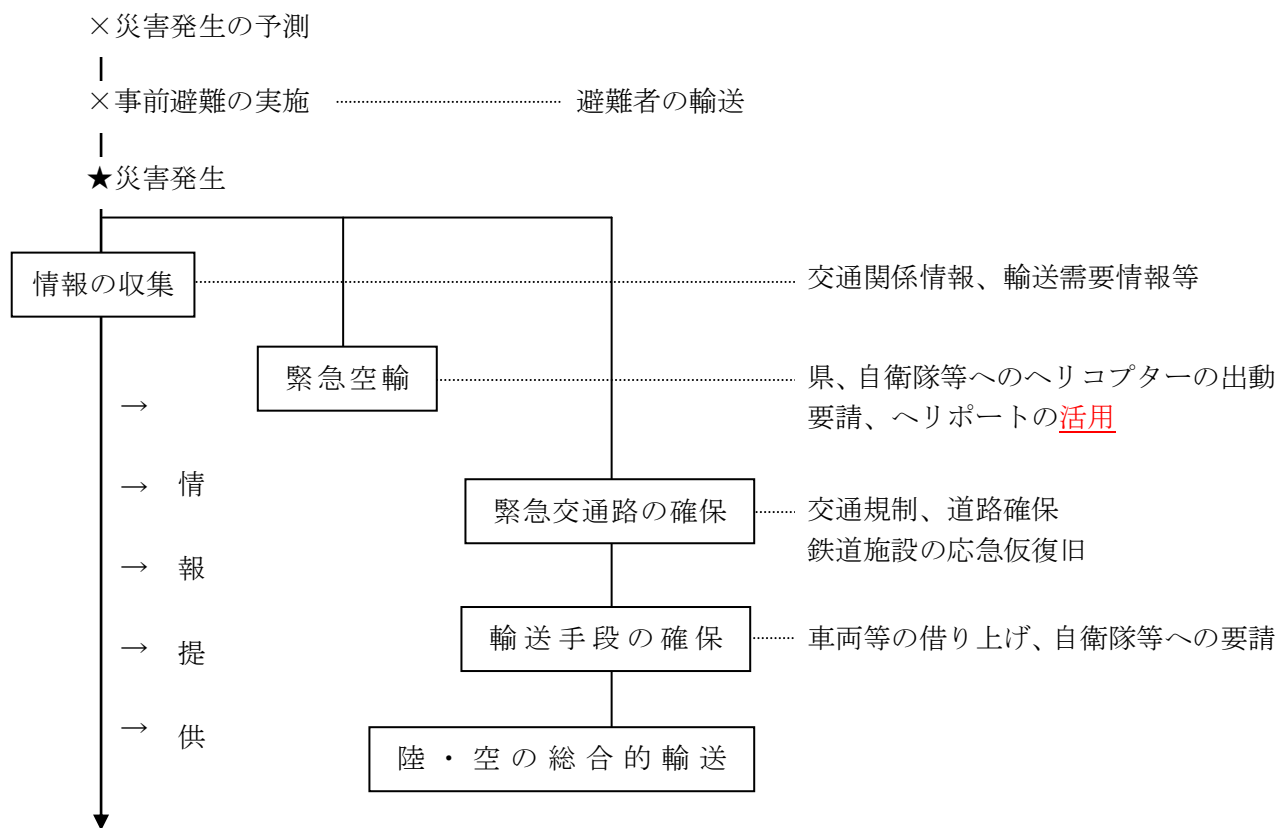
1 計画の方針

災害発生時の緊急輸送は、救助、救急、医療、避難、消火活動の迅速な展開の支援及び被災者に対する水、食料、生活物資の供給等をその目的とする。

使用可能な交通手段は限られており、タイムリーかつ効率的な緊急輸送のためには、災害発生直後から各段階での輸送内容の緊急性及び重要度の優先順位を見極め、被災地での交通の確保状況を把握した上で最適な輸送手段を選択しなければならない。

そのためには、陸、空の交通手段の連携、被災地の交通情報の収集・伝達及び緊急輸送路確保のための交通規制と早期応急復旧などが組織的に行われる必要がある。

2 緊急輸送応急対策フロー図



3 交通関係情報の収集・伝達

市及び警察は、被災地等の道路情報を収集し、応急対策業務に携わる各機関に伝達するとともに、放送機関と協力して一般の運転者に随時情報を提供する。

- (1) 被災地の被害状況
- (2) 交通路の確保、交通規制の実施に関する情報
- (3) 渋滞の情報

4 緊急交通路の確保

(1) 交通規制の実施

警察は、直ちに緊急交通路の確保のため次の措置を行う。

- ア 市内での交通規制
- イ 市内への車両の乗り入れ規制
- ウ 一般ドライバーへの協力呼び掛け等

(2) 緊急交通路の確保

ア 市は、国、県、警察、消防機関、自衛隊との協力の下、他の復旧作業に優先して原則として2車線（やむを得ない場合は1車線）の緊急交通路を確保し、市に近接する幹線道路と市内の拠点とを有機的に結び付ける。

作業内容は、

- (ア) 道路上の堆積物、倒壊家屋等の障害物の除去
- (イ) 通行の障害となる路上放置車両の撤去（必要な場合は強制撤去を行う。）
- (ウ) 仮設橋の架橋

イ 高速道路、国道、県道、市道及び林道等の道路管理者は、あらかじめ協議の上、災害発生時の緊急路線の確保、作業分担等を決めておく。

(3) 輸送路及び輸送手段の決定

市、その他の防災関係機関は、道路の被災情報等に基づき物資等の緊急輸送手段及び輸送経路を決定するものとし、必要に応じ警察に輸送経路の交通規制等を依頼する。

緊急輸送に必要な車両等の確保は、おおむね次の順による。

- ア 防災関係機関の車両、航空機等
- イ 公共的団体の車両、航空機等
- ウ 営業用の車両、航空機等
- エ その他の自家用車両、航空機等

5 輸送の緊急度の優先順位

災害時における緊急輸送の優先順位は、次のとおりとする。

(1) 総括的に優先されるもの

- ア 人命の救助、安全の確保
- イ 被害の拡大防止
- ウ 災害応急対策の円滑な実施

(2) 災害発生後の各段階において優先されるもの

ア 第1段階（災害発生直後の初動期）

- (ア) 救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資
- (イ) 消防、水防活動等災害の拡大防止のために要する人員、物資
- (ウ) 被災地外の医療機関へ搬送する負傷者、重傷患者
- (エ) 自治体等の災害対策要員、ライフライン応急復旧要員等、初動期の応急対策に要する人員、物資
- (オ) 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員、物資

イ 第2段階（応急対策活動期）

- (ア) 上記アの続行
- (イ) 食料、水、燃料等生命・生活の維持に必要な物資
- (ウ) 傷病者及び被災地外へ退去する被災者
- (エ) 輸送施設の応急復旧等に必要な人員、物資

ウ 第3段階（復旧活動期）

- (ア) 上記イの続行
- (イ) 災害復旧に必要な人員、物資
- (ウ) 生活用品
- (エ) 郵便物
- (カ) 廃棄物の搬出

6 防災関係機関の輸送実施体制等

(1) 市

市は、地域防災計画に基づき、車両等の調達先及び予定数並びに物資の集積場所等を明確にしておくほか、災害時に必要とする車両等が調達不能となった場合又は不足する場合は、次の事項（概要）を明らかにして、他の市町村又は県（危機対策課、災害対策本部が設置された場合は連絡指令室）に調達のあっせんを要請する。

- ア 輸送区間及び借り上げ期間
- イ 輸送人員又は輸送量
- ウ 車両等の種類及び台数
- エ 集積場所及び日時
- オ その他必要事項

(2) 県

市から輸送手段の確保について要請があった場合又は県知事が必要と認めた場合は、関係機関に対し協力を要請する。

(3) 自衛隊

自衛隊による緊急輸送が必要な場合は、第4章第7節「自衛隊の災害派遣計画」により行う。

(4) J R 東日本、J R 貨物

市は、災害発生に伴う人員、救援物資及び復旧資機材等の輸送で鉄道を必要とするときは、J R 東日本、J R 貨物に協力を要請する。

(5) 村上市建設業協会

村上市建設業協会は、車両台数の実態把握をしておき、災害発生時に、人員、物資等の輸送の必要が生じたときは、市の要請に基づき貨物自動車等の供給に協力する。

7 自動車による緊急輸送に必要な手続

(1) 緊急通行車両の確認

市等公共団体的体からの申し出による緊急通行車両の確認は、警察署を通して県公安委員会（県警察本部交通規制課）が行う。申し出は所定の様式によりその都度行う。確認した場合は、警察署が所定の標章及び証明書を交付する。

緊急通行車両使用者は、交付された標章を車両前面の見やすい箇所に掲示し、証明書を携帯する。

(2) 緊急通行車両の範囲

緊急通行車両の範囲は、災害対策基本法第50条第1項に規定する災害応急対策の業務に従事する車両とする。（第4章第9節「警備、保安及び交通規制計画」参照）

8 初動期における緊急空輸の実施とヘリコプターの要請及びヘリポートの活用

大規模な災害が発生した場合は、市内の多くの道路は輸送路として機能しないことが予想されるため、市長は、県危機対策課、民間業者その他の機関に対しヘリコプターの緊急出動要請を行うものとし、緊急道路が開通するまでの間、緊急輸送需要を空輸でまかなう。

(1) 市の役割

ヘリコプターによる緊急輸送に当たっては、次の団体、機関にヘリコプターの出動を要請すると

ともに、臨時ヘリポートを活用する。

ア 緊急ヘリコプターの要請先

要 請 先	運航管理責任者	電話番号	F A X 番号
新潟県消防防災航空隊	県防災局危機対策課長	025-282-1638	025-282-1640
(勤務時間外)	県庁警備員室	025-285-5511	
新潟県警察航空隊	新潟県警察本部航空隊 (村上警察署)	52-0110	
新潟大学医歯学総合病 院運行管理室	運行管理担当者 (C S)	025-368-9100	

(2) 県の役割

ア 市からの要請又は災害発生直後の空中偵察による判断に基づき、消防防災航空隊を被災地に出動させ、救急・救助活動、負傷者の搬出等を行う。

イ 第九管区海上保安本部及び航空自衛隊新潟救難隊に対し、ヘリコプターの出動を要請する。

ウ ヘリコプターを保有する災害時の相互応援協定締結道県及びその他都府県に応援を要請する。

(3) 県警察本部の役割

自らの情報又は市からの要請に基づき、県警航空隊を被災地に出動させ、救助活動、負傷者の搬出等を行う。

9 災害救助法が適用された場合の輸送基準

県地域防災計画第3章第54節「災害救助法による救助」の定めるところによる。

第9節 警備、保安及び交通規制計画

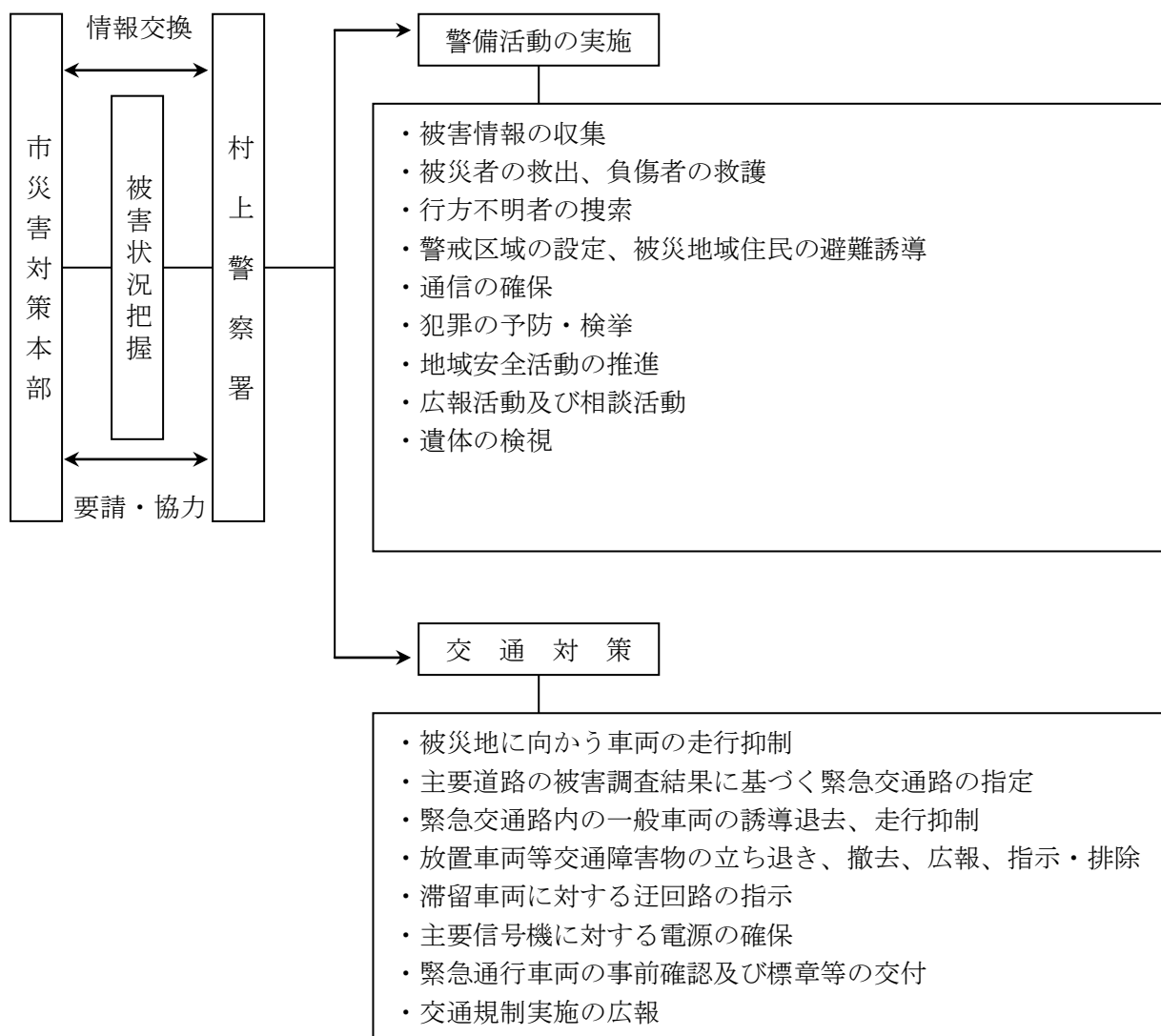
担当：情報総括部、総務部、市民部、都市整備部

1 計画の方針

大規模な災害においては、多数の死傷者の発生や建造物の倒壊、火災、浸水、道路・橋梁の損壊、電話の不通、停電、ガス漏れの発生など一時的に社会生活が麻痺状態となり、また、これに伴い、被災者の不安、動揺の高まり、生活必需物資の欠乏、買い占め・売り惜しみなどの災害時の混乱に乗じた、各種犯罪の発生が予想される。

これらの事態に対処するため、市は、消防、県、警察及び自衛隊等の関係機関との緊密な連携の下に、住民等の生命及び身体の保護に努める。

2 応急対策フロー図



3 警備活動に対する関係機関の協力、連携

災害に対処するため、市、消防機関、県、警察及び自衛隊は、連携を密にしそれぞれの活動状況を互いに把握するとともに、相互に協力し、救助活動、災害応急活動等を効果的に行う。

(1) 市、県

- ア 警備実施活動が、迅速・的確に展開できるよう、非常時における協力・連絡体制を整えておく。
- イ 被災状況、避難の必要性、避難者の動向など情報交換を密接に行う。
- ウ 警察の行う一般治安対策、地域安全活動等に同行するなど、共同活動に積極的に協力する。

(2) 消防機関

- ア 消防機関の行う消火活動及び救急活動に対し、消防（救急）自動車の通行、消火活動のための警戒線の設定等、互いに協力する。
- イ 被災者の搜索、救助活動に当たっては、相互の情報を交換し、担当区域の分担の調整を行い、迅速な活動を実施する。

(3) 自衛隊

- ア 警察は、救助救援活動を行う派遣部隊に対し、その活動が迅速に行われるよう積極的に支援する。
- イ 被災者の搜索・救助活動に当たっては、相互の情報を交換するとともに、担当区域の分担の調整を行い、迅速な活動を実施する。
- ウ 警察の行う活動に自衛隊の有する機動力等が必要な場合は、市等は県を通して支援を要請する。

4 警察における警備活動

警察は、大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、次の警備活動を行う。

(1) 警備活動の重点

ア 情報の収集

災害関連情報、被害の実態及び拡大の見通しなど、災害応急対策活動を実施するために必要な情報を重点的に収集する。

イ 被害実態の把握

市、県及び防災関係機関からの情報のほか、無線自動車、交番・駐在所勤務員及び派遣部隊からの報告に基づき、次の被害状況の把握に当たる。

《初期段階》

- (ア) 火災の発生状況
- (イ) 死傷者等人的被害の発生状況
- (ウ) 家屋の倒壊等建物被害の発生状況
- (エ) 住民等の避難状況
- (オ) 主要道路・橋梁及び鉄道の被害状況
- (カ) 危険物貯蔵所及び重要防護施設の被害状況
- (キ) 電気、水道、ガス、通信施設等ライフラインの被害状況
- (ク) 堤防の損壊状況
- (ケ) 災害拡大の見通し
- (コ) 市、消防機関等の活動状況

《初期段階以降》

- (ア) 「初期段階」に掲げる事項
- (イ) 被災者の動向
- (ウ) 被災地、避難所等の治安状況及び流言飛語の状況
- (エ) 被災道路・橋梁、鉄道の復旧状況又は見通し
- (オ) 電気、水道、ガス、通信施設等ライフラインの復旧状況又は見通し

- (カ) 市、日赤、病院等の救護対策の状況
- (キ) 火災の発生及び被害拡大の原因
- ウ 被災者の救出及び負傷者の救護
 - 被害の程度に応じ救出部隊を派遣し、倒壊家屋の密集地、病院など多数の人が集合する場所を重点的に各種救出機材を有効に活用し、救出救護を実施する。
 - 負傷者については、応急措置を行った後、市、消防機関、県、日赤等の救護班に引き継ぎ、又は病院に搬送する。
- エ 行方不明者等の捜索
 - (ア) 行方不明者、迷い子、迷い人、その他要保護者（以下「行方不明者等」という。）の早期発見に努める。
 - (イ) 行方不明者等の捜索等に関する相談に応じるため、警察署、交番その他適当な場所に「行方不明者等相談所」を設置する。
 - (ウ) 行方不明者等のうち保護者が判明しないものについては、児童相談所、社会福祉事務所又は市の開設する保護・収容施設に連絡して引き継ぐ。
 - (エ) 行方不明者等について届出を受理した場合は、速やかに警察本部に報告し、事後の届け出及び照会等に対応できるように努める。
- オ 警戒区域の設定及び被災地域住民の避難誘導
 - (ア) 警戒区域の設定
 - 火災、爆発、建物等の倒壊により危険な事態が発生し、又は発生するおそれがあるときは、警戒区域を設定し、関係者以外の立入りを制限又は禁止若しくは退去を命ずる。なお、警察官自らが警戒区域を設定した場合は、直ちに署警備本部を通じ市長に通知する。
 - (イ) 被災地域住民の避難誘導
 - a 市及び消防関係者等と協議の上、避難誘導を実施する。やむを得ず警察官自らが避難の指示を行なった場合は、直ちに署警備本部長を通じて市長に通知する。なお、実施に当たっては、第6節「避難及び避難所計画」に基づき実施する。
 - b 避難誘導に際しては、市と協議の上、病人、高齢者、子供などの要配慮者を優先的に避難させること。また、避難に際して混乱による事故の防止に努めるとともに、避難場所での秩序の維持と犯罪の予防に努める。
 - c 病院、学校、大規模小売店舗その他多数の人が集まる場所における避難は、管理者等の誘導による自主避難を原則とするが、災害の規模、態様により所要の部隊を派遣し、管理者の避難措置に積極的に協力して、安全な場所へ誘導する。
- カ 犯罪の予防、検挙
 - 犯罪の予防及び取締りに当たっては、住民等の生活に密着した犯罪の予防、取締りに重点をおくほか、関係機関との情報交換を行い、容疑情報の収集に努める。
- キ 地域安全活動の推進
 - (ア) 避難地域、避難場所等に対するパトロール活動を強化して犯罪の未然防止に努める。また、被災者の困りごとや要望等を把握するとともに「地域安全ニュース」を発行するなど、地域住民に各種情報を提供する。
 - (イ) 危険物及び高圧ガス等の製造、貯蔵施設等の管理者との連絡を密にして、被害の有無及び被害拡大のおそれを早期に把握するとともに、必要により警戒要員を派遣し、警戒区域の設定、避難誘導、広報等を実施し、被害の拡大防止に努める。
 - なお、警察官自らが警戒区域を設定した場合は、署警備本部長を通じて直ちに市長に通知する。
 - (ウ) 鉄砲火薬類の製造、販売業者及び所有者に対しては、盗難、紛失等の事故のないよう厳重な保管指導に努めるとともに、家屋の倒壊等保管場所が被災した場合には、保管委託又は警察署

における一時預かりを依頼するよう指導する。

ク 広報活動及び相談活動

(ア) 広報活動

被災者の不安を解消し、混乱を防止するために必要な各種情報等について、関係機関の協力を得ながら広報活動を行う。

《広報すべき事項（例示）》

- ア 災害に乗じた犯罪の抑止情報
- イ 交通規制に関する情報
- ウ 市から要求のあった場合の等の避難指示広報

(イ) 相談活動

被災者などからの相談、要望、被害状況、安否照会、迷い子、行方不明者の照会及び外国人からの照会等の問い合わせや相談に応じ、迅速かつ確な処理に努める。

ケ 遺体の検視

遺体の見分については、検視規則等により、迅速かつ適正に行う。なお、身元不明の遺体は、所持品、着衣、人相、特徴等を写真撮影するとともに記録化し、事後に身元が確認できる措置を執り、関係機関に引き継ぐ。

コ 関係機関、団体に対する協力、支援

(ア) 市、県等防災関係機関と連携し、避難場所の治安維持に努める。

(イ) 市、県、日赤その他の機関が行う緊急物資・救援物資の輸送、遺体の処理、医療防疫活動等に対して、必要により所要の警備要員又は部隊を派遣し、側面からの支援に当たる。

5 警察署における交通対策

警察署は、大地震が発生した場合は、速やかに道路の被害状況及び交通状況の把握に努め、危険箇所の表示、迂回指示、交通情報の収集及び提供、車両の使用の抑制、その他運転者の執るべき措置についての広報等危険防止及び混雑緩和のための措置を行う。

(1) 情報の収集

下記の道路を確保するため、被災地を中心とした幹線道路の被災情報を収集する。

ア 緊急交通路

イ 避難路

ウ 交通規制実施時の迂回路

(2) 交通規制の実施

警察署は、大震災が発生した場合、交通の混乱を防止し、住民等の避難路及び緊急交通路を確保するため、次の交通規制計画を実施する。

ア 被災地に向かう車両の走行抑制

被災地に通じる路線の主要交差点に警察官を配置して、緊急通行車両以外の車両の被災地への流入を抑制する。

また、県内における一般車両の走行は、極力抑制する。

イ 緊急交通路の指定

(ア) 警察署は、主要道路の被害調査結果に基づいて、災害対策基本法第 76 条の規定により、区域又は道路の区間及び期間を定めて、緊急交通路を指定する。

緊急交通路については、各検問所及びルート内主要交差点において、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止する。また、交通規制資機材を活用し、支線からの車両の流入を防止する。

(イ) 市の指定する主要な避難路については、極力車両の通行を抑制する。

ウ 緊急交通路等における車両等の措置

(ア) 緊急交通路等を中心に走行中の一般車両については、直ちに同路線以外の道路又は路外へ誘

導撤去させるとともに、その走行を極力抑制する。

- (イ) 緊急交通路等における放置車両その他交通障害となる物件がある場合、直ちに立ち退き又は撤去の排除の広報、指示を行う。著しく妨害となる物件については、道路管理者等の協力を得て排除するほか、状況により必要な措置を講じる。

(3) 交通規制実施上の措置

ア 交通規制の結果生ずる滞留車両への措置

交通規制のため車両が滞留し、その場で長時間停止することとなった場合は、適切な迂回路を指示するとともに関係機関と協力し、必要な対策を講じる。

イ 主要交差点対策

停電等により主要交差点の信号機が作動しない場合は、速やかに電源確保等の必要な措置を講ずると共に、復旧までの間、警察官等による交通整理を実施する。

(4) 緊急通行車両及び規制除外車両の確認等

県知事及び県公安委員会が行う緊急通行車両及び規制除外車両の確認手続等は、次のとおりである。

ア 緊急通行車両の確認範囲

緊急通行車両の確認範囲は、道路交通法第39条第1項に規定する緊急自動車及び災害対策基本法第50条第1項に規定する、災害対策の的確かつ円滑な実施のためにその通行を確保することが特に必要として政令で定められた車両であり、主に次の業務に従事する車両とする。

- (ア) 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関するもの
- (イ) 消防、水防、道路維持、電気、ガス、水道その他の応急措置に関するもの
- (ウ) 被災者の救護、救助、その他の保護に関するもの
- (エ) 災害を受けた児童・生徒の応急の教育に関するもの
- (オ) 被災地の施設、設備の応急の復旧に関するもの
- (カ) 清掃、防疫その他の保健衛生に関するもの
- (キ) 犯罪の予防、交通規制その他災害地における社会秩序の維持に関するもの
- (ク) 緊急輸送の確保に関するもの
- (ケ) その他災害の発生防止又は拡大の防止のための措置に関するもの

イ 規制除外車両の確認範囲

民間事業者等による社会経済活動のうち、大規模災害発生時に優先すべきものに使用される車両であり、主に次の業務に従事する車両を、順次、規制除外車両の範囲の拡大に応じて、確認の対象とする。

なお、災害対策に従事する自衛隊、米軍及び外交官関係の車両は規制除外車両であるが、確認標章の交付はしないことから確認の対象には含まない。

- (ア) 医師・歯科医師、医療機関等が使用する車両
- (イ) 医薬品・医療機器・医療用資材等を輸送する車両
- (ウ) 患者等搬送用車両（特別な構造又は装置があるものに限る。）
- (エ) 建設用重機、道路啓開作業車両又は重機輸送用車両
- (オ) 燃料を輸送する車両（タンクローリー）
- (カ) 路線バス・高速バス
- (キ) 霊柩車
- (ク) 一定の物資（被災地への必要物資等）を輸送する大型貨物自動車

ウ 確認事務の実施区分等

- (ア) 交通規制時において、アに掲げる緊急通行車両の確認は、車両の使用者の申出により県知事及び県公安委員会が次の区分により実施する。

確認者	確認車両	申請受付及び確認
県知事	○県有車両 ○県管理施設の災害応急対策を実施する車両 ○災害応急対策を実施するため県が調達、借上等をする車両 ○県との災害協定を締結している団体が使用する車両	○防災局危機対策課 ○各地域振興局
県公安委員会	○国、市町村、公共的団体及びその他の者が所有する車両	○警察本部交通規制課 ○村上警察署 ○交通検問所

(イ) 交通規制時において、イに掲げる規制除外車両の確認は、車両の使用者の申出により、原則として県公安委員会が実施する。

エ 緊急通行車両の事前確認届出

(ア) 県知事は、アに掲げる緊急通行車両のうち、県の保有車両、県管理施設の災害応急対策を実施する車両、災害応急対策を実施するため県が調達、借上げ等をする車両及び県との災害協定を締結している団体が使用する車両で、あらかじめ災害応急対策用として届出があった場合、事前に緊急通行車両としての確認を行い、事前届出済証を交付する。

(イ) 県公安委員会は、アに掲げる緊急通行車両のうち、市町村等公的団体が保有し、若しくは市町村等公的団体との契約等により常時市町村等公的団体が使用する車両又は災害時に他の関係機関・団体等から調達する車両、並びにイに掲げる規制除外車両のうち、(ア)～(エ)に該当する車両については、あらかじめ災害応急対策用として届出があった場合、事前に緊急通行車両としての確認を行い、事前届出済証を交付する。

なお、イに掲げる規制除外車両のうち、(オ)～(ク)に該当する車両については、事前確認届出の対象としない。

(ウ) 事前届出済証交付車両について、交通規制実施時に緊急通行車両又は規制除外車両としての確認申請があった場合は、他に優先して確認を行う。

オ 緊急通行車両及び規制除外車両の確認標章等の交付

緊急通行車両としての確認後は、速やかに災害対策基本法施行規則第6条に基づく標章及び証明書を交付する。

(5) 運転者のとるべき措置

県警察は、災害発生時に運転者がとるべき措置について、以下の事項を周知徹底するものとする。

ア 車両を運転中である場合には、次の要領により行動すること。

(ア) できるかぎり安全な方法により車両を左側に停車させること。

(イ) 停止後はカーラジオ等により災害に関する情報を聴取し、その情報及び周囲の状況に応じて行動すること。

(ウ) 引き続き車両を運転するときは、道路の損壊、信号機の作動停止、道路上の障害物等に十分注意すること。

(エ) 車両を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておくこと。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、車両を道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを切り、エンジンキーは付けたままとし、窓を閉め、ドアはロックしないこと。駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しないこと。

イ 車両を運転中以外である場合には、次の要領により行動すること。

(ア) 津波から避難するためやむを得ない場合を除き、避難のために車両を使用しないこと。

- (イ) 津波から避難するためやむを得ず車両を使用するときは、道路の損壊、信号機の作動停止、道路上の障害物等に十分注意しながら運転すること。
- ウ 災害対策基本法に基づく交通規制が行われたときには、通行禁止区域等（交通規制が行われている区域又は道路の区間をいう。以下同じ。）における一般車両の通行は禁止又は制限されることから、同区域等内に在る場合は次の措置をとること。
 - (ア) 速やかに、車両を次の場所に移動させること。
 - ・ 道路の区間を指定して交通の規制が行われたときは、規制が行われている道路の区間以外の場所
 - ・ 区域を指定して交通の規制が行われたときは、道路外の場所
 - (イ) 速やかな移動が困難なときは、車両をできる限り道路の左端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車すること。
 - (ウ) 通行禁止区域等内において、警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動又は駐車すること。（その際、警察官の指示に従わなかったり、運転者が現場にいないために措置をとることができないときは、警察官が自らその措置をとることがあり、この場合、やむを得ない限度において、車両等を破損することがある。）
- (6) 関係機関との協力
交通規制の実施に際しては、道路管理者及び関係機関と緊密に連絡し、状況に即した適切な交通規制を実施するとともに、必要に応じ警備業者等に交通誘導の協力依頼を行う。
- (7) 広報
交通規制を実施した場合は、避難者、運転者、地域住民等に対してラジオ、テレビ、交通情報板、看板等により適時、適切な広報を実施し、その周知徹底を図るものとする。

第10節 異常降雨に対する災害応急対策計画

担当：情報総括部、都市整備部、上下水道部

異常降雨に対しては、次により当面の水害対策を講じるほか、村上市水防計画の定めるところにより必要な警戒措置及び対策を執る。

1 ダム管理者のダム操作

各河川および関係流域のダム管理者は、異常降雨によってダムの水位が上がり放流する場合は、各施設の操作規程に定めるところにより、特に下流域における異常出水の防止に十分配慮して、適正な操作を行う。

2 水防作業人員の確保

市長は、河川の水位が上昇しているとき又は指定河川に水防警報が発せられたときは、消防機関及び消防団に出動の準備をさせるとともに、水防上必要な団員に対し自宅待機を命ずるなど人員確保のための措置を講じる。

3 がけ崩れ等危険箇所の警戒

市長は、降雨が連続し、かつ日降雨量が異常に大きくなることが予想されるときは、山崩れ、土石流、がけ崩れ、地すべり等の発生に備えて、危険箇所の巡視警戒を行うものとし、さらに必要と認められる場合には、その箇所ごとに消防団員その他の警戒要員を配置する。

4 避難体制の確立

市長は、河川の水位が上昇しているとき、指定河川に水防警報が発せられたとき又は降雨量が異常に増大しつつあるときは、その状況に応じて、いっ水又は破堤や土砂災害等によって被害を受けるおそれのある住民等に対し、避難準備情報、避難勧告又は避難指示を発令し、生命又は身体を災害から保護するための避難措置を講じる。

5 浸水対策

市長は、河川の水位が上昇しているとき、指定河川に水防警報が発せられたとき又は降雨量が異常に増大しつつあるときは、排水ポンプ場の配置要員及び補助要員に自宅待機又は出動を命ずるなどの必要な措置を講じる。

また、県及び各土地改良区のポンプ場と連絡をとりながら、浸水対策に万全を期する。

第11節 火災対策計画

担当：情報総括部、消防部

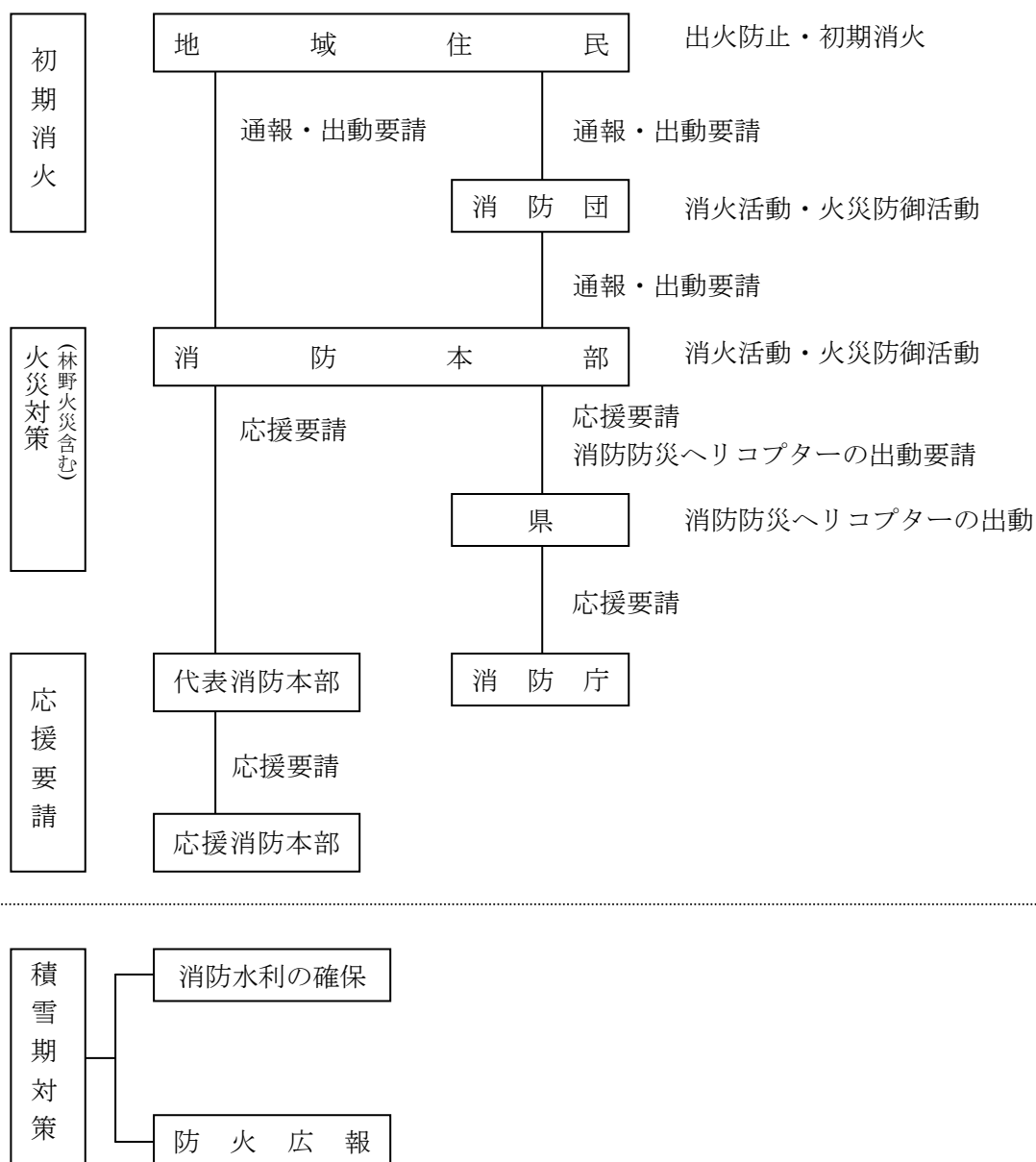
1 計画の方針

異常乾燥下及び強風下において発生した火災に対し、住民等の初期消火による延焼防止及び消防機関等の迅速、効果的な消火活動について定める。

2 実施責任者

- (1) 市長は、火災その他の災害の鎮圧、被害の軽減のため、消防機関を活用して必要な応急措置を実施する。
- (2) 消防機関は、各活動規程に基づく消火活動を実施する。

3 火災応急対策フロー図



4 自治会、自主防災組織等の活動

同時多発する火災に対し、地域住民、自治会及び自主防災組織が相互に協力し、次に掲げる事項を自主的に行う。

- (1) 区内における出火防止と初期消火
- (2) 救出救護
- (3) 避難誘導
- (4) 被害状況の把握と情報収集

5 消防団の活動

消防団は、平常時には地域住民に対し出火防止、初期消火等の指導を行う等、重要な役割を担っている。火災発生時には、地域住民、自主防災組織と連携して警戒活動、消火活動を実施する。

- (1) 管轄区域の優先
- (2) 出火防止の呼び掛け及び初期消火
- (3) 地域住民の防災活動の指導
- (4) 自主防災組織と連携した消火活動
- (5) 火災の進展状況に応じて、住民等の緊急避難の指示、避難誘導
- (6) 火災防御及び救助活動に有効な資機材の確保
- (7) 被害状況の把握と情報収集
- (8) 警戒区域の設定及び警戒

6 消防本部の活動

消防本部は、火災が発生した場合、消防団等と連携し、適切な消火活動に努める。

(1) 消防職員の召集

火災警報発令時等における消防職員の召集方法等については、村上市消防本部警防規程に基づき、火災防御活動に必要な消防職員の迅速な召集を図る。

(2) 火災情報の収集

- ア 119番による収集
- イ あらかじめ定めた経路、方法による職員の参集途上の情報の収集
- ウ 消防団、自主防災組織等による防災行政無線等による情報収集

(3) 緊急交通路の確保

- ア 警察及び道路管理者の情報を基に火災現場までの通行路の確保を図るとともに、必要に応じて交通規制及び道路啓開を要請する。
- イ 消防職員は、警察官がその場所にいない場合において、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、消防用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、必要な措置命令・強制措置を行う。

(4) 火災防御活動

- ア 火災の延焼状況に対応し消防力の運用を図り、火災の拡大防止に努める。
- イ 火災が消防力の強化によって鎮圧可能である地域については、全部の鎮圧あるいは大火の発生防止を目標として、これに必要な対策を講じる。
- ウ 火災の発生密度が大きく、大部分の延焼火災の鎮圧が不可能と予想される地域については、避難上の安全を確保するための消防活動を行う。
- エ 避難者収容施設、救助物資の集積場所、救護所、災害対策実施上の中枢機関、市民生活に直接影響を及ぼす公共機関及び報道機関等の施設について優先的に火災防御活動を行う。

(5) 消防水利の確保

- ア 消防機関は、利用可能な消防水利を明記した水利マップ等により、火災現場の状況に応じた消

消防水利の確保に努める。

7 広域応援体制

- (1) 市及び消防機関の長は、自らの消防力では災害防御が著しく困難と予想される場合にあっては、消防相互応援協定に基づく協定締結市町村等に応援要請する。
- (2) 新潟県広域消防相互応援協定に基づく応援要請は、協定に定める代表消防本部を通じて他市町村へ行う。(代表消防本部に応援要請ができない場合は、副代表消防本部)
- (3) 市長及び消防機関の長は、新潟県広域消防相互応援協定に基づく応援をもってしても対処できないときは、次の事項を明らかにして、県を通じ、消防庁長官に応援要請(緊急消防援助隊の出動要請又は「大規模特別災害における広域航空消防応援実施要綱」に基づく広域航空消防応援要請等)を行う。(事後速やかに文書を提出する。
 - ア 火災状況、応援要請理由、応援の必要時間
 - イ 応援要請消防隊の部隊と人員
 - ウ 市への進入経路及び集結場所)

8 積雪期の火災対策

積雪期に発生する火災は、暖房機具の使用による出火件数の増大が予想される。また、一般家庭及び事業所には暖房用の石油類等の危険物が大量に蓄積され、これが火災の延焼拡大を促進することに加え、消火活動は、雪による通行障害、消防水利の確保が著しく困難となるため、次の火災予防対策を図る。

(1) 消防水利の確保

積雪時に、消防水利を確保し、効果的な消防活動を行うため、次のことを実施する。

- ア 積雪が 15 センチメートル以上になったら、消防活動を円滑に行うため、関係機関に連絡し、道路除雪及びパトロールを依頼する。
- イ 大雪注意報又は大雪警報が発令され、積雪量が 15 センチメートル以上で更に降雪が予想されるときは、消防職員並びに消防団員による除雪を実施し、消防水利及び消火栓並びにその標識等の確保に努める。
- ウ 除雪路線の状況及び通行不能な道路の情報収集を行う。
- エ 雪害の状況により、所要の消防職員並びに消防団員を召集し、特別警戒体制を執る。

(2) 防火広報

道路は、積雪と不法駐車等の交通障害により、緊急車両の現場到着が遅れることが予想されるため、被害の拡大防止及び火災予防のため住民等に次の協力を求める。

- ア 屋根の雪下ろしや地域ぐるみの排除雪の呼びかけ
- イ 道路除雪と不法駐車禁止
- ウ 火気使用設備、器具の安全点検と維持管理
- エ 各世帯の避難口の確保

第12節 林野火災対策計画

担当：情報総括部、消防部

1 計画の方針

林野火災から自然環境と市民の生命財産を守るため、出火の早期発見と延焼防止のための体制を整備し、市及び消防機関、森林所有者・管理者、地域住民等が連携して消火・救助活動に当たる。

市は、消防ポンプによる消火活動のほか、消防防災ヘリコプターによる空中消火等の手段により早期鎮火に努める。また、消火活動による延焼防止が難しいと判断されるときは、森林所有者等と協議の上、林業関係者と協力して森林の伐開により臨時の防火帯を形成するなどして延焼を防止する。

林野火災の延焼により住家等に危険が及ぶと判断したときは住民に対し避難勧告等を行い、警察等と協力して住民を安全に避難させる。

2 実施責任者

(1) 市長は、火災その他の災害の鎮圧、被害の軽減のため、消防機関を活用して必要な応急措置を実施する。

(2) 消防機関は、各活動規程に基づく消火活動を実施する。

3 出火の発見・通報

(1) 出火発見者の義務

森林・原野等で火災の発生を発見した者は、直ちに最寄りの消防機関に通報しなければならない。また、発生した火災が微小な場合は、消防隊が到着するまでの間、地域住民等と協力して自身に危険が及ばない範囲内で初期消火活動に当たる。

(2) 消防本部の対応

通報を受けた消防本部は、直ちに出火位置を確認し消防隊を出動させるとともに、次により関係機関に連絡し、所要の措置を要請する。

ア 地元消防団…消火活動、飛び火等による延焼警戒及び住民等の避難誘導

イ 県危機対策課…消防防災ヘリコプターの緊急運航

ウ 地元警察署…消防車両の通行確保のための交通規制

エ 市…地域住民及び登山者等の一時滞在者の安全確保

また、火災が他の消防機関の管轄区域に及ぶおそれがある場合には、速やかに当該消防機関に連絡し、協力を要請する。

4 消火活動

(1) 火災防御活動の実施

現場に出動した消防隊は、地元消防団、消防防災ヘリコプター等と協力して、効果的な消火活動及び延焼阻止活動を行う。

(2) 情報収集

消防隊は、消防団とともに自ら火災の発生・延焼状況についての情報を収集するほか、現地の林業関係者や地域住民からも情報を求めて、情報把握に努める。

(3) 消防水利の確保

林野火災では消防水利の確保に努め、送水ルートを構築する。また、自然水利等が得られない場合は、コンクリートミキサー車等、水を運搬できる車両を保有する事業者に消火用水の運搬について協力を依頼する。

(4) 消火活動の実施

消防隊は、消防ポンプによる消火活動のほか、背負いポンプ等を使った人海戦術による消火、消防防災ヘリコプターによる空中消火の依頼等あらゆる手段を使って早期鎮火に努める。また、消火活動による延焼防止が難しいと判断されるときは、森林所有者と調整の上、林業関係者と協力して森林の伐開により、臨時の防火帯を形成するなどして延焼を阻止する。

5 避難・誘導

(1) 森林内の滞在者の退去

市及び警察、消防機関は、林野火災発生の通報を受けたときは、直ちに広報車等により火災発生区域周辺に広報を行う。

(2) 住民等の避難

市長は、林野火災の延焼により住家等に危険が及ぶと判断したときは、住民等に対し避難勧告を行い、警察等と協力して住民等を安全に避難させる。

6 広域応援等の要請

(1) 消防の広域応援

消火に当たる消防本部の消防長は、当該消防本部単独での対処が難しいと判断される場合は、消防相互応援協定に基づき、他の消防本部に対し応援を要請する。

(2) 自衛隊の派遣要請

市長は、消防力だけでは当該林野火災への対処が難しい場合は、知事に対し自衛隊の派遣要請を依頼する。

第13節 救急救助活動計画

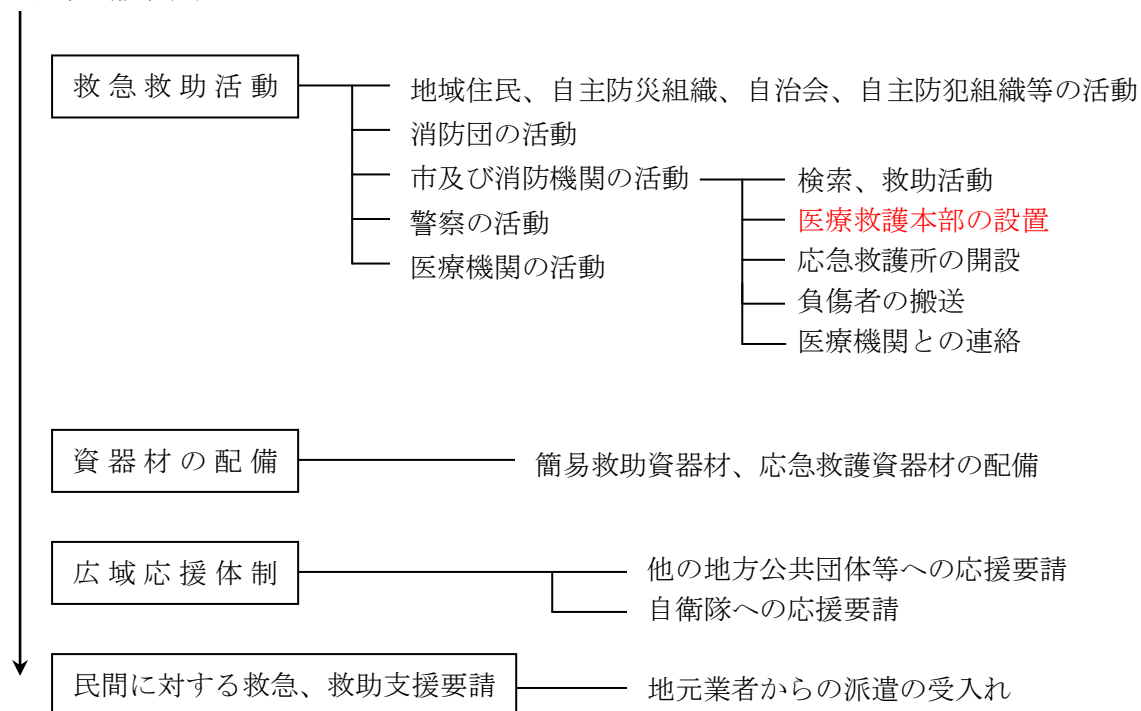
担当：情報総括部、福祉部、消防部

1 計画の方針

災害により、被災した住民等に対し、地域住民、自主防災組織、消防団、消防機関、警察、医療機関等は、連携して迅速かつ適切な救急救助活動を行う。

2 応急対策フロー図

★災害（被害）発生



3 救急救助活動

(1) 地域住民、事業所、自治会及び自主防災組織の活動

地域住民等は、相互に協力し、次に掲げる事項を自主的に行う。

- ア 負傷者を発見したときは、速やかに消防機関へ通報する。
- イ 負傷者の救出、救護及び搬送
- ウ 倒壊家屋からの救出
- エ 負傷者の発見及び連絡
- オ 負傷者及び要配慮者の誘導

(2) 消防団の活動

消防団員は、管轄区域内の救急救助及びこれらの支援等の任務に当たるため、直ちに消防本部と連携し救急救助活動を実施する。

- ア 管轄区域を優先し、関係機関、地域住民と一体となって救急救助活動に当たる。
- イ 住民等の行う救急救助活動等を指導する。
- ウ 負傷者の救出、救護及び搬送

(3) 市及び消防機関の活動

- ア 人命危険情報を得た場合は、災害種別、被害状況に応じ、要救助者及び周囲の状況を判断し、速やかに必要な部隊、資機材を集結するとともに、部隊、資機材の効率的活用を努め、次の原則に基づき検索、救急及び救助活動を行う。
 - (ア) 救助及び救急処置は、救命の処置を必要とする傷病者を優先する。
 - (イ) 延焼火災が多発し、同時に多数の救急救助事象が発生している場合は、火災現場付近を優先する。
 - (ウ) 延焼火災が少なく、同時に多数に救急救助事象が併発している場合は、多数の人命を救出・救護できる事象を優先する。
 - (エ) 同時に救急・救助事象が併発した場合は、救命効率の高い事象を優先する。
 - (オ) 警戒区域を設定し、二次災害を防止する。
 - (カ) 救出・救助活動による交通路の確保

イ 医療救護本部の設置

必要に応じ、医師会等の医療関係団体を連携して、医療救護本部を設置し、各救護所、救急災害病院等との連絡・調整・情報収集を行う。

ウ 応急救護所の開設

- (ア) 消防署、避難所、安全な場所に必要に応じて応急救護所を設け、負傷者の応急救護、医療機関への搬送に当たる。
- (イ) 応急救護所を設けた場合は、その旨を表示板で表示しておく。
- (ウ) 医療機関に対して診療、収容の可否等の確認のほか、応急救護所等への医療救護班の早期派遣を要請する。
- (エ) 多数の負傷者が発生し、医療機関、応急救護所への搬送に消防機関が対応できない場合は、民間の所有する患者搬送車両を活用する。

エ 負傷者の搬送

負傷者の搬送については、医師等により傷病程度の分類を行い、重傷者を最優先として応急処置をした後、救急車等で収容可能な医療機関へ搬送する。

オ 医療機関との連携

- (ア) 同時多発する救急搬送について、医療機関との情報収集及び伝達体制の確立を図り、直ちに適切な医療機関に搬送する。
- (イ) 救急活動を円滑に行うために、医療機関に連絡し、あらかじめ定められた医師及び看護師等の緊急招集体制の確立による受入体制の整備を図るようにする。
- (ウ) 医薬品、医療器材、血液等の供給支援体制の整備を図る。

(4) 警察の活動

ア 被災者の救出・搬送

県警本部（村上警察署）は、市等から救急救助活動の応援要請があった場合又は自ら必要と判断した場合は、速やかに救助隊を編成して救急救助活動を実施するとともに、関係機関と協力して負傷者等の県警ヘリコプターによる医療機関への搬送を実施する。

イ 広域応援の実施

被災状況を考慮し必要と認める場合は、他の都道府県警察又は県警本部並びに他の警察署に援助要請を行う。

(5) 医療機関の活動

ア 応急救護所の早期開設

イ 救護班の編成及び出動

4 資機材の配備

消防本部及び消防団は、被災地域において救急救助活動が効率的かつ迅速に行われるよう、あらか

じめ消防団ポンプ置場及び各地域の必要において配備された次の簡易救助資機材、応急手当用資器材を直ちに救助に必要な箇所に輸送する。

(1) 簡易救助資機材

・チェーンソー	・のこぎり	・つるはし	・万能おの
・カッター	・ジャッキ	・スコップ	・バール
・ロープ	・ハンマー	・投光器	

(2) 応急救護資器材

・消毒セット	・外科用器具セット	・熱傷セット	・骨折セット
・包帯セット	・自動蘇生器セット	・救急医療セット	

5 救出対策

多数の要救助者が発生した場合には、県、県警察本部等関係機関との協力体制を確立し、迅速かつ的確に救出活動を実施する。

- (1) 市長及び消防機関の長は、消防職団員による救助隊を編成するとともに、救助作業に必要な車両、舟艇、特殊機械器具等を調達し、迅速に救助に当たる。
- (2) 市長及び消防機関の長は、自ら編成する救助隊による救出作業が困難なときは、警察署に連絡するとともに、連携して救助に当たる。
- (3) 市独自の能力で救出作業が困難であり、かつ、救出作業に必要な車両、舟艇、特殊機械器具等の調達を要するときは、県及び近隣市町村の応援を要請する。

6 広域応援体制等

市の災害対策能力をもってしても対処し得ない場合は、市長は、あらかじめ整備された広域的な応援体制により他の地方公共団体等へ次の応援要請を行う。

- (1) 消防応援協定に基づく応援要請
- (2) 他都道府県への応援要請
- (3) 救出用資機材所有会社等への応援要請
- (4) 医療関係機関への応援要請
- (5) 自衛隊への応援要請

7 民間業者等に対する救急救助支援要請

市及び消防機関は、必要により、同時多発的災害に備えてあらかじめ定めた計画により、地元民間業者等に対し、救助活動に必要な車両、操作要員の派遣を要請する。

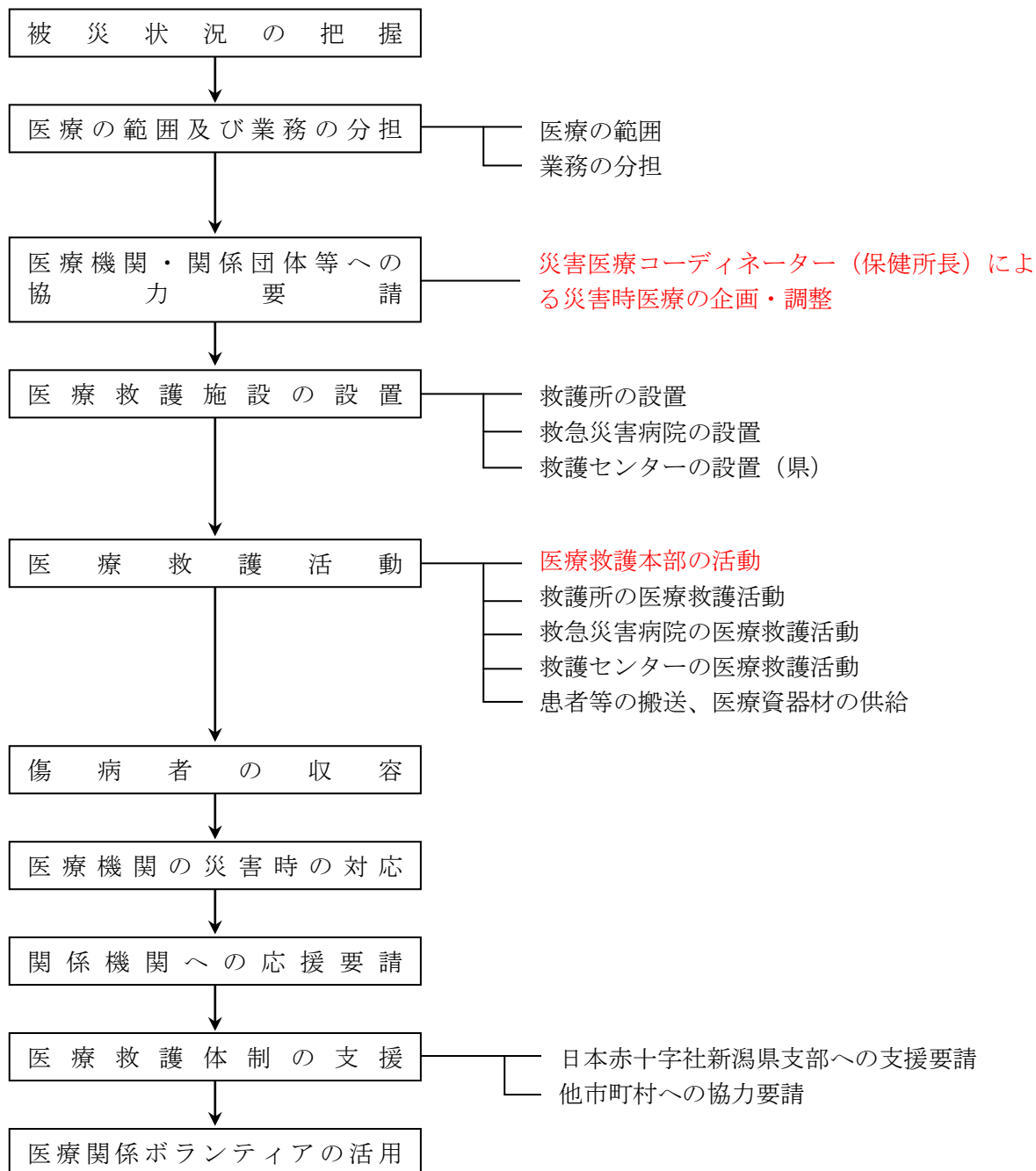
第14節 医療救護活動計画

担当：情報総括部、福祉部、消防部

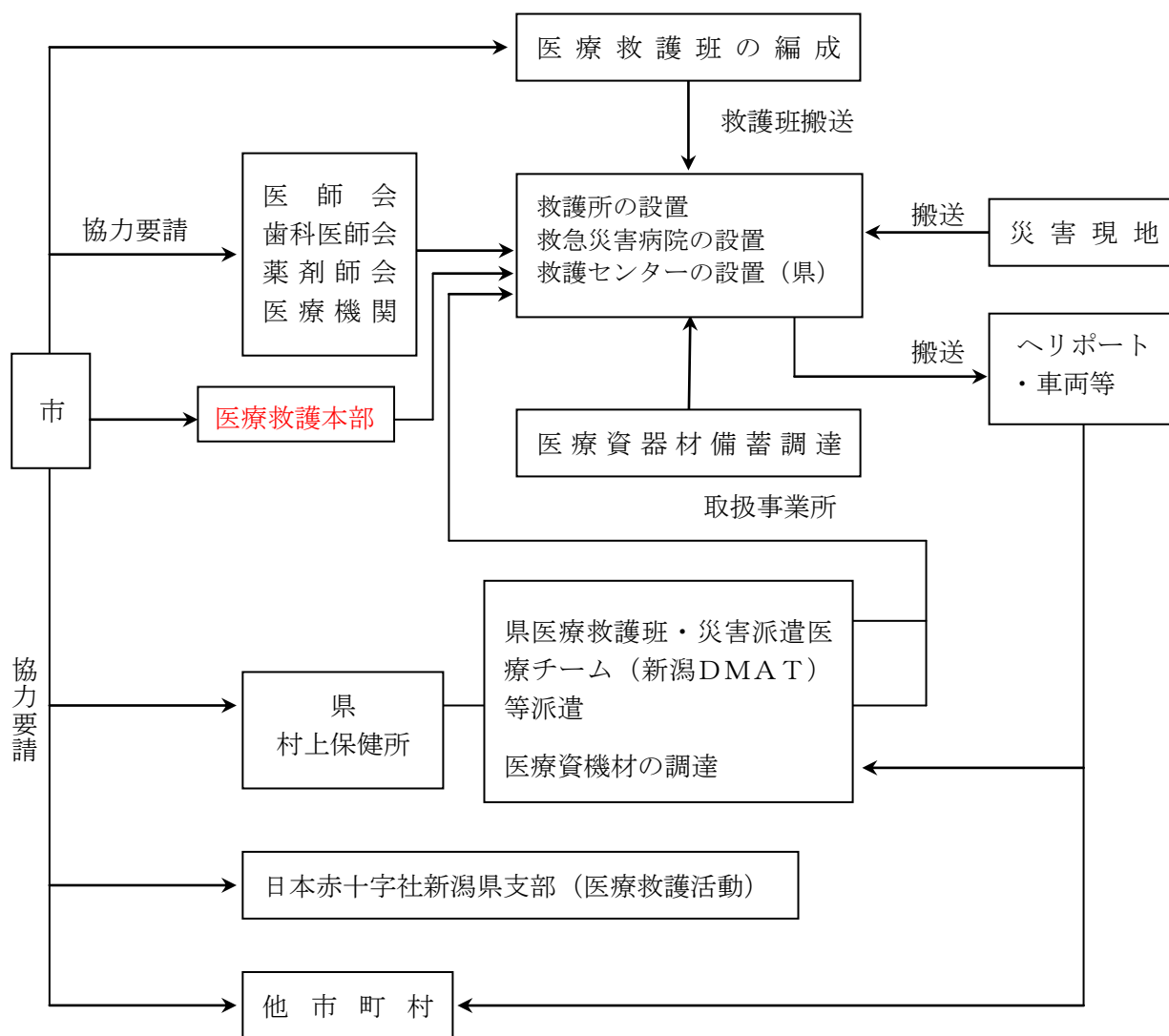
1 計画の方針

市は、県並びに市内外の病院等の医療機関及び村上市岩船郡医師会等の医療関係団体等と緊密な連携を図り、災害の状況に応じた適切な医療（助産を含む。）救護を行う。

2 医療救護活動応急対策フロー図



3 連絡体制図



4 被災状況の把握

災害発生時に迅速かつ的確な医療を提供するには、正確な情報の把握が最も重要であることから、市は、発災直後に第4章第4節「被災状況等収集伝達計画」に基づく情報の収集及び医療機関等から次の事項について情報収集を行う。

- (1) 医療機関の施設・設備の被害状況
- (2) 負傷者等の状況
- (3) 診療（施設）機能の稼働状況

（人工透析実施の機関にあっては、人工透析機器の稼働状況及び稼働見込み）

- (4) 医療従事者の確保状況
- (5) 医療機関への交通状況
- (6) 医療資器材等の需給状況

5 医療の範囲及び業務分担

(1) 医療の範囲

医療救護対象者に対する医療の範囲は、傷病発生と同時に行う救急看護及び初期診療その他傷病者

の症状に応じて行う本格的な医療とする。

(2) 業務の分担

医療救護対象者が発生した際における関係機関の業務分担は、おおむね別表1による。

6 医療機関・関係団体等への協力要請

市は、前記4により負傷者の情報等を得た場合で必要があると認めたときは、直ちに医療機関、医療団体等へ医療救護の協力を要請する。

その場合、村上保健所長が災害医療コーディネーターとなり、被災地での医療救護の県の窓口として、被災地の被災状況等の情報収集・提供や医療全般にわたる要請に対応するとともに関係機関との連携による災害時医療の企画・調整を行なう。

7 医療救護施設の設置

(1) 市は、必要に応じ、医師会等医療関係団体と連携し、医療救護本部を設置するものとし、その場所は、市災害対策本部と同施設又は近接する施設に設置する。

(2) 市は、被災状況に応じて救護所、救急災害病院を設置する。

ア 救護所は、災害対策支部（拠点避難所）に設置し、必要に応じて他の避難所に設置する。

イ 救急災害病院は、次のとおりとする。

(ア) 厚生連村上総合病院

(3) 県は、医療救護活動が長期間に及ぶと見込まれる場合は、地域振興局健康福祉部（村上保健所）等の施設に救護センターを設置するなどの措置を講じる。

8 医療救護活動

市及び県並びに医療関係団体及び医療機関は、住民等の生命、健康を守るため、次の医療救護活動を行う。

(1) 医療救護本部の活動

ア 各救護所、救急災害病院等との連絡・調整、情報収集

イ 市災害対策本部との連絡・調整

(2) 救護所の医療救護活動

市は、設置した救護所において次の医療救護活動を行い、支障が生じた場合は、県、日本赤十字社新潟県支部へ支援要請を行う。

ア 初期救急医療（トリアージ〔医療の優先順位による患者の振り分け〕を伴う医療救護活動）

イ 救急災害病院、救護センター、基幹災害拠点病院及び地域災害拠点病院への移送手配

ウ 医療救護活動の記録

エ 死亡の確認

(3) 救急災害病院の医療救護活動

救急災害病院は、主に次の医療救護活動を行い、支障が生じた場合は、県へ後方病院の医療救護活動を要請する。

ア 初期救急医療（トリアージ〔医療の優先順位による患者の振り分け〕を伴う医療救護活動）

イ 一般医療、歯科医療、精神科救護活動

ウ 基幹災害拠点病院及び地域災害拠点病院への移送手配

エ 医療救護活動の記録

オ 死亡の確認

(4) 県の医療救護活動

県は、状況により、あらかじめ定められた医療救護計画に基づき、救護センター医療救護活動を実施する。

また、状況により、**地域災害拠点病院**の医療救護活動、**基幹災害拠点病院**の医療救護活動の要請、医療救護班・医師等医療関係者の派遣等、あらかじめ定められた医療救護計画に基づき、医療救護活動を実施する。

(5) 患者等の搬送

ア 市は、搬送計画に基づく患者、医療従事者、医療資器材等の搬送体制を確保し、支障が生じた場合は、県へ支援要請を行う。

(ア) 傷病者の搬送は、救命の措置を必要とする傷病者は原則として消防機関で実施するが、軽微な傷病者は地域住民等による救護及び搬送を行う。

(イ) 救護所に収容された傷病者は、医師等による応急処置又はその指示により、救急災害病院、**基幹災害拠点病院**又は**地域災害拠点病院**へ移送する。

(ウ) 医療機関への搬送

a 災害現場から医療機関及び救護所への収容

(a) 家族、地域住民による搬送

(b) 消防機関による搬送

(c) 警察等の公共機関による搬送

b 医療機関、救護所から**地域災害拠点病院**への移送

(a) 消防機関による搬送

(b) **新潟県ドクターヘリによる搬送**

(c) 民間の患者搬送車両による搬送

(d) 広域消防相互応援協定による搬送

(e) 広域航空消防応援ヘリコプターによる搬送

イ 県は、消防等関係機関との連携により広域的な搬送体制を確保する。

(6) 医療資器材等の供給

ア 市は、医療救護活動に必要な医療資器材等の調達を行い、不足等の支障が生じた場合は県へ支援要請を行う。

イ 県は、災害時における救護所及び被災医療機関への医療品等の円滑な供給を行うため、災害医療拠点病院等の病院に薬剤師を派遣し、医薬品等の管理（仕分け等）を行う等、あらかじめ定められた計画に基づき、市等に対し医療資器材等の供給を行う。

9 傷病者の収容

救急医療対象者の収容については、次の施設を利用する。

- (1) 救急災害病院
- (2) 公的医療機関
- (3) その他医療機関
- (4) 公民館、学校等の公共施設

10 医療機関の災害時の対応

災害時においては、医療救護活動を可能な限り早く行うことが極めて重要であることから、医療機関は、あらかじめ策定している病院等防災マニュアルに基づき、直ちに医療救護活動が行えるよう体制を整える。

11 関係機関への応援要請

医療救護活動に関する関係機関への応援要請は、別表1に定めるところにより、次の事項を明示して行う。

- (1) 救助実施場所

- (2) 対象人員概数
- (3) 医療機関の状況
- (4) 応援を求める職種別人員
- (5) 応援を求める期間
- (6) 医薬品等の種類別必要数
- (7) その他参考事項

12 災害現地における調整

現地における諸活動の調整は、災害対策本部長が行う。

災害対策本部を設けない場合は、現地で事故発生責任機関と医療救護班が緊密な連携を保ちながら諸活動の調整を図る。

13 費用

医療救護活動に要した費用の負担区分は、おおむね別表2のとおりとする。

14 医療関係ボランティアの活動

市及び県は、市社会福祉協議会及び県災害救援ボランティア推進対策協議会と連携し、医療関係ボランティアの正確な把握を行い、救護所等における医療救護活動に医療関係ボランティアを有効に活用する。

15 積雪期の救護活動

- (1) 市及び県は、傷病者の搬送を迅速かつ円滑に行うために、各道路管理者相互の緊密な連携の下に、搬送経路の除雪等に万全を期す。
- (2) 救護所、救急災害病院の管理者は、道路除雪が整うまでは、地域の自主防災組織等の協力を得て、施設までの道路を確保するよう努める。

別表 1

業務分担表

		大規模な災害の場合	大規模な交通事故の場合		大規模な工場災害の場合
			有軌道の場合	無軌道の場合	
通 報 者		災害の発見者	事故の発見者		事故発生責任機関
関係機関への 連 絡	第 1 順 位	市長、消防機関	事故発生責任機関	市長、消防機関	市長、消防機関
	第 2 順 位	警 察	警 察	警 察	警 察
	第 3 順 位		市長、消防機関	事故発生責任機関	
県 に 対 す る 連 絡		市 長	同 左		同 左
傷 病 者 の 救 出 、 搬 送		市長、消防機関、警察	市長、消防機関、警察、事故発生責任機関		〃
医療機関に対 する出動要請	医 師 会	市長（県医師会は県知事）	同 左		〃
	病 院	市長、事故発生責任機関	〃		〃
現場及び搬送中の救急措置		医療関係者及び救急隊員	〃		〃
救 急 医 薬 品 の 確 保		市 長	事故発生責任機関		〃
傷 病 者 の 収 容		病院、公共施設	病院、公共施設、事故発生責任機関		〃
死 体 の 収 容		市	事故発生責任機関		〃
関係機関に対 する応援要請	県	市 長	同 左		〃
	市		事故発生責任機関		〃
	他 市 町 村	市 長	同 左		〃
	警 察	市 長	事故発生責任機関		〃

別表2

医療救護活動に要する費用負担区分表

		大規模な災害の場合	大規模な交通事故の場合	大規模な工場災害の場合
治療に要する費用	診 察	1. 災害救助法が適用された場合は、これによる。 2. 1 が適用にならない場合は、国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）等関係法により負担する。 3. 1、2 により処理することができないものについては、市において負担する。	1. 事故発生責任機関が負担する。 2. 左記 1 と同じ 3. 左記 2 と同じ 4. 上記 1、2、3 によることができず、それを放置することにより傷病者の生命身体が危険とみなされるときは、市において負担する。	同 左
	薬剤又は治療材料の支給			
	処置、手術その他の治療			
	病院又は診療所への収容			
	看 護			
	移 送			
死体収容に要する費用	死 体 検 案 料	同 上	同 上	同 上
救出に要する費用	消防職団員等の出動手当、その他の人件費	市	同 左	同 左
	救出用資機材の損料等	同 上	事故発生責任機関	同 左

第15節 防疫及び保健衛生計画

担当：福祉部

1 計画の方針

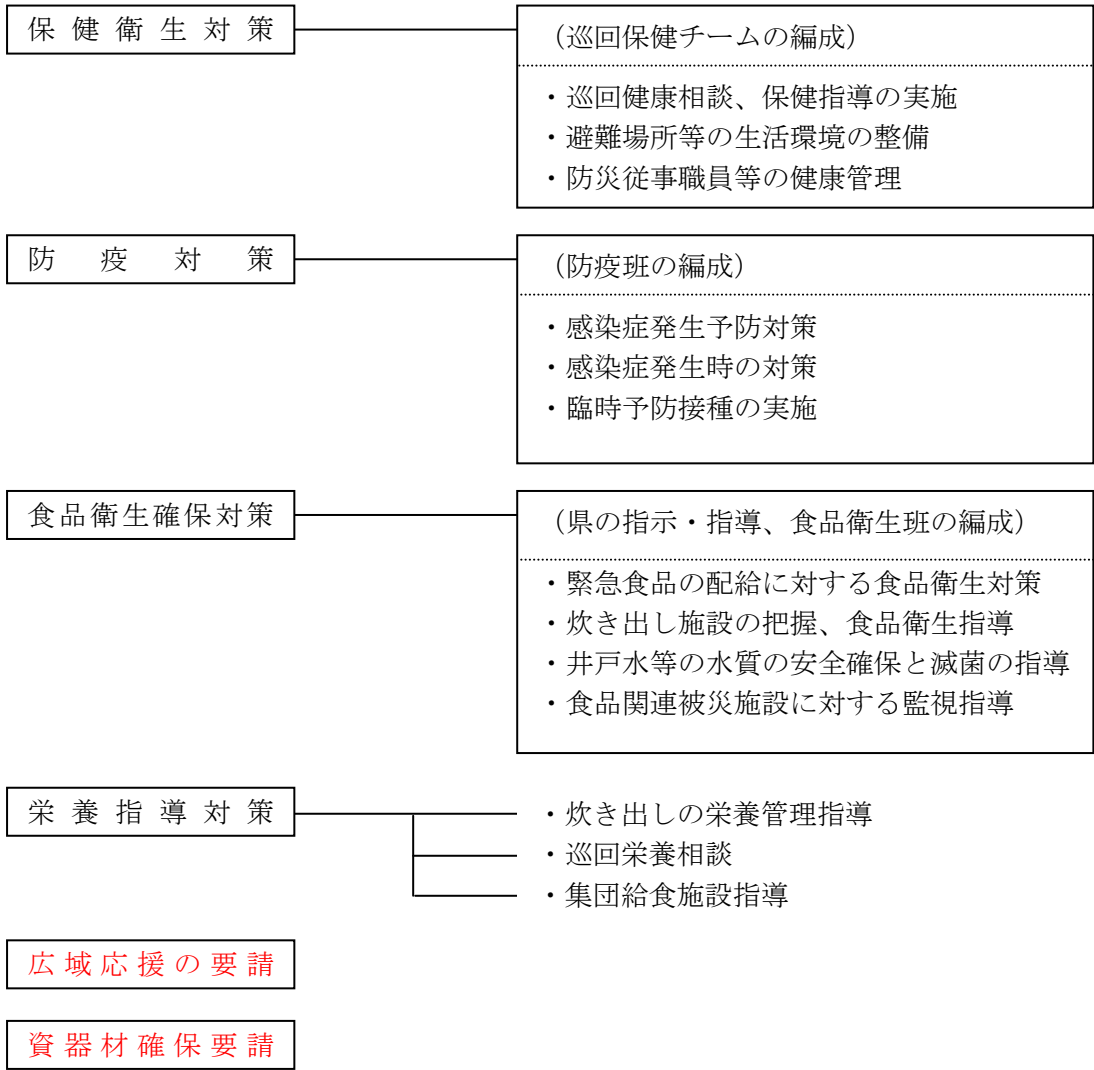
災害時においては、生活環境の悪化や病原体に対する抵抗力の低下等により、心身の健康に不調を来したり、感染症が発生したりしやすくなる。

このため、市は県と連携して、被災地区の保健衛生対策や消毒及び感染症患者の早期発見等予防のための各種措置を実施するとともに、被災地区における飲食に起因する食中毒の発生防止のための食品の衛生監視及び被災地区住民の健康保持のために、食事に関する栄養指導を実施し、災害発生時における被災地区の防疫対策、保健衛生対策等が円滑に図られるよう計画を樹立する。

2 実施責任者

市長は、県知事の指導、指示に基づいて被災地域の防疫及び保健衛生業務を実施するものとし、災害の規模及び状況により市で実施できないとき又は著しく困難なときは、他市町村又は県知事（村上市地域振興局健康福祉部（村上保健所））の応援を求めて実施する。

3 防疫及び保健衛生計画応急対策フロー図



4 防疫及び保健衛生活動の実施

市長は、防疫及び保健衛生活動を円滑に実施するために、災害対策本部の組織に基づく福祉部に巡回保健チーム及び防疫班を編成する。

5 被害状況の把握

風水害等の災害時における防疫及び保健衛生対策を的確に実施するために、市は、第4章第4節「被災状況等収集伝達計画」に基づく情報の収集を行い、次の事項について、被害状況等の把握に努める。

- (1) ライフラインの被害状況
- (2) 避難所の設置及び収容状況
- (3) 仮設トイレの設置及び浸水家屋の状況
- (4) 防疫保健衛生資機材取扱店及び格納倉庫の被害状況
- (5) 食品及び食品関連施設の被害状況
- (6) 集団給食施設の被害状況

6 保健衛生対策

生活環境の激変による被災者の健康状態の悪化に対応するため、市は、村上地域振興局健康福祉部（村上保健所）と連携し、避難所等の衛生状態を良好に保つとともに、被災者の健康状態を把握し、被災に伴う健康障害を予防し、被災者自らが健康な生活を送れるようにする。そのために、市は保健・医療・介護・生活等にわたり総合的、横断的な支援を行えるようにする。

また、災害応急業務に従事している者等に対する健康管理を実施する。

(1) 巡回保健チームによる健康相談等の実施

保健師を中心として、必要に応じて医師、栄養士、精神保健福祉相談員等による巡回保健チームを編成し、避難所、被災地区及び仮設住宅を巡回し、健康相談及び保健指導を実施し、生活環境の整備を行う。巡回健康相談に当たっては、要配慮者の健康確保を最優先とし、次により被災者の健康状態の確認と必要な保健指導を実施する。

また、ケースへの適切な処遇を行うため、医療救護、防疫対策、栄養指導、精神救護、福祉関係者等と連絡調整を図る。

- ア 寝たきり者、障がい者、乳幼児、妊産婦、人工透析患者等の健康状態の把握と保健指導の実施
- イ 結核、難病、精神障がい者（児）等への保健指導の実施
- ウ インフルエンザや感染症予防の保健指導の実施
- エ 有症状者への受診勧奨、悪化予防の保健指導の実施
- オ 不安、不眠などの軽減等メンタルヘルスの対応
- カ 口腔保健指導の実施
- キ 認知症者、慢性疾患患者への健康状態の把握、保健指導の実施

(2) 避難所等の生活環境の整備

避難所、応急仮設住宅等における次の生活環境状況を把握し、生活環境の整備に努める。

- ア 食生活の状況、食中毒の予防
- イ 衣類、寝具の清潔の保持
- ウ 身体の清潔の保持
- エ 室温、換気等環境の整備
- オ 睡眠、休養の確保
- カ 居室、便所等の清潔
- キ プライバシーの保護

(3) 防災従事者等の健康管理

災害応急業務に従事している者等は、その与えられた責務を果たすため、過度の労働により身体

及び精神的に疲労、変調をきたすことが予想される。

これらを予防するため、市は、防災活動に従事している者に対し、メンタルヘルスを含む健康管理を実施し、健康の維持、増進に努める。

7 防疫対策

市及び県は、防疫対策を迅速に実施する。

(1) 防疫班の編成

防疫班は、市職員及び自主防災組織等をもって編成する。また、災害規模により、市のみで対応ができない場合は、県に対し、防疫活動の支援を要請する。

(2) 感染症発生予防対策

感染症の発生を未然に防止するため、避難所、浸水地区、衛生状態の悪い地区を中心に次の感染症発生予防対策を実施する。

ア パンフレット、リーフレット等を利用して、被災者の健康管理について、飲み水、食物の注意、手洗い、うがいの勧奨を指導するとともに、台所、便所、家の周りの清潔、消毒方法を指導する。

イ 道路、溝渠、公園等の公共の場所を中心に清潔方法を実施する。

なお、清潔方法の実施に当たっては、ごみの処理、し尿の処理を重点に実施する。

ウ 便所、台所等を中心に消毒を実施する。

エ ねずみ族や昆虫等の駆除を行う。

(3) 感染症発生時の対策

ア 県は、感染症患者等が発生したときは、感染症類型に応じ速やかに就業制限、入院勧告等の措置を執るものとし、入院する患者を当該入院に係る病院又は診療所に移送する。

イ 市は県の指示に基づき、感染症の患者のいる場所又はいた場所、感染症により死亡した者の死体のある場所又はあった場所、その他感染症の病原体に汚染された場所又は汚染された疑いのある場所について消毒する。

(4) 臨時予防接種

県（健康対策課）は、疾病のまん延予防上必要があるときは、村上地域振興局健康福祉部（村上保健所）又は市に指示し、臨時予防接種を実施する。

(5) 検病調査、健康診断等の実施

市は、感染症を早期に発見し、まん延を防止するため、その他予防上必要があるときは、あらかじめ定められた計画に基づいて村上地域振興局健康福祉部（村上保健所）に防疫対策を要請する。

8 食品衛生確保対策

市と村上地域振興局健康福祉部（村上保健所）は、被災地における食品の衛生確保を図り、飲食に起因する食中毒を防止するため必要と認めたときは、食品衛生班を編成し、次の活動を行う。

(1) 緊急食品の配給に対する食品衛生確保

(2) 炊き出し施設の把握と食品衛生指導

(3) 井戸水等の水質の安全確保と滅菌の指導

(4) 食品関連被災施設に対する監視指導

(5) 食品衛生協会との連携

9 災害時栄養指導対策

市は、村上地域振興局健康福祉部（村上保健所）と連携し、被災者の栄養確保を図るため、次の活動を行う。なお、県（健康対策課）は、災害の状況において必要と認めたときは、栄養指導班を編成し、被災者の栄養指導を行う。栄養指導班の編成に当たっては、被災地区の規模、状況により必要に応じて県栄養士会に支援を要請する。（詳しくは『新潟県災害時栄養・食生活支援活動ガイドライン』）

参照のこと)

- (1) 炊き出しの栄養管理指導
- (2) 巡回栄養相談の実施
- (3) 食生活相談者への相談、指導の実施
- (4) 集団給食施設への指導

10 広域応援の要請

県は、被災が著しく、保健衛生、防疫、食品衛生確保及び栄養指導の各対策で、県内だけでは体制の確保ができない場合は、災害協定を締結している隣接県等及び国に対して応援を要請する。

11 防疫及び保健衛生資機材の備蓄、調達計画

市は、防疫及び保健衛生活動実施のためあらかじめ定められた計画に基づき、必要な器具、器材を調達するとともに、必要量を確保する。

また、防疫資機材等の不足の場合は、村上地域振興局健康福祉部（村上保健所）等に確保を要請する。

12 積雪期の処理計画

冬期間は、気温が低いことから衛生状態は比較的保たれやすいが、防疫資機材搬出や運搬は、雪が障害となるので、除雪や運搬計画等に万全を期す。

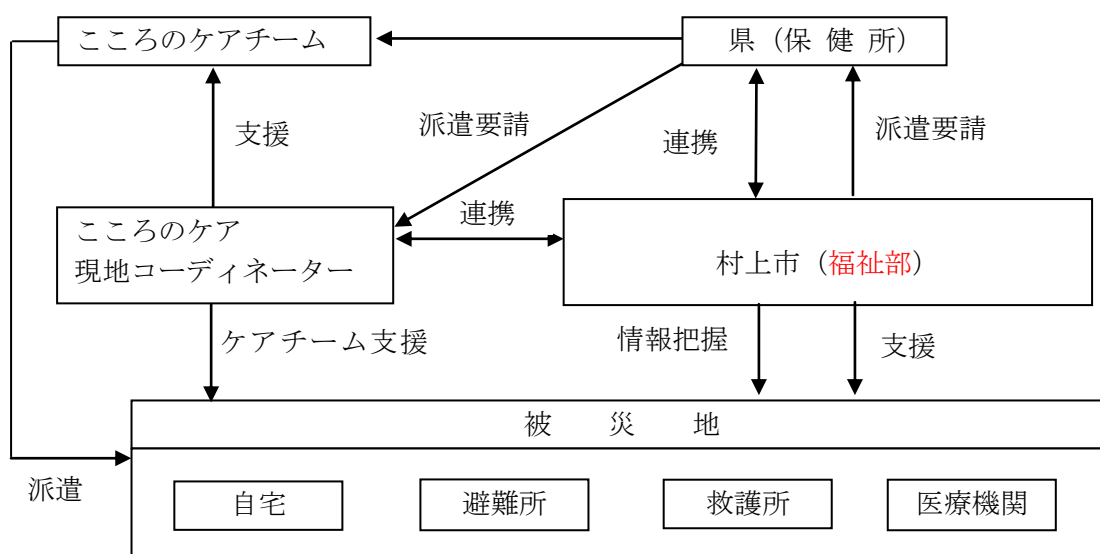
第16節 こころのケア対策計画

担当：福祉部

1 計画の方針

市は、県と連携して、避難所等における被災住民の精神的健康状態を迅速かつ的確に把握するとともに、急性ストレス障害やうつ、長引く被災生活による精神的不調等へ適切に対応して被災住民のこころの健康の保持・増進に努める。

2 こころのケア応急対策フロー図



3 こころのケア情報の伝達方法

被災時のこころの健康についての正しい知識をポスター、チラシ、ホームページ等を使い、避難所や自治会等を通じ被災住民に情報伝達する。

また、こころのケアホットラインなどの県からの情報についても、同様に情報伝達する。

4 こころのケアチームの派遣等支援要請基準

大規模災害で復興に時間を要し、支援が長期にわたり、被災住民への対応が市だけでは困難と判断される場合は、県に対し、こころのケアチームの派遣等の支援を要請する。

5 ハイリスク者の把握方法

避難所等において、精神科医療機関との連絡調整を早急に必要とする被災住民及び自らこころのケアを希望する被災住民を把握する。

6 市職員のこころのケア対策

災害応急業務に従事する職員は、災害直後から過酷な状況の中で、様々な支援活動に従事しなければならない。このような特殊な環境の下での支援活動は、オーバーワークになりがちで、身体的にも精神的にも疲弊を来しやすい。そのため、体だけでなく心の健康のためにも、職員の健康管理担当部署と連携を図り、休養が確保できる勤務体制を早期に確立する。

また、被災時のこころの健康についての情報も、早期に職員に対し伝達する。

第17節 児童生徒等に対するこころのケア対策計画

担当：教育部

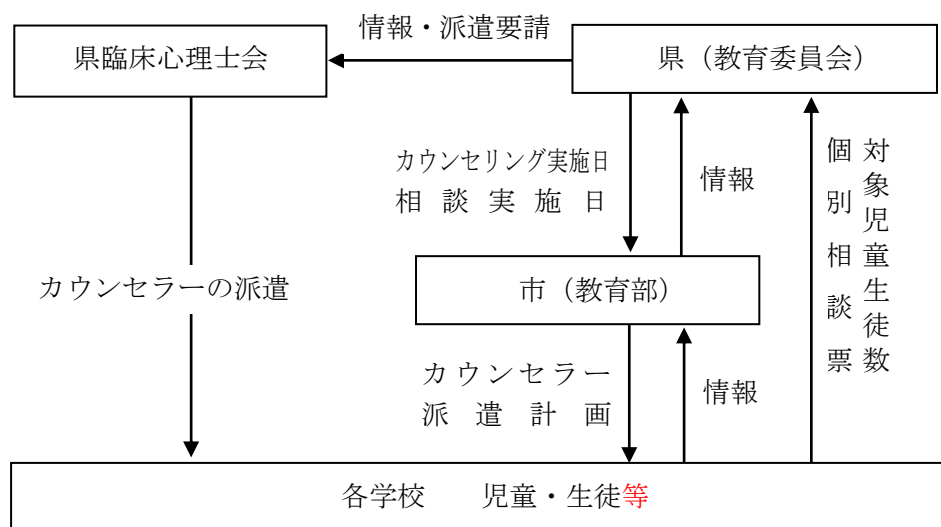
1 計画の方針

市教育委員会は、県教育委員会と連携して、避難所・各学校等における被災児童生徒等の精神的健康状況を迅速かつ適切に把握し、PTSD等のストレス障害やうつ、長引く被災生活による精神的不調等へ適切に対応して被災児童生徒等の心の健康の保持・増進に努める。

また、必要に応じてケアチーム派遣等の支援を県教育委員会に要請する。

学校においては、養護教諭や学級担任を核としながら、全校体制で児童生徒等の心の安定化を図る。

2 心のケア応急対策フロー図（心のケアの窓口）



3 こころのケア情報の伝達方法

市教育委員会は災害時の心の健康についての正しい知識を県教育委員会の指導を受けながら、学校訪問や通知文によって周知していく。

4 こころのケアチームの派遣等支援要請基準

県教育委員会の派遣基準を基本としながら、状況に応じて市教育委員会から県教育委員会や市の支援の要請を行う。

5 ハイリスク者の把握方法

養護教諭を核としながら全校体制で学校職員による普段の児童生徒観察・見取り、保護者との情報交換を密に行い、心のケアを早急に必要児童生徒等の把握に努める。

6 教職員のこころのケア対策

学校管理下における児童生徒等の指導だけでなく、緊急な業務を的確に行わなければならない教職員は、災害直後から過酷な状況の中で、学校教育活動を再開するための、さまざまな業務に従事しなければならない。このような特殊な環境のもとでの業務はオーバーワークになりがちで、身体的にも精神的にも疲弊をきたしやすい。

そのため、体だけでなく心の健康のためにも、県教育委員会等の支援を得ながら、教職員の休養が確保できる勤務態勢を早期に確立する。また、災害時の心の健康についての情報も、県教育委員会や市の指導を受けながら市教育委員会が早期に教職員に対し伝達する。

第18節 入浴対策計画

担当：福祉部

1 基本方針

市は県と連携し、入浴できない被災者に対し、入浴を支援し、衛生状態の維持と心身の疲労回復を図る。

(1) 市の責務

ア 被災を免れた市内入浴施設管理者への支援協力要請

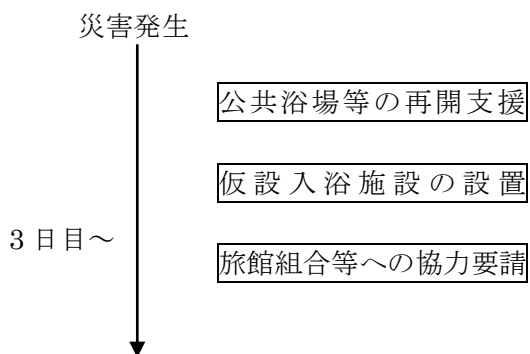
イ 入浴施設を有する近隣市町村への協力要請

ウ 県への支援要請

(2) 達成目標

入浴支援の確保は、災害の発生から3日以内に実施するよう努める。

2 業務の体系



3 業務の内容

(1) 公衆浴場の再開支援

ア 業務再開可能な公衆浴場等に対し、給水等の支援を行い、入浴環境を確保する。

イ **要配慮者**の利用可能な入浴施設を確保する。

ウ 避難者及び被災者に対する入浴施設情報の広報を行う。

(2) 仮入浴施設の整備

近隣で入浴施設が十分に確保できない場合は、避難所等に仮入浴施設を設置するよう県に要請する。

(3) 近隣市町村の入浴施設等への協力要請

市のみの能力では、入浴施設の確保が困難な場合は、県に応援要請を行う。

(4) 被災者への入浴支援

ア 避難所等の被災者に対して入浴支援情報の周知の徹底

イ 入浴施設までの移動手段の確保

ウ **要配慮者**が利用可能な入浴施設や移動入浴車の確保

4 積雪期の対応

冬期間は特に交通の確保に努めるとともに、入浴後の保温対策に配慮し、県旅館組合等への協力要請の強化を図る。

第19節 廃棄物の処理計画

担当：市民部

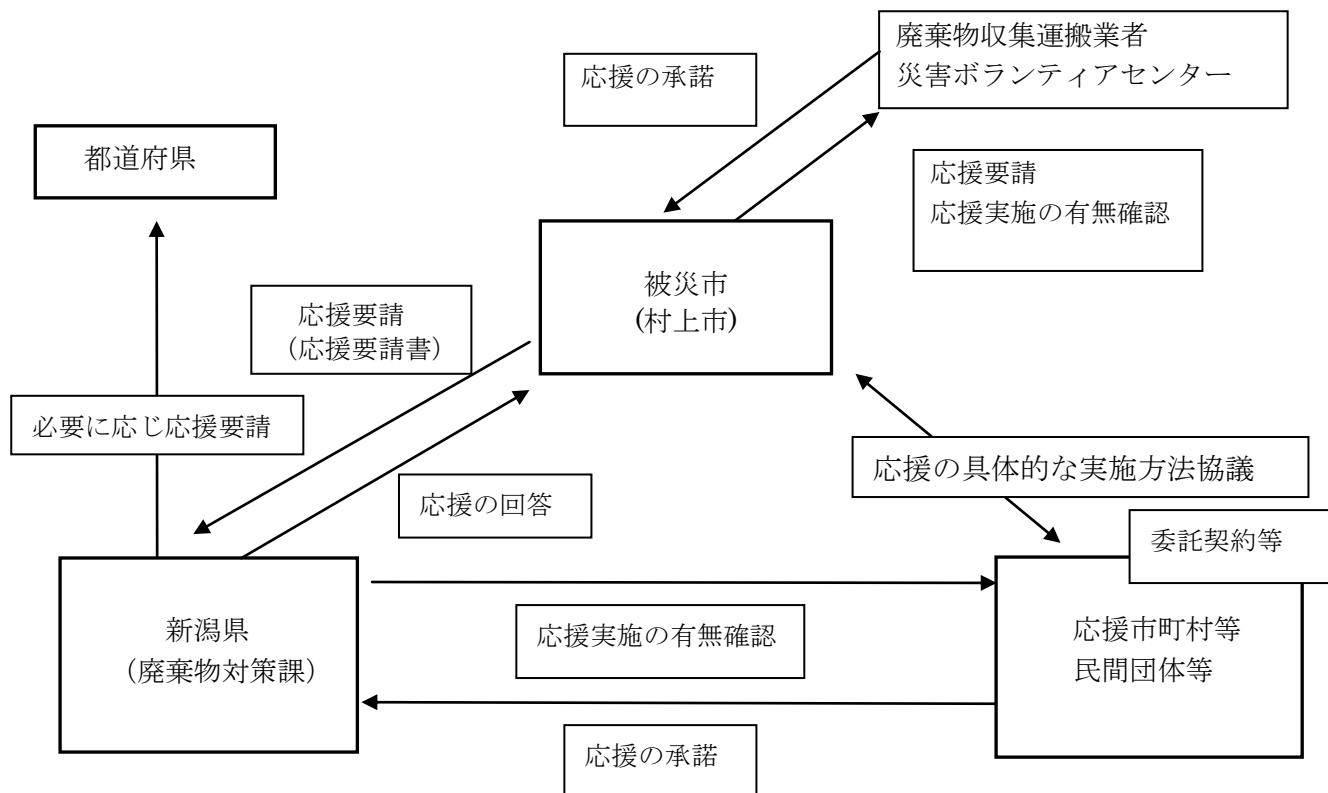
1 計画の方針

市は、大規模な風水害が発生し、市内全域にわたる道路の損壊、家屋の倒壊、火災等の被害により発生する災害廃棄物処理や収集運搬能力の低下、処理施設の被災等による廃棄物処理能力の低下に伴う廃棄物処理について、被災状況に応じた廃棄物収集及び処理計画を策定し、廃棄物の処理を行う。

2 実施責任者

市長は、生活環境の保全及び公衆衛生の確保を図るため、被災地域の災害廃棄物（し尿を含む）の収集・処理に当たる。

3 災害廃棄物処理応援フロー



4 被害状況調査体制の整備等

- (1) 市は、速やかに被害状況を把握するため、調査区域、調査対象施設・設備及び調査者を明確にした調査体制を整備する。
- (2) 市は、廃棄物処理施設等の被害状況報告を早急に取りまとめ、村上地域振興局へ報告する。

5 ごみ処理計画

- (1) 廃棄物処理施設の被害状況とそれに伴う稼働見込み（処理可能数量）及び市内収集委託・許可業

者の収集能力を速やかに把握し、ごみの収集及び処理が困難な場合は、県との災害廃棄物等の処理に関する相互応援に関する協定に基づき応援要請するとともに、場合によっては民間団体等にも応援を要請する。

- (2) 必要に応じて仮置場候補地の中から仮置場を選出し、設置・管理を行う。
- (3) 災害ごみの発生量等を予測し、災害ごみ処理計画に基づき、被害規模に応じた実施計画(災害ごみ処理対策)を策定する。
- (4) 大量の災害廃棄物が一時的に排出されるおそれがある場合は、収集作業や仮置場での搬入作業の効率化を図るため、警察の協力(交通規制)を得た中で、仮置場までの運搬ルート確保を行う。
- (5) 開設された避難所の生活ごみの収集体制を整備する。
- (6) ごみの処理・収集を円滑に行うため、自主防災組織や避難所の自主組織等を通じて、住民等に次のことを周知する。
 - ア ごみの収集が困難となり、通常の収集ができない地区については、従来のステーションにはごみは出さないこと。
 - イ ごみの収集が可能な収集路線の周知と、通常の収集ができない地区については、臨時収集場所を指定し、搬入等協力を求めること。
 - ウ ごみは、生ごみ、可燃ごみ、不燃ごみ及びガラスビン等に分類しておくこと。
 - エ 当面は、生ごみの処理を優先して行うこと。
 - オ 収集が不可能な場合は、暫定的な積み置きあるいは家庭内での一時保管とすること。
 - カ 交通の妨げとなるような廃棄物を道路上に出さないこと。

6 し尿処理計画

- (1) し尿処理施設の被害状況とそれに伴う稼働見込み(処理可能数量)及び収集業者の収集能力を速やかに把握し、し尿の収集及び処理が困難な場合は、県に協定に基づき応援要請する。
- (2) し尿の発生量等を予測し、し尿処理計画に基づき、被害規模に応じた実施計画(し尿処理対策)を策定し、収集体制を整備する。
- (3) トイレ利用の確保を行う。
 - ア 避難所及びトイレの使用が困難な地域の被災者のトイレ利用を確保する。また、仮設トイレの必要数を把握し、設置する。必要な仮設トイレ等を確保できない場合は、県に支援を要請するほか、民間団体等にも応援要請する。
 - イ 避難所においては、トイレの設置箇所の工夫、利用介助の実施等により、**要配慮者**のトイレ利用に配慮する。
 - ウ トイレの衛生対策に必要な物資を供給するとともに、避難所の状況に応じて避難者や避難所運営ボランティアの協力を得ながら定期的な清掃を行い、トイレの清潔を保持する。
- (4) し尿の処理・収集を円滑に行うため、自主防災組織や避難所の自主組織等を通じて、住民等に次のことを周知する。
 - ア 被災等により住居において用を足すことができなくなった場合、浄化槽設置施設等で用を足すように努めること。
 - イ 浄化槽設置家庭及び施設等は、被災当初給水が止まることが考えられるので、河川や水路から水を汲み置きして使用するよう努めること。
 - ウ し尿の収集、処理が間に合わないときは、関係業界の協力を得て、仮設トイレ(共同便所)又は臨時の貯留施設を設置し、その設置場所を周知する。
 - エ 仮設トイレの設置に時間を要することも考慮し、携帯トイレ等の備蓄に努める。

7 災害がれき類処理計画

- (1) **災害がれき類**の発生量等を把握し、処理計画に基づき、**災害がれき類**の発生量等、被害規模に応じた実施計画(がれき類処理対策)を策定する。

- (2) 災害がれき類の収集及び処理が困難な場合は、県に協定に基づき応援要請するとともに、場合によっては民間団体等にも応援要請する。
- (3) 大量の災害がれき類が一時的に排出されるおそれがある場合は、収集作業や仮置場での搬入作業の効率化を図るため、警察の協力(交通規制)を得た中で、仮置場までの運搬ルート確保を行う。
- (4) 損壊家屋のがれき等については、原則として被災者自らが、市が指定する収集場所に搬入することが望ましいが、大量に災害がれき類が発生した場合、市が状況を把握し、まとめて産業廃棄物処理業者に依頼し、処理する。

8 廃棄物処理施設の応急復旧

廃棄物処理施設の管理者は、施設の被害状況等の調査を行い、被害が生じている場合は、関係業者等の協力を得て応急工事等の措置を講じるとともに、復旧計画を作成する。

9 積雪時の処理計画

- (1) 積雪期においては、収集作業や交通の確保が更に難しくなることから、各道路管理者は、相互の緊密な連携の下に除雪作業を行う。
- (2) 道路除雪や施設の処理能力が整うまでは、地域の自主防災組織等の協力により、スcoopなどでごみ収集場所を確保するとともに、家庭内での一時保管とする。

10 業務の体制

	収集体制の検討	収集開始時期
ごみ収集	災害発生直後	災害発生後 2～3 日
し尿収集	災害発生直後	災害発生後 24 時間
災害がれき類	災害発生直後	災害発生後 1 か月

11 業務の内容

災害廃棄物の処理

(1) ごみ処理

内 容	応援要請先
・ごみの発生量等、被害規模に応じた実施計画(廃棄物処理対策)を策定する。 ・必要に応じて仮置場を設置及び管理を行う。 ・必要に応じて警察の協力(交通規制)を得た中で、仮置場までの運搬ルート確保を行う。 ・ごみの収集及び処理が困難な場合は、県に応援要請するとともに、場合によっては民間団体等にも応援要請する。 ・開設された避難所の生活ごみの収集体制を整備する。 ・必要に応じて、ごみ収集にボランティアの派遣要請を行う。 ・ごみの排出方法(分別方法)、排出場所等について住民等に周知する。	・県(村上地域振興局 県廃棄物対策課) ・県内市町村 ・環境整備事業協同組合 ・(社)県産業廃棄物協会 ・(社)県解体工事業協会 ・市廃棄物収集運搬委託・許可業者 ・災害ボランティアセンター

(2) し尿処理

内 容	応援要請先
・し尿の発生量等、被害規模に応じた実施計画(し尿対策)を策定する。 ・し尿の収集及び処理が困難な場合は、県に応援要請する。 ・し尿の収集の情報等を住民等に周知する。	・県(村上地域振興局 県廃棄物対策課) ・県内市町村 ・環境整備事業協同組合 ・市廃棄物(し尿)収集運搬業者

(3) 災害がれき類の処理

内 容	応援要請先
・災害がれき類の発生量等、被害規模に応じた実施計画(がれき類処理対策)を策定する。 ・必要に応じて仮置場を設置及び管理を行う。 ・必要に応じて警察の協力(交通規制)を得た中で、仮置場までの運搬ルートの確保を行う。 ・災害がれき類の収集及び処理が困難な場合は、県に応援要請するとともに、場合によっては民間団体等にも応援要請する。 ・必要に応じて、災害がれき類の収集にボランティアの派遣要請を行う。 ・災害がれき類の処理方法等について住民等に周知する。	・県(村上地域振興局 県廃棄物対策課) ・県内市町村 ・環境整備事業協同組合 ・(社)県産業廃棄物協会 ・(社)県解体工事業協会 ・市廃棄物収集運搬委託業者 ・災害ボランティアセンター

第20節 給水計画

担当：上下水道部

1 計画方針

水道施設被害の影響は、その性格上広範囲に及ぶと考えられるので、被災地に必要な飲料水の供給を確保するため、次の対策を実施する。

2 被害想定

(1) 施設の被害

取水施設、浄水施設は、コンクリート構造物が主体で耐震性が配慮されており、被害は多少の亀裂程度で軽微なものと考えられるが、電気施設は被災と同時に電力の供給が絶たれるため、自家発電装置で一時的に対応するが、その機能が停止することもあると考えられる。

(2) 管路の被害

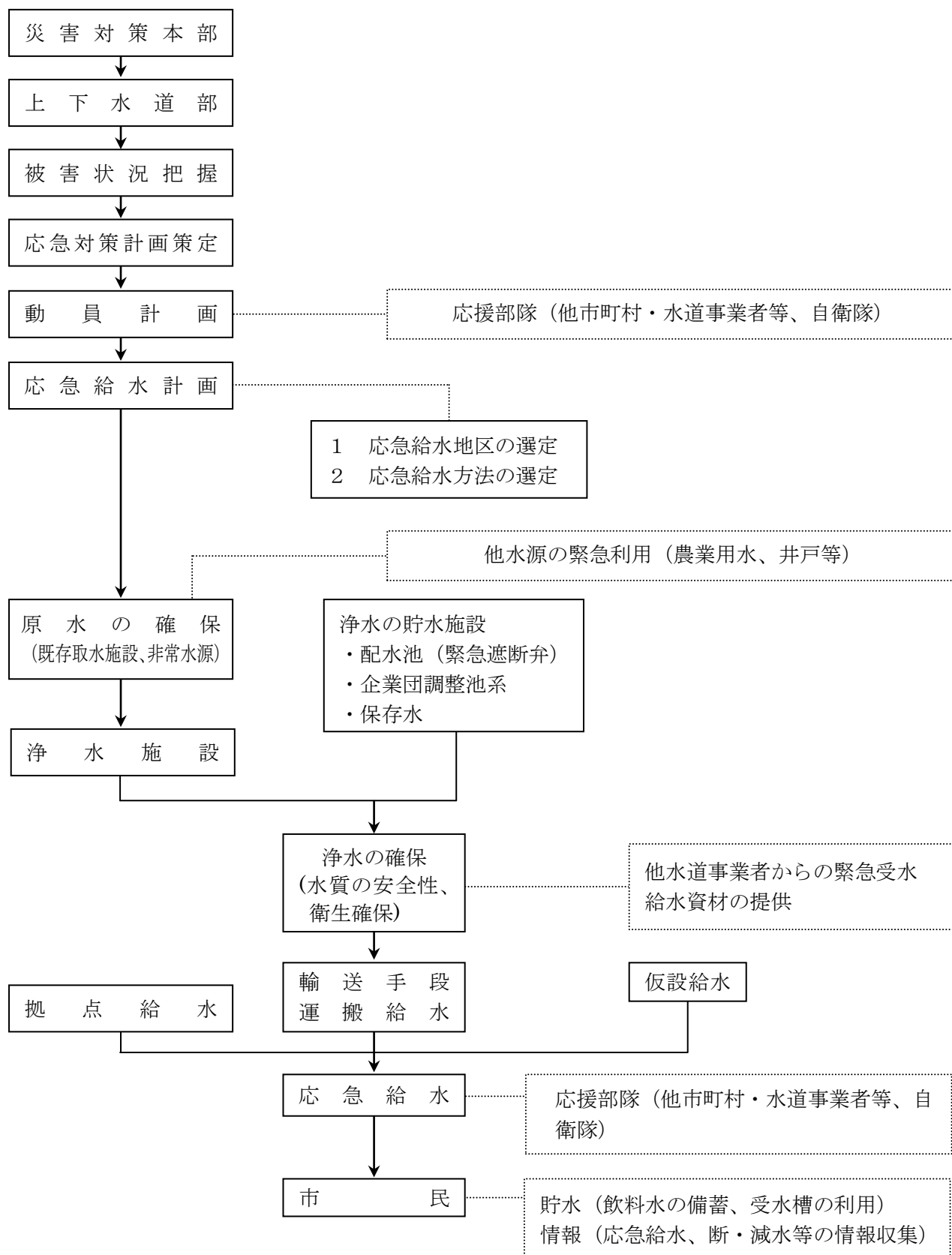
管路については、河川の出水による落橋に伴う断水、道路の決壊等による断水が想定される。

3 応急対策フロー図（応急給水及び応急復旧対策の関係）

被害状況を迅速かつ的確に把握し、二次災害防止等の緊急措置を講じた上で、被害状況を的確に見積もり、応急給水と応急復旧を同時に立案し、相互に関連を保ちつつ実行する。



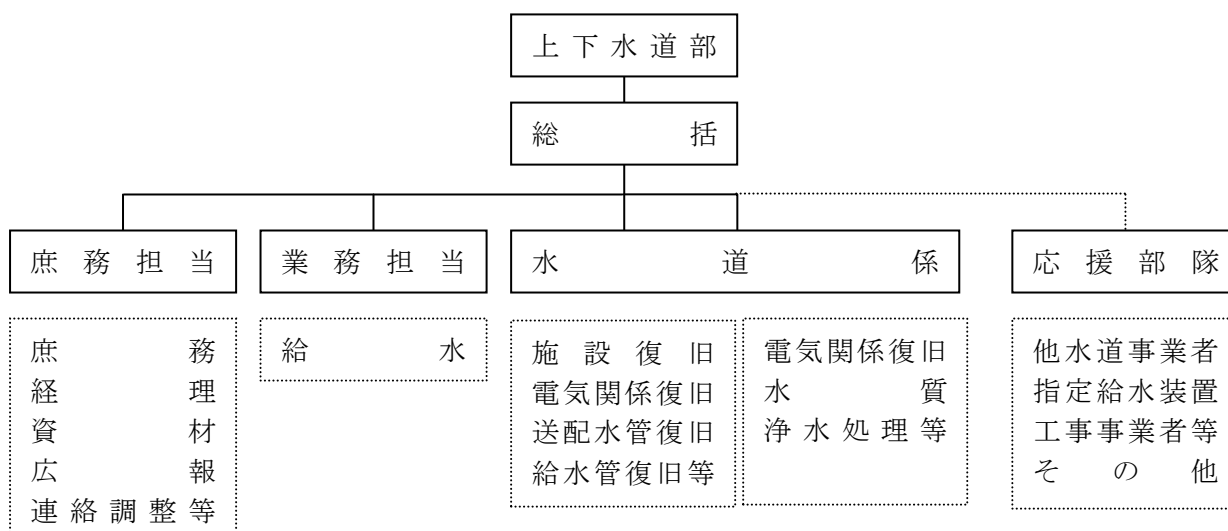
4 応急給水フロー図



5 実施体制、広域応援体制

市は、上下水道部を設け、関係機関との連絡調整を図りつつ、応急体制を組織し、指揮・情報連絡体制を確立する。

- (1) 給水車、給水タンク、仮設給水栓等により被災者に応急給水する。
- (2) 水質検査及び消毒を実施する。
- (3) 飲料水の確保は可能であるが、給水活動が困難であるので、上下水道部は速やかに県及び日本水道協会新潟県支部に応援を要請する。
- (4) 各係は、応援部隊等を的確に指揮する。



6 給水計画

市水道局は、事前に拠点給水所等を設定し、優先的給水所の選定と順位付けを行う計画を定める。災害発生時には、必要な情報を収集し、速やかに給水所、給水方法等を決定し、円滑な給水活動が実施できるよう自主防災組織、自治会等との協力体制を確保する。

(1) 目標水準

第1段階：災害後3日間は、生命維持に必要な水量として1人1日30程度給水する。

第2段階：災害後1週間は、炊事、洗面等の生活用水を含め1人1日20～300程度を給水する。
(運搬給水と仮設給水栓の併用)

第3段階：災害後2週間は、炊事、洗面、洗濯等の生活用水を含め1人1日30～400程度を給水する。(主に仮設給水栓で対応、一部地域では運搬給水)

(2) 優先給水所

医療施設、避難所、福祉施設等へ優先的に給水できるよう計画する。

(3) 拠点給水所

ア 配水池附近の基幹配水管、給水施設を設けて、給水できるよう計画する。

イ 必要に応じ、ろ水器を稼働し、給水基地を設営して給水する。(自衛隊に依頼)

(4) 運搬給水

ア 給水車、給水タンク搭載車等により飲料水を被災地に運搬し、給水する。

イ 混乱期の応急給水は、運搬給水とし、指定給水装置工事事業者及び日本水道協会新潟県支部の給水車等の応援を得ながら行う。

ウ 運搬手段は、給水車及び容器等を確保し、運搬車及び人員を確保する。

なお、乗員は1台に2人とし、1日に3往復することとする。

また、水質管理については、村上地域振興局健康福祉部（村上保健所）の指導を得ながら的確に行う。

(5) 仮設給水

ア 応急復旧した水道管に仮設給水栓を設置して給水する。

イ 隣接市町村からの管接続による仮設給水を検討する。

(6) 受水槽等による給水

受水槽内の保有水は、貴重な飲料水であるので災害時には、利用方法を検討する。

(7) 飲料水の衛生確保

残留塩素濃度を測定し、適切に消毒されていることを確認する。

7 緊急対策

(1) 被害調査及び緊急措置

災害発生と同時に各施設の被害状況を把握し、配水池の仕切弁を操作して保有水を確保するとともに、二次災害の発生防止措置を行う。

また、本部の指示を受け、緊急給水に関する給水場所等の広報を実施する。

(2) 緊急給水

前項6 給水計画に従い、緊急給水を行う。

8 住民等への広報、情報連絡体制

市及び上下水道部は、相互連絡体制を確立するとともに、住民等へ断水・減水の状況、給水計画、復旧計画、飲料水の衛生対策等の広報を行う。

9 飲料水及び給水資機材の確保

上下水道部は、日本水道協会新潟県支部と連携を取り、十分な飲料水及び給水資材を確保する。

(1) 飲料水の確保

ア 緊急遮断弁を設備した配水池等で飲料水を確保する。

イ 災害を免れた水道施設等を稼動し、飲料水を確保する。

ウ 保存している飲料水の備蓄状況等を確認し、県へ応援要請する。

(2) 給水資材の確保

上下水道部は、確保している給水資材が皆無に近い状態であるので、日本水道協会新潟県支部等の支援を受け十分な給水資材を確保する。

第21節 食料供給計画

担当：情報総括部、福祉部、教育部

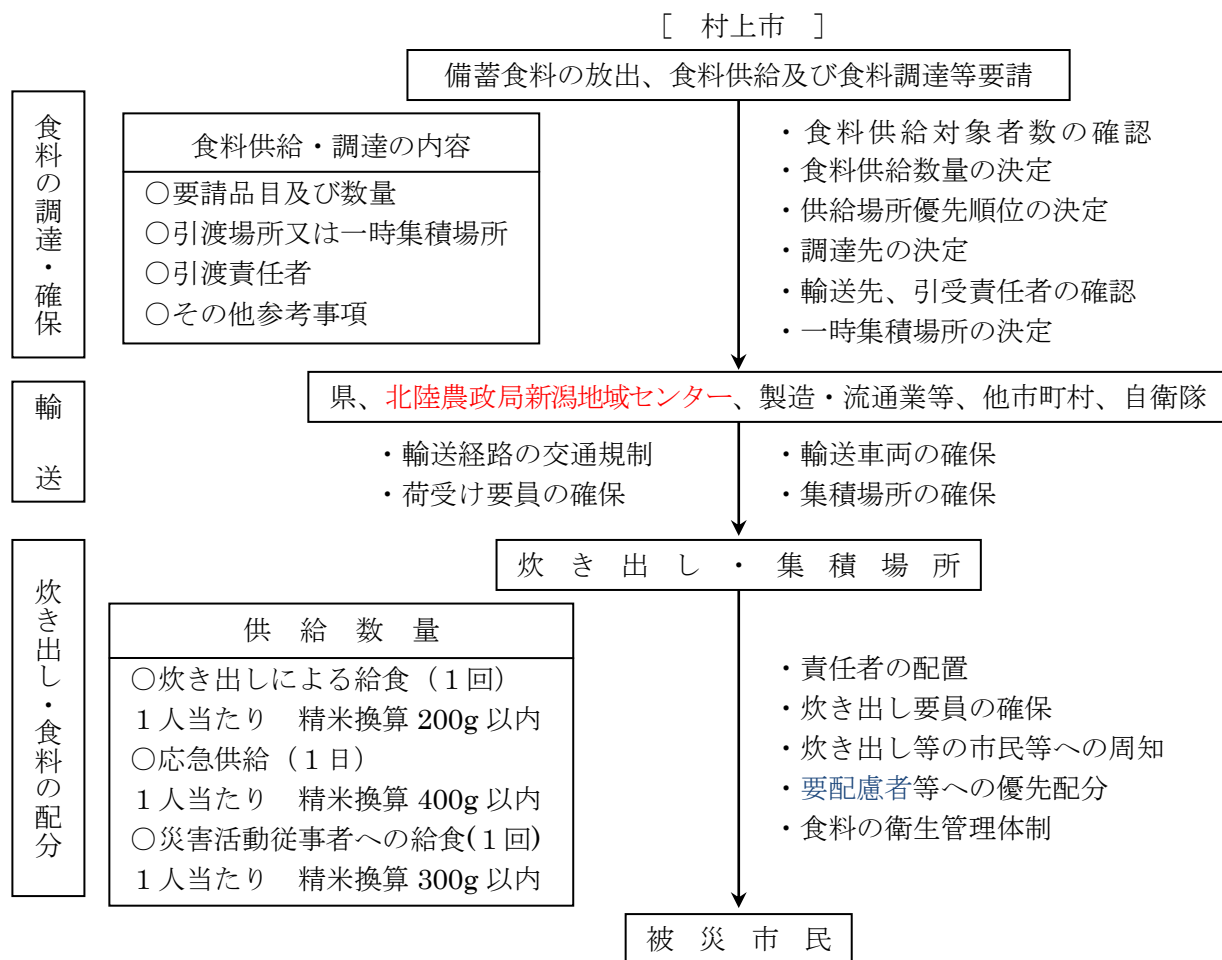
1 計画の方針

市は、災害時においては、この計画に基づき、県、防災関係機関との相互連携とその協力を得て、食料の確保と供給を迅速かつ的確に実施する。

2 実施責任者

市長は、災害のため食料の供給、販売機構等が麻ひし、混乱し、あるいは住宅被害等により自宅で炊飯等ができず日常の食事に支障を来している被災者、又は住家等に被害を受け一時縁故先に避難する者、及び災害の現場で防災作業に従事している者に対して、炊き出し等により必要な食料を供給し、一時的に被災者及び防災業務従事者の食生活を確保する。ただし、災害の規模及び状況により必要な食料の供給ができない場合は、県又は他の市町村に応援を求める。

3 食料調達・供給フロー図



※食料供給対象者

- ・避難所に収容及び避難した者
- ・住家の被害によって炊事のできない者
- ・旅行者等であって、食料の持参又は調達のできないもの
- ・被害を受け、一時避難する者で、避難先に到達するまでの食料の持ち合わせのないもの
- ・被災地において災害活動に従事する者で食料の供給を必要とするもの

4 供給の方法

- (1) 市は、食料を供給するときは、避難所等ごとにそれぞれ責任者を定めて、供給させる。また、避難が長期化した場合、食事の提供から段階的に食材提供による自炊へと移行し、避難者の自立を促す。

なお、被災住民への食料の配分に当たっては、次の事項に留意する。

- ア 各避難所等における食料の受入確認及び需給の適正を図るための責任者の配置
- イ 住民への事前周知による公平な配分
- ウ 避難所の管理者及び自主防災組織と連絡を密にしながらの速やかな提供
- エ 要配慮者への優先配分
- オ 食物アレルギー、基礎疾患、乳児等への配慮

- (2) 炊き出しによる供給は、本節5「市の備蓄、調達及び配分等」の(5)により行う。
- (3) 副食物は、日常の副食物としている程度のもので、腐敗等のおそれのないものを供給する。
- (4) 市長は、直接食料を供給することが困難なため、米飯業者等に委託する場合は、数量基準等を明示する。
- (5) 応急用供給を実施するため、米穀を供給する場合は、災害応急用米穀供給台帳を作成し、台帳に記載、押印させる方法で行う。

供給月日	供給数量	供給価格	住 所	氏 名	印

5 市の備蓄、調達及び配分等

- (1) 被災者救援のため必要となる主な食料品例

- ア 米穀、パン、麺類（即席麺・そば・乾うどん）、飯缶、乾パン
- イ 乳児用ミルク、牛乳
- ウ 副食品（缶詰、漬物、佃煮、野菜）、調味料（味噌・醤油・塩・砂糖）
- エ その他容易に調達され、かつ、一時の代用品として供給できるもの

- (2) 物資等の備蓄計画

大規模災害により多数の被災者が発生した場合、飲料水、食料、生活必需品等生活関連物資や救出救助用資機材が必要となる。そこで、迅速・的確に被災者への支援を行うことができるよう、公的備蓄型・流通在庫備蓄型の両面から別表1（備蓄目標基準・備蓄する品目）に基づき物資の備蓄または供給協定を締結し整備する。備蓄に当たっては、下記の点にも留意する。

- ア 公的備蓄のための備蓄倉庫の整備

※発災時に迅速な供給を行えるよう、可能な限り地区毎に分散して備蓄倉庫を整備する。

その際、水害等の危険性がないよう十分配慮する。

- イ 流通在庫備蓄のための協定等の締結

- ウ 季節性、地域特性に配慮した備蓄（ストーブ、扇風機等）

- エ 在宅要配慮者に配慮した備蓄（粉ミルク、おむつ、食しやすい食品、車イス等）

- オ 集団生活に配慮した備蓄（プライバシーの確保のための仕切り板等）

- カ 時間の経過を考慮した備蓄

（避難生活が長期化した場合に備えた生鮮食料品等の流通在庫備蓄体制の整備等）

- キ 避難所等防災拠点を考慮した備蓄

別表1 <備蓄目標基準・備蓄する品目>

- ・避難者想定 人口 66,000 人×12%≒8,000 人とする。
- ・市の備蓄目標

備蓄主体		目標備蓄量（現物備蓄・流通備蓄含む）		
		食糧	飲料水（2ℓ）	毛布
自助 共助	家庭・自治会 自主防災組織	発生初日 3食分	1人 1本	1人 1枚
公助	市 （流通備蓄含む）	4～5食目 2食分 16,500食 （2500食/1万人）	5,280本 （800本/1万人）	1,980枚 （300枚/1万人）
	県・他市町村	6～8食目 3食分		
	県外	3日目以降		

※備蓄割合は H17. 10 に新潟県防災局で示された市町村備蓄目標量により算定

(3) 調達

- ア 民間から調達する場合は、あらかじめ定めた調達先とする。
- イ 市のみでは十分な調達ができない場合は、本節 7 関係機関の連携による広域応援体制により、県又は他の市町村に調達又は供給を要請する。
- ウ 調達又は供給が円滑に行われるよう、あらかじめ民間又は他の市町村との協定等の締結に努める。

(4) 集積場所の設置等

ア 集積場所

集積場所は、村上市民ふれあいセンター及び各支所指定場所とする。ただし、被災地域、被害状況、避難者状況等によっては、集積に適切な市施設等を適宜指定することができる。

イ 供給拠点

避難所に避難している被災者への配分は、当該避難所において実施し、避難所に避難していない被災者への配分は、被災地域内の拠点避難所及び指定避難所を供給の拠点として実施する。

ウ 輸送

市有車両のみでは輸送車両が確保できない場合は、貨物輸送事業者及び新潟県トラック協会への応援を要請する。

また、民間事業者からの調達物資は、できる限り、その調達先に車両配送を依頼する。

(5) 炊き出し

市が炊き出しを実施する場合は、次により行う。

- ア 炊き出しは、原則として既存の学校給食調理場及び保育園の被害状況を把握し、使用可能な施設を利用して行う。
- イ 市においてアの炊き出しが困難なとき又は不十分なときは、民間業者から調達するとともに、被災していない近隣の市町村及び県からの救援を求める。
- ウ 炊き出し及び供給要員が不足する場合は、ボランティアの活用を図るとともに、日本赤十字社又は県等に、日赤奉仕団、自衛隊等の災害派遣を要請する。

6 県の供給

市から応援要請のあった場合又は必要と認めた場合は、県は、あらかじめ定められた計画に基づき、速やかに食料を供給する。

7 関係機関の連携による広域応援体制

(1) 隣接市町村等への要請

ア 市は、必要な食料の調達及び供給ができない場合は、応援協定締結市町村及びその他の市町村に応援を要請する。

イ 応援要請をするときは、次の事項を明示して行う。

(ア) 食料の応援要請

品目、数量、引渡期日、引渡場所その他参考事項等

(イ) 炊き出し用具等の応援要請

人員、器具、数量、期間、場所その他参考事項等

(2) 県（危機対策課）への要請

市は、隣接市町村等の応援を得てもなお十分に食料の調達及び供給ができない場合は、前(1)ーイの事項を明示し、県に応援を要請する。

8 災害救助法が適用された場合の食料の供給基準

(1) 供給対象者は、次に掲げる者とする。

ア 避難所に収容及び避難した者

イ 住家の被害によって、炊事のできない者

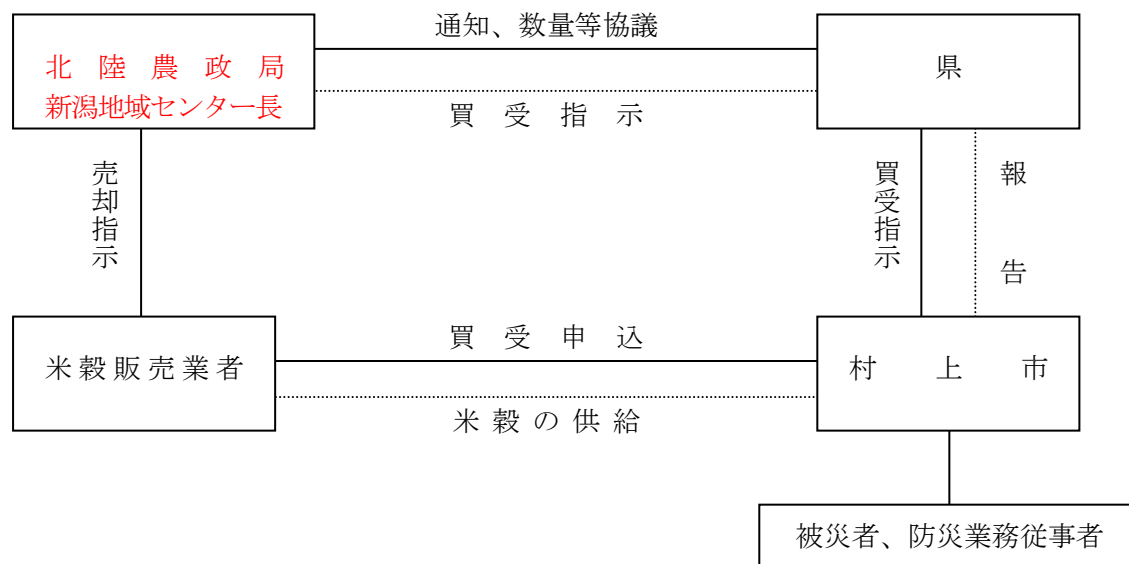
ウ 旅行者等にあつて、食料の持参又は調達のできない者

エ 被害を受け、一時避難する者で、避難先に到達するまでの食料の持ち合わせのない者

(2) 適用基準等については、炊き出しその他による食品の供給の対象となる者、基準額、期間等は、災害救助法施行細則（昭和35年新潟県規則第30号）第5条で定められている。

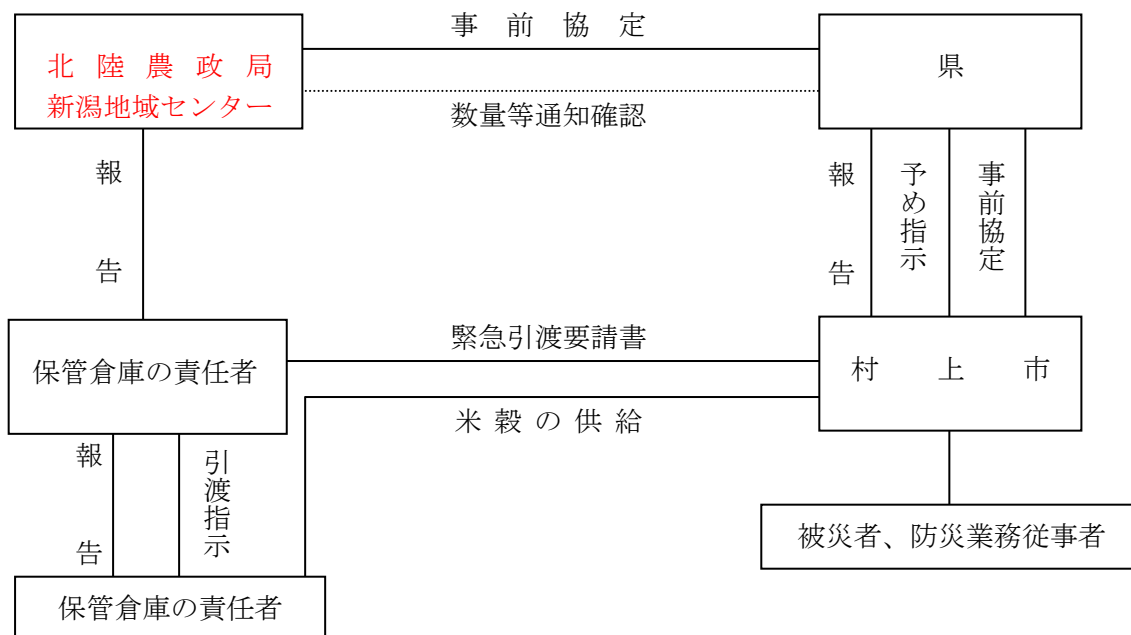
9 応援米穀の供給系統図

(1) 応急供給を行うため、県が取扱者を指定し、その者に応急供給を実施させる場合

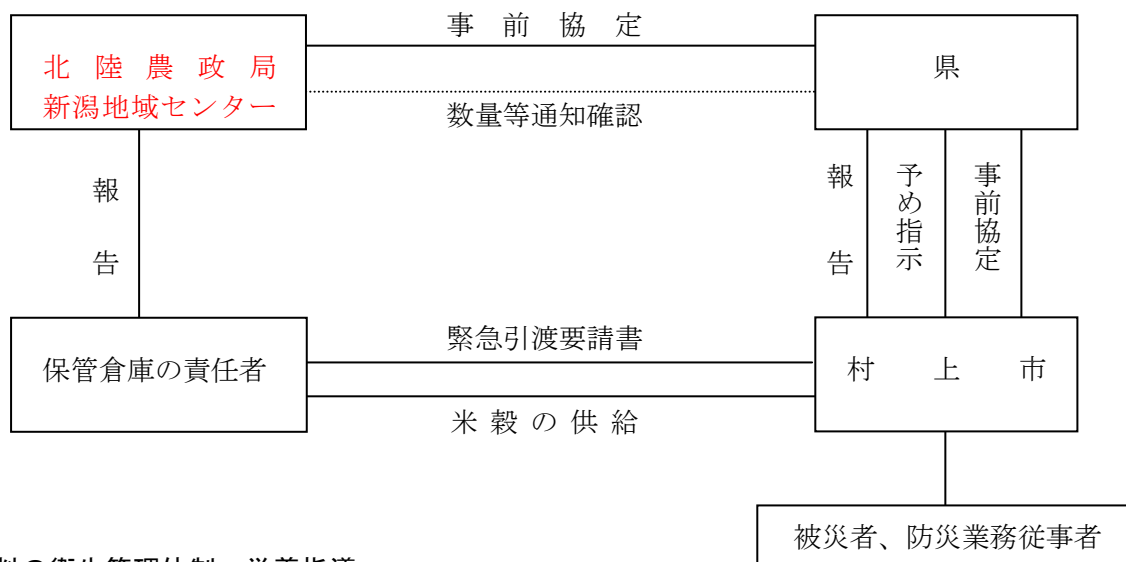


(2) 災害救助法が適用され、交通、通信が長期間途絶して市長が自ら供給を実施する場合

ア 市長から新潟農政事務所長等に対して、緊急の引渡しを要請する場合



イ 市長から保管倉庫の責任者に対して、緊急の引渡しを直接要請する場合



10 食料の衛生管理体制、栄養指導

食料の衛生管理体制及び栄養指導については、第4章第15節「防疫及び保健衛生計画」の「8 食品衛生確保対策」、「9 災害時栄養指導対策」による。

11 積雪期における対策

(1) 輸送経路の確保

市及び県は、供給物資の輸送を円滑に行うため、輸送経路の除雪等に万全を期す。

(2) 集積場所の確保

市及び県は、降雪期における集積場所の確保のため屋内施設の手当て等、必要な措置を執る。

12 備蓄に関する住民への普及啓発

(1) 市民、企業等事業所等に対し、備蓄の重要性及び、災害時の食糧・物資の供給計画について、普及啓発する。

(2) 防災訓練に際して、地域住民と共に避難所の備蓄物資の確認及び使用配付の訓練を行う。

第22節 生活必需品供給計画

担当：情報総括部、市民部、福祉部

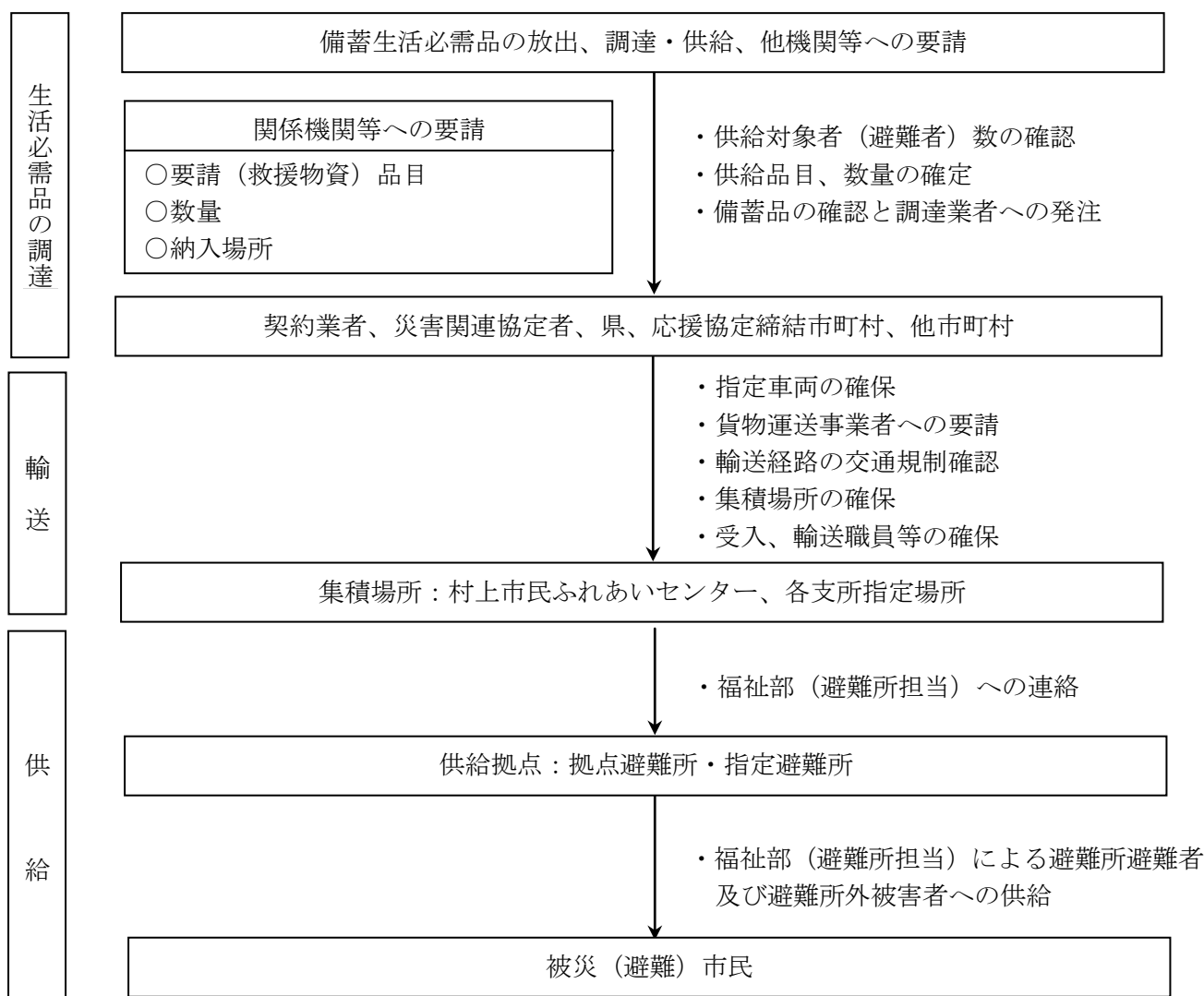
1 計画の方針

災害時においては、家屋の流失や損壊、床上浸水等により、被服、寝具その他の生活必需品を喪失し、又は損傷した被災者の発生が予想される。

市は、災害時においては、この計画に基づき、県及び防災関係機関との相互連携とその協力を得て、生活必需品の確保と供給を迅速かつ的確に実施する。

また、女性の視点に立った支援物資の備蓄・供給（生理用品など）等の取り組みを一層推進する。

2 生活必需品調達・供給フロー図



3 実施体制及び実施責任者

(1) 実施体制

市は、災害時においては、被災者の生活必需品の確保に努めるものとし、生活必需品が確保できないときは、県及び他市町村に対して応援を要請する。

(2) 実施責任者

市は、災害によって住家に被害を受け、日常生活に欠くことのできない生活必需品を喪失し、若しくは損傷し、又は災害により地域における物資の販売・供給の混乱により、生活必需品を直ちに入手できずに日常生活を営むことが困難な者に対して、一時的に生活維持をするに必要な程度の生活必需品を供給して、応急保護の措置を執る。

4 生活必需品の供給対象者

生活必需品の供給対象者は、床上浸水等により住家に被害を受け、生活上必要な被服、寝具その他生活必需品を喪失し、又は損傷し、直ちに日常生活を営むことが困難な者とする。

※ 災害救助法が適用された場合の生活必需品の給与（貸与）基準

生活必需品等給与（貸与）の対象となる者、基準額、期間等は、災害救助法施行細則第5条で定められている。

5 生活必需品の種類

生活必需品の品目は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 寝具（毛布、布団等）
- (2) 被服（肌着等）
- (3) 炊事道具（鍋、炊飯器、包丁等）
- (4) 食器（茶碗、皿、箸等）
- (5) 保育用品（ほ乳瓶等）
- (6) 光熱器具・材料（マッチ、ろうそく、コンロ、液化石油ガス等）
- (7) 日用品（石鹸、タオル、ちり紙、歯ブラシ等）
- (8) 簡易（仮設）トイレ、紙おむつ、生理用品
- (9) 暖房器具、燃料

6 生活必需品の備蓄、調達

(1) 備蓄

ア 市は、大規模な災害が発生した場合を想定し、必要とされる生活必需品の備蓄に努める。

イ 備蓄に当たっては、供給の拠点となる拠点避難所及び指定避難所に備蓄するなど、計画的な分散備蓄に努める。

(2) 調達

ア 市は、災害により、4の生活必需品供給対象者が出たと認めるときは、避難所別避難者情報等により、必要となる生活必需品を計画的に調達・購入する。

イ 調達先は、災害関連協定先・単価契約物品契約業者及び調達可能な市内業者とする。

ウ 市のみでは十分な調達ができない場合は、本節8「広域応援体制」により県又は他の市町村に調達又は供給を要請する。

エ 調達又は供給が円滑に行われるよう、あらかじめ民間事業者又は他の市町村との協定等の締結に努める。

(3) 配分

被災住民への生活必需品の配分に当たっては、次の事項に留意する。

ア 各避難所等における受入確認及び需給の適正を図るための責任者の配置

イ 住民への事前周知等による公平な配分

ウ **要配慮者**への優先的配分

エ 各避難所で希望を取りまとめて必要とする生活必需品の配分に努める。

(4) 人員の確保

被災住民への生活必需品の配分に当たって人員が不足する場合は、ボランティアの活用を図るとともに、日本赤十字社新潟県支部又は県等に対し、日赤奉仕団、自衛隊等の災害派遣を要請する。

7 集積場所の設置等

(1) 集積場所

集積場所は、村上市民ふれあいセンター及び各支所指定場所とする。ただし、被災地域、被害状況、避難者状況等によっては、集積に適切な市施設等を適宜指定することができる。

(2) 供給拠点

避難所に避難している被災者への配分は、当該避難所において実施し、避難所に避難していない被災者への配分は、被災地域内の拠点避難所及び指定避難所を供給の拠点として実施する。

(3) 輸送

市有車両のみでは輸送車両が確保できない場合は、貨物輸送事業者及び新潟県トラック協会への応援を要請する。

また、民間事業者からの調達物資は、できる限り、その調達先に車両配送を依頼する。

8 広域応援体制

(1) 市→隣接市町村等への要請

ア 市は、必要な生活必需品の調達及び供給ができない場合は、応援協定締結市町村及びその他の市町村に応援を要請する。

イ 応援要請をするときは、次の事項を明示して行う。

- (ア) 品目別の調達要請量（自己の調達可能量と他市町村への調達要請の有無及び調達見込量）
- (イ) 引き受ける場所及び引受責任者
- (ウ) 連絡課及び連絡責任者
- (エ) 荷役作業員の派遣の必要の有無
- (オ) その他参考事項

(2) 市→県（県防災局）への要請

市は、隣接市町村等の応援を得てしてもなお十分に生活必需品の調達及び供給ができない場合は、前(1)ーイの事項を明示し、県に応援を要請する。

9 生活必需品の強制確保

市は、県知事及び関東経済産業局長に、物資の生産、集積又は販売を業とする者に対し、その取り扱う物資の適正な価格による供給を指導するよう要請する。

10 積雪期における対策

(1) 輸送経路の確保

市及び県は、供給物資の輸送を円滑に行うため、各道路管理者相互の緊密な連携の下に、輸送経路の除雪等に万全を期す。

(2) 集積場所の確保

市及び県は、降雪期における集積場所の確保のため屋内施設の手当て等、必要な措置を執る。

(3) 被災者の寒冷対策

寒冷期対策として、寝具、被服、発熱、保温品等に留意する。

第23節 要配慮者の応急対策計画

担当：情報総括部、福祉部

1 計画の方針

災害時に必要な情報の把握が困難であったり、自らの行動等に制約があったりする要配慮者の安全や心身の健康状態に特段の配慮を行いながら、避難からその後の生活までの各段階においてニーズに応じたきめ細やかな支援策を講じていく。

県、市等の行政と日ごろ要配慮者の身近にいる地域住民、自主防災組織、関係団体並びに社会福祉施設、医療施設等（以下「社会福祉施設等」という。）との協働の下に支援を行う。

2 各主体の責務

(1) 県の責務

県は、市からの情報収集に努め、必要に応じて関係職員等の派遣を行うとともに、国や防災関係機関と協働して、市、介護保険事業者、社会福祉施設等の活動を支援する。

また、市が行う外国人、視覚・聴覚障がい者等の情報弱者への情報提供を支援する。

(2) 市の責務

市は、災害発生直後は、地域住民、介護保険事業者、社会福祉施設等の協力を得て、要配慮者の安全を確保する。また、平時より、防災関係機関、自治会、自主防災組織等と連携協力し要配慮者情報を共有し、要配慮者の安否確認を迅速に行う。

避難後は、要配慮者支援の窓口となって、県、地域住民、介護保険事業者、社会福祉施設等との調整を行い、地域社会全体で要配慮者の安全確保を図る。

また、外国人、視覚・聴覚障がい者等の情報弱者に対し、適切な情報提供を行う。

(3) 介護保険事業者及び社会福祉施設等の責務

介護保険事業者及び社会福祉施設等の管理者は、施設内の要配慮者の安全確保を図るとともに、市、防災関係機関等の協力を得て、施設外の要配慮者の安全確保に努める。

(4) 企業等の責務

要配慮者を雇用している企業及び関係団体は、要配慮者を優先的に避難誘導し、安否確認を迅速に行う。

(5) 外国人雇用企業及び国際交流関係団体の責務

外国人雇用企業及び市国際交流協会等関係団体は、県や市の協力を得て、外国人の安否確認、災害情報の提供、相談等の支援活動を行う。

(6) 地域住民、自治会、自主防災組織等の責務

地域住民、自治会、自主防災組織等は、市、防災関係機関、介護保険事業者、社会福祉施設等と協働して、個別避難計画に基づき、地域社会全体で要配慮者の避難誘導、安全確保に努める。

(7) 要配慮者及び保護責任者の責務

要配慮者及び保護責任者は、情報収集に努めるとともに、早めの避難行動開始に努める。

3 要配慮者対策班の設置

市は、災害発生後、要配慮者の安否情報の収集、ケア等について、一元的に総合調整するため、福祉部を中心とした横断的な組織として「要配慮者対策班」を設置し、要配慮者の避難支援を行う。この場合、必要に応じ、市は、県に対し職員の派遣を要請する。

4 要配慮者のニーズに即した情報の提供

災害発生時に速やかに必要な情報を提供することが、要配慮者の避難等を容易にすることから、市は、災害の状況、住民等の執るべき措置などを、同報系防災行政無線、ケーブルテレビ、メール配信

サービス、掲示板、広報紙等の様々な情報伝達手段により、速やかに情報提供ができるよう努める。
また、**要配慮者**が必要とする情報は、災害の発生から時間の経過とともに変化していくため、**要配慮者**のニーズに即した情報を提供できる体制についても整備する。

5 避難支援

要配慮者の避難に際しては、**避難行動要支援者**名簿を基に、民生委員、自主防災組織、自治会等を始めとする地域で協力し合いながら支援する。

6 避難所、福祉避難所の設置・運営

市は、非常配備基準に基づき拠点避難所及び指定避難所を開設し、避難準備情報により早めに避難してくる**要配慮者**の受入体制を整えておく。

また、特別な配慮を要する**要配慮者**が、身体介護や医療相談等の必要な生活支援が受けられるなど、安心して生活できる体制を整備した避難所を福祉避難所として確保するように努める。

市及び村上地域振興局健康福祉部（**村上保健所**）は、保健師やヘルパー等を避難所等に派遣し、民生委員、**区長**等の協力を得て被災状況を確認する。

なお、**要配慮者**の把握に対する報告書は、障害別に記入し、設置された**要配慮者**対策班に提出するものとし、発災後24時間以内に把握できるよう努める。また、対策班等においては、報告書により他の地域から避難した人の連絡調整に努める。

〔確認事項〕

- ア 要援護対象者の確認（避難所にいないときは、自宅の確認もする。）
- イ 介護者が災害によって介護できなくなっている**要配慮者**の確認
- ウ 保護者を災害によって亡くし、**要配慮者**となっている乳幼児の確認
- エ 日本語が話せない外国人や身寄りのない外国人の確認

7 福祉・保健対策

(1) 巡回相談等の実施

市及び村上地域振興局健康福祉部（**村上保健所**）は、**要配慮者**の被災状況、避難生活上のニーズ把握等のため、避難所及び自宅等の**要配慮者**に対する定期又は臨時の巡回福祉相談・保健指導等を実施し、必要な措置を講じる。

(2) 被災した**要配慮者**の措置

市及び村上地域振興局健康福祉部（**村上保健所**）は、被災した**要配慮者**の措置について、避難所での介護、施設への緊急入所、自宅での介護、身内による引取り等連絡調整に努める。

また、適切な介護ボランティアの手配を行い、継続したマンパワーの確保とボランティア等による生活情報の提供に努める。

(3) 避難生活状況の確認及び相談指導の実施

市は、村上地域振興局健康福祉部（**村上保健所**）が編成する巡回保健チームと連携し、**要配慮者**の避難生活状況について、避難所、施設、自宅、身内のいかなを問わず、定期的に確認し、正しい情報や適切なマンパワーの提供がなされているか等、生活環境、健康の管理に努める。

8 社会福祉入(通)所施設等における対策

(1) 発災直後の安否確認と安全確認

施設長は、直ちに職員による防災活動隊を編成し、入所者の安否確認と施設の安全確認を行わせ、入所者を安心させるよう努める。また、救助が必要な人を発見した場合は、直ちに救助活動を行い、必要に応じて救助の依頼を行う。

(2) 避難所の確保と避難誘導

施設長は、避難所について施設の被災状況により、屋内外のいずれか適切な場所を判断し、施設の防災計画に基づき避難誘導を行う。特に、夜間及び休日における避難に当たっては、地域の住民や自主防災組織の協力を得られるよう努める。

(3) 被災報告等

施設長は、入所者及び施設の被災状況を関係機関に報告し、必要な措置を依頼する。また、保護者に連絡を取り、可能な人には協力を依頼する。

(4) 施設使用が不能な場合の措置

市及び県は、被災施設から緊急入所の依頼があった場合、被災を受けなかった施設との連絡調整に努め、入所可能施設情報の提供を行う。また、受入施設におけるマンパワーの確保に努める。

(5) 避難生活状況の確認

施設長は、自宅及び緊急入所施設での避難生活状況について定期的に確認し、関係機関に経過報告を行う。

9 施設の応急確保措置

(1) 入(通)所者の応急保護の場所については、次の事項に注意して確保する。

- ア 被災をまぬがれた近隣施設の利用
- イ 最寄りの公共施設、寺院等の利用
- ウ プレハブ等による仮設施設の設置

(2) 入(通)所者の保護に当たっては、次の事項に配慮する。

- ア 医療及び保健衛生に対する措置
- イ 衣料、食料等の確保
- ウ 家族等への連絡体制の確立
- エ 入(通)所に伴う安全確保対策
- オ 臨時施設開設等に伴う職員の確保

10 外国人等に対する対策

市は、国際交流関係団体の協力を得て、被災した外国人等の把握に努めるとともに、外国語による情報提供を行う。

11 広域応援の要請

市は、被災が著しく、市だけでは要配慮者の応急対策について体制の確保ができない場合、県及び広域相互応援協定を締結している市町村等に対して応援を要請する。

12 積雪期の対応

(1) 在宅者における対応

市は、関係機関の協力を得て、介護を要する在宅者世帯及び介護者が高齢者又は高齢者だけの世帯に対し、雪下ろしや除雪に対し災害時に対応できる手立てに努める。

(2) 施設における対応

社会福祉施設等は、避難場所、避難経路の確保のため適時除雪に努める。これに対し、市及び県は協力し、災害時に対応できるよう安全の確保に努める。

第24節 文教施設における応急対策計画

担当：教育部、情報総括部

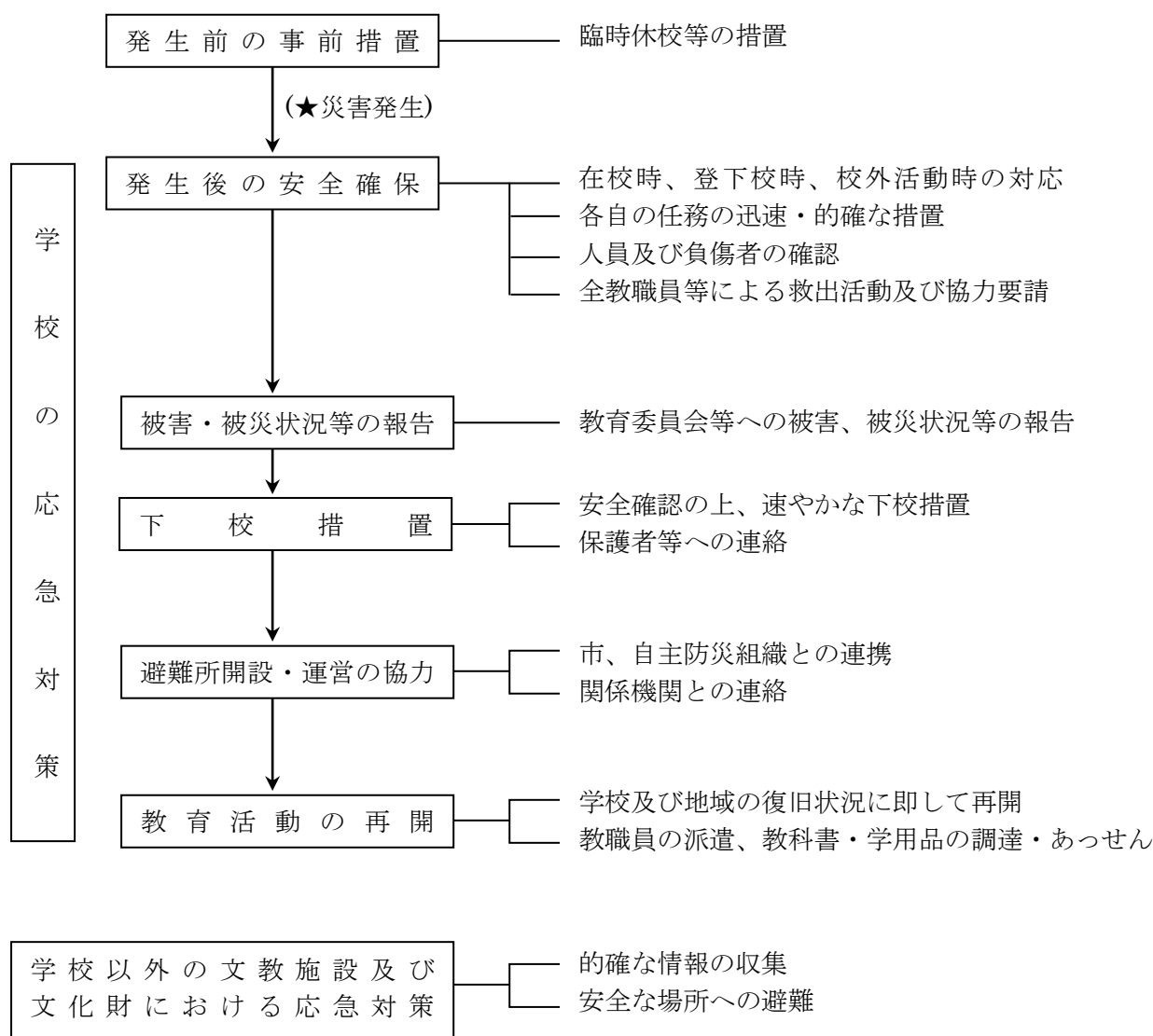
1 計画の方針

大規模な災害が発生した場合は、学校を始めとする文教施設の管理者は、学校防災計画及び各施設の防災計画の定めるところにより、園児・児童生徒、教職員、入館者及び施設利用者等の安全確保のほか、施設災害等に対する迅速な対応を図る。

2 実施責任者

市及び教育委員会は、学校等市立文教施設の応急対策及び応急教育を実施する。

3 文教施設における災害応急対策フロー図



4 学校の災害応急対策

(1) 発生前の事前措置

ア 気象情報等により風水害等の災害発生が予測される場合の措置

(ア) 教育委員会及び校長は、臨時休校や授業短縮による一斉下校等の措置を執り、児童生徒が家庭で保護者と一緒に居られるよう配慮すること。

(イ) 校長は、日頃から、幼児・児童生徒の緊急連絡先の整理及び災害時における幼児・児童生徒の保護者への引き渡し方法等について、文書で通知しておくこと。

イ 校外活動中に風水害等の災害発生が予測される事態となった場合の措置

(ア) 引率教職員は、活動を中止し学校に連絡を取り、児童生徒を安全に帰校させること。

(イ) 交通混乱等により直ちに帰校することが困難な場合は、児童生徒の安全を確保した上、学校に連絡し、校長等と協議して関係機関に協力を要請するなど臨機の対応を行うこと。

ウ 事前措置の報告

校長は、臨時休校・一斉下校等の措置を決定した場合、市教育委員会に報告する。それを受けた市教育委員会は、県教育委員会へ報告すること。

(2) 発生直後の安全確保

教職員は、災害発生直後における幼児・児童生徒の行動について、日ごろから十分に指導しておくとともに、安全確保のため適切な指示を与える。

ア 在校時に発生した場合の措置

(ア) 避難誘導

a 避難経路に基づき、幼児・児童生徒を安全な場所（校庭等）に避難させること。

b PTAや上級生等が避難誘導するよう、日ごろから避難誘導體制の整備を図っておくこと。

(イ) 安全確認

a 学級担任は、速やかに人員や負傷者を確認して、学年主任、教頭、校長の手順で報告すること。

b 火災が発生した場合及び重傷者、生き埋め者、行方不明者等がいる場合は、直ちに消防署に通報するとともに、適切な方法により初期消火、救出・搜索作業を行うこと。

c 保健主事・養護教諭を中心に、教職員、児童生徒による救護体制が編成できるよう日ごろから訓練を実施しておくこと。

d 学校医と災害時における協力について、連携を深めておくこと。

イ 登下校時に発生した場合の措置

(ア) 避難誘導

登下校中の災害発生に備えて、PTAと連携して児童生徒の交通手段を把握し、通学路における危険箇所（ブロック塀、狭い道路等）の事前点検及び避難場所の周知を図っておくこと。

(イ) 安全確認

a 登下校中の児童生徒の内、学校へ避難してきた者は直ちに学校で保護し、確認の上保護者に連絡すること。

b 避難してきた児童生徒から状況を聞き取り、災害に巻き込まれ遭難した児童生徒の情報を得たときは、直ちに消防・警察等に通報するとともに、現場へ教職員を派遣して状況を確認すること。

ウ 勤務時間外に発生した場合の措置

(ア) 校長及び学校防災計画であらかじめ指定された教職員は、直ちに登校し、学校施設の被災状況を調査する。

(イ) 施設が被災しているときは、直ちに応急措置を行い、被害の拡大防止に努めること。

(ウ) 児童生徒の自宅に連絡を取るなどして安否を確認し、災害の状況及び施設の被災状況等を考慮した上で休校等の措置を検討すること。

(3) 災害情報の収集

教職員は、ラジオ、テレビ等報道機関の風水害等の災害情報を収集するとともに、関係機関（市教育委員会、村上警察署、市消防本部等）と連絡を取り、新しい情報把握に努めること。

(4) 被害・被災状況の報告

校長等は、速やかに被害・被災状況（幼児・児童生徒、教職員、施設、設備）等を調査し、その結果を直ちに市教育委員会等へ報告すること。市教育委員会はその結果を集約し、県教育委員会に報告すること。（この報告は、人的・物的被害の有無にかかわらず必ず行う。）

(5) 下校措置

ア 児童生徒の在校時に災害が発生した場合、校長は、帰宅経路等の安全確認ができた上で速やかに児童生徒を下校させること。

イ 下校措置に当たっては、中学生は集団下校又は学校での保護者への直接引き渡し、小学校以下及び特別支援学級の生徒については、教職員による引率又は学校での保護者への直接引き渡しにより、安全を確保すること。

ウ 園児、児童については、できる限り緊急時連絡先に連絡を取り、保護者に迎えに来てもらうこととする。連絡が取れない場合は、連絡が取れるまで避難場所に待機させること。

(6) 避難所開設、運営の協力

ア 避難所運営の協力

校長は、市から指示があったとき若しくは近隣住民等が学校に避難してきたときは、学校を避難所として開放し、その運営に積極的に協力すること。

イ 教職員の基本的役割

教職員は、行政職員が出動困難な場合の初動体制時における避難所初期対応や避難所施設管理者としての基本的な指示や協力を行うこと。

校長…施設管理者として、自主防災組織の代表者等と連携して避難所運営を支援する。
教頭…校長の命を受け、避難所や自主防災組織との連絡・調整や教職員への具体的な指示を行う。

主幹教諭、教諭等…校長等の指揮の下で、避難者との対応等、避難所運営を支援する。

養護教諭…学校医と連絡を取り、避難所での救援活動を支援する。

栄養教諭・学校栄養職員等…学校の調理施設等を利用した炊き出しに協力する。

事務職員等…行政当局との情報連絡、学校施設のライフライン確保に当たる。

ウ 校舎等を避難場所として使用する場合の注意

(ア) 校長室、職員室、保健室、放送室、理科室、図書室、コンピュータ室には、避難者を入室させないこと。

(イ) 要配慮者は、条件が良好な部屋を使用できるよう配慮すること。

(ウ) 障がい者等特別な介護が必要な避難者がいる場合は、当人の希望を確認した上で関係機関に連絡し、必要に応じ介護員の派遣や施設への一時入所を依頼すること。

(7) 教育活動の再開

ア 校長の対応

(ア) 校長は、学校及び地域の復旧状況を考慮しながら、速やかな教育活動の再開に努めること。

(イ) 校舎の被害が甚大な場合は、学年合同授業、二部授業又は地域の公共施設等を利用した分散授業を行うこと。

イ 教育委員会の対応

県、市教育委員会は、教育活動を速やかに再開するため、教職員の派遣、教科書、学用品の調達・あっせんを行うこと。

5 学校給食の応急対策

- (1) 給食施設、原材料の不足等のため、平常の給食が実施できない場合にも、パン、牛乳等の給食を実施するよう努めること。
- (2) 原材料又はパン、牛乳等の補給が困難な場合は、市教育委員会は県教育委員会に連絡し、その指示を受け、物資の調達を図り実施すること。
- (3) 給食施設が被災者用炊き出し施設に利用される場合は、学校給食と被災者用炊き出しとの調整に配慮すること。

6 学校保健安全対策

- (1) 校長は、欠席児童生徒の家庭訪問等を行うことにより、事故、疾病の状況を把握すること。
- (2) 学校内において、特に伝染病又は食中毒が発生した場合には、村上地域振興局健康福祉部（村上保健所）に連絡し、その判断に基づき給食の停止、休校等の適宜な措置を執るとともに、その旨を県教育委員会に報告すること。
- (3) 学校内及び通学中の事故防止について、万全を期すること。

7 学校以外の文教施設等の応急対策

各施設の管理者は、各施設の防災計画の定めるところにより、人命の安全確保及び施設等の保全を図るとともに、応急対策を行い被害の軽減に努める。

主な留意点は、次のとおりとする。

- (1) 災害発生時は、施設の入館者又は利用者等の人命救助を第一として、避難誘導に努め、必要に応じて施設外の安全な場所へ避難させること。
- (2) 施設の入館者又は利用者等について、要救助者及び負傷者の有無を確認して、消防・警察等に通報するとともに、救急隊が到着するまでの間、全職員等により救助作業及び負傷者の手当等必要な措置を講じること。
- (3) ラジオ、テレビ等報道機関の災害情報を収集するとともに、関係機関と連絡を取り最新の情報把握に努めること。
- (4) 速やかに被害状況等を調査し、直ちに市教育委員会等へ報告するとともに、必要に応じて、直ちに被害拡大防止の措置を執ること。
- (5) 施設が避難所となった場合は、市及び自主防災組織等と連携して、避難所開設・運営に積極的に協力すること。

8 文化財の応急対策

- (1) 文化財、収蔵施設等の管理者は、入館者及び施設利用者の安全確保及び施設の保全を図るとともに、応急対策を行い被害の軽減に努める。
- (2) 地震発生直後は、入館者、施設利用者を安全な場所に避難誘導させる。
- (3) 負傷者の有無を確認し必要な措置を講ずる。
- (4) 報道機関の情報を収集し、関係機関と連絡をとり情報把握に努める。
- (5) 速やかに被害状況を把握し、市教育委員会へ報告する。
- (6) 当該施設が避難所にあてられた場合は、市及び地域の自主防災組織等と連携して、避難所の開設及び運営に協力する。
- (7) 市は文化財の被害状況を把握し、必要な応急措置を行うことにより被害の軽減に努める。また、消防機関は文化財の分布状況を予め把握し、地震火災時において消失のないよう措置する。
- (8) 文化財所有者は可能な限り被害状況の把握に努め、二次的倒壊・崩落を極力防止するために、危険のない範囲で、応急的措置を講ずるよう対応する。県及び市はそれを指導・助言するとともに、可能な限りの支援を行う。

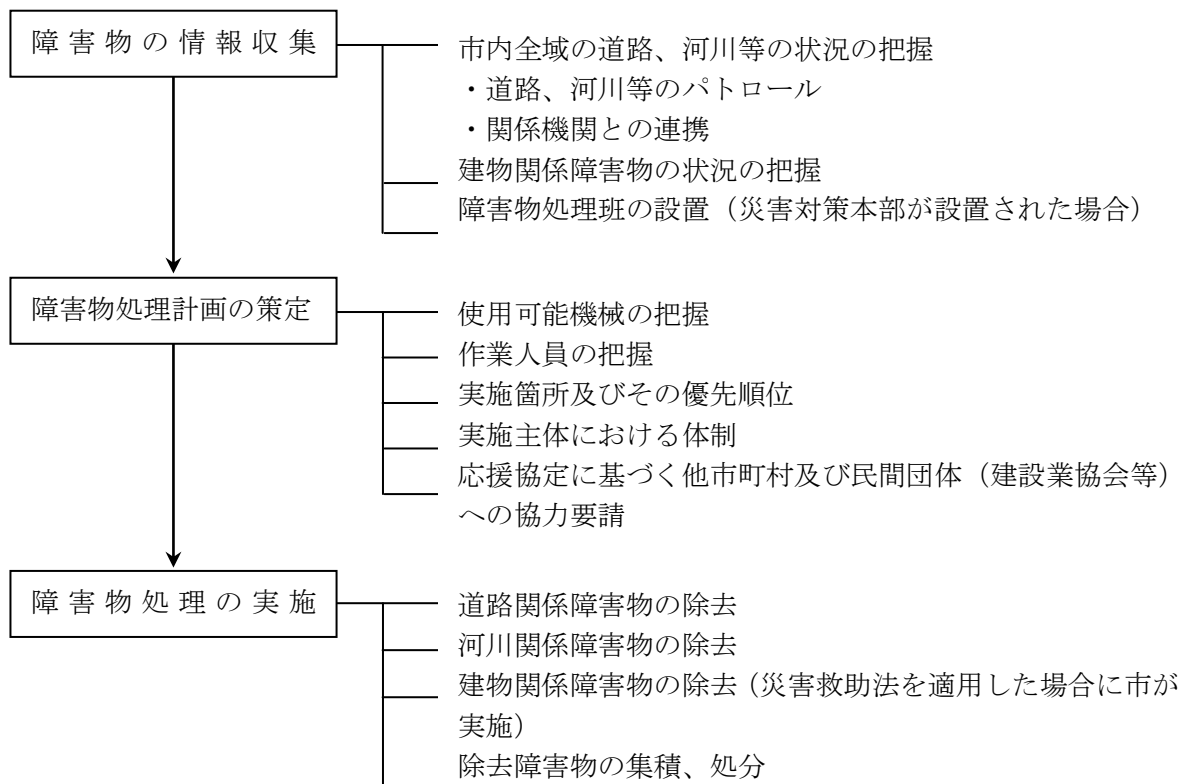
第25節 障害物の処理計画

担当：都市整備部

1 計画の方針

災害により落石、倒壊家屋その他の障害物が発生した場合には、緊急輸送路の確保、被災者の保護及び応急対策活動の円滑な実施を可能にするため、速やかに障害物の除去を行う。

2 障害物の処理計画応急対策フロー図



3 障害物の情報収集

市は、市内全域の状況把握のほか、救命・救助、緊急輸送の関連で障害物除去を必要とする道路施設等の公共管理施設について、関係各機関との連携の下に情報収集を行う。なお、被災状況が甚大な場合は、災害対策本部が設置され、国県等の関係機関との連携を図りながら、効率的に障害物除去を実施する必要があるため、あらかじめ災害対策本部内に障害物除去を担当する専属班を定めておく。

4 障害物処理計画の策定

被害状況の情報収集の結果、その被災程度が著しく甚大であり、障害物除去が広範かつ大規模であると判断された場合、市は、国、県等の関係機関と協議を行い、緊急輸送路を優先に障害物処理計画を策定する。

- (1) 使用可能機械の把握
- (2) 作業人員の把握
- (3) 実施箇所及びその優先順位
- (4) 実施主体（各施設管理者）の配備・指令

- (5) 廃棄物収集場所・処分場所の指定
- (6) 建設業関係団体等民間団体への支援要請（不足する資機材・作業人員等）

5 障害物処理の実施

(1) 障害物処理の実施主体

障害物除去は、原則として各施設管理者が実施する。

ア 道路管理者

国：北陸地方整備局羽越河川国道事務所

県：土木部道路維持課及び村上地域振興局地域整備部

市：都市整備部

イ 河川管理者

国：北陸地方整備局羽越河川国道事務所

県：土木部河川管理課及び村上地域振興局地域整備部

市：都市整備部

ウ 建物関係実施主体（災害救助法を適用した場合の障害物除去）

市：市災害対策本部

エ その他（各施設管理者が上記管理者のほか連携を図る必要のある関係機関）

新潟県警察本部及び村上警察署、J R 東日本、消防本部、自衛隊等

(2) 各施設の障害物処理

ア 道路関係障害物除去

道路管理者は、その管理区域の道路上の車両及び周辺構造物が落下し、又は倒壊することによる路上障害物の状況を調査し、報告するとともに路上障害物を除去する。特に、緊急輸送路については、最優先に実施する。

イ 河川関係障害物

河川管理者は、その所管する河川区域について、漂流物により流下が妨げられ危険と認める場合には、速やかに障害物除去等に努める。

ウ 建設関係障害物の除去

災害救助法が適用された災害によって、建物又はその周辺に運ばれた土砂、竹木等で日常生活に著しく支障を及ぼす障害物は、市が主体となり除去する。

エ 障害物処理の手法

市は、障害物の処理に当たり、簡易な障害物の除去については市有機械及び人員をもって、困難な場合は建設業関係団体に不足する資機材・作業人員を支援要請し、著しく困難な場合には県、他の市町村又は自衛隊に応援を求め、応急措置を実施する。

(3) 除去障害物の集積、処分

災害時には廃棄障害物等が大量に出るため、市は、あらかじめ仮置場及び最終処分地について定めておく。

処分場所について、可燃性の廃棄物及び不燃性廃棄物はごみ処理場とするが、一時的に大量の障害物が搬入されたり、交通確保が困難で処理場への搬入ができない等の場合は、生活環境や環境保全上支障のない場所で暫定的に積み置きできる公共施設敷地や借上農地等の場所を確保し、分別して集積する。

また、障害物処理の実施者は、がれき等除去物の処理について、計画的な収集、運搬及び処分を図ることにより円滑かつ適正な処理を行うよう努めるとともに、適切な分別を行うことにより、可能な限りリサイクルに努めることとする。特に、コンクリート殻等の産業廃棄物は、可能な限り中間処理施設に運搬する。

6 広域応援体制の整備

被災時における障害物除去の円滑かつ適正な処理を行うため、市は、県及び他市町村のほか民間建設業関係団体等ともあらかじめ人員、機械、資材等についての応援を協議し、広域応援体制の整備を図っておく。

7 積雪期の対応

主要道路の確保を図るため、市は、除雪活動を実施するための除雪機械、除雪要員についてあらかじめ体制の整備を図っておく。積雪及び被災状況に応じて、国、県等の関係機関と連携を図りながら障害物除去計画を策定するとともに、その実施に当たる。

第26節 遺体の搜索、処理、火葬計画

担当：情報総括部、市民部、福祉部

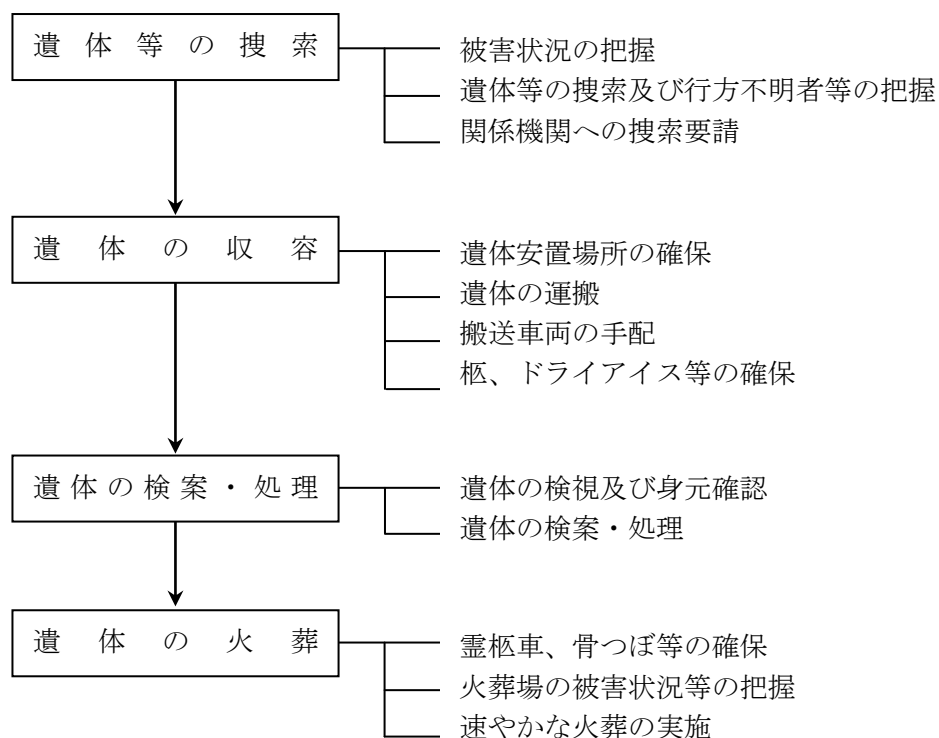
1 計画の方針

災害で建物の倒壊、火災等により、多くの死者が出た場合には、市は、遺体の搜索、処理、火葬等一連の業務を県その他の関係機関と連携を図りながら、迅速かつ適切に実施する。

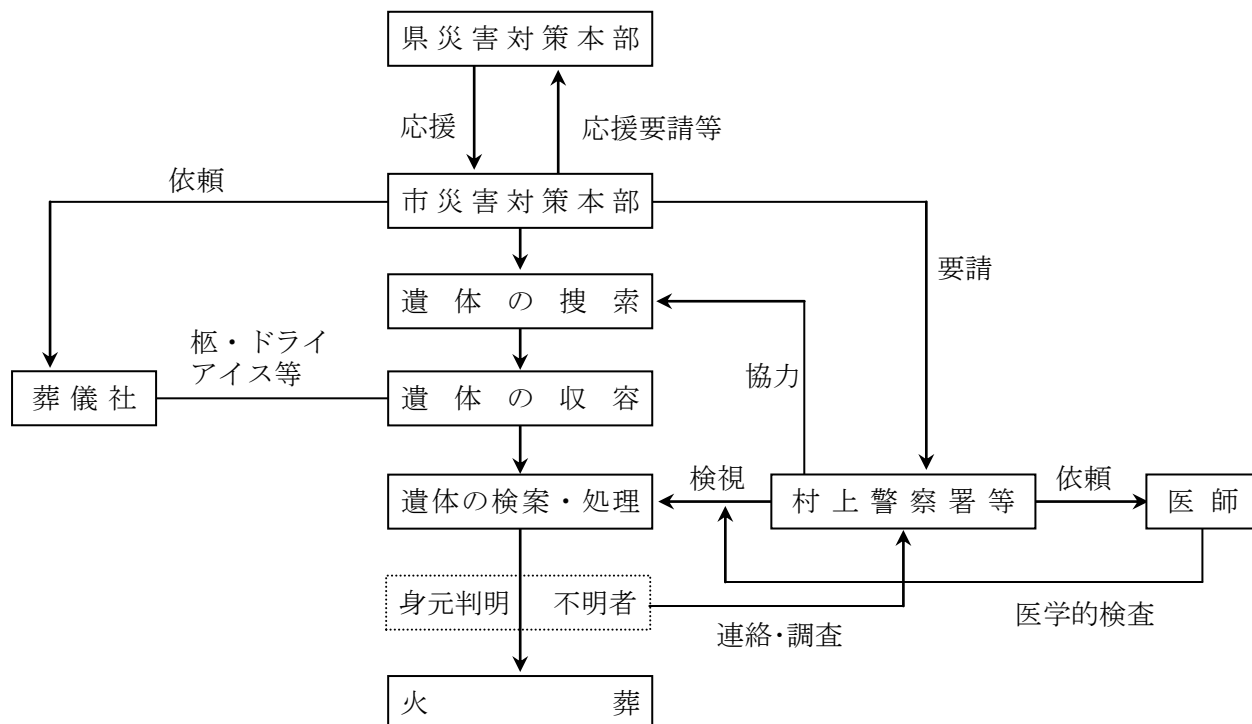
2 実施責任者

- (1) 市は、行方不明者及び死体の搜索並びに死体の処理及び火葬を行う。
- (2) 行方不明者の搜索、死体の検視等の警察上の措置は、警察が行う。

3 応急対策フロー図



4 連絡体制図



5 遺体等の搜索

- (1) 市は、警察、海上保安部、自衛隊の協力を得て、遺体等の搜索を行う。
- (2) 市は、県に搜索状況の報告を行うとともに、状況により、自衛隊に応援要請を行うよう県に依頼する。

6 遺体の収容

- (1) 遺体の身元識別のため又は死亡者が多数のため短時日に火葬できない場合は、市は、遺体の安置場所（寺院、公共施設等）を確保し、関係機関に連絡する。
- (2) 遺体の搬送について、市は、関係機関の協力を得て、速やかに実施する。ただし、搬送車両が不足する場合は、新潟県葬祭業協同組合及び新潟県トラック協会に車両の手配をするよう県に要請する。
- (3) 柩、ドライアイス等の確保については、市内葬儀社等に依頼し調達する。ただし、不足する場合は、新潟県葬祭業協同組合に手配するよう県に要請し、遺体の腐敗等による公衆衛生上の危害を未然に防止するよう努める。

7 遺体の検案及び処理

- (1) 市は、遺体について、村上市岩船郡医師会、新潟県医師会、日本赤十字社新潟県支部等と協力して、医師による死因その他の医学的検査を実施するとともに、警察官の検視（見分）を受ける。
- (2) 検視、医学的検査を終了した遺体について、村上市岩船郡医師会、新潟県医師会、日本赤十字社新潟県支部等は、遺体の識別のための洗浄、縫合、消毒等の処置を行う。
- (3) 市は、警察及び関係機関に連絡し、遺体の身元確認を行う。
- (4) 市は、身元不明の遺体については、警察その他関係機関に連絡し、調査に当たる。なお、身元が判明しない者の遺体は、行旅死亡人として取り扱う。

8 遺体の火葬

- (1) 遺体は、霊柩車により搬送し、火葬する。
- (2) 霊柩車、骨つぼ等が不足する場合は、市は、新潟県葬祭業協同組合又は新潟県トラック協会に手配するよう県に要請する。
- (3) 死亡者が多数のため、通常の手続を行っていたのでは遺体の腐敗等により公衆衛生上の危害が発生するおそれがある場合は、市は、火葬許可手続を簡略化できる方法について、県を通じて厚生労働省へ協議する。
- (4) 市は、火葬場の被災状況を把握し、村上地域振興局健康福祉部（村上保健所）に被害状況を報告するとともに、死亡者が多数の場合は県に応援要請を行うものとする。

9 広域応援体制

- (1) 市は、自ら遺体の搜索、処理及び火葬の実施が困難な場合は、県及び広域相互応援協定を締結している市町村に遺体の搜索、処理及び火葬の実施又はこれらに要する人員及び資機材等について、応援を要請する。
- (2) 市は、(1)の応援を要請する場合は、次の事項を明らかにして、電話等により要請し、後日、速やかに文書を送付する。
 - ア 遺体処理実施場所
 - イ 対象人員概要
 - ウ 施設設備の状況
 - エ 応援を求める職種別人員数
 - オ 応援を求める物資等の種別及び数量
 - カ 処理期間
 - キ その他参考事項

10 災害救助法が適用された場合の死体の搜索、処理及び火葬の基準

県地域防災計画（風水害対策編）第3章第54節「災害救助法による救助」の定めるところによる。

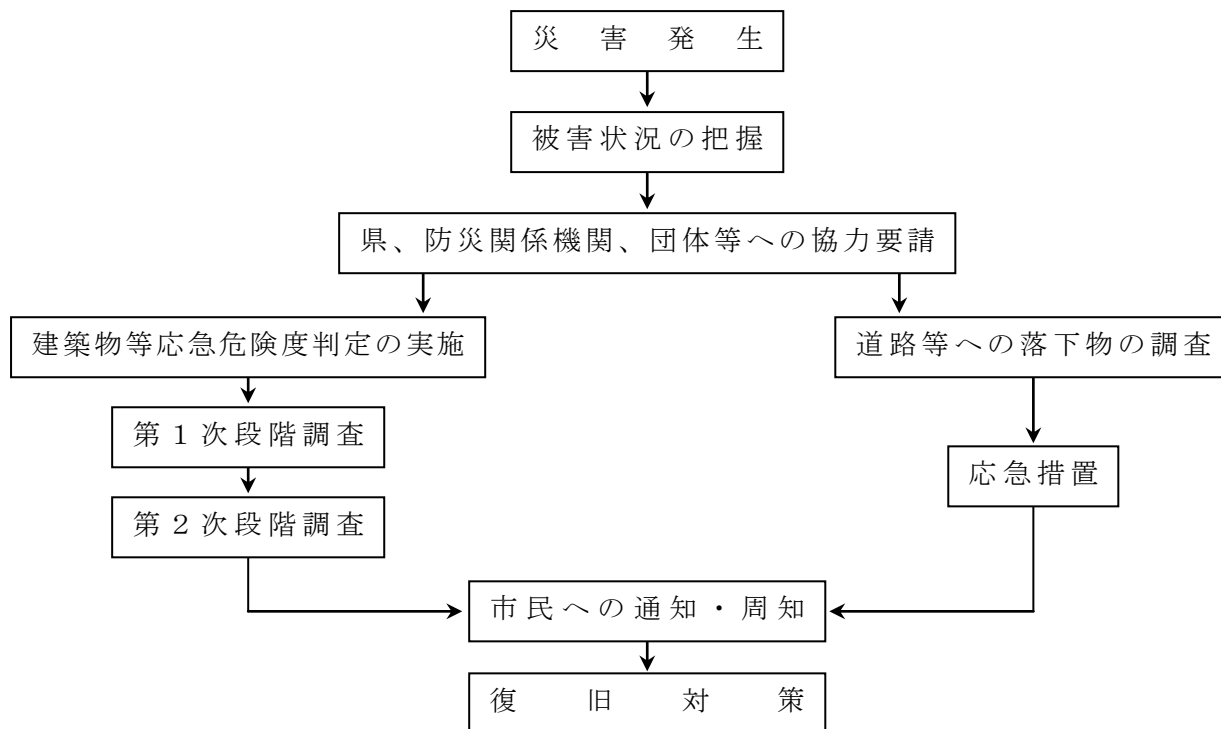
第27節 建築物等における応急対策計画

担当：都市整備部

1 計画の方針

大規模な災害が発生した場合及び二次災害のおそれがあるときは、市は、県、防災関係機関、関係団体等の協力を得て、速やかに建築物等の被害の発生防止措置を講じる。

2 応急対策フロー図



3 被害状況の把握

市は、大規模な災害が発生した場合は、被害の概要を調査し、被災地の情報収集に当たる。

4 県、防災関係機関、団体等への協力要請

市は、前記3による調査の結果、建築物等による人的・物的被害の発生のおそれがあるときは、速やかに関係団体に応援協力を要請し、建築物等応急危険度判定及び道路等への落下物の調査を行った上、応急措置を実施する。

5 建築物等応急危険度判定の実施

市は、専門知識を有する者及びあらかじめ養成した応急危険度判定技術者とともに応急危険度調査を実施する。

また、住民等の安全確保のため、速やかに被災地区について被災建物応急危険度判定の第1次段階の調査（目視により明らかに危険な建築物を判定し、立入禁止の札の貼付けをする。）を行い、終了後直ちに第2次段階の調査（建築物の被災状況を実際に外観目視調査し、建築物の危険度を危険、要注意、調査済みの3段階に区分し、その旨の札を建築物に表示する。）を行う。

6 調査が済んだ建築物等の処理

被災建物応急危険度判定により、そのまま存置しておくことが危険な建築物等については、その管理者又は所有者はできるだけ速やかに当該施設を解体撤去する。

7 道路等への落下物に対する安全対策

道路等人が通行する箇所又は人が集まる場所等へ屋根瓦、窓ガラス等の落下、ブロック塀（石塀を含む。）、看板等の倒壊の危険があると認められる場合は、道路管理者又は当該施設の管理者若しくは所有者等は、通行禁止その他安全対策上必要な措置を講じる。

8 復旧計画

民有施設の補修、改修等の復旧は、融資、貸付その他資金等による支援計画及び民有施設被害の災害復旧事業計画による。また、公共施設の復旧計画については、公共施設被害の災害復旧事業計画による。

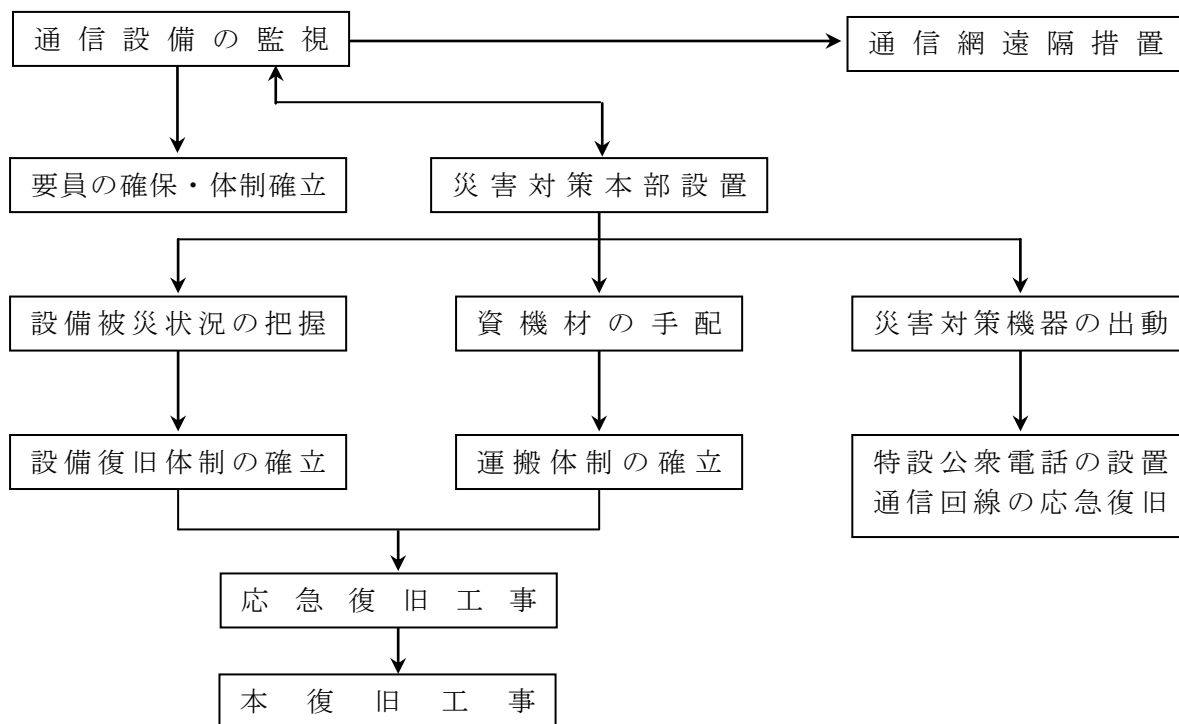
第28節 公衆通信施設応急対策計画

担当：情報総括部

1 計画の方針

災害の発生に際しては、通信設備等を災害から防護するとともに、県、市町村、関係団体と連携した応急復旧作業を迅速かつ的確に実施し、通信の確保を図る。

2 公衆通信施設（NTT東日本）応急対策フロー図



3 応急対策計画

(1) 被災地通信設備の監視と通信網の遠隔措置

県内の電気通信設備を常時監視し、被災状況の情報収集とともに通信の疎通確保のための遠隔切替制御及び輻輳による制御、トーキ挿入措置等を行う。

(2) 災害時の組織体制

災害の発生又は発生するおそれのある場合は、NTT東日本新潟支店に設置基準に基づく次の組織体制を設置する。

- ア 情報連絡室
- イ 支援本部
- ウ 災害対策本部

(3) 設備復旧体制の確立

防災業務の運営あるいは応急復旧に必要な動員を行うため、次の事項について措置方法を定めている。

- ア 全社体制による応急復旧部隊、本格復旧部隊等の非常招集
- イ NTTグループ会社等関連会社による応援

ウ 工事請負会社の応援

(4) 被害状況の把握

ア 被害の概況について、社内外からの被害に関する情報を迅速に収集する。

イ 被害の詳細調査について、車両での通行が困難な場合は、バイク、自転車等も利用し、全貌を把握する。

(5) 災害対策機器等の出動

重要回線の救済及び特設無料公衆電話を設置するため、各種災害対策用機器、移動無線車等の出動により対応する。

また、運搬方法については、道路通行が不可能な場合、必要に応じ、県、自衛隊等ヘリコプターの要請を行い空輸する。

ア 孤立防止対策用衛星電話

イ 可搬型移動無線機

ウ 移動電源車及び可搬電源装置

エ 応急復旧ケーブル

オ ポータブル衛星車

カ その他応急復旧用諸装置

(6) 復旧資材等の調達及び運搬体制の確立

応急復旧に必要な資材等については、新潟支店保有の資材及び全国から資材等の調達を行う。

また、運搬方法については、道路通行が不可能な場合、必要に応じ、県、自衛隊等ヘリコプターの要請を行い空輸する。

(7) 災害用伝言ダイヤル171、web171の提供

災害発生時、及び災害の発生により、被災地へ向かう安否確認のための通話等が増加し、被災地へ向けての通話がつながりにくい状況（輻輳）になった場合、災害用伝言ダイヤル171、web171の利用を可能とする。

4 復旧計画

(1) 応急復旧工事

災害による電気通信設備等を緊急に復旧する必要があるため、災害対策機器、応急用資機材等の仮設備で復旧する工事により、通信の疎通を早急に確保する。

(2) 復旧の順位

通信の途絶解消及び重要通信の確保のため、災害の状況、電気通信設備の被害状況に応じ下表の復旧順位を参考とし、適切な措置をもって復旧に努める。

区 分	重 要 通 信 を 確 保 す る 機 関
第1順位	気象機関、水防機関、消防機関、災害救助機関、警察機関、防衛機関、輸送の確保に直接関係ある機関、通信の確保に直接関係ある機関、電力の供給の確保に直接関係ある機関
第2順位	ガス、水道の供給の確保に直接関係ある機関、選挙管理機関、預貯金業務を行う機関、新聞社、通信社、放送事業者、及び第1順位以外の国又は地方公共団体
第3順位	第1順位、第2順位に該当しないもの

(3) 本復旧工事

災害の再発を防止するため、必要な防災設計を織り込んだ復旧又は将来の設備拡張を見込んだ工

事及び設備等が全く滅失した場合に復旧工事を実施する。

5 利用者への広報

N T T東日本新潟支店は、災害によって電気通信サービスに支障を来した場合、次に掲げる事項について、広報車及びインターネットにより地域の住民等に広報するとともに、さらに、報道機関の協力を得て、ラジオ・テレビ放送及び新聞掲載等により、広範囲にわたっての広報活動を行う。

- (1) 災害に対してとられている措置及び応急復旧状況
- (2) 通信の途絶または、利用制限をした理由、及び状況
- (3) 特設無料公衆電話設置場所の周知
- (4) 住民等に対して協力を要請する事項
- (5) 災害用伝言ダイヤル171、web171提供に関する事項
- (6) その他必要な事項

6 広域応援体制の整備

大規模災害が発生した場合は、東日本会社の防災体制を確立するとともに、全国からの応援を要請し、迅速な災害復旧を図る。

(1) 東日本会社の応援体制

被災した支店は、電気通信設備の被害状況を把握し、自支店だけでは対処できないと判断した場合は、東日本会社災害対策本部に対して応援要請を行い、計画に基づいた資機材の確保と輸送体制及び作業体制を確立し運用する。

(2) 全国の応援体制

東日本会社災害対策本部は、応援要請に基づき、要請事項を取りまとめるうえ本社災害対策本部へ要請する。

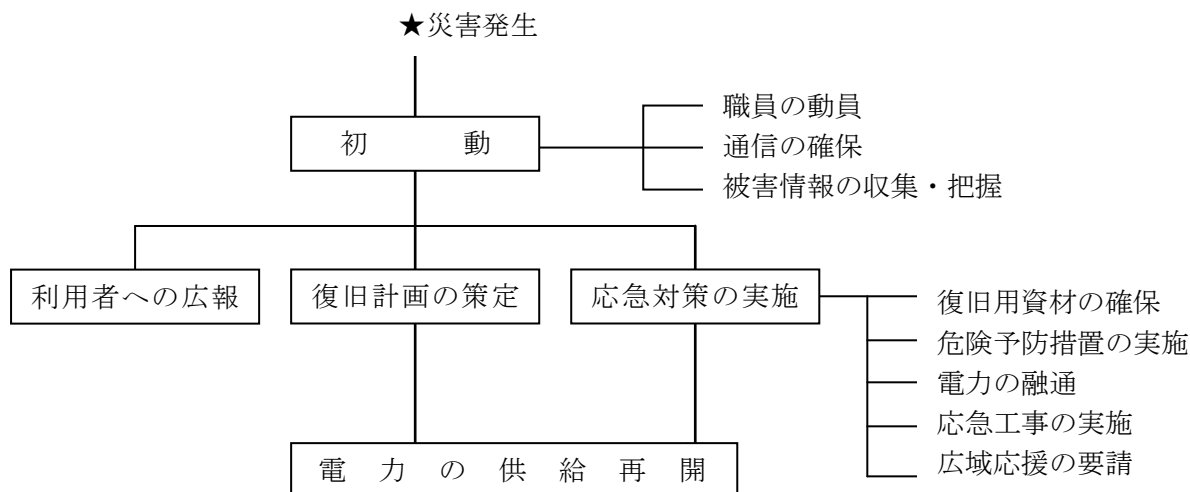
第29節 電気施設応急対策計画

担当：情報総括部

1 計画の方針

電力供給機関は、災害発生時における電力ラインを確保するとともに、電気災害から住民等の安全を守るため被災箇所の迅速、的確な復旧を実施する。

2 電気施設応急対策フロー図



3 復旧活動体制の組織

(1) 被災時の組織体制

東北電力は、災害が発生したときは、非常災害対策本部（連絡室）を設置する。本部には、設備、業務ごとに編成された班を置いて災害対策業務を遂行する。

【防災体制表】

区 分	非 常 事 態 の 情 勢
警 戒 体 制	一般災害の発生に備えて、連絡体制を敷くべきと判断される場合
第1非常体制	災害の発生がまさに予想され、復旧体制を整えるべきと判断される場合又は災害が発生し必要と認めた場合
第2非常体制	大規模な災害が発生し、第1非常体制での復旧が困難な場合

(2) 動員体制

対策本部（連絡室）の長は、防災体制発令後直ちにあらかじめ定める対策要員の動員を指示する。

なお、夜間休日等の緊急呼集及び交通・通信機関の途絶に対応できるよう、要員の選抜、呼集方法、出動方法等について検討し、適切な活動組織を編成する。

また、被害が甚大で当該店所のみでは早期復旧が困難な場合は、他店所や関連企業に応援を要請し要員を確保する。復旧作業隊及び復旧資材の迅速な輸送を図るため、緊急通行車両の指定措置を関係機関に要請する。

(3) 通信の確保

対策本部（連絡室）は、防災体制を発令した場合、速やかに関係店所間に非常災害用電話回線を構成する。

(4) 被害情報の把握と情報連絡体制

各班は、設備（発電所、変電所、送電線、配電線等）ごとに被害状況を迅速かつ的確に把握し、通報連絡経路に従って対策本部へ報告し、本部はこれを集約し関係機関へも報告する。

4 応急対策

(1) 復旧資材の確保

ア 対策本部（連絡室）班長は、予備品、貯蔵品等の在庫量を確認し、調達を必要とする資材は可及的速やかに確保する。

イ 災害対策用資機材の輸送は、自社で対応することが困難な場合は、請負会社の車両、船艇、ヘリコプター等を始め、その他可能な運搬手段により行う。

ウ 災害時において、復旧資材置場及び仮設用地が緊急に必要な場合並びに人命の確保及び資材運搬が困難な場合は、当該地方自治体の災害対策本部に要請して確保する。

(2) 災害時における危険予防措置

災害時においても、原則として電気の供給を継続するが、二次災害の危険が予想され、災害対策本部（県・市）、警察署、消防機関等から要請があった場合は、送電停止等、適切な危険予防措置を講じる。

(3) 電力の融通

各電力会社と締結した「全国融通電力受給契約」及び東北電力と隣接する各電力会社と締結した「二社融通電力需給契約」に基づき、電力の緊急融通を行う。

(4) 応急工事

災害時における応急工事については、恒久的復旧工事との関連及び情勢の緊急度を勘案して迅速かつ的確に実施する。緊急復旧を要する箇所は、電源車、バイパスケーブル車、仮設変圧器車等を使用して早期送電を行う。

5 復旧計画

復旧計画の策定に当たっては、病院、公共機関、広域避難場所等を優先することとし、具体的には国、県、市の災害対策本部と連携し、復旧計画を策定する。

6 利用者への広報

停電による社会不安の除去と公衆感電事故防止及び二次災害防止の周知について、広報車及びチラシ、掲示板等の利用並びに報道機関の協力を得てラジオ、テレビ等放送媒体及び新聞等により電力施設被害状況、復旧見通し、公衆感電事故防止等について周知を図る。

また、地域に有線放送設備、同時通報無線設備、CATV局及びコミュニティFM局等地域型の放送手段がある場合は、積極的に情報を提供し、広報活動の協力を得る。

7 広域応援体制

復旧活動に当たり、他電力会社への応援要請又は派遣について、電力会社間で策定した「災害復旧要綱」に基づき応援要請を行う。

また、関連会社についても「非常災害復旧に関する協定」に基づき復旧活動の支援を依頼する。

第30節 ガス施設応急対策計画

担当：情報総括部、都市整備部

1 計画の方針

(1) 基本方針

都市ガス事業者及びLPGガス販売事業者（以下「LPGガス事業者」という。）は、風水害発生後速やかに、災害の規模、ガス施設への影響等の調査を行い、ガスによる二次災害のおそれがある地域については、ガスの供給を停止する。供給を停止した場合は、事前に定めてある復旧計画書に沿って、安全で効率的な復旧を進めることを基本とする。また、市は二次災害防止の広報、供給停止・復旧状況等の広報を行う。

(2) それぞれの責務

① 市民の責務

ガス栓を閉止する等の風水害発生時にとるべき安全措置に従い、ガスによる出火、爆発等の事故発生防止に努める。

② 市の責務

二次災害防止のための広報を行うほか、市がガス供給を行なっている区域については、下記のガス事業者の役割も行う。

③ 県の責務

LPGガス充てん所及びLPGガス事業者に対して安全確保の徹底を指導する。また、二次災害防止のための広報を行う。

④ ガス事業者の責務

ア ガス供給設備の安全点検を行う。

イ 二次災害防止のための広報を行う。

ウ 被害状況をふまえて復旧計画を定め、災害発生時の緊急措置マニュアルに従って安全で効率的な復旧を進める。

エ 都市ガス事業者は、供給再開前に供給先ガス設備の安全確認点検を行う。

オ LPGガス事業者は、風水害発生後、速やかに供給先ガス設備の緊急点検を行う。また、必要に応じて、使用再開前に安全確認点検を行う。

カ LPGガス事業者は、市の要請により避難所、公共施設等への緊急供給を行う。

キ LPGガス事業者は、埋没・流出した容器の安全な回収を行う。

(3) 主な取組み

① 都市ガス事業者

災害発生後	ガス供給設備等の被害状況の把握
	供給停止判断・措置
	二次災害防止措置
	関係機関への報告
	供給先の安全確認、供給再開開始
供給停止後 概ね14日	供給再開完了（注）

注：大規模な被害が生じた場合を除く。

② LPガス事業者

災害後 1 時間	充てん所の被害状況の把握
災害後 3 時間	二次災害防止措置
災害後 2 日	供給先の緊急点検完了
災害後 3 日	充てん所の復旧（注1） 供給先安全確認完了（注2）

注1：大規模な被害が生じた場合を除く。

注2：安全確認は、消費者の利用再開の要望がある場合。

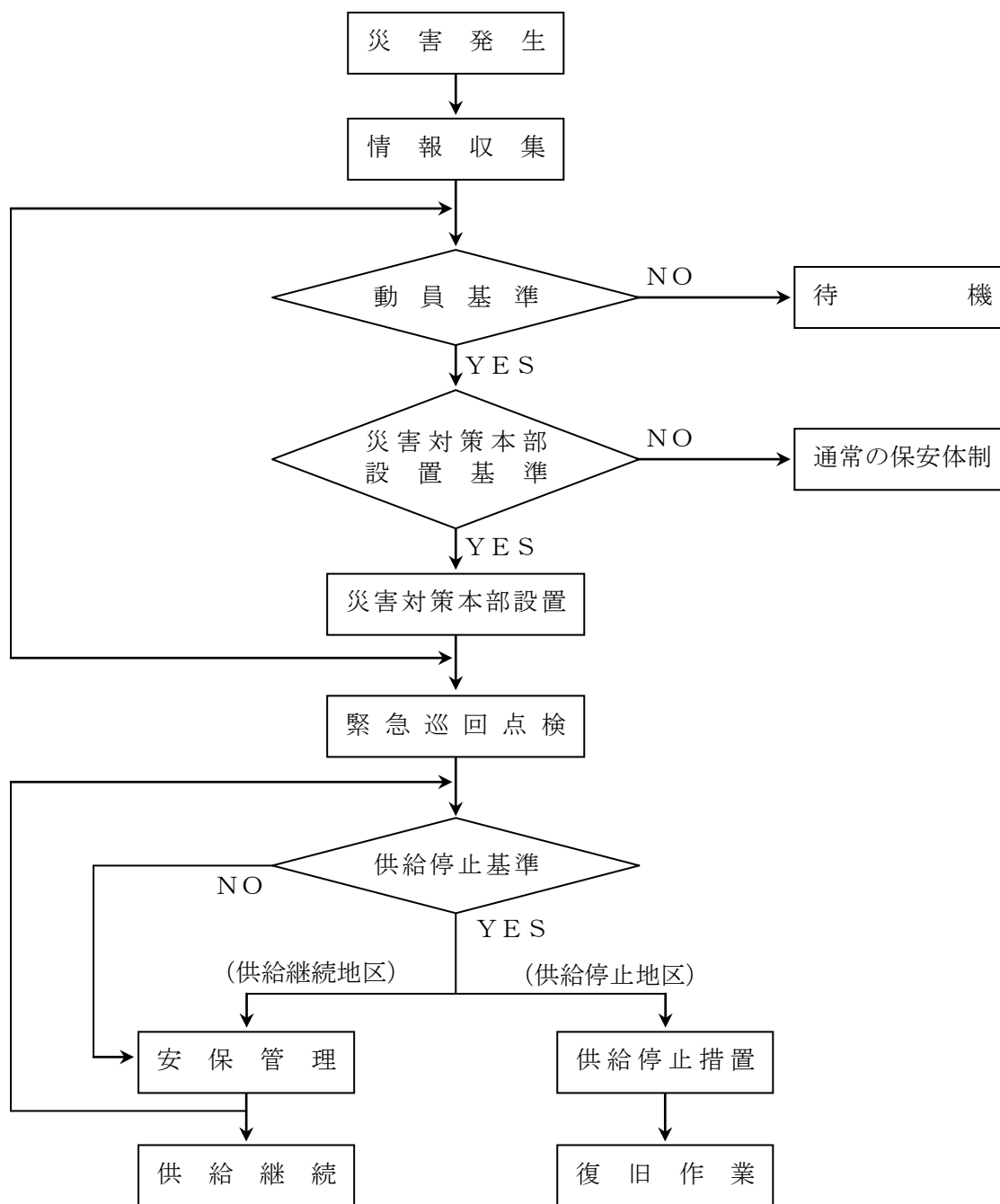
(4) 要配慮者に対する配慮

- ① ガス事業者は、要配慮者世帯の緊急点検・安全確認点検に当たり、燃焼器具の点検をあわせて行う。
- ② 避難時に誘導等を行う地域住民は、要配慮者世帯のガス栓の閉止等の安全措置の実施状況を確認するよう努める。

(5) 積雪期の対応

市民は、積雪期の災害発生に当たっては、事故発生防止と緊急点検・安全確認点検の迅速な実施のため、LPガス容器やガスメーター周辺の除雪に努める。

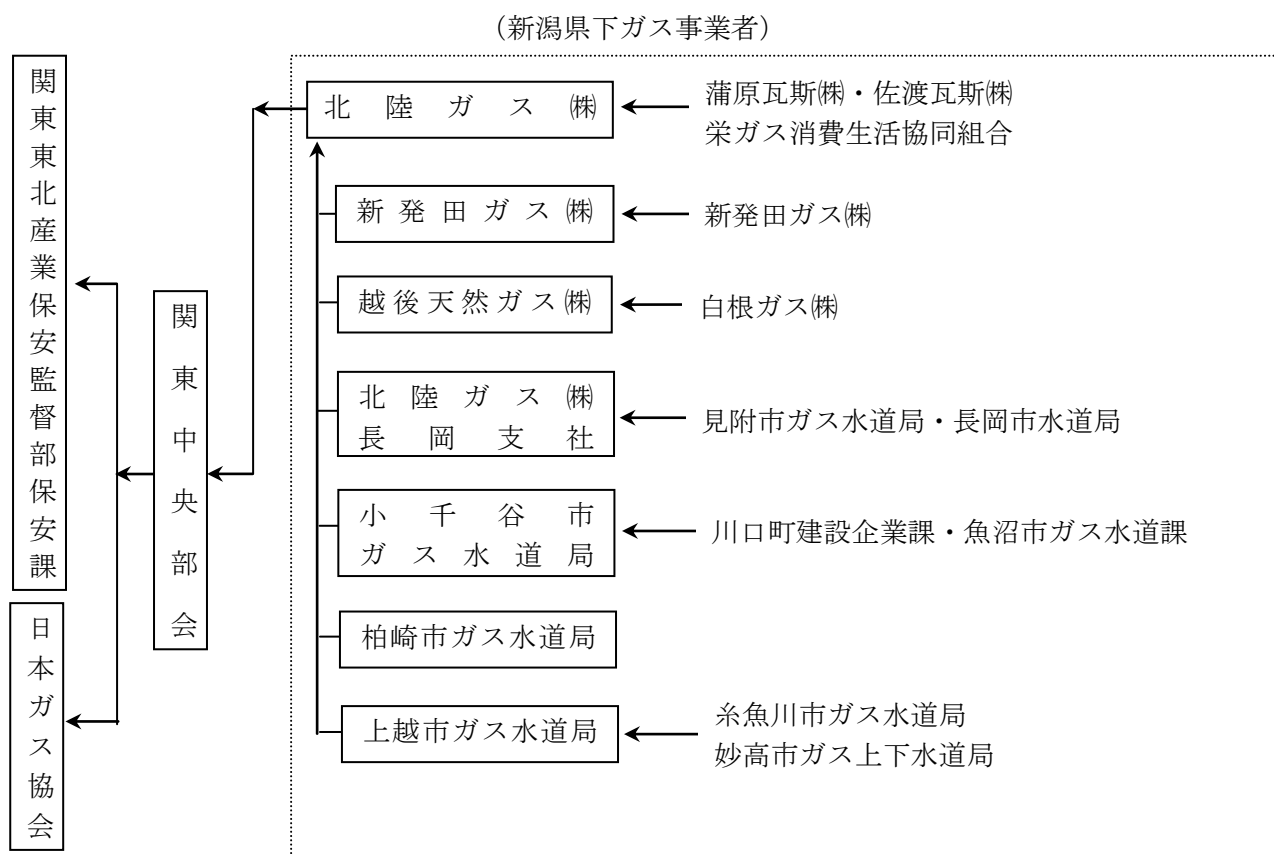
2 緊急フロー図



3 業務の内容

- (1) 被害状況把握、二次災害防止措置等
 - ① 風水害発生後、速やかに供給所施設、導管施設等の被害調査及び供給先ガス設備の緊急点検・安全確認点検等を実施し、被害状況を把握する。
 - ② 調査及び点検の結果、ガスによる二次災害のおそれのある地域については、ガスの供給を停止する。
- (2) 復旧対策
 - ① 復旧計画を定め、災害発生時の緊急措置マニュアルに従って安全で効率的な復旧を進めるとともに、消費先ガス設備の安全確認点検を行う。必要に応じて復旧支援団体等に救援を要請する。
 - ② 二次災害の防止及び円滑な復旧作業のため、次の方法により広報を行う。
 - ア 報道機関への協力要請
 - イ 広報車による巡回
 - ウ 戸別訪問
 - エ 関係機関への協力要請

日本ガス協会関東中央部会情報連絡系統表



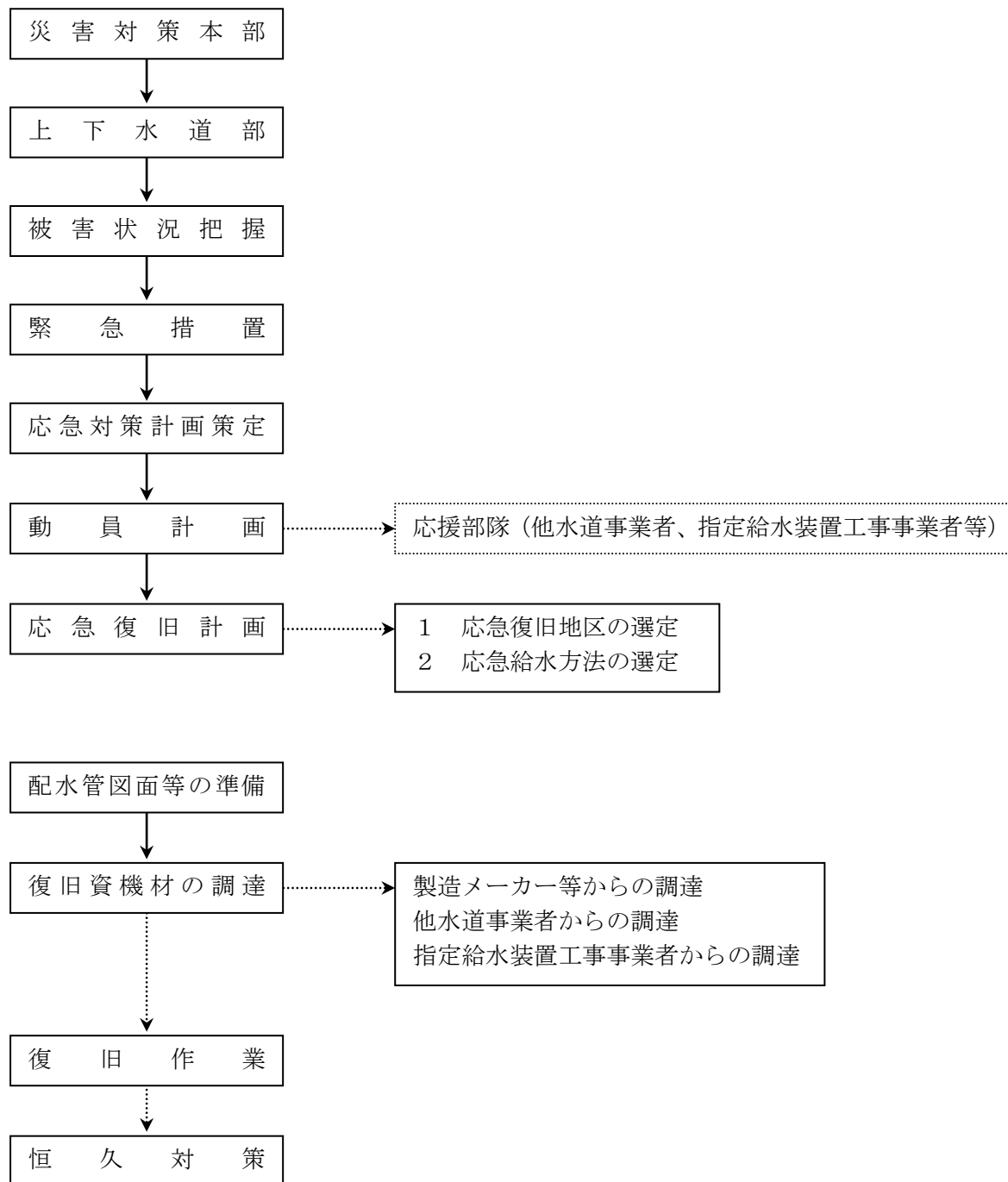
第31節 水道施設応急対策計画

担当：上下水道部

1 計画方針

災害により水道施設が破損した場合、市民生活に大きな影響を与えるため、上下水道部は、可能な限り速やかに施設を修復し、管路を確認して二次災害の発生を未然に防止する。

2 応急対策フロー図



3 被害状況等の把握

上下水道部は、次の方法により迅速かつ的確に水道施設、配水管路、道路等の被害状況を把握する。

- (1) 取水施設、浄水場、配水場等の主要施設の被害状況及び配水ポンプ等の運転状況のテレメータ監視システム等による把握
- (2) 職員等による主要施設、配水管路等の巡回点検による被害状況の把握
- (3) 住民等からの通報による、配水管、給水管等の破損、断水等被害状況の把握
- (4) 対策本部からの災害規模・範囲及び道路等の被害状況の情報入手

4 実施体制、広域応援体制

- (1) 指定給水装置工事事業者と連絡を密にし、災害時における応急復旧体制を確保しておくとともに、必要に応じ、県及び日本水道協会新潟県支部に応援を要請し、十分な応急復旧体制を確立する。
- (2) 市は、県を通じ厚生労働省、自衛隊及び全国の水道事業者の応援を求め、十分な応急復旧体制の確立を図る。また、市独自に村上市建設業協会等の応援を求め、より一層の充実を図る。
- (3) 市は、必要に応じて、県を通じ水道法（昭和32年法律第177号）第40条に基づく、水道用水の緊急応援命令等の適切な措置を講じ、被災地の水道の早期復旧に努める。
- (4) 応援部隊を的確に指揮できる体制を確立する。
- (5) 水道資機材の取扱業者及び関係機関と連絡を密にし、応急復旧活動に協力要請を行う。

5 復旧計画

- (1) 災害発生後速やかに被害状況を把握し、二次被害防止のための緊急措置を講じるとともに、水道施設の復旧作業を行う。
- (2) 調査時には、路面の破損状況、漏水の痕跡状況等により破損内容を判断する。
- (3) 調査は、復旧作業中でも継続する。
- (4) 被害状況報告書に基づいて、断水区域図、給水可能区域図を作成する。
- (5) 復旧のための使用材料、重機等の仕様書を作成するとともに、速やかに手配をする。
- (6) 配管図（1/12000、1/10000、1/2500、1/500）の準備を行う。
- (7) 応急復旧の範囲
市による応急復旧の範囲は、各戸1栓程度の復旧までとし、以降の給水装置の復旧は、所有者に委ねられる。
- (8) 復旧目標
可能な限り迅速に作業を進め、1週間～3週間での復旧を目途とする。
- (9) 復旧作業手順
原則として、取水・導水・浄水施設を最優先とし、次いで、送水管、基幹配水管、配水管、給水装置（各戸1栓程度）の順に作業を行う。
- (10) 優先順位
医療施設、避難所、福祉施設、拠点給水所及び基幹配水管の復旧作業を優先的に行う。
- (11) 冬期間の配慮
冬期間の応急復旧作業は、施設や道路等の除雪作業が必要になるため、除雪要員を確保するとともに、道路管理者等の関係機関と除雪作業について連絡調整する。
- (12) 飲料水の衛生確保
残留塩素濃度を測定し、適切に消毒されていることを確認する。

6 住民等への広報

上下水道部は、広報車、チラシ、報道機関等により、水道水の断水・減水の状況、応急給水及び応急復旧の状況等について広報し、住民等の不安の解消に努める。

7 恒久対策

- (1) 全般的な漏水防止調査を実施し、完全復旧を図る。
- (2) 恒久復旧に当たっては、原形復旧だけでなく耐震化、近代化の向上を図る。

特に、管路の耐震継手・伸縮可撓管等の耐震化の向上、配水区域のブロック化、ループ化、連結管のバイパスルートの確保等バックアップシステムの構築を図る。

第32節 下水道施設応急対策計画

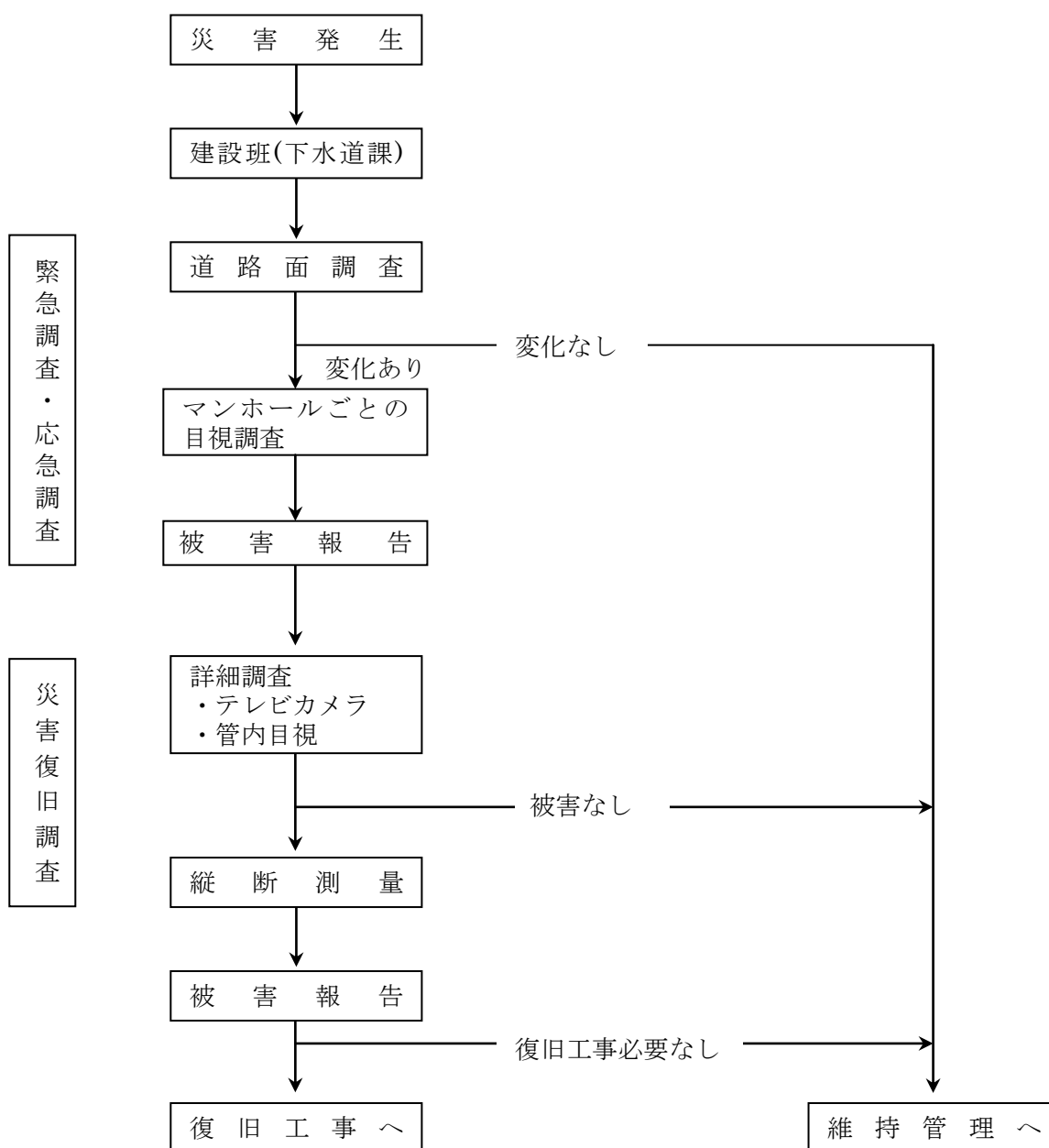
担当：上下水道部、市民部

1 計画の方針

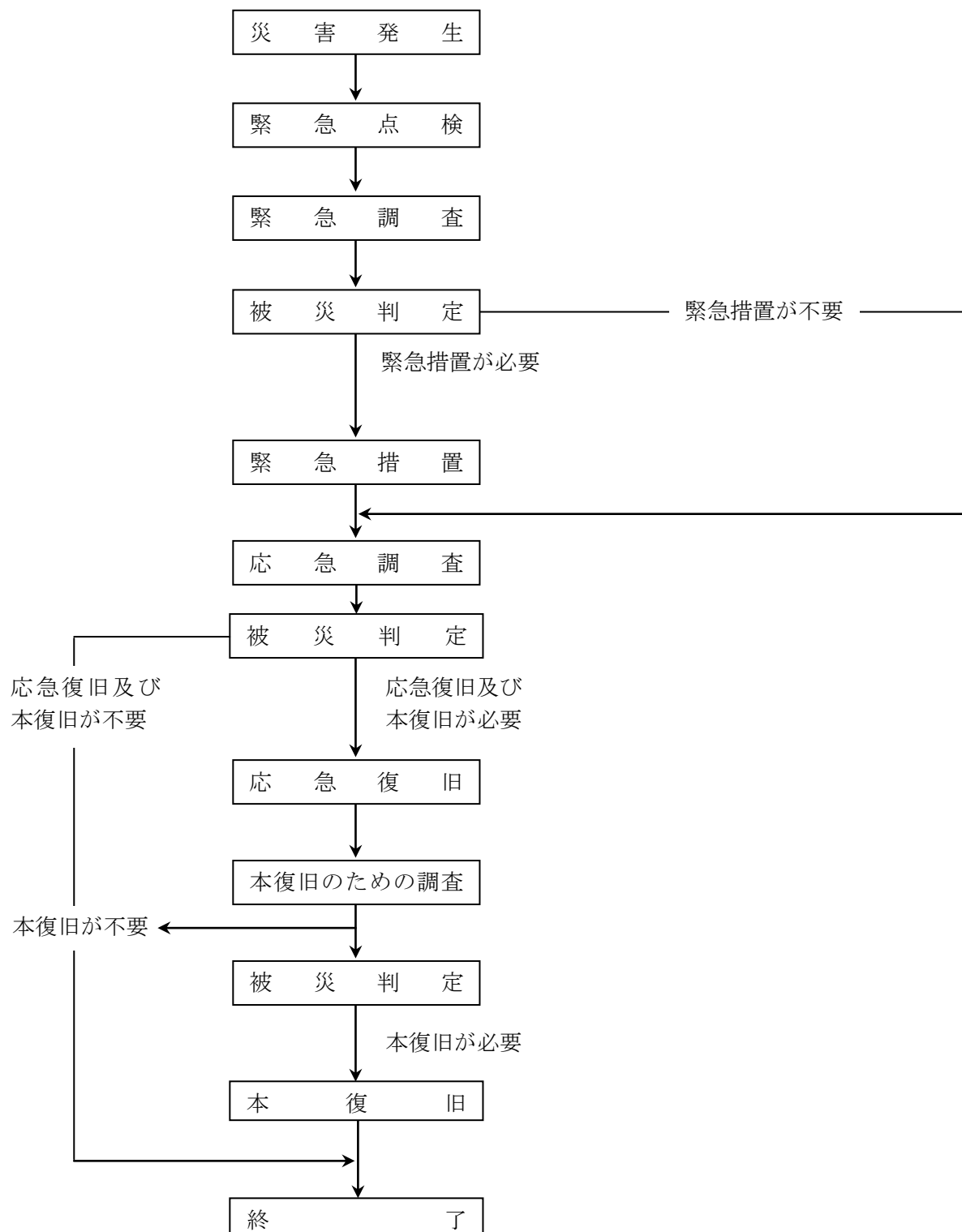
下水道施設は、ライフライン施設として被災者の生活に大きな影響を与えることから、早期の復旧が求められるものである。このため、災害の発生により下水道施設が破損した場合、上下水道部は、迅速に応急措置ができるよう、被害状況の速やかな調査を実施し、いち早く下水道施設の機能復旧を図る。

2 応急対策フロー図

(1) 調査フロー（管渠）



(2) 処理センター・ポンプ場・浄化センター



3 管渠、処理センター、浄化センターの応急対策

緊急措置と応急措置について

- 緊急措置…重大な機能障害及び二次災害の危険性を緊急に取り除くための仮の措置
- 応急措置…緊急性はやや落ちるが、緊急措置と同様の目的を持つとともに、管路施設及び処理施設の機能回復のために行う応急的な復旧

(1) 緊急措置について

対応項目	対 策	協力依頼先
緊急点検・調査・措置による対応	・下水道施設等、市管理施設の緊急点検、緊急調査の実施 ・緊急調査に基づく応急復旧の策定	県 日本下水道事業団 日本下水道協会 (社)地域資源循環技術センター 協定事業者等

ア 管渠

下水道管の閉塞、破損等による機能障害及び道路、周辺施設等への二次災害の危険性を緊急に取り除くため、道路管理者との協議の上、バリケード、マーカーライト等の設置、陥没部への砂利等の投入、危険箇所への通行規制など必要な措置を講じる。

また、管渠へのガス、石油等の流入による周辺住民への危険性の呼びかけ等を講じる。

管渠等の破損による大量流入水から処理場、市街地の浸水防除のため、緊急遮断ゲートの操作を行う。

イ 処理センター・浄化センター

処理センター及び浄化センターにおいて、人的被害につながる二次災害未然防止として、建物、機械・電気設備の緊急点検を行い、必要に応じて火気の使用禁止、立入禁止、漏水箇所の止水等を行う。

ウ マンホールポンプ

マンホールポンプの電気通信の点検を行う。

(2) 応急復旧について

対応項目	対 策	協力依頼先
応急復旧による対応	・応急復旧計画に基づき、応急復旧を実施、下水道施設等利用を再開する。 ・仮設要資材の調達に努める。 ・地域住民等に応急復旧状況などを周知する。 ・県に応急復旧状況等を連絡する。 ・避難所等に連結する下水道を最優先に復旧する。	県 日本下水道事業団 日本下水道協会 (社)地域資源循環技術センター

ア 管渠

管路施設の構造的、機能的被害程度、他施設に与える影響程度を判断し、下水道管内、マンホール内の土砂の浚渫、止水バンドによる圧送管の止水、可搬式ポンプによる下水の排除、仮管渠の設置、マンホールの切下げ等を講じる。

イ 処理センター・浄化センター

本復旧までの一時的な処理場機能の確保をするため、コーキング、角落しによる水路仮締切、仮配管の布設、弁操作による配管のルート切り回し、可搬式ポンプによる揚水、急結セメントによる復旧、固形塩素剤による消毒等を講じる。

ウ マンホールポンプ

マンホールポンプの電気通信の被害程度の調査、可搬式ポンプによる下水の排除を行う。

4 復旧計画

応急復旧により暫定機能が確保され、災害後の混乱も収まり、本格的な社会生活活動が再開されると、市は、本復旧を実施するために必要な調査を実施し、その施設に要求される機能及び水準を適切に判断し復旧計画を策定する。

下水道施設等復旧は、おおむね次の計画を目安にする。

風水害後～3日目程度	・ 水害対応運転、施設の浸水対策 ・ 住民等への情報提供、使用制限の広報 ・ 処理場、ポンプ場、管渠等の緊急点検、緊急調査、緊急措置
風水害後3日程度～ 1週間程度	・ 応急調査着手、応急計画策定 ・ 施設応急対策実施
風水害後1週間程度～ 1か月間程度	・ 本復旧調査着手 ・ 応急復旧着手・完了
風水害後1か月～	・ 本復旧調査完了、本復旧計画策定 ・ 災害査定実施、本復旧着手

対応項目	対 策	協力依頼先
外部応援依頼による対応	・ 協定事業者等に外部応援を依頼、災害対応業務を実施する。 ・ 応援者の受け入れ態勢を作る。	協定事業者等
本復旧による対応	・ 災害査定のために調査、準備を行い、災害査定を受ける。 ・ 本復旧計画に基づき、下水道施設の本復旧を実施する。 ・ 地域住民等に本復旧状況を周知する。 ・ 避難所等を優先的に復旧する。	県 日本下水道事業団 (社)地域資源循環技術センター

5 利用者への協力要請

下水道施設の被害が広範囲にわたり、速やかな復旧が不可能な場合、市は、利用者に対して広報活動等により、水洗トイレ、風呂等の使用を極力控えるよう協力要請する。

また、必要に応じて、関係業界の協力を得て、仮設トイレの設置、被災していない共同浴場の利用等を行う。なお、広報活動の際、利用者が下水道施設の異状を発見した場合には、下水道関係機関へ通報するよう、利用者呼び掛けを行う。

6 積雪期の対応

積雪凍結時においては、通常の状況把握、施設点検、応急復旧等の活動と比較して多くの困難を伴うことから、市は、通常時以上に道路管理者等の除雪関係機関等と密接な連絡を取った上、必要な措置を講じる。

また、処理場、ポンプ場等の重要施設においては、特に個別の場内除雪体制を整備し、速やかな施設点検と円滑な応急対策を実施する。

第33節 危険物等施設応急対策計画

担当：情報総括部、消防部

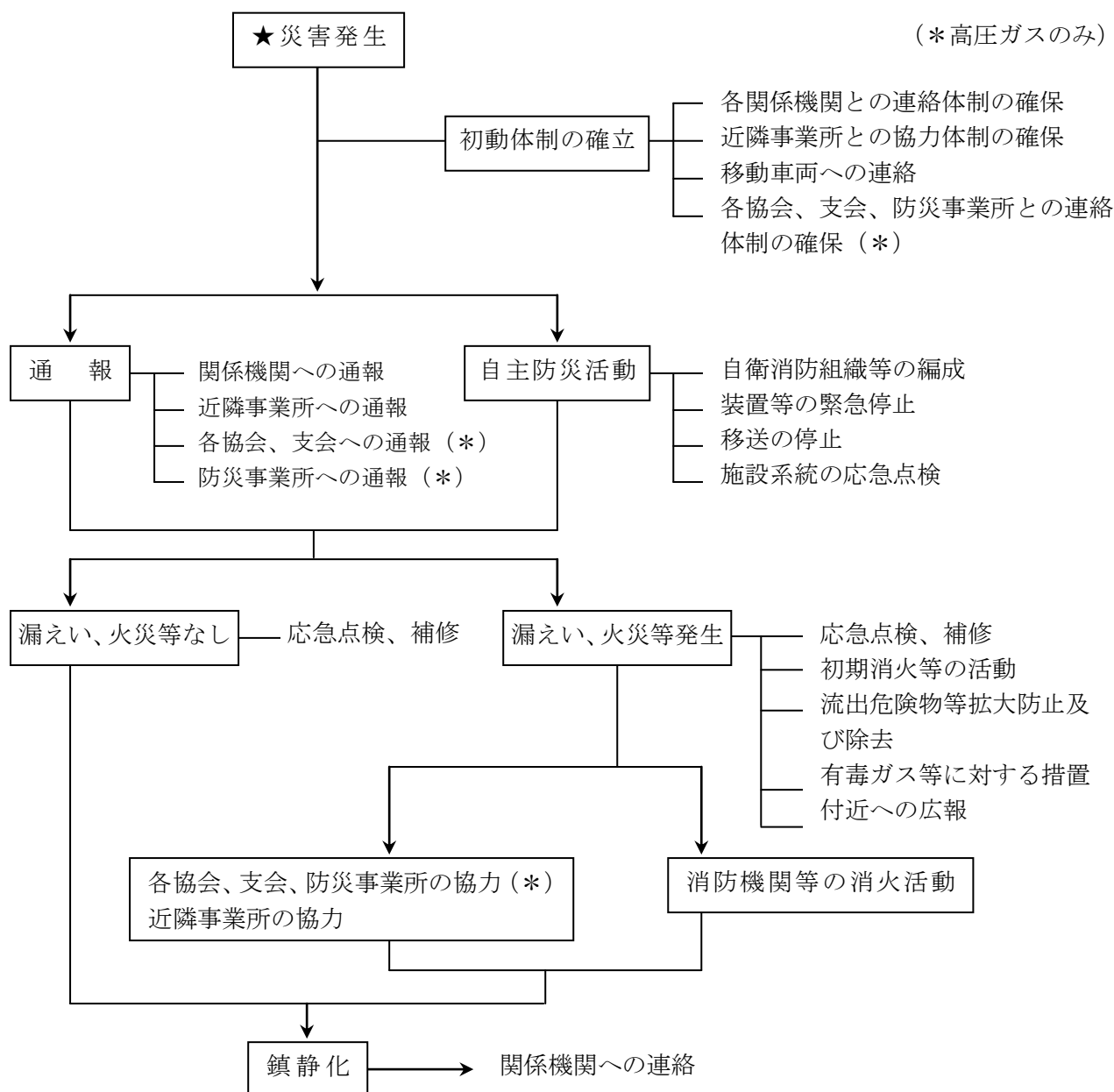
1 計画の方針

危険物等は、災害時における火災、爆発、流出等により、従業員はもとより周辺地域住民に対しても大きな被害を与えるおそれがある。

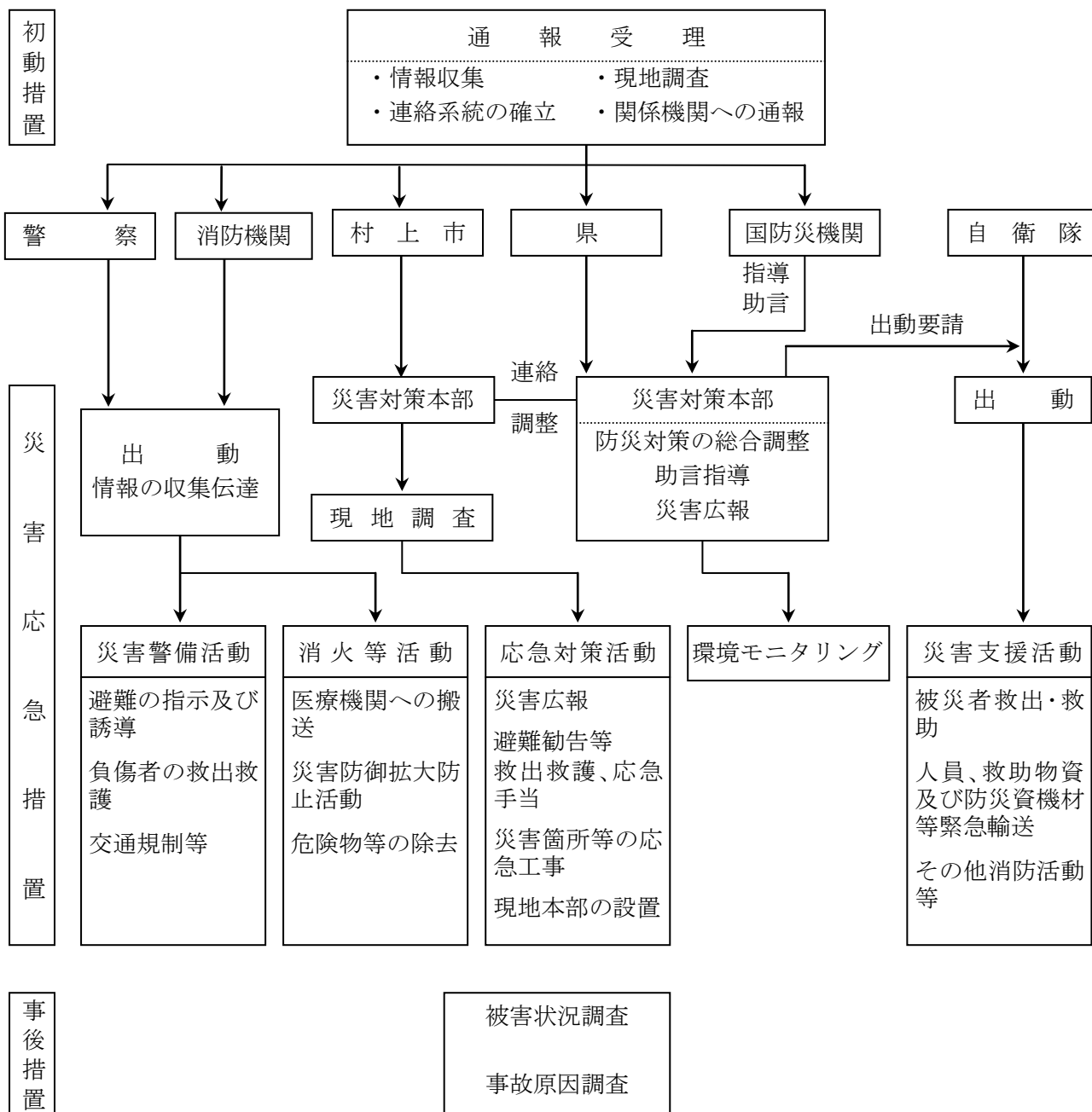
危険物等を取り扱う施設の管理者は、災害による施設の被害を最小限に食い止めるとともに、施設の従業員及び周辺地域住民に対する危害防止のため関係機関及び関係事業所と協力して応急対策を実施する。

2 危険物等施設応急対策フロー図

(1) 事業所



(2) 国、県及び市



3 危険物等施設の応急対策

災害時に危険物等取扱事業所の責任者及び管理者は、次に掲げる措置を各施設の実態に応じて講じるとともに、国、県、市及び消防機関と連携して、被害の拡大防止と危害防止を図る。

(1) 共通の応急対策

ア 関係機関との連絡体制の確保

危険物等取扱事業所は、災害等により被災した場合、消防機関、警察署等関係機関及び隣接事業所に事故状況を伝達する等速やかに連絡体制を確保し、協力体制を確立する。

イ 災害発生時の自主防災活動

危険物等取扱事業所は、災害発生時には、あらかじめ定めた自衛消防組織等の活動要領に基づ

き自主防災活動を行う。

ウ 危険物施設等の緊急停止と応急点検

危険物等取扱事業所は、災害発生時には危険物等の作業の停止、装置等の緊急停止を行うとともに、直ちに応急点検を実施する。

エ 危険物等施設の応急措置

危険物等取扱事業所は、危険物等施設の被害状況及び付近の状況等について十分に考慮し、現況に即した適切な応急措置を講じる。

(ア) 危険物施設等の損傷等異状が発見されたときは、補修、危険物等の除去等適切な措置を講じる。

(イ) 危険物等による災害が発生した場合には、消火剤、オイルフェンス、中和剤等十分活用し、現状に応じた初期消火活動や流出防止措置を行う。

オ 周辺地域住民に対する広報等

危険物等取扱事業所は、地域住民の安全を図るため、速やかに発災を広報し、避難誘導等適切な措置を講じるとともに、関係機関に住民等への広報や避難誘導等の協力を求める。

カ 隣接事業所との連携による対策の実施

危険物等取扱事業所は、対応要領に基づき隣接事業所等との連携により災害に対処し、被害の拡大防止に努める。

(2) 個別の応急対策

ア 危険物、毒物劇物及び有害物質

(ア) 取扱事業所の応援体制の確保

取扱事業所は、被災状況に応じ、隣接事業所等の危険物、毒物劇物取扱従事者及び公害防止管理者等の協力を得て、適切な対応を図る。

(イ) 取扱事業所は、移送、運搬中の責任者と速やかに連絡を取る。

イ 火薬類

取扱事業所の責任者は、現場の消防機関、警備責任者等と連絡を密にして速やかに次の措置を講じる。

(ア) 保管、貯蔵又は運搬中の火薬類を安全地域に移す余裕のある場合は、速やかにこれを安全な場所に移し、見張人を付けて関係者以外の者が近づくことを禁止する。

(イ) 道路が危険であるか、又は搬送の余裕がない場合は、火薬類を付近の水中等に沈める等安全な措置を講じる。

(ウ) 搬出の余裕がない場合は、火薬庫にあっては、入口、窓等を目塗土（めぬりど）で完全に密閉し、爆発により災害を受けるおそれのある地域はすべて立入禁止の措置を執り、危険区域内の住民等を避難させるための措置を講じる。

ウ 高圧ガス

(ア) 施設の被害状況調査及び対応

高圧ガス取扱事業所は、高圧ガス施設、設備、販売施設（容器置場）等を巡回し、ガス漏えい検知器等による調査点検を行い、火災やガス漏えい等への対応を図るとともに、通報、応援依頼等連絡を行う。また、高圧ガス販売事業所においては、販売先の一般消費者消費設備について速やかに被害状況調査を行い、火災やガス漏えい等への対応を図るとともに通報、応援依頼等連絡を行う。

(イ) 高圧ガス関係協会の対応

a (社)新潟県LPガス協会

各支会の取りまとめ及びLPガス販売事業者に関する被害情報収集、整理及び防災関係機関、各支会、LPガス販売事業者からの要請に対する対応を図る。

b 新潟県高圧ガス保安協会

高圧ガス取扱事業所に関する被害情報収集、整理及び防災関係機関、高圧ガス製造、一般高圧ガス販売事業者からの要請に対する対応を図る。

ｃ 新潟県冷凍空調設備保安協会

高圧ガスを使用した冷凍事業者に関する被害情報収集、整理及び防災関係機関、冷凍の高圧ガス製造事業所からの要請に対する対応を図る。

(ウ) 防災事業所の対応

移動車両が被災した場合は、高圧ガス運送基準（平成5年10月改正）に基づき応急措置を講じるとともに、警察署、消防機関を通じ防災事業所（新潟県高圧ガス防災協議会で規定している防災事業所）の出動を要請し対応を図る。

エ 放射線使用施設等

災害の発生に伴う放射線使用施設及び放射性同位元素に関する事故措置にあつては、人命危険の排除を図るとともに、関係機関との連携を密にし、現況に即した応急対策を講じる。

また、災害の拡大を防止するため、放射線施設等の管理者は、次に掲げる応急対策を講じ、迅速かつ適切にその被害の防除に努める。

(ア) 施設の破壊による放射線源の露出、流出等が発生した場合及びその危険がある場合は、その被害の拡大防止に努め、また、被害状況に応じ警戒区域を設定するとともに、文部科学省、消防機関等への通報を行う。

(イ) 放射線取扱主任者は、従事者に適切な指示をし、放射線被害の拡大防止に努める。

(ウ) 放射線被害を受けた者又は受けたおそれのある者がある場合は、速やかに救出し、なお、付近にいる者に対し避難するよう警告する。

(エ) 放射線発生装置の電源を遮断し、余裕のあるときは放射性同位元素及び放射性同位元素装備機器を安全な場所に移し、周辺を危険区域に設定し、その旨表示し、見張りを置き関係者以外の立入りを禁止する。

4 危険物等流出応急対策

陸上施設から、河川に大量の危険物等が流出又は漏えいした場合、次に掲げる対策を講じ、迅速かつ適切にその被害の防除に努める。

(1) 災害等により当該流出事故が発生した場合、事故関係者、事故発見者及び通報受理者は、速やかに市又は消防機関、警察及び荒川水系水質保全連絡協議会（羽越河川国道事務所）に通報する。

(2) 当該関係機関及び危険物取扱者は、危険物等の大量流出による災害が発生した場合、それぞれの業務又は作業について、相互に密接な連絡を取るとともに、人員及び設備、資機材等に関して防除対策が迅速かつ的確に実施できるよう協力する。

(3) 当該関係機関及び危険物等取扱者は、事故が発生した場合は、災害の拡大防止と迅速かつ適切な処理を図り、総合的な防除対策を推進するために必要な組織を整備する。

(4) 危険物等が大量に流出した場合、当該関係機関及び事業所は、自主的かつ積極的に次の防除作業を実施する。

ア 拡散を防止するため、オイルフェンス、油吸着マット等の応急資機材を展開する。

イ オイルフェンス等により、流出範囲を縮小した危険物等を吸引ポンプその他により吸い上げ、又は汲み取るとともに、必要に応じて化学処理剤により処理する。

ウ 流出した危険物等から発生する可燃性ガスの検知を行い、火災及び健康・環境被害の未然防止に必要な措置を講じる。

(5) 防災関係機関は、災害の拡大防止を図るため付近住民等に対する火気使用の制限、避難勧告等の必要な措置を講じる。

また、飲料水汚染の可能性がある場合には、県及び河川管理者は、水道水取水地区の担当機関に直ちに連絡し、取水制限等の措置を講じる。

- (6) 陸上施設から、有害物質が河川等の公共用水域に流出した場合、地下に浸透した場合又は大気中に放出された場合は、村上地域振興局健康福祉部（村上保健所）、河川管理者及び市は、人の健康の保護及び環境保全の観点から、必要に応じて環境モニタリング調査を実施するとともに、その結果を関係機関に速やかに通報し、防除対策の実施等に資する。

5 住民等に対する広報

危険物等による災害が発生し、又は周辺に被害が拡大するおそれがある場合においては、関係機関は、関係事業所及び隣接事業所に従業員、地域住民の生命、身体の安全確保を図るため、次により必要な広報活動を実施する。

(1) 事業所の広報

災害の態様規模によって、広報活動は一刻を争うこともあり、危険物等取扱事業所は、広報車、拡声器等を利用し、迅速的確に広報するとともに、市等の防災関係機関に必要な広報を依頼する。

(2) 市の広報

災害が発生し、又は発生のおそれがあるときは、市は、直ちに付近住民に災害の状況や避難の必要性等の広報を行うとともに、県及び報道機関の協力を得て周知を図る。

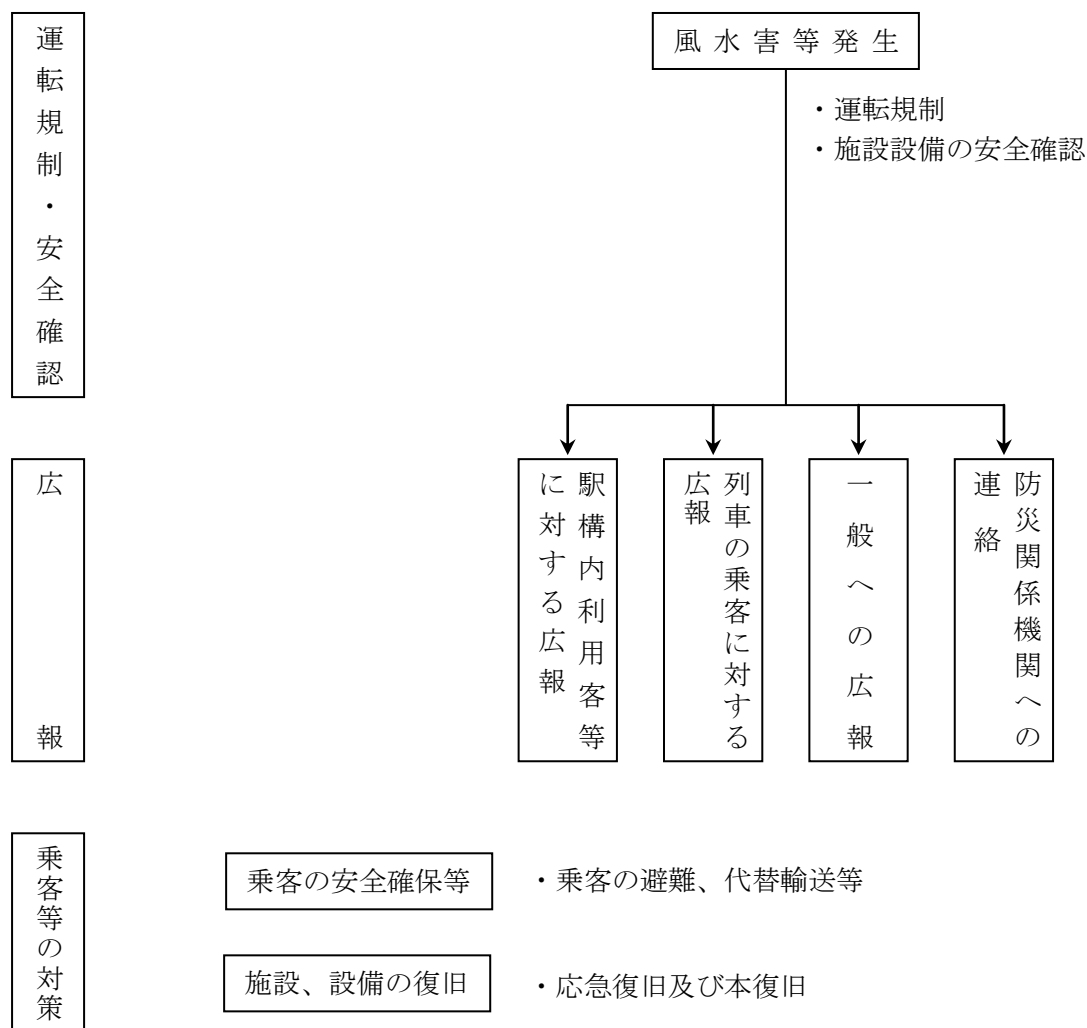
第34節 鉄道施設応急対策計画

担当：情報総括部

1 計画の方針

鉄道事業者は、風水害等が発生した場合、被害を最小限にとどめ、旅客の安全を確保するとともに、迅速な応急復旧に努める。

2 鉄道施設応急対策フロー図



3 応急対策

(1) 災害対策本部の設置

風水害等の規模、状況に応じ、社内規程に基づき災害対策本部等を設置する。

(2) 運転規制

風水害等発生時には、あらかじめ定めた社内規程による運転基準、運転規制区間に基づき、その強度により支社内の指示等又は運転規制等を実施するとともに、支社及びJRの関係箇所と連携して安全確認を行う。

ア 強風の取扱い

風速 20m/s 以上	——	——	——	——
	——	——	——	——
風速 25m/s 以上	——	——	——	——
	——	——	——	——
風速 30m/s 以上	——	——	——	——
	——	——	——	——

イ 豪雨の取扱い

雨量（時間雨量、連続雨量）、河川水位により、あらかじめ定めた社内規程により、運転規制区間ごとの運転規制を実施する。

防災情報システムの速度規制警報表示	——	——
	——	——
防災情報システムの運転中止警報表示	——	——
	——	——

(3) 旅客等に対する広報

ア 駅等における利用客に対する広報

災害時の旅客の不安感を除き、動揺、混乱を防止するため、駅構内掲示、放送等により次の事項を利用客に案内する。

- (ア) 災害の規模
- (イ) 被害範囲
- (ウ) 被害の状況
- (エ) 不通線区
- (オ) 開通の見込み等

イ 列車乗務員の広報

輸送指令からの指示、情報及び自列車の状況等を把握した上で、車内放送等により次の事項を乗客に案内し、動揺及び混乱の防止に努める。

- (ア) 停車地点と理由
- (イ) 災害の規模
- (ウ) 被害の状況
- (エ) 運転再開の見込み
- (オ) 避難の有無・方法等

(4) 救護、救出及び避難

ア 駅等に救護、救出に必要な器具等を整備する。

イ 災害による火災、建物倒壊、車両事故等により負傷者が発生した場合は、消防機関に通報するとともに、負傷者の手当て、乗客を安全な場所に移動させて適切な措置を講じる。

ウ 災害による列車の脱線転覆、衝突等の被害により多数の死傷者が発生した場合は、乗務員等は協力して速やかに負傷者の救出、救護処置を行い、被害の概要、死傷者数及び救護班の派遣等の必要事項を運転指令に速報するとともに、県、関係市町村、警察、消防機関等に協力を依頼する。

(5) 代替輸送計画

災害による列車の運転不能線区の輸送については、次に掲げる代替・振替輸送等の措置を講じ、輸送の確保を図る。

ア 折り返し運転の実施及び運転不能線区の実代行輸送

イ 迂回線区に対する臨時列車の増強及び他社線との振替輸送

(6) 応急復旧対策

災害の復旧に当たっては、早急な運転再開を図るため応急工事を実施し、終了後早急に本復旧計

画を立て実施する。

ア 建設機材の運用

復旧作業に必要な応急建設機材については、あらかじめ定めた借用方法、運用方法により適切に対応する。

イ 技術者の活用

復旧作業に従事する技術者等を適切に配置するとともに、緊急時は関係会社に対し技術者等の派遣を要請する。

ウ 災害時における資材の供給等

災害時における資材の供給については、災害用貯蔵品の適正な運用を図るとともに、必要なときは関係協力会社から緊急調達する。

4 住民等に対する広報

鉄道事業者は、支社の広報担当者を通して、運転の状況、復旧見通し等について、報道機関の協力を得て、ラジオ・テレビ放送及び新聞等により周知を図る。

また、地域型放送手段（有線放送設備、同時通報無線設備、CATV局、コミュニティーFM局）がある場合は、積極的に情報を提供して広報活動の協力を得る。

5 被害状況等の市への報告

鉄道事業者は、被害（人的、施設等）の状況、復旧見込み、代替輸送の方法等を速やかに村上市（総務課）へ報告する。

第35節 道路及び橋梁応急対策計画

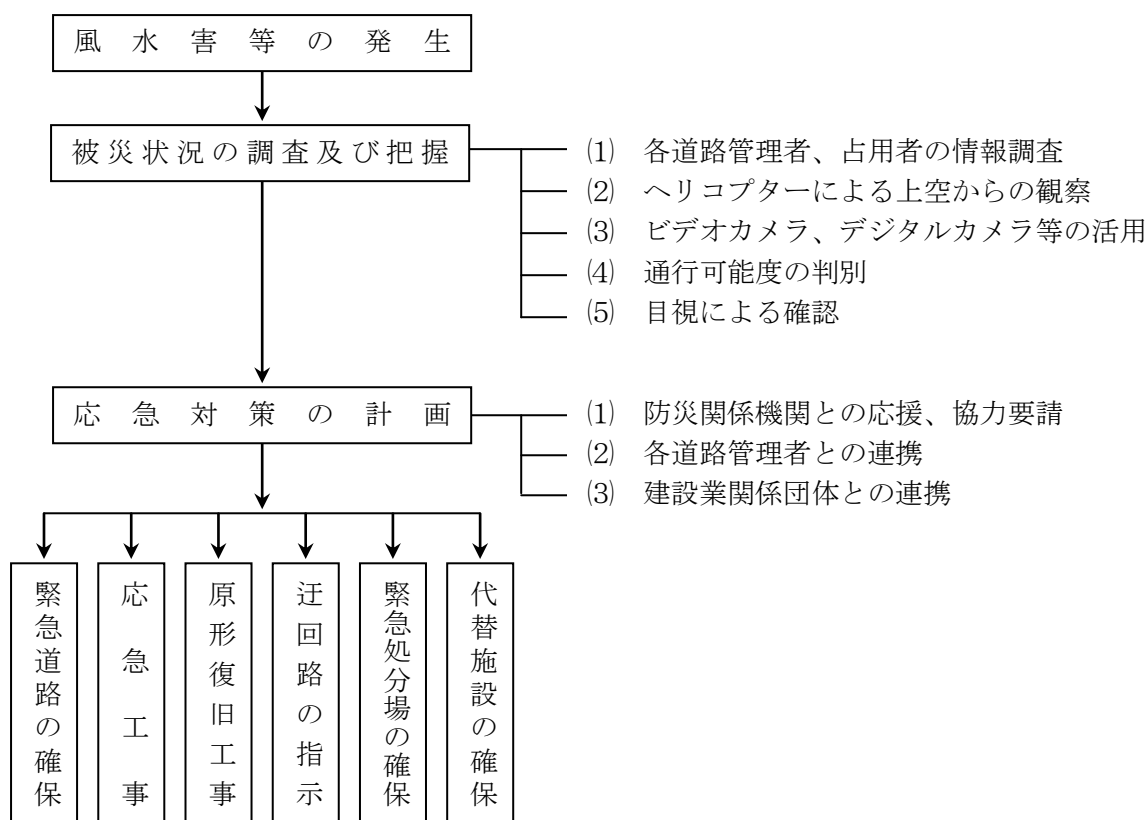
担当：情報総括部、都市整備部

1 計画の方針

災害時において、各種の応急対策活動を支え、都市機能の回復を図るためには、道路機能の確保が最も重要である。

このため、被害状況を正確かつ総合的に把握し、道路利用者の安全確保、周辺住民の避難等の円滑化、ライフライン施設の早期復旧などを考え合わせ、関係機関・団体と連携の上、路上障害物の除去及び道路等応急復旧工事を迅速かつ的確に行う。

2 道路及び橋梁応急対策フロー図



3 道路及び橋梁応急対策

(1) 被災状況の調査及び把握と施設点検

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、道路管理者等は、主要な道路及び橋梁等の構造物、異常気象時における事前通行規制区間、土砂崩壊・落石等の危険箇所等の緊急点検を行う。

また、**区長**、周辺住民等からの道路情報の収集に努める。

(2) 防災機関等への連絡

市は、災害による道路・橋梁の被害状況、措置状況の情報を各防災関係機関へ速やかに連絡する。

(3) 緊急の措置等

道路管理者は、道路利用者の安全確保を図るため被害箇所・区間において、警察署及び関係機関と連携を図り、必要に応じて交通規制等の緊急措置を講じる。

また、関係機関と調整しつつ、路上障害物の除去や応急復旧作業、必要に応じ迂回路の選定やその誘導等の措置を執りながら交通路の確保に努めるとともに、道路の状況についての広報に努める。

ア 交通規制

災害発生と同時に警察署等と協力して交通規制を行い、ラジオ、標識、情報板、看板及び道路管理者の所有のパトロールカー等により、通行者に対し交通情報等を提供する。

イ 緊急交通路の確保

(ア) 関係機関との調整を図りつつ、路上障害物の除去や簡易な応急復旧作業により交通路を確保する。

(イ) 交通路の確保は、可能な限り迅速に行い、被害状況によっては危険を回避するため、誘導員及び監視員を置き車両誘導等を行う。

(ウ) 路上の障害物の除去について、道路管理者、警察、消防機関及び自衛隊災害派遣部隊等は、状況に応じて協力して必要な措置を執る。

ウ 防災活動拠点等とのアクセスの確保

緊急の措置等については、防災活動拠点、輸送拠点、防災備蓄拠点その他公共施設とのアクセス道路の機能確保を優先して行うとともに、各道路管理者は連携して協力、支援を行う。

エ 応急復旧工事

(ア) 応急復旧工事は、緊急の交通路確保が行われた後に施設の重要度、被災状況等を検討し、迅速かつ的確に順次実施する。

(イ) 道路管理者は、建設業関係団体等との協力・連携により、障害物の除去、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保に努める。

オ 占用施設

上下水道、電気、ガス、電話等道路占用施設の被害が発生した場合は、当該施設管理者は道路管理者に通報するとともに、緊急時には速やかに安全確保のための措置を執り、事後その対応についても連絡を取りながら応急復旧を実施する。

4 交通安全施設等応急対策

道路管理者は、災害により信号機等交通安全施設の損壊、故障が生じた場合、警察署等と連携して、迅速にこれに対処し、被災地域内での交通の安全と緊急車両の通行の円滑化を確保する。

5 住民等に対する広報

災害による被害の防止・軽減、交通の混乱防止及び被災地域における応急復旧活動の迅速かつ的確な実施のため、次の事項等について適時適切な広報を行う。

- (1) 所管する施設の被害及び機能状況
- (2) 施設利用者の危険防止及び理解と協力を求めるために必要な事項
- (3) 緊急交通路の状況、復旧の見通し等に関する事項
- (4) その他道路及び橋梁応急対策に関して広報を行う必要がある事項

6 積雪期の対応

積雪時には雪が障害となり、被害状況の把握、施設点検、応急復旧等の活動において通常時と比較して多くの困難を伴うことから、各施設管理者は関係機関と事前に協議し、密接な連携の下、的確かつ円滑な応急対策を実施する。

第36節 雪崩応急対策計画

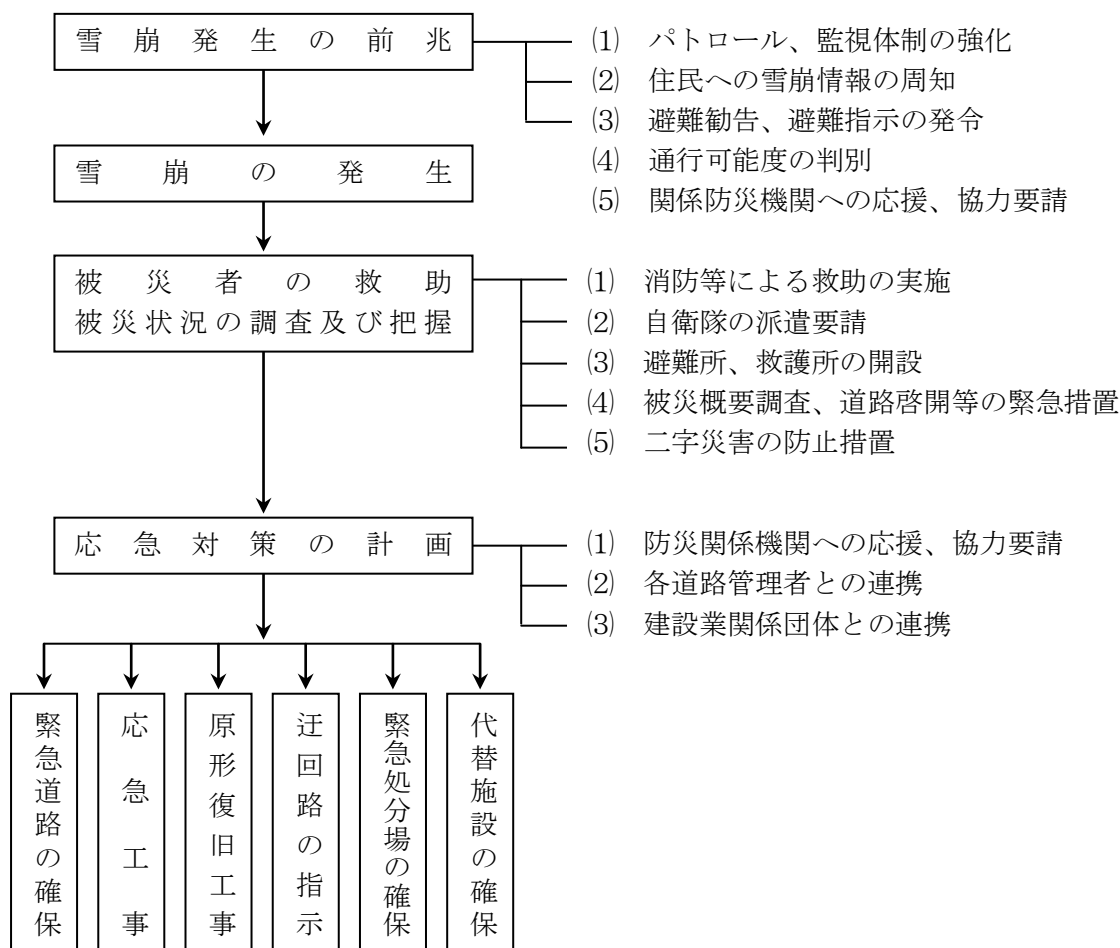
担当：情報総括部、都市整備部、経済部

1 計画の方針

市及び国、県、関係機関は、雪崩発生危険箇所（以下「危険箇所」という）のパトロール及び、事前回避措置の実施により雪崩による災害の発生防止に努める。また、雪崩により被害が発生した場合は、救助活動等の応急措置を迅速に行い、被害の軽減と二次災害の発生防止に努める。

市は、山間多雪地帯において、生活や産業活動の安全な環境を実現するため、雪崩防止柵等の施設を整備し、雪崩の発生及び雪崩による被害の発生を防止する。また、住民へ雪崩情報を周知し注意を喚起し、避難勧告または避難指示を行い、人的被害の発生を予防する。

2 雪崩応急対策フロー図



3 応急対策

(1) 危険箇所の警戒

ア 道路・鉄道等の危険箇所の査察

道路・鉄道等の管理者は、積雪期間中、雪崩危険箇所の査察を適宜実施し、雪崩の早期発見と事故防止に努める。

イ 雪崩パトロールの実施

市は、雪崩危険箇所の監視を行うため、雪崩パトロールを実施する。雪崩発生の際及び雪崩を発見したときは、次により警戒を行う。

警戒の種別	警戒の種別警戒の方法
巡回警戒	巡回警戒降雪時等に随時行う。または時間を定め定期的に行う。
固定警戒	危険状況により常時監視を行う。

ウ 市による監視

市及び関係機関は、危険箇所に近接している民家、不特定多数の者が利用する公共施設、集会施設及び旅館等を対象に、住民の生命の安全確保を図るため、監視警戒を行うよう警戒体制の整備を図る。また、危険度合を見極めて、関係者に早期に危険度予告を行うとともに、適切な措置を講じる。

エ 県及び県警察の協力体制

県は市から要請があったときは、所轄警察署と協力して危険箇所の巡視を行い、警戒及び住民の避難に関して指導する。

オ 住民の心構え

地域住民は、居住地周辺の地形、積雪の状況、気象状況等に注意し、雪崩災害から自らの命を守るため相互に協力するとともに、雪崩の兆候等異常な事態を発見した場合は直ちに近隣住民及び市に通報し、必要に応じて自主的に避難する。

(2) 事前回避措置

ア 住民への雪崩情報の周知

(ア)市は、気象状況、積雪の状況、危険箇所の巡視の状況等を分析し、雪崩の発生の可能性について住民に適宜広報を行い、注意を喚起する。

(イ)雪崩発生により人家に被害が発生する可能性が高いと認めたときは、住民に対し避難の勧告又は指示を行う。住民が自主的に避難した場合は、直ちに公共施設等に受け入れるとともに十分な救援措置を講じる。

ウ 道路・鉄道施設の対策

道路・鉄道等の施設管理者は、雪崩の発生しそうな箇所を発見したときは、当該区間の列車の運行、車両の通行を一時停止し、雪庇落とし等の雪崩予防作業を行い、雪崩発生の事前回避に努める。

(3) 雪崩発生時の応急措置

ア 雪崩発生状況の把握及び被災者の救助

(ア)市は、自らの巡視又は他の関係機関・住民等からの通報により雪崩の発生を覚知したときは、直ちに被害の有無を確認し、県危機対策課へ状況を報告する。

(イ)市は、住民等が被災した場合は、直ちに消防署、消防団、警察署と連携し救助作業を行うとともに、必要に応じて県に自衛隊の派遣要請を依頼する。

(ウ)市は、住居を失った住民を公共施設等に受け入れ、十分な救援措置を講じる。

イ 道路・鉄道等施設等の被災時の対策

(ア)道路・鉄道等の施設管理者は、雪崩により施設が被災した場合は、直ちに当該区間の列車の運行、車両の通行を一時停止するとともに応急復旧措置を行い、交通の早期回復に努める。また、遭難者がいる場合は直ちに最寄りの消防署、警察署に通報して救援を求めるとともに、

自らも救出作業に当たる。

(イ)市は、雪崩による通行止めが長時間に渡り、列車・通行車両中に乗客・乗員等が閉じ込められる事態となったときは、運行事業者からの要請又は自らの判断により、炊き出し、毛布等の提供、避難施設への一時受け入れ等を行う。

ウ 孤立集落住民の救助

県、警察本部は雪崩の発生による交通途絶で、集落の孤立が長期間に及ぶと認めたときは、ヘリコプターによる医師、保健師等の派遣及び医薬品、食料、生活必需品等の輸送、救急患者の救助、若しくは集落住民全員の避難救助を実施する。

エ 二次災害の防止

市は、雪崩が河川等他の施設に影響を与えている場合は、直ちに当該施設の管理者に通報し、二次災害等被害の拡大防止を要請する。

第37節 港湾・海岸施設応急対策計画

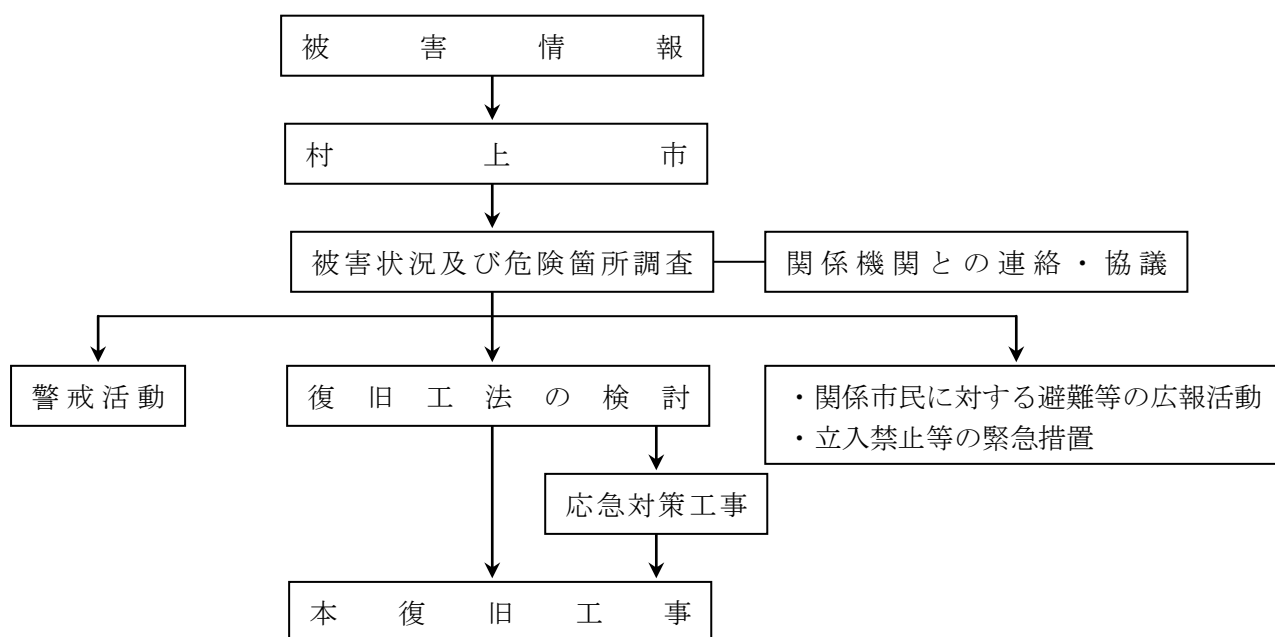
担当：情報総括部、都市整備部、経済部

1 計画の方針

災害時において、各種の応急対策活動を支え、都市機能の回復を図るためには、交通機能の確保が重要である。港湾・海岸施設管理者は、各施設の被害状況の把握並びに交通確保のための応急対策を迅速かつ的確に行う。

県は、被災概要調査、被災点検調査を行い、応急対策工事が必要な場合は、風水害発生後から24時間以内に応急工事に着手する。

2 港湾・海岸施設応急対策フロー図



3 各主体の責務

(1) 市民・企業等の役割

風水害による、港湾・海岸施設の被災を発見したときは、遅滞なく県、市、消防署、警察署へ通報する。

(2) 市の役割

風水害による、港湾・海岸施設の被災の通報を市民・企業等から受けたとき又はパトロール等により港湾・海岸施設の被災を発見したときは、県へ通報する。

(3) 県の役割

風水害による、県が管理する港湾・海岸施設の被災箇所の機能確保を図るための応急体制を整えとともに、関係機関の緊密な連携の下に災害の拡大や二次災害を防止するため、迅速、的確な応急対策を実施する。

4 業務の内容

(1) 市の内容

施設等の被災により市民に被害が及ぶおそれがある場合は、市民に対する避難のための勧告、

指示及び避難誘導等を実施する。

(2) 県の内容

ア 災害の未然防止

(ア) 被災状況の把握及び施設の緊急点検

高潮や風浪により被害の発生するおそれがある場合、過去に高潮、風浪による被害が生じた箇所等の危険箇所について、パトロール及び施設の緊急点検を実施する。パトロール及び緊急点検で被災するおそれがある箇所を発見した場合は、人的被害の発生を防止するため立ち入り禁止等必要な措置を実施する。また、必要に応じて応急措置を実施する。

イ 被害の拡大及び二次災害の防止

(イ) 人的被害発生防止のための対策の実施

パトロール及び緊急点検で、施設の異常や被災が確認された場合、被災箇所については、波浪等の影響により施設の被害の拡大や二次災害が生じやすいことから、人的被害の発生を防止するため、立ち入り禁止措置を講じる。

(イ) 緊急措置の実施

被災箇所については、施設の重要度及び被災の程度に応じて、被害拡大防止措置及び二次災害発生防止のための応急措置を実施する。

(イ) 被災箇所の巡視等危険防止のための監視

被災箇所や被災の兆候が見られる箇所は、巡回パトロール等を行い、時間経過に伴う状況の推移を監視する。

ウ 障害物の処理

港湾区域内の航路等について、沈船、漂流物等により船舶の航行が危険と認められる場合には、県災害対策本部に報告するとともに、障害物除去等を実施する。

エ 応急復旧

施設の被害拡大防止に重点を置いて、被害の状況、本復旧までの工期、施工規模、資材並びに機械の有無を考慮して、適切な工法により応急復旧工事を実施する。

オ 施設利用者及び住民に対する広報

(ア) 被災した施設は、気象海象状況等により被害が拡大するおそれがあるため、施設の被害程度等を施設利用者、周辺住民、及び市へ周知する。

(イ) 被災した施設の緊急措置、応急復旧状況、及び復旧の見通しについて施設利用者、周辺住民、及び市に周知する。

(3) 積雪期の対応

県は、積雪期においては雪が障害となり、被災状況の把握、施設の点検及び応急復旧活動において、無積雪期に比べ困難が伴うことから、施設の危険箇所を事前に調査し、関係機関と積雪期における対応について、事前に協議しておく。

第38節 土砂災害・斜面災害応急対策計画

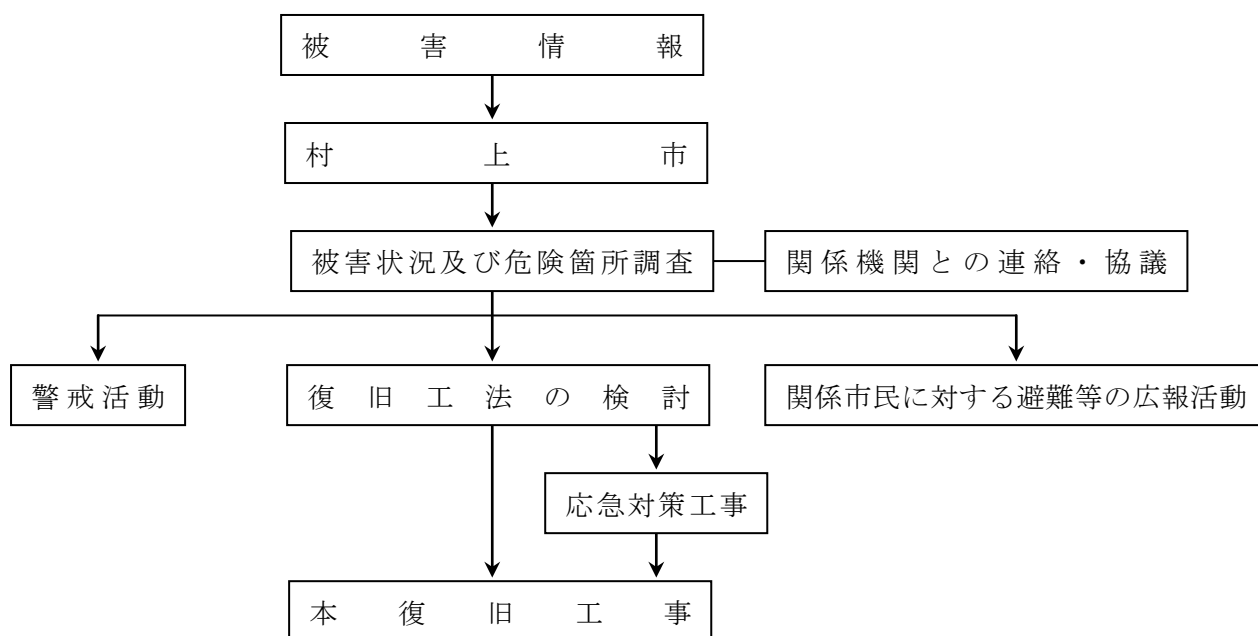
担当：情報総括部、都市整備部、経済部

1 計画の方針

治山、砂防施設等の管理者は、災害時は施設の損壊箇所の機能確保を図るための応急体制を執るとともに、関係機関の緊密な連携の下に災害の拡大や二次災害を防止するため、迅速、的確な応急対策を実施する。

市は、すみやかに土砂災害等の状況を調査し、必要に応じて応急対策工事に着手する。市民に被害が及ぶおそれがある場合は、ハザードマップ等に基づき、住民に対する避難のための勧告、指示及び避難誘導等を実施する。

2 治山、砂防施設等応急対策フロー図



3 各主体の責務

(1) 市民の役割

土砂災害やその前兆現象、また、治山・砂防施設の被災等（以下「土砂災害等」という。）を確認した時は、遅滞なく市、県、消防署、警察署等へ連絡する。

(2) 市の役割

新潟県土砂災害警戒情報システム等により情報収集を行い、市民等から土砂災害等の通報を受けた時及びパトロール等により土砂災害等を確認した時は、県へ連絡する。また、市民に被害が及ぶおそれがある場合は、市民に対する避難のための勧告、指示及び避難誘導等を実施する。

(3) 県の役割

県は、土砂災害等の被害拡大や二次災害を防止するための応急体制を整備するとともに、市及び関係機関と迅速かつ的確な情報の共有化を図り、応急対策を実施する。

(4) 関係機関の役割

県・市と緊密な連携のもとに災害の拡大や二次災害を防止するため、協力・支援体制を強化する。

4 業務の内容

(1) 災害の未然防止

ア 点検・巡視

各施設の管理者は、新潟県土砂災害情報システム等により情報収集を行い、気象等の状況により風水害等が発生するおそれがある場合は、次により施設の点検、巡視を行う。

管理者	気象状況	点検・巡視箇所
治山施設管理者	降雨等により土砂災害のおそれがある場合	治山施設設置箇所
砂防施設等管理者	降雨等により土砂災害のおそれがある場合	土石流危険渓流及び砂防施設 地すべり危険箇所及び防止施設 急傾斜地崩壊危険箇所及び防止施設 その他砂防関係施設

イ 異常を発見した場合の措置

各施設管理者は、点検、巡視により異常を発見した場合は、直ちに異常箇所等に対して応急措置を実施するほか、次により安全確保のための措置を実施する。

(ア) 危険な箇所については、人的被害の発生を防止するため、立ち入り禁止等必要な措置を実施する。

(イ) 施設の被災等により市民に被害を及ぼすおそれがある場合は、直ちに関係機関等へ通報する。

(2) 土砂災害等の調査

ア 被災概要調査結果及び状況の推移を関係機関等に連絡する。

イ 土砂災害等の被災状況を把握するため、速やかに被災概要調査を行い、被害拡大の可能性について確認する。

(3) 被害の拡大及び二次災害の防止

各施設管理者は、点検、巡視で施設の異常や被災が確認された場合、その危険の程度を調査し関係機関と密接な連携のもとに、次により応急措置を実施する。

ア 治山施設

(ア) 関係者及び関係機関に通報し、警戒避難、立入禁止等の必要な措置を実施する。

(イ) 施設の被害が拡大する恐れのある場合は、巡回パトロールや要員の配備等により危険防止の監視を行う。

(ウ) 被害拡大の可能性が低い場合は、被災詳細調査を行うとともに、応急対策工事の実施を検討する。

(エ) 倒木や流木等により二次災害が発生するおそれのある場合は速やかにその除去に努める。

イ 砂防施設等

(ア) 砂防施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設等に被害が生じ、地すべり、土砂崩れ等により、下方の地域の人家や道路施設等への危険が予測できる場合は、関係者、関係機関に通報し、警戒避難、立ち入り禁止等の必要な措置を実施する。

(イ) 施設被害が拡大するおそれがある場合は、巡回パトロールや要員の配置等により危険防止のための監視を行う。

(ウ) 被害拡大の可能性が低い場合は、被災詳細調査を行うとともに、応急対策工事の実施を検討する。

(4) 被災施設の応急復旧

各施設の管理者は、被害の拡大防止に重点を置いて、被害の状況、本復旧までの工期、施工規模、資材並びに機械の有無等を考慮して、適切な工法により被災施設の応急復旧工事を実施する。

(5) 市民に対する広報等

気象状況等により被災箇所の急激な拡大及び土砂の異常流出が発生し易くなるため、各施設の管理者は、施設の被災程度等を関係市民、市等へ周知する。

風水害等により被災した施設の被害規模が拡大することにより、道路、人家、自治会に被害を及ぼすおそれがあると認められるときは、施設被害規模の推移状況を関係市民、関係機関等へ逐次連絡する。

第39節 海上における災害応急対策計画

担当：情報総括部、消防部

1 計画の方針

台風又は発達した低気圧が県内を通過又は接近する等により、船舶の転覆及び座礁等の海難、人身事故の発生が予想される。これら災害による海上災害に対して迅速かつ的確に対処するため、市は関係機関と密接な連携を保ち、効果的な災害応急対策を行う。

市は、新潟海上保安部及び県と連携し、被災状況、避難の必要性、避難者の動向など情報交換を密接に行い、負傷者、被災者等の避難誘導、救助に当たる。

2 新潟海上保安部における災害発生時の対応

新潟海上保安部は、次に掲げる措置を講じる。

- (1) 体制の確保
 - ア 通信の確保
 - イ 巡視船艇・航空機の動員
- (2) 情報の収集、伝達・周知
 - ア 情報の収集
 - イ 情報の伝達・周知
- (3) 船舶等への警報等の伝達・周知

3 新潟海上保安部における応急対策

新潟海上保安部は、次に掲げる措置を講じる。

- (1) 海難等の救助
- (2) 海上交通の安全確保
- (3) 海上における治安の維持

4 各機関における業務の内容

- (1) 県・市
 - ア 被災状況、避難の必要性、避難者の動向など情報交換を密接に行う。
 - イ 港湾管理者及び漁港管理者は関係機関と協力し、港湾区域内及び漁港区域内で流出油の防除及び航路障害物の除去等に当たる。
 - ウ 新潟海上保安部の活動が迅速・的確に展開できるように非常時において協力するとともに、緊急輸送など支援を必要とするときは速やかに要請する。
 - エ 新潟海上保安部の行う活動に自衛隊の有する機動力等が必要なときは、自衛隊に対し支援を要請する。
- (2) 県警察
 - ア 関係機関と連携し、負傷者、被災者等の避難誘導、救助に当たる。
 - イ 油及び有害液体物質等が流出したときは、事故防止のため、沿岸における現場への立入禁止、制限及び付近の警戒に当たる。
 - ウ 関係機関と協力し、沿岸住民に対する避難勧告・指示及び避難誘導に当たる。
- (3) 消防
 - ア 関係機関と連携し、負傷者、被災者等の避難誘導、救助に当たる。
 - イ 初期消火、延焼の防止に当たっては、相互に情報を交換し担当区域の調整を図り、迅速な活動を行う。
 - ウ 負傷者の収容先医療機関の選定、後方医療施設への搬送、負傷者の救急措置を行う。
 - エ 流出油及び流出有害液体物質等の警戒及び拡散状況の調査並びに事故防止の支援措置を行い、

風水害等対策編 第4章 災害応急対策計画

沿岸における現場への立入禁止、制限及び付近の警戒に当たる。

オ 関係機関と連携し、沿岸住民及び危険物貯蔵所等に対し、火気管理等の指導を行う。

第40節 河川、地すべり防止施設等応急対策計画

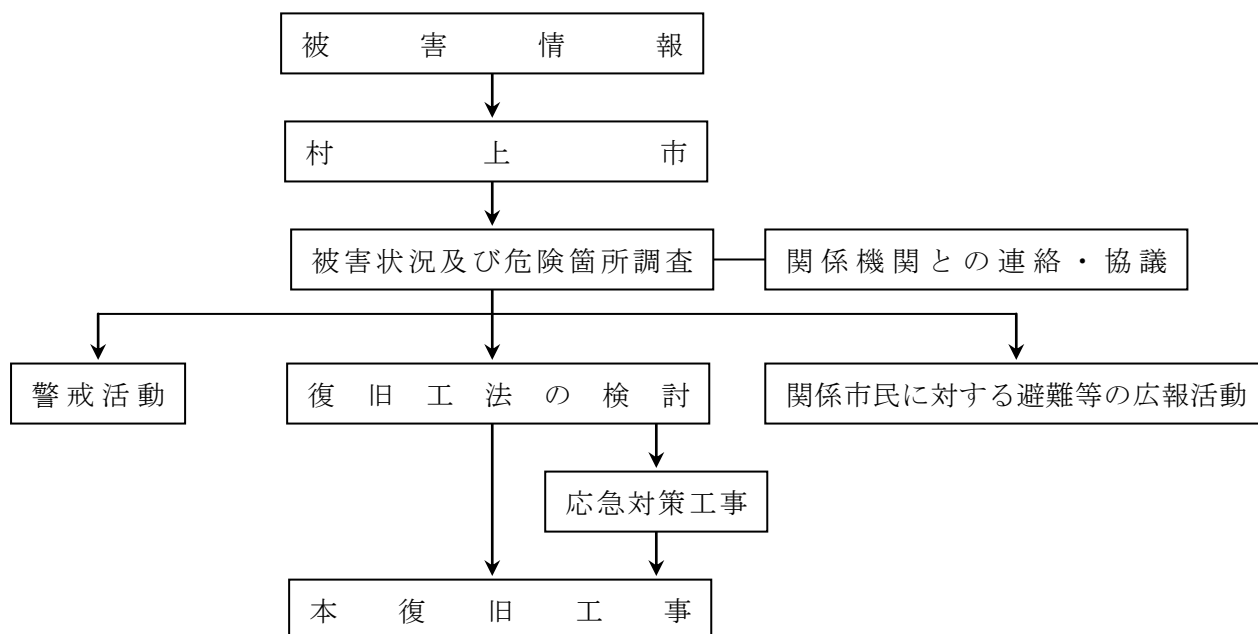
担当：情報総括部、都市整備部、経済部

1 計画の方針

河川、地すべり防止等の施設は、日常生活での生命の安全と財産の保全を目的とするとともに、災害発生時の応急対策活動では、防災上の根幹施設として重要な役割を果たすものである。

このため、これらの施設管理者は、災害による施設の損壊箇所の機能確保のために応急対策の体制を整備し、関係機関が相互に連携を図りつつ迅速な対応を図る。

2 河川、地すべり防止施設等応急対策フロー図



3 応急対策

各施設管理者が行う応急対策は、災害発生直後の対策として各施設の必要とする機能の確保を図りながら、二次災害の発生の防止と民生の安定を図ることを目的として実施する。

(1) 被害状況の調査

災害が発生した場合、各施設管理者は、災害による被害の実態を把握して、応急活動を円滑に行うため、それぞれの管理する施設等の点検を行い、被災状況を迅速かつ的確に把握して関係機関との協力体制を確立する。

(2) 応急対策

点検において異状や被災が確認された施設については、二次災害の防止等の観点からその危険の程度を調査して、関係機関及び建設業関係団体等と密接な連絡の下に人的な被害を拡大させないよう、各施設管理者は、次に記す施設別に適切な措置を講じる。

ア 河川管理施設及び頭首工等許可工作物

(ア) 堤防等河川構造物の損傷箇所の応急措置の実施

堤防等河川構造物や頭首工、排水機場等の河川に関する施設の損傷は、災害後の出水で破堤等重大な災害につながるおそれがあるため、災害直後の点検や調査で異状が確認された場所については、資材や施工規模を考えて応急措置を講じる。

(イ) 低標高地域での浸水対策の実施

低標高地域では、浸水が長期化しやすく復旧工事等災害支援の障害ともなるため、浸水の原因となっている箇所の応急復旧と可搬式ポンプや稼働可能な排水機場施設を利用した浸水対策を実施する。

(ウ) 浸水被害の拡大防止と浸水を原因とする事故等の発生防止対策の実施

民生安定の観点から、浸水被害が拡大するおそれがある地域については、その原因となる箇所の締切り工事を行うとともに、危険な箇所は、人的な事故の発生を防止するため、立入禁止等の必要な措置を実施する。

(エ) 許可工作物の損傷等に関する指導及び助言

許可工作物の損傷の復旧等については、災害を受けた地域の早急な復旧を期するため、占有者に適切な指導及び助言を行う。

(オ) 危険物、油流出等事故対策の実施

災害により発生した危険物等の流出や油流出等の事故については、二次的な被害を防止するための対策を迅速・的確に実施する。

(カ) その他河川管理に関する事項の調整

災害が広範囲にわたる場合は、応急対策に係る調整が錯綜することが予想されるため、河川管理に関する事項の調整に当たっては、できる限りライフライン及び地域住民の生活に密着した応急対策を優先して行う。

イ ため池施設

(ア) 施設の主要構造物についての詳細被害調査

災害後の点検等により異状が認められた場合は、ため池の急激な崩壊を防止するために施設の重要構造物についての詳細な被害調査を実施する。

(イ) ため池施設下流の人家、自治会及び関係機関への連絡、通報

被害状況を的確に把握するとともに、施設の甚大な被害が発見されて危険な状態が予想される場合は、ため池施設の下流に位置する人家、自治会及び道路等施設管理者に連絡、通報し、被害を最小限に止める措置を行う。

(ウ) ため池施設の管理者に対する必要に応じた指導、助言

災害によりため池施設に被害が発生した場合は、県は、ため池の管理者である各土地改良区等の施設管理者に適切な指導及び助言を行って、降雨による異常出水等に対する対策を行う。

(エ) その他ため池管理に関する事項の調整

その他ため池管理に関する事項の調整は、施設管理者である各土地改良区等を中心に、被害の程度に応じてため池の機能維持や農業用水の代替方法等生産活動への影響を最小限に抑えるための調整を行う。

ウ 地すべり防止施設

(ア) 危険区域に位置する人家、自治会及び関係機関への連絡、通報

異常降雨等により地すべり防止施設に被害が生じ、下方の人家、自治会及び道路等に危険が及ぶおそれがある場合は、関係者及び関係機関に通報し、安全の確保に努める。

(イ) 警戒避難の助言

地すべりが進行し、下方の人家、自治会に危険が及ぶおそれがある場合は、直ちに関係者、警察署、消防団等に通報し、警戒避難、立入禁止等の必要な措置の要請、助言を行う。

(ウ) 危険物、障害物等の除去及び進行抑制工事の実施

地すべりが発生した地域に危険物や障害物が存在する場合は、地すべりが進行して危険な状態になる前にこれらを除去し、地すべりの進行を抑えるための工事を実施する。

(エ) 被災地の巡視等危険防止のための監視

災害により地すべりが発生した場合やその兆候がみられるときは、巡回パトロール等を行い、

時間の経過に伴う状況の推移を監視する。

エ 急傾斜地崩壊防止施設

(ア) 危険区域に位置する人家、自治会及び関係機関への連絡、通報

災害により、急傾斜地崩壊防止施設等に被害を生じたり、そのおそれが生じた場合には、速やかに危険な区域に存在する人家、自治会及び道路管理者等関係機関への連絡、通報を行う。

(イ) 警戒避難の助言

災害により急傾斜地崩壊防止施設等に被害を生じ、被害が拡大するおそれがある場合は、被害の程度及び状況の推移に応じて警察署、消防団等関係者への避難等に関する要請、助言を行う。

(ウ) 被災地の巡視等危険防止のための監視

急傾斜地での崩壊や急傾斜地崩壊防止施設が被害を受けた場合には、被災地域での二次的被害の発生を防止するため、巡回パトロールや要員の配置等により危険防止のための監視を行う。

オ 砂防施設

(ア) 砂防施設下流の人家、自治会及び関係機関への連絡、通報

災害により砂防施設が被害を受けた場合は、その後の降雨等により土砂の異常流出等が生じやすくなるため、その被災程度を速やかに砂防施設下流の人家、自治会及び県等関係機関へ連絡、通報し注意を促す。

(イ) 被災地の巡視等危険防止のための監視

災害により砂防施設が被害を受けた場合には、その被害の程度に応じて巡回パトロール等を行うとともに地元住民を通じて河川の濁りの変化や水量の変化等に注意を払って、二次災害等に対する危険防止のための監視を行う。

(3) 応急工事

応急工事は、被害の拡大防止に重点を置いて、各施設管理者は被害の状況や本復旧までの工期、施工規模、資材及び機械の有無を考慮して、応急工事として適切な工法により実施する。

4 住民等に対する広報

(1) 被災地に浸水又は浸水のおそれがある場合や人家、自治会、道路等に直接被害を与え危険な状況が発生させるおそれが生じたときは、市は速やかに同報系防災行政無線、広報車等による広報活動を行い周知するとともに、関係機関を通じて必要な情報の提供を行う。

(2) 災害により河川水質に異常事態が発生した場合又は発生するおそれがあるときは、市は速やかにその状況を関係機関に通報するとともに、必要に応じ報道機関等を通じて住民等への周知を図る。

5 積雪期の対応

積雪時においては、雪が障害となり、施設の点検、被害状況の把握及び応急復旧等の活動において通常と比較して多くの困難を伴うことから、各施設管理者は、施設の危険箇所を事前に調査し、関係機関と積雪期における連携について事前に協議しておく。

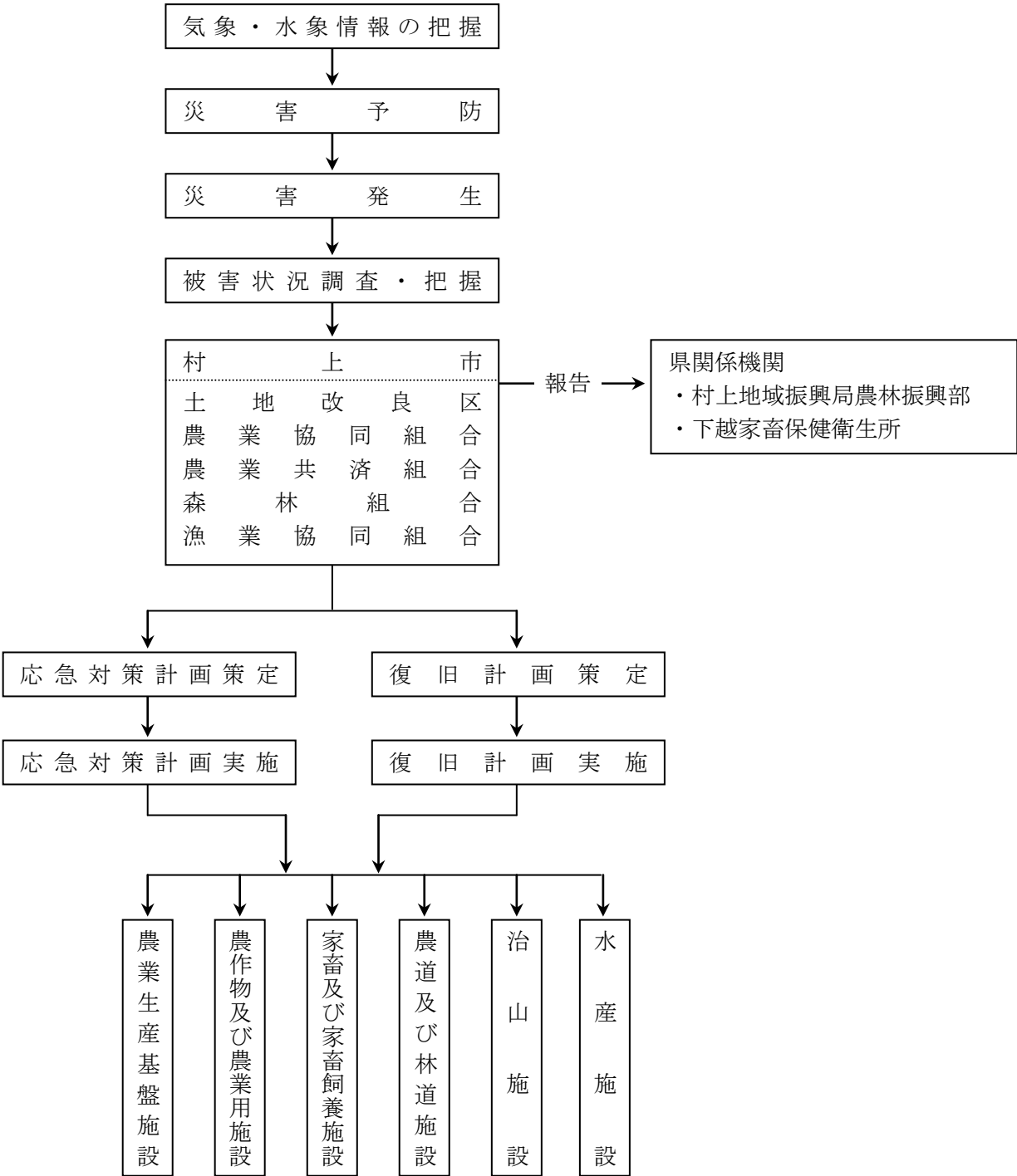
第4 1 節 農林水産業応急対策計画

担当：情報総括部、経済部

1 計画の方針

市、県、農林水産業関係団体等は、気象・水象情報の把握により、事前に被害を軽減するための措置を的確に行うとともに、災害発生により被災した農業生産基盤施設、農業用施設、家畜のへい死、飼養施設及び林道・治山施設の被災状況を速やかに把握し、その応急対策を実施する。

2 農林水産業施設応急対策フロー図



3 農業生産基盤施設（頭首工、排水機場、用排水路、農地等）

(1) 被害状況の把握

市は、関係土地改良区等と相互に連携し、農地及び頭首工、排水機場、用排水路、ため池等の農業用施設の被害状況を把握し、村上地域振興局農林振興部を通じ県農地部に報告する。

(2) 応急対策

ア 市、県、各土地改良区等は、農地及び農業用施設の被害が拡大するおそれがあるときは、農業生産基盤施設の被害状況に応じ、次の応急対策を実施する。

(ア) 施設被害拡大防止のための応急措置

(イ) 出水等により、広範囲にわたる農地に湛水の危険があり、農作物被害が発生するおそれがある場合、排水ポンプによる当該地域の総合的な排水対策

(ウ) 農地等の地すべり又は亀裂が発生した場合は、シートで覆う等その拡大防止のための措置

(エ) 農地等の地すべり、ため池堤体の損壊等により、人家、道路施設等に直接被害を与え又は与えるおそれがある場合は、警察署、消防機関等の協力を得て、立入禁止、避難及び交通規制等の措置（広報対策を含む。）

(オ) 市は、保管物品等の管理上に支障がある場合においては、適宜関係団体に管理者設置を要請するとともに、必要に応じて農家に周知徹底するための広報活動を実施する。

(カ) 被災し危険な状態にある箇所についてはパトロール要員等配置し、巡回・監視による危険防止の措置を講ずる。

(3) 復旧計画

市は、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和 25 年法律第 169 号）に規定する農地及び農業用施設に係る復旧事業計画概要書を、県関係機関の支援を得て作成し、早期復旧に努める。なお、農地及び農業用施設の被害状況から、やむを得ず緊急的に復旧が必要と認められる場合は、所要の手続を執り、災害査定前に復旧工事に着手することができる。

4 農作物及び農業用施設

(1) 被害状況の把握

市は、農業協同組合等と相互に連携し、農業用施設の被害状況（農作物の被害を含む。）を把握し、被害状況を村上地域振興局農林振興部を通じ県農林水産部に報告する。

(2) 応急対策

ア 市は、農業用施設被害の状況により必要があると認めたときは、二次災害を防止するため、農家及び農業協同組合等に対し、次の指導又は指示を行う。

(ア) 農舎、園芸ハウス等の倒壊防止措置

(イ) 農業用燃料の漏出防止措置

(ウ) 浸水等に伴う農作物、農薬等農業資材の流出防止措置

(エ) 農舎、農業施設等の火災防止措置

イ 市は、県関係機関及び農業協同組合等と相互に連携し、農作物及び農業用施設の被害状況に応じ、次の応急措置を講じ、又は関係者を指導する。

(ア) 農作物の病虫害発生予防のための措置

(イ) 病虫害発生予防等のための薬剤の円滑な供給

(ウ) 応急対策用農業用資機材の円滑な供給

(エ) 農作物の生育段階に対応する生産管理技術指導

(オ) 種苗の供給体制の確保

(カ) 消雪促進のための措置

ウ 市は、被害状況により必要があると認めた場合は、復旧用農業資機材、農薬、種苗等の供給・

確保について関係機関に協力を要請する。

(3) 復旧計画

市は、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律に規定する農地及び農業用施設に係る復旧事業計画概要書を、県関係機関の支援を得て作成し、早期復旧に努める。なお、農地及び農業用施設の被害状況から、やむを得ず緊急的に復旧が必要と認められる場合は、所要の手続を執り、災害査定前に復旧工事に着手することができる。

5 家畜及び家畜飼養施設

(1) 被害状況の把握

市は、農業協同組合等と相互に連携し、家畜及び家畜飼養施設の被害状況を把握するとともに、被害状況を村上地域振興局農林振興部を通じ県農林水産部に報告する。

(2) 応急対策

ア 市は、家畜飼養施設被害の状況により必要があると認めたときは、二次災害を防止するため、農家及び農業協同組合等に対し、次の指導又は指示を行う。

(ア) 畜舎の二次倒壊防止措置及び生存家畜の速やかな救出措置

(イ) 家畜の逃亡防止及び逃亡家畜の捕獲、収容による住民等への危険防止措置

イ 市は、災害時に発生する家畜の伝染性疾病に対処するため、被災地の家畜及び畜舎等に対して、県、**獣医師会下越支部**、農業協同組合等の協力を得て、防疫係、診療係、消毒係を組織し、次により必要な措置を実施する。

(ア) 死亡した家畜に対する措置

災害により死亡した家畜については、家畜の所有者又は管理者が法令に基づく指定のへい獣処理場等で、死体を焼却又は埋却する。

(イ) 被災地の家畜に対する措置

被災地において、家畜の伝染性疾病が発生するおそれがあると認められるときは、防疫係を被災地に派遣し、必要な防疫措置を実施する。

(ウ) 被災地の畜舎等に対する措置

被災地において、家畜の伝染性疾病の発生を予防するため、防疫係及び消毒係を現地に派遣し、必要な消毒措置を実施する。

(エ) 家畜に対する診療

災害により家畜の診療を正常に受けられないときは、診療係を被災地に派遣し、災害による疾病の診療に当たる。

(オ) 飼料の確保

災害により、飼料の確保が困難となったときは、飼料放出要請を県に対して行い、農業協同組合等を通じて必要量の確保及び供給を行う。

(3) 復旧計画

市は、被災した畜産農家が必要となる復旧資金の確保、復旧計画の樹立及び実施等のため、関係機関と連携して、あっせん、指導を行い、必要に応じて資金の融資に伴う利子助成の措置を講じ、早期回復に努める。

6 農道及び林道施設

(1) 被害状況の把握

市は、市で管理する農道及び林道のほかに土地改良区等の農道管理者と相互に連携し、それぞれの農道及び林道の被害状況、障害物等を調査し、村上地域振興局農林振興部を通じて、県農地部、農林水産部に報告する。

(2) 応急対策

ア 農道及び林道の管理者は、災害により被災した農道及び林道を速やかに復旧する。また、崩落、倒壊等による道路上の障害物については、消防機関等の協力を得て除去する。

特に、自治会との連絡農道・林道については、優先して行い、その交通確保に努める。

イ 農道及び林道の管理者は、通行が危険な農道及び林道について、県、市、村上警察等関係機関に通報するとともに、通行禁止等必要な措置を講じる。

(3) 復旧計画

ア 市は、応急対策実施後も被災地の巡回パトロールを実施し、現地情報を的確に把握するとともに、必要に応じて関係者に対し、危険防止等の助言を行う。

イ 市は、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律に規定する災害復旧事業計画概要書を、県関係機関の支援を得て作成し、早期復旧に努める。なお、被害状況から、やむを得ず緊急的に復旧が必要と認められる場合は、所要の手続を執り、災害査定前に復旧工事に着手することができる。

7 治山施設

(1) 被害状況の把握

市は、県とともに森林組合及び治山防災ヘルパー等の協力のもと、治山施設の被害状況を把握するとともに、被害状況を村上地域振興局農林振興部を通じて県農林水産部に報告する。

(2) 応急対策

市は、県とともに治山施設の被害状況に応じ、次の応急措置を講じる。

ア 山腹崩壊、地すべり、治山施設等の被害により、人家、道路施設等に直接被害を与え、又は与えるおそれがある場合は、警察署、消防機関等の協力を得て、立入禁止、避難及び交通規制等の措置（広報対策を含む。）

イ 地すべり又は亀裂が発生した場合は、シートで覆う等その拡大防止のための措置

ウ 倒木被害（人家、住家）が発生した場合は、住民等の協力を得て速やかな除去

(3) 復旧計画

ア 市は、応急対策実施後も被災地の巡回パトロールを実施し、現地情報を的確に把握するとともに、必要に応じて関係者に対し、危険防止等の助言を行う。

イ 市は、県とともに関連法令等に定める復旧に関する資料等を作成し、早期復旧に努める。なお、治山施設の被害状況から、やむを得ず緊急的に復旧が必要と認められる場合は、所要の手続を執り、災害査定前に復旧工事に着手することができる。

8 水産物及び水産施設

(1) 被害状況の把握

市は、漁業協同組合等と相互に連携し、水産物及び水産施設の被害状況を把握するとともに、被害状況を村上地域振興局農林振興部を通じて県農林水産部に報告する。

(2) 緊急対策

ア 市は、水産施設の被害状況により必要があると認めたときは、二次災害を防止するために自ら実施もしくは漁業協同組合及び漁家に対し、次の指導又は指示を行う。

(ア) 燃料等の漏出防止、引火防止及び拡散防止措置及び関係機関への協力要請

(イ) 流失した船舶、養殖施設等の早期回収措置又は関係機関への協力要請

(ウ) 養殖池の漏水等による被害の拡大防止措置

イ 県は二次災害防止措置に対して協力要請を受けたときは、第九管区海上保安部、警察署、消防署と連携し、措置を講じる。

(3) 応急対策

ア 県及び市は、漁業協同組合と相互に連携し、水産物及び水産施設の被害状況に応じ、次の応急

措置を講じ、又は関係者への指導、関係機関への協力要請を行う。

(ア) 船舶活動支援施設（給油、給水）の応急修繕

(イ) 漁業無線を利用した就航船舶に対する被害情報の提供

(ウ) 冷凍・冷蔵水産物の受け入れ先の確保及び移送

(エ) 応急対策用資材の円滑な供給

(オ) 養殖水産物の移送

イ 県は、施設被害の復旧に急を要する場合は、市又は漁業協同組合に対し災害査定前着工の指示を行う。

第42節 商工観光業応急対策計画

担当：経済部

1 計画の方針

商工観光業の被災状況の情報収集及びその集約は、商工観光業の被災状況を認識する行為であり、商工観光業に対する災害応急対策活動の出発点である。

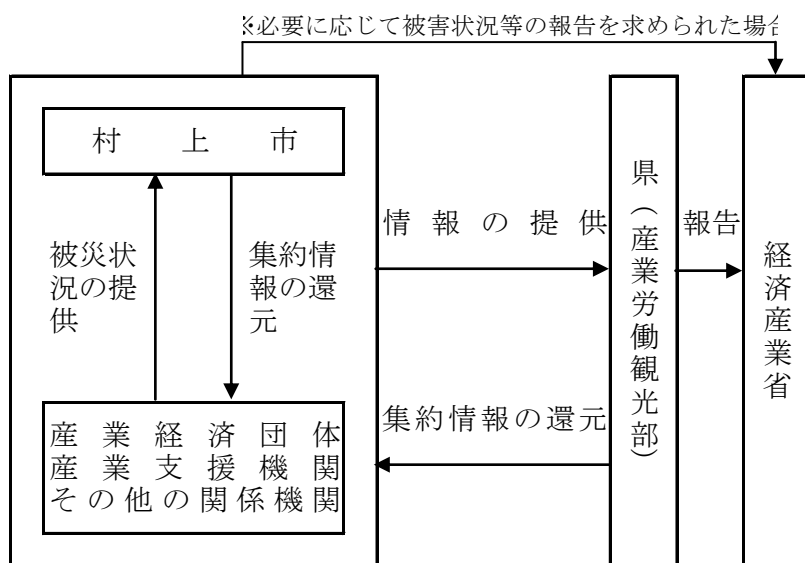
市は、災害が発生した場合は、速やかに産業経済団体及び産業支援機関等と連携を図りながら情報収集活動を開始する。

市は、収集した情報を集約し、商工観光業の被害の概要を掌握し、直ちに必要な行動を起こすとともに、産業経済団体及び産業支援機関や、県及び被災地内外の住民等に各種の手段を使って伝達し、「情報の共有化」に努める。

また、商工観光施設にあっては、その管理者等と連携を図り、人命の安全確保及び施設等の保全を図るとともに応急対策を行い被害の軽減を図ることとする。

被害の拡大を阻止するとともに被災状況の情報収集の結果から、県と連携し、商工観光業の早期復旧のための相談窓口の設置など、速やかな応急対策を講じることとする。

2 商工観光業被災状況等収集伝達計画フロー図



3 災害発生後の各段階における情報収集・伝達及び応急対策の実施

(1) 災害発生直後

ア 市は、商工観光施設の管理者等が入館者又は利用者等の人命救助を第一として避難誘導に努め、必要に応じて施設外の安全な場所へ避難させることができるよう、必要な措置を講じる。

イ 市は、商工観光施設の管理者等が施設の入館者又は利用者等について、要救助者及び負傷者の有無を確認して、消防、警察等に通報するとともに、救急隊が到着するまでの間、職員、従業員等により救急作業及び負傷者の手当等必要な措置を講じられるよう指示すること。

ウ 市は、産業経済団体及び産業支援機関等と連携を図りながら、商工観光業の被災状況の情報収集に当たる。

エ 市は、報告された情報を直ちに整理し、商工観光業の被害の概況を掌握する。収集された情報は、関係機関等に速やかに提供する。

オ 市は、主な商工観光業の被害の概況を速やかに県産業労働観光部へ報告する。

(2) 応急対策初動期

市は、地域内の商工観光業（所管施設及び中小企業等）の被害状況を調査し、県産業労働観光部へ報告する。

(3) 応急対策本格稼働期

ア 市は、県地域機関、産業経済団体及び産業支援機関等と協力して、地域内の商工業（中小企業）の直接被害件数、被害金額等詳細な被害状況を調査し、県産業労働観光部へ報告する。

イ 市は、県及び産業経済団体及び産業支援機関等と連携して、被災中小企業者等のための現地相談窓口の設置をする。

ウ 市は、行政等の支援策を広報紙・チラシその他の手段により広く周知するよう努めるとともに、報道機関の協力を得て地元新聞への掲載及び放送・電子媒体等により広く被災中小企業者等への周知を図る。

エ 市は、所管する商工観光施設の復旧に当たって関係機関と協議・連携しながら早期復旧に努めるよう必要な措置を講じる。

第43節 罹災証明発行対策計画

担当：市民部

1 計画の方針

災害救助法、被災者生活再建支援法等による各種施策や市税の減免、その他の被災者支援策を実施するために、家屋の被害度合いを判定し、被災者の応急的、一次的な救済を目的に罹災証明書を発行するものとする。

罹災証明書は、被災者に対する義援金の支給あるいは被災者生活再建支援法の適用や支援金の支給の判断材料となる重要な証明書であることから、迅速かつ的確な被害認定調査を実施し、被災者の生活基盤の回復と住宅の再建を促進するとともに、社会秩序の維持を図る。

2 各主体の責務

(1) 市民・企業等の役割

罹災証明書の目的を理解し、国、県や市が行う各種支援や減免に係る情報収集を積極的に行い、生活環境の早期再建に心がける。

(2) 市の役割

ア 各関係機関、自治会等を通じて被害状況等の情報収集を行い、被害認定調査実施に向けた体制を整える。

イ 被災者等への被害認定調査実施の周知を図る。

ウ 内閣府の「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」を参考に、被害認定調査を実施する。

エ 消毒用石灰の要・不要を担当課へ報告する。

オ 判定結果の集計を行い、災害対策本部へ報告する。

カ 罹災証明書を発行する。

キ 市民へ、各種支援や減免に関する情報提供を行う。

3 業務の内容

(1) 情報の収集

ア 河川氾濫や道路冠水等、関係機関から被害状況の情報収集を行う。

イ 被害が広範囲にわたる場合は区長に連絡し、被害状況の事前照会を行う。

ウ 得られた情報から、被害地域の予測を行う。

(2) 被害認定調査準備

ア 腕章、名札等、身分を証明する物品の調達

イ 懐中電灯、長靴等、調査時に必要な備品の調達

ウ 住宅地図、家屋名寄帳、画地台帳等、現地を把握するための必要書類の準備

エ 被害状況調書、罹災証明書等、各種様式の準備

(3) 市民への周知

被害認定調査の内容、目的等を事前に周知する。

(4) 応援体制

ア 必要に応じ、市の建築技師への共同調査依頼

イ 被害が広範な場合、災害時相互応援協定等を活用した応援職員の要請

(5) 被害認定調査

「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」等による被害認定調査の実施。

(6) 被災台帳の作成

ア 各家屋、所有者毎の被災台帳（被害状況調書）の作成

イ 被災台帳（被害状況調書）をもとに、罹災証明書を発行する。

(7) 罹災証明の対象

罹災証明は、災害対策基本法第2条第1号に規定する災害により被害を受けた家屋について、以下の項目の証明を行う。なお、家屋以外のものが罹災した場合において必要があるときは、罹災証明書の摘要欄にその旨の記載を行う。あるいは、被災の程度を限定しない被災証明書を発行する。

ア 全壊、大規模半壊、半壊、一部損壊

イ 流出、床上浸水、床下浸水

ウ 全焼、半焼

(8) 罹災証明を行う者

罹災証明は、証明の対象となる家屋が所在する市の市長が行うこととする。

(9) 罹災証明書の発行

罹災証明の発行は、災害により被害を受けた家屋の使用者、所有者からの申請によるものとし、前記「(8) 罹災証明を行う者」が申請を受け付け、罹災証明書を作成し、これらの者に発行することとする。

第44節 応急住宅対策計画

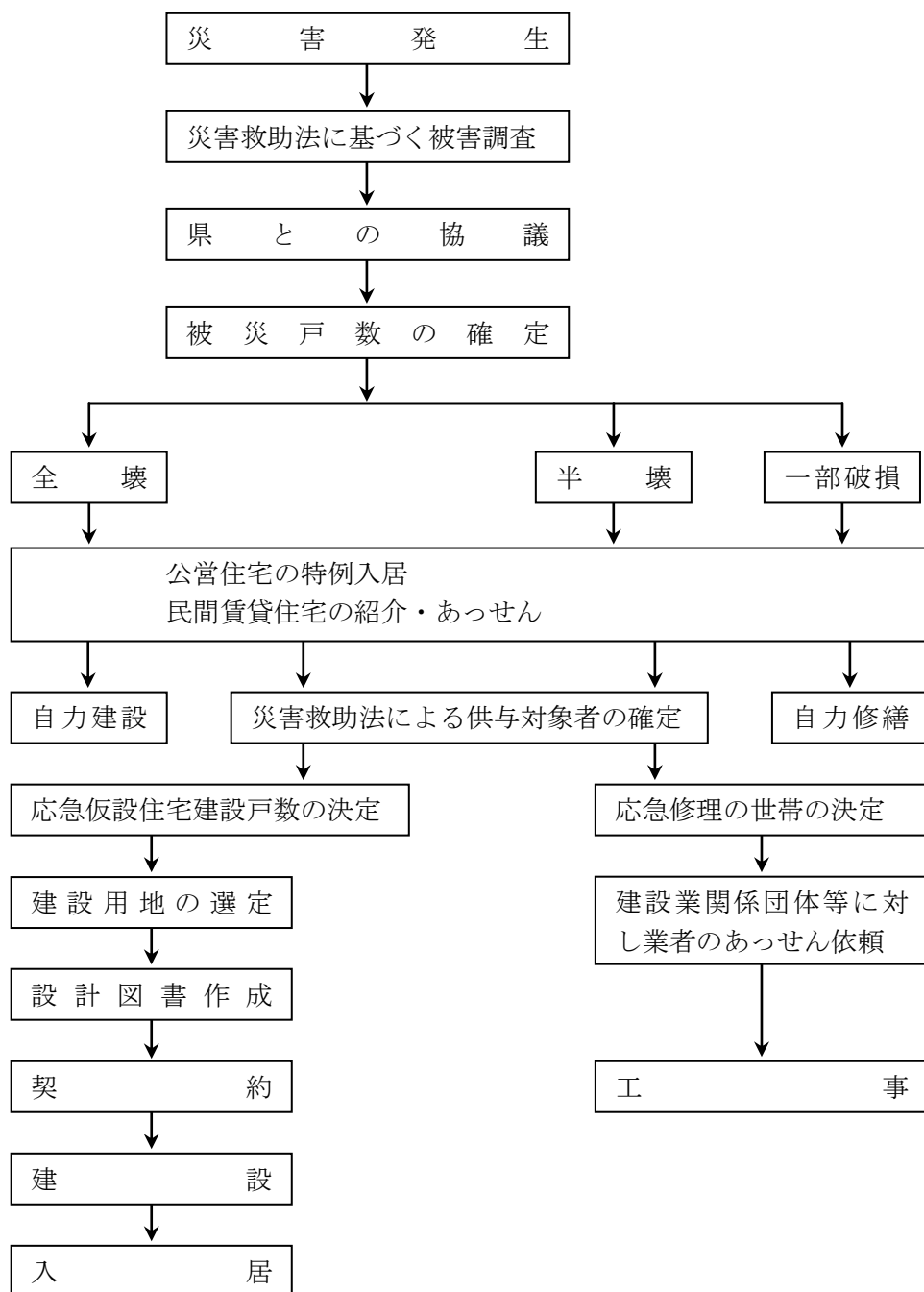
担当：都市整備部

1 計画の方針

災害のため、県知事から委任を受けたときは、住家が滅失した被災者のうち自己の資力では住宅を確保することができない者について、災害救助法の適用に基づき応急仮設住宅を設置してこれを収容し、又は被害家屋の応急修理を実施して、その援護を推進する。

また、住家が滅失した被災者には、公営住宅の空家を仮住宅として提供する。

2 応急住宅対策フロー図



3 被災住宅調査

- (1) 市は、風水害災害のため家屋に被害が生じた場合、応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理に必要な調査を次により実施する。

- ア 被害状況
- イ 被災地における住民の動向及び住宅に関する要望事項
- ウ 住宅に関する緊急措置の状況及び予定
- エ 応急仮設住宅建設現地活動上の支障事項
- オ その他住宅の応急対策実施上の必要事項

- (2) 被災建築物応急危険度判定士による調査

相当数の建築物に被害が生じたときは、被災建築物応急危険度判定士を活用した応急危険度判定を迅速かつ的確に実施することにより、被災建築物の倒壊や部材落下等による二次災害の発生を防止し、住民等の安全を確保するとともに、住民等に対する注意喚起及び建築物の被災状況の把握に努める。

- (3) 被災宅地危険度判定士による調査

宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、被災宅地危険度判定士を活用して宅地の被災状況を迅速かつ的確に把握し、危険度判定を実施することにより、二次災害の発生防止及び住民等への注意喚起に努める。

4 応急仮設住宅の建設

市は、家屋に被害を受けた被災者の収容対策として、県知事から委任を受けたときは、応急的な仮設住宅を建設し、暫定的な居住の安定を図る。

- (1) 建設の方針

- ア 対象者の選定

発災から1週間以内を目途に応急住宅供与対象者等を確定する

- イ 建設用地の選定

(ア) 建設場所については、保健衛生、交通、教育等について考慮するものとし、原則として公有地を優先して選定する。ただし、やむを得ない場合は、私有地を利用する。

(イ) 応急仮設住宅の建設用地の適地としての公有地がない場合は、あらかじめその他の適地を選定し、所有者等と協議をしておく。

- ウ 建設戸数

建設戸数は、全壊、全焼又は流失戸数のうち、被災の程度その他の要件から判断し、必要と認めた場合は、県知事と協議し建設を申請する。

- エ 建物の規模及び費用

(ア) 1戸当たりの建物面積及び費用は、災害救助法施行細則による救助の程度等により定める基準とする。ただし、世帯の構成人数により、基準運用が困難な場合は、県知事に基準以上の規模及び費用を申請する。

(イ) 建設資材の県外調達等で輸送費がかさみ、限度額での施工が困難な場合は、県知事に限度以上の輸送費を申請する。

- オ 建設の時期

災害が発生した日から、原則として20日以内に着工する。ただし、大災害等の事由により期間内に着工できない場合は、事前に県知事に必要最小限度の期間延長を申請する。

- (2) 応急仮設住宅の建設方法

ア 応急仮設住宅の建設は、県知事から委任を受けたときは、所定の基準により建設業者に請け負わせて設置することができる。

イ 応急仮設住宅を建設する場合は、建設戸数、規格、規模、構造、単価その他必要な要件は、県の定めに従って行う。

(3) 協力要請

応急仮設住宅の建設に当たっては、建設業関係団体等の協力を得て行うものとし、協力内容について協定を締結する。

(4) 被災者の収容及び管理

被災者の応急仮設住宅への収容とその管理は、次のとおりとする。

ア 災害により被災し、自らの資力では住家を確保できない者であって、次に掲げる事項のいずれにも該当する。

(ア) 住家が全壊、全焼又は流失した者であること。

(イ) 居住する住家がない者であること。

(ウ) 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）の被保護者若しくは要保護者又は特定の資産を持たない失業者、高齢者、病弱者、母子世帯、身体障がい者、勤労者若しくは小企業者又はこれに準ずる経済的弱者であること。

イ 入居者の選定

応急仮設住宅の入居者の選定については、県知事に協力して行う。ただし、県知事から委任を受けたときは、これを行うことができる。

ウ 管理

応急仮設住宅の管理は、市長に協力を求めて県がこれを行う。ただし、県知事から委任を受けたときは、市長が管理を行うことができる。

エ 供与の期間

入居者に供する期間は、応急仮設住宅完成の日から 2 年以内とする。

5 被災住宅の応急修理

被災住宅の応急修理は、居住のために必要な最小限度の部分を応急的に補修する。

(1) 修理の対象住家

住家が半壊又は半焼し、その居住者が当面の日常生活を営むことができない状態にある住家で、自らの資力では修理することができない生活保護法の被保護者若しくは要保護者又は特定の資産を持たない失業者、高齢者、病弱者、母子世帯、身体障がい者、勤労者若しくは小企業者又はこれに準ずる経済的弱者等応急仮設住宅の収容対象者と同程度の者とする。

(2) 修理の範囲

居室、炊事場及び便所など当面の日常生活に欠くことのできない部分とする。

(3) 修理の戸数

修理戸数は、全壊、全焼又は流失戸数のうち、被災の程度その他の要件から判断し、必要と認めた場合は、県知事と協議し建設を申請する。

(4) 修理の費用

応急修理に要する費用は、災害救助法施行細則に定める範囲とする。

(5) 修理の期間

災害が発生した日から、原則として 1 か月以内に完了する。ただし、交通機関の途絶その他の特殊な事情により期間内に修理ができない場合は、事前に県知事に必要最小限の期間延長を申請する。

(6) 修理の方法

応急修理は、応急仮設住宅の建設の方法に準じて行う。

6 公営住宅、公的宿泊施設等の特例使用

- (1) 市及び県は被災者への仮住宅として、公営住宅の空家を提供する。(行政財産の目的外使用許可
手続による。)
- (2) 対象公営住宅は、市内の県営及び市営住宅とする。市内の公営住宅でも不足する場合は、市は県
を通じ近隣市町村に提供を要請する。
- (3) 市は、提供可能な住宅を公表するとともに、状況に応じ被災地に相談所等を開設し、あっせんに
努める。

7 民間賃貸住宅の紹介・あっせん

市は、関係団体と協議し、民間賃貸住宅の紹介、あっせんを行う。

8 住宅建設資材のあっせん

市は、村上市建設業協会と協議し、住宅建設資材の供給要請を行う。

第45節 ボランティアとの協働計画

担当：福祉部

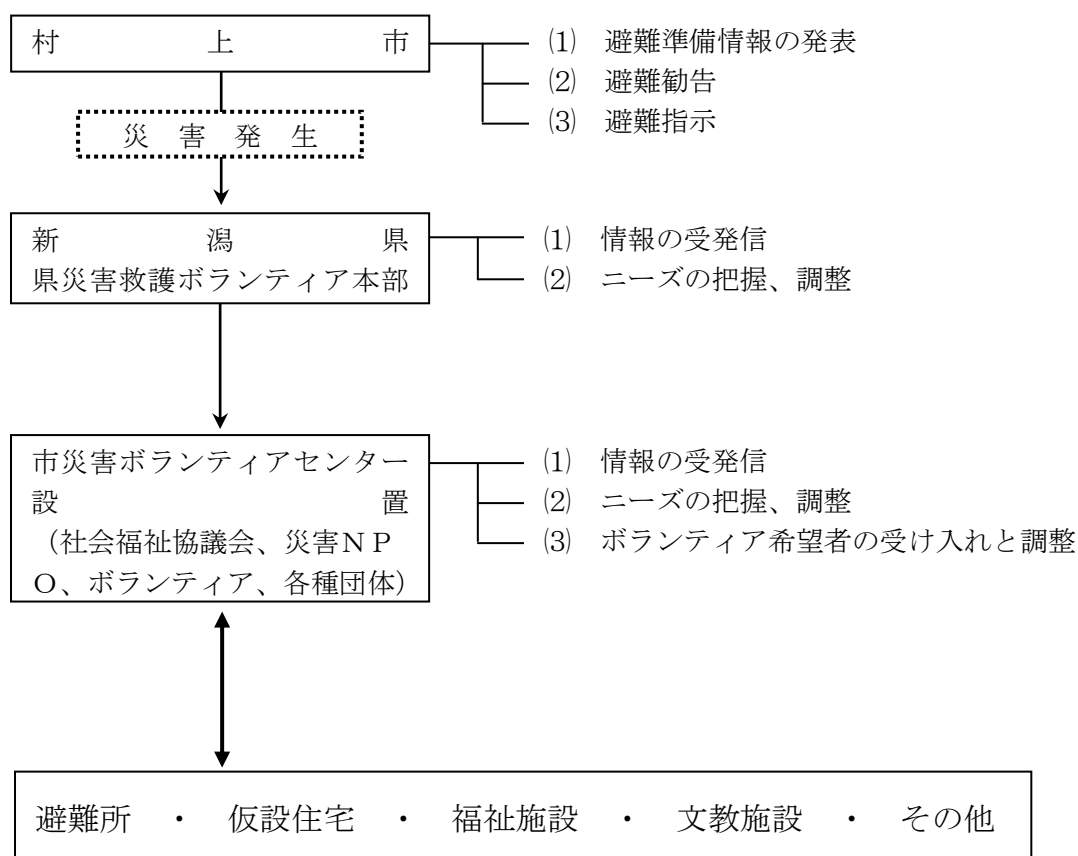
1 計画の方針

市及び関係機関は、ボランティアの自主性を尊重し、災害時におけるボランティア活動が円滑に進められるよう、関係機関の支援・協働体制の確立について定める。

災害ボランティア活動については、村上市社会福祉協議会が主体となり、NPO法人等の各種団体、個人ボランティア等と協働の上、災害ボランティアセンターを設置し、コーディネートを行う。

災害ボランティア活動が円滑に行われるために、市は災害ボランティアセンターの実施主体となる村上市社会福祉協議会へ情報の提供等の支援を行う。

2 ボランティアとの協働計画フロー図



3 各主体の責務

(1) 村上市社会福祉協議会の役割

災害が発生し、ボランティアによる支援の必要性があるときは、市災害対策本部（福祉部）と協議して災害ボランティアセンターを設置する。

ボランティアセンターの設置・運営については、村上市社会福祉協議会を主体として、NPO法人等の各種団体、個人ボランティア等の協力を得て、協働型として組織する。

(2) 市の役割

ア 災害ボランティアの受け入れ体制の整備

村上市社会福祉協議会と協議し、災害ボランティアセンターを設置する場所（体育館等の公共施設）を指定する。

イ 災害ボランティアセンターの運営支援

(ア) 災害ボランティアセンターへ職員を派遣し、常駐させる。また、同時に市災害対策本部へ村上市社会福祉協議会職員の常駐職員を受入れ、相互の情報共有を図る。

(イ) 災害ボランティア活動に必要な情報を提供する。

(3) 県災害救援ボランティア本部の役割

ア 災害が発生し、ボランティアによる支援の必要性が考えられるとき、活動連絡会協議会常任幹事長が常任幹事会を招集し、県災害救援ボランティア本部を新潟県社会福祉協議会内に設置する。

イ 災害ボランティア活動に係る情報の受発信及び、被災地市町村ボランティアセンターの立ち上げ支援などを行う。

(4) 新潟県社会福祉協議会の役割

ア 県災害救援ボランティア本部の設置に伴い職員を派遣し、同本部の運営を支援する。

イ 県内外の社会福祉協議会や関係支援団体などとの連携・調整を図る。

ウ 被災地市町村災害ボランティアセンターへ職員を配置し、被災地との連絡調整等を行い継続的支援を行う。

(5) 県の役割

ア 県災害救援ボランティア本部の設置に伴い職員を配置し、同本部の運営を支援する。

イ 県外の行政機関、県内外の支援団体などとの連絡・調整を図る。

4 業務の内容

(1) 村上市社会福祉協議会の業務の内容

ア 個人宅や避難所等における被災者支援ニーズの把握を行う。

イ ボランティアが支援を行う被災者ニーズを判断し、関係機関などへ情報の提供を行う。

ウ 各種広報媒体を通じ、ボランティア活動希望者へ情報の発信を行う。

エ 災害ボランティア活動を支援する物資の確保を行う。

オ 駆けつけたボランティアの受け入れ、登録を行い、被災者ニーズとのマッチング（派遣先、活動内容の決定）を行う。

カ 医療や看護等の専門技術を持った者がその技術を生かすためにボランティア活動に参加する場合については、市災害対策本部及び関係機関と連携を取った中で対応する。

キ 被災現場やボランティア活動の状況を把握し、情報の整理を行い、ボランティア活動プログラムを立案する。

ク 市内外から複数のボランティア活動をコーディネートする民間団体が活動を行う場合は、これらの団体と連携を取りながら、効果的に活動を行う。

ケ その他、被災者ニーズに基づいた活動を行う。

第46節 義援金品の受入れ、配分計画

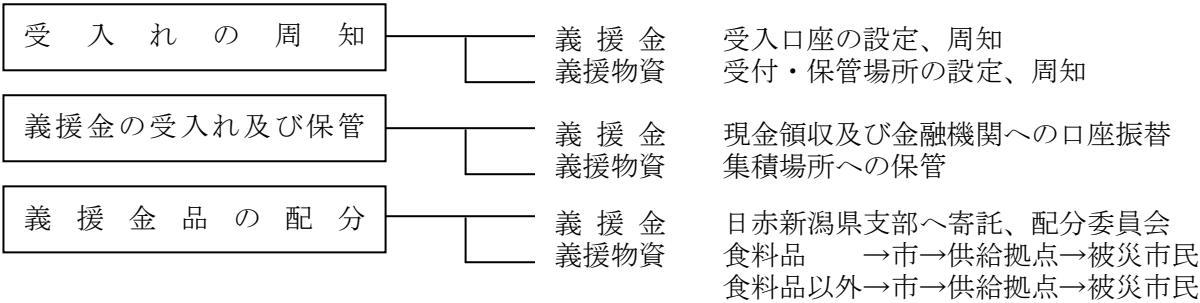
担当：総務部、市民部、福祉部

1 計画の方針

災害による被災者に対し、全国から寄せられた義援金品について、その受入体制及び配分方法等を定め、確実かつ迅速に被災者に配分する。

一般個人からの義援物資は保管、仕分け、配送等に多大な労力、保管場所及び時間が必要となるため、「被災地が真に必要なとしているもの」の情報等を的確に発信するとともに、可能な限り義援金での支援を呼びかける。

2 義援金品の受入れ、配分フロー図



3 義援金品の受入れの周知

市及び県は、義援金品の受入れについて一般への周知が必要と認められる場合は、日本赤十字社新潟県支部等の協力を得て、ホームページ及び報道機関等を通じ、次の事項を公表する。

- (1) 義援金
 - ア 振込銀行口座番号（銀行名、口座番号、口座名義等）
 - イ 受入窓口
- (2) 義援物資
 - ア 受入れを希望する物資及び受入れを希望しない物資のリスト（需給状況を勘案し、必要に応じ公表リストを改定する。）
 - イ 送り先（あらかじめ定める集積拠点）

4 義援金品の受入れ及び保管

市及び日本赤十字社新潟県支部は、次により義援金品を受け入れる。

(1) 義援金

市	1 受入窓口
	一般からの受入れ及び国又は地方公共団体から市長あての見舞金の受入窓口は、会計課とする。
	2 現金の受入
	(1) 一般から直接受領した義援金については、寄託者等へ現金受領書を発行し、歳入歳出外現金として入金する。
	(2) 国又は地方公共団体からの見舞金は、一般会計の収入として入金する。
	3 義援金の管理
	(1) 一般からの義援金は、歳入歳出外の災害見舞金として管理する。
	(2) 国又は地方公共団体からの市長あての見舞金は、一般会計として管理する。

日赤	1 一般からの受入窓口を開設する。 2 一般からの直接受領した義援金については、寄託者への受領書を発行する。 3 振込口座を設定する。
----	---

(2) 義援物資

市	1 受入・照会窓口 物資の受入及び照会窓口は、市民部とする。 2 集積場所、受入保管及び配分 (1) 救援物資の集積場所、受入れ及び配分は、第4章第22節「生活必需品供給計画」の7「集積所の設置等」に準ずる。 (2) 救援物資は、分類別に区分し、保管管理表等の添付により表示して保管するとともに、受払簿を備え授受の状況を記録する。
---	--

5 義援金品の配分

(1) 義援金の配分

ア 日本赤十字社新潟県支部、新潟県共同募金会等の義援金受付団体に寄託された義援金について、市は、県決定を参考に市委員会等の決定に基づいて配分する。

イ 市、市社会福祉協議会等に寄託された義援金について、市は、市義援金配分委員会を組織し、配分を決定する。

(2) 市義援金配分委員会の構成

市義援金配分委員会は、市（福祉部）、市議会代表、日赤新潟県支部、市社会福祉協議会その他義援金受付団体等で構成する。

(3) 配分計画

市義援金配分委員会は、義援金の受入額及び被災状況等を考慮し、義援金の性格を踏まえ、公平性・迅速性・透明性を確保しながら、配分対象・基準・時期・方法等を定めた配分計画を決定する。

(4) 義援物資の配分

市は、自己調達物資、応援要請物資等と調整し、義援物資の効果的な配分を行う。

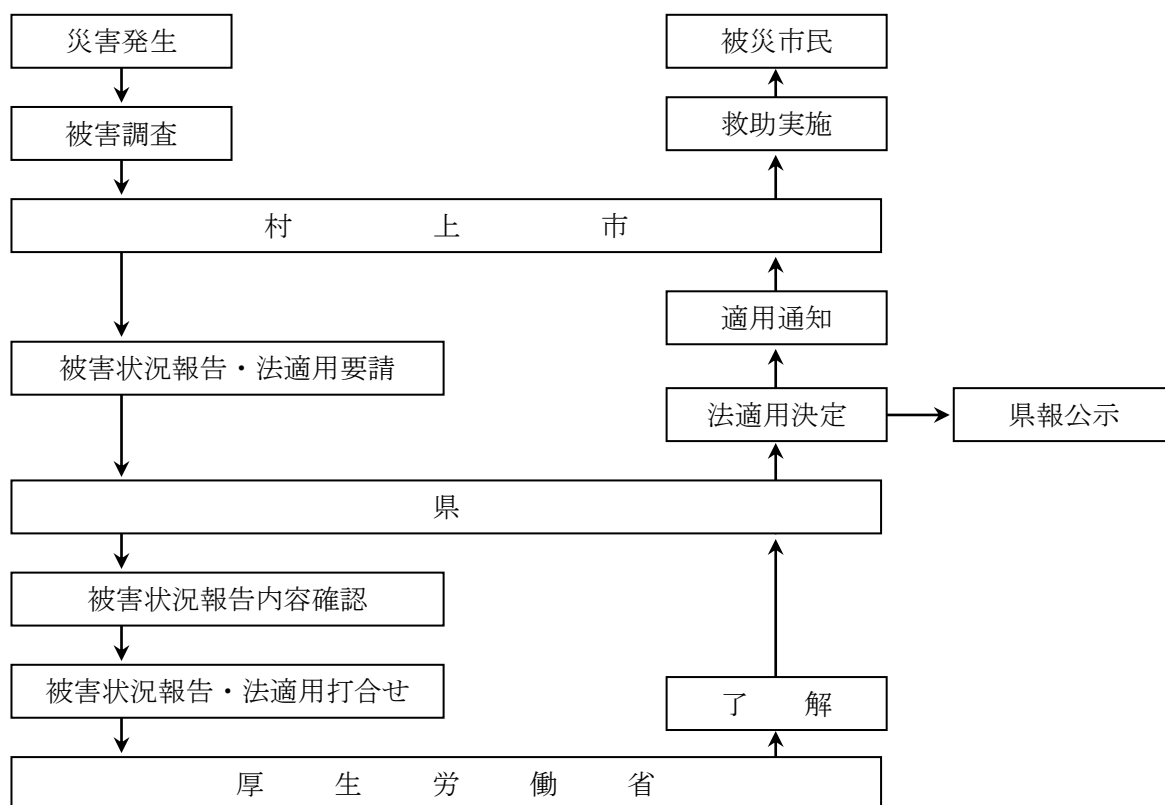
第47節 災害救助法による救助計画

担当：情報総括部

1 災害救助法による救助等の概要

災害救助法（以下この節において「法」という。）による応急救助は、災害発生直後の混乱期における被災者保護及び社会秩序の保全を目的とした緊急の措置であり、人命の保護、衣食住の確保等の活動がもたらす影響は極めて大きいことから、市は、法適用の必要が認められた場合は、速やかに所定の手続を行うとともに、迅速かつ的確な災害救助業務を実施する。

2 災害救助法による救助フロー図



3 災害救助法の適用

法による救助は、次により実施する。

- (1) 県知事は、県内に法を適用する災害が発生した場合は、地方自治法第2条第9項第1号に規定する国からの法定受託事務として応急的に必要な救助を行い、被災者の保護と社会秩序の保全を図る。（法第2条）
- (2) 市は、県知事が法に基づく救助を実施する場合は、これを補助し、被災者に対して必要な救助を実施する。（災害救助法施行令第8条）
- (3) 県知事は、救助を迅速に行う必要があると認めるときは、その権限に属する事務の一部を市長が行うこととすることができる。（法第30条第1項、県災害救助法施行細則（以下この節において「県法施行細則」という。）第17条）
- (4) 市長は、災害の事態が急迫して、県知事による救助の実施を待つことができないときは、自ら必要な救助に着手するとともに、その状況を直ちに県知事に情報提供し、その後の措置に関して県知

事に協議する。(県法施行細則第3条)

4 災害救助法の適用基準

法の適用の基準は、次のとおりである。

(1) 基準の内容

ア 適用単位は、市町村の区域単位であること。

イ 同一災害によることを原則とすること。

例外として

(ア) 同時点又は相接近して事なる原因による災害

(イ) 時間的に接近して、同一市町村の別の地域での同種又は異なる災害による場合でも、社会的混乱の同一性があれば、法適用の対象とする。

ウ 市町村又は県の人口に応じて一定の被害世帯以上に達した場合で、かつ、被災者が現に救助を必要とする状態にあること。

(2) 適用基準

(1) ーウの人口に応じた一定の被害世帯数(適用基準)は、災害救助法施行令(以下「令」という。)第1条に定められており、その基準を本市に当てはめれば次のとおりである。

ア 住家の滅失した世帯数が100以上であるとき。(令第1条第1項第1号)

イ 県下の住家滅失世帯数が2,000世帯以上であって、本市の住家滅失世帯数が50世帯以上であるとき。(令第1条第1項第2号)

ウ 県下の住家滅失世帯数が9,000世帯以上であって、本市の住家滅失世帯数が多数であるとき。(令第1条第1項第3号)

エ 災害が隔絶した地域に発生したものである等災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合で、かつ、多数の住家が滅失したとき。(令第1条第1項第3号)

オ 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、厚生労働省令に定める基準に該当するとき。(令第1条第1項第4号)

5 被害状況の判定基準

県知事は、法適用の基準である住家滅失世帯数について、災害対策基本法第53条第1項の規定により、各市町村及び本市が行う被害報告によって把握する。

この報告における住家滅失世帯数の算定単位及び方法は、次のとおりである。

(1) 世帯及び住家の認定

ア 世帯

(ア) 世帯とは、生計を一にしている実際の生活単位をいう。

(イ) 学生等を宿泊させている寄宿舎、下宿その他これに類する施設等に宿泊する者で、共同生活を営んでいる者については、原則として寄宿舎全体を1世帯とする。

イ 住家

(ア) 現実にその建物を居住のために使用しているものをいう。

(イ) 炊事場、便所、離れ座敷等生活に必要な建物が分離している場合は、合わせて1住家とする。

(ウ) アパート、マンション等居住の用に供している部分が独立している場合は、それぞれをもって1住家とする。

(エ) 学校、病院等の施設の一部に住み込みで居住している者がある場合は、住家とする。

(2) 滅失世帯の認定

住家滅失世帯の算定に当たっては、住家が全壊、全焼又は流失した世帯を標準とし、住家が半壊又は半焼した世帯は2世帯をもって、住家が床上浸水、土砂・竹木等のたい積により、一時的に居住することができない状態となった世帯は3世帯をもって、それぞれ住家が滅失した一の世帯とみなす。

滅失世帯数＝（全壊・全焼・流失）＋（半壊・半焼×1／2）＋（床上浸水等×1／3）

(3) 住家滅失の認定

ア 住家全壊（全焼・全流失）

(ア) 住家全部が倒壊、流出、埋没、焼失したもの。

(イ) 住家の損壊が甚だしく、補修により元どおりに再使用することが困難なもので、次に該当するもの。

- ・ 住家の損壊・焼失若しくは流出した部分の床面積が、その住家の延べ面積の70%以上に達した程度のものである。
- ・ 住家の主要な構成要素（壁、柱、はり、屋根、階段等）の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものである。

イ 住家半壊（半焼）

住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの（損壊が甚だしいが補修すれば元どおりに再使用できる程度のものである）で、次に該当するもの。

(ア) 損壊部分がその住家の延べ床面積の20%以上70%未満のものである。

(イ) 住家の主要な構成要素（壁、柱、はり、屋根、階段等）の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものである。

ウ 床上浸水

住家が床上浸水、土砂・竹木等のたい積により一時的に居住することができない状態となったものである。

※1 損壊とは、住家が被災により損傷、劣化傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。

※2 主要な構成要素とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。

6 災害救助法の適用手続

(1) 情報提供・適用要請

市長は、災害が前記4災害救助法の適用基準のいずれかに該当し又は該当する見込みであるときは、迅速かつ正確に被害状況を把握して速やかに県に情報提供するとともに、被災者が現に救助を必要とする状態にあるときは、併せて法の適用を要請する。

ア 情報提供の内容

(ア) 災害発生の日時及び場所

(イ) 災害の原因及び被害の概況

(ウ) 被害状況調べ

(エ) 既にとった救助措置及びとろうとする措置

(オ) その他の必要事項

(2) 適用の決定

ア 県知事は、市長からの情報提供、要請又は派遣した県職員からの報告に基づき、前記4に定める災害救助法の適用基準に基づき法を適用する必要があると認めたときは、市長に対し、直ちに法に基づく救助を実施する旨及び行うべき救助事務の内容と期間を示して通知する。

イ 県知事は、災害による被害が前記4災害救助法の適用基準のウ、エ、オに該当する場合で、法を適用するときは、事前に厚生労働大臣（厚生労働省社会・援護局総務課）に技術的助言を求める。

ウ 県知事は、法を適用したときは、速やかに厚生労働大臣（厚生労働省社会・援護局総務課）に情報提供するとともに、県報に公示する。

エ 県知事は、法適用の公表に当たっては、厚生労働大臣（厚生労働省社会・援護局総務課）と十分に連携をとる。

7 災害救助法による救助の種類と実施権限

(1) 救助の種類

法による救助は、災害のために一定規模以上の被害が生じた場合で、被害者が現に応急的救助を必要とする場合に行われるもので、次の種類がある。

ア 収容施設（応急仮設住宅を含む。）の供与

イ 炊き出しその他による食品の供与及び飲料水の供給

ウ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与

エ 医療及び助産

オ 災害にかかった者の救出

カ 災害にかかった住宅の応急修理

キ 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与

ク 学用品の給与

ケ 埋葬

コ 死体の搜索及び処理

サ 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石・竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

※ キについては、災害援護資金等各種貸付け制度の充実により、現在運用されていない。

(2) 救助の実施は、現物によって行うことが原則であるが、県知事が必要と認めた場合においては、救助を要する者（埋葬については埋葬を行う者）に対し、金銭を支給してこれを行うことができる。（法第23条第2項）

(3) 市長による県知事の救助に関する事務の実施

ア 県知事は、救助を迅速に行うため、必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、その権限に属する事務の一部を市長が行うこととすることができる。

イ 県知事は、前記アにより市長に救助事務の一部を行わせることとするときは、事務の内容及び実施期間を市長に通知する。

ウ (1)の内、ア（応急仮設住宅を除く）、イ、ウ、オ、カ、ク、ケ、コ、サに掲げる救助の実施については、特に災害状況に応じて迅速に実施する必要があるため、県知事は法適用決定と同時にこれらの救助を市長が行う旨通知する。また、災害発生から法適用決定までの間に市長が実施したこれらの救助は、救助法に基づいて実施したものみなす。

エ 県知事は、イ以外の救助についても必要に応じて市長がこれを行うものとし、その事務の内容と実施期間を通知する。

8 災害救助法による救助の程度、方法、期間及び費用の限度額

法による救助の程度、方法、期間及び費用の限度額は、厚生労働大臣が定める基準（告示）に従って県知事が定めることとされている。（県法施行細則第5条）

なお、市長が法による救助業務を行った場合の費用は、原則的に県が負担するが、県知事の委任を受けた救助業務を執行したとき及び県が救助に要する費用を支弁する暇がないときは、それらの費用を本市が一時繰替え支弁しなければならない。（法第44条）

9 強制権の発動

県知事は、迅速な救助を行うため特に必要があると認めるときは、次の権限を行使する。

(1) 救助業務従事の命令（法第24条）

法に定めた職業の者を、救助に関する業務に従事させる権限

ア 医療関係者

(ア) 医師、歯科医師又は薬剤師

(イ) 保健師、助産師又は看護師

イ 土木建築関係者

(ア) 土木技術者又は建築技術者

(イ) 大工、左官又はとび職

(ウ) 土木業者又は建築業者及びこれらの者の従事者

ウ 輸送関係者

(ア) 地方鉄道業者及びその従事者

(イ) 軌道経営者及びその従事者

(ウ) 自動車運送事業者及びその従事者

(エ) 船舶運送業者及びその従事者

(オ) 港湾輸送業者及びその従事者

(2) 救助に関する業務への協力命令（法第25条）

被災者及び近隣の者を、炊き出し等の救助の業務に従事させる権限

(3) 県知事の行う施設の管理又は物の使用、保管命令若しくは収用（法第26条）

ア 管理命令

救助を行うために必要な次の施設を管理する権限

(ア) 病院、診療所又は助産所

(イ) 旅館又は飲食店

イ 使用命令

(ア) 避難所の開設等の救助を行うために必要な次の物件を使用する権限

(イ) 土地、家屋若しくは物資

ウ 保管命令

災害の混乱時に、放置すれば他へ流通してしまうおそれのある救助に必要な物資を生産、集荷、販売、配給、保管若しくは輸送を行う業者等に対して、その取り扱う物資を保管させる権限

エ 収用

災害の混乱時に、放置すれば他へ流通してしまうおそれのある救助に必要な物資を生産、集荷、販売、配給、保管若しくは輸送を行う業者等から、その取り扱う物資を収用する権限

(4) 公用令書の交付及び損失補償

県知事は、(1)及び(3)の権限を行使するときは、公用令書の交付及び通常生じる損失を補償する。

(5) 市長による実施

県知事は、迅速な救助を行うために特に必要があると認めるときは、前記(1)、(2)及び(3)の権限に属する事務の一部を市長が行うこととすることができる。この場合、県知事は当該事務の内容及び実施期間を市長に通知するとともに、直ちにその旨を公示しなければならない。（法施行令第23条）

10 災害救助法が適用されない場合の救助

県知事は、法が適用されない災害に際して、市長が村上市災害救助条例により応急的に必要な救助を行う場合は、新潟県災害救助条例（以下この節において「県条例」という。）に基づき、その費用の一部を負担し、被災者の保護を図る。

- (1) 法が適用されない場合の救助については、原則として市長が実施する。
- (2) 市長は、被害の程度が県条例に定める適用基準に該当し、県条例の適用を受けようとする場合は、救助の種類及び内容について、速やかに県と協議しなければならない。
- (3) 県条例適用基準
 - ア 被害の程度が県条例の適用基準に該当するとき（本市の場合は住家を滅失した世帯が 15 世帯以上のとき）
 - イ 県知事が特に必要と認めた場合
- (4) 救助の種類等
 - ア 炊き出しその他による食品の給与
 - イ 被服、寝具その他生活必需品の給与
 - ウ 応急仮設住宅の設置
 - エ 災害にかかった住宅の応急修理
 - オ 災害にかかった者の救出
 - カ 県知事が必要と認めた場合においては、救助を必要とする者に対する金銭の支給
 - キ ウ及びエの救助は、生活困窮者を対象として行う。
- (5) 救助の程度、方法及び期間は、県災害救助条例施行規則第5条に定めるとおりとする。

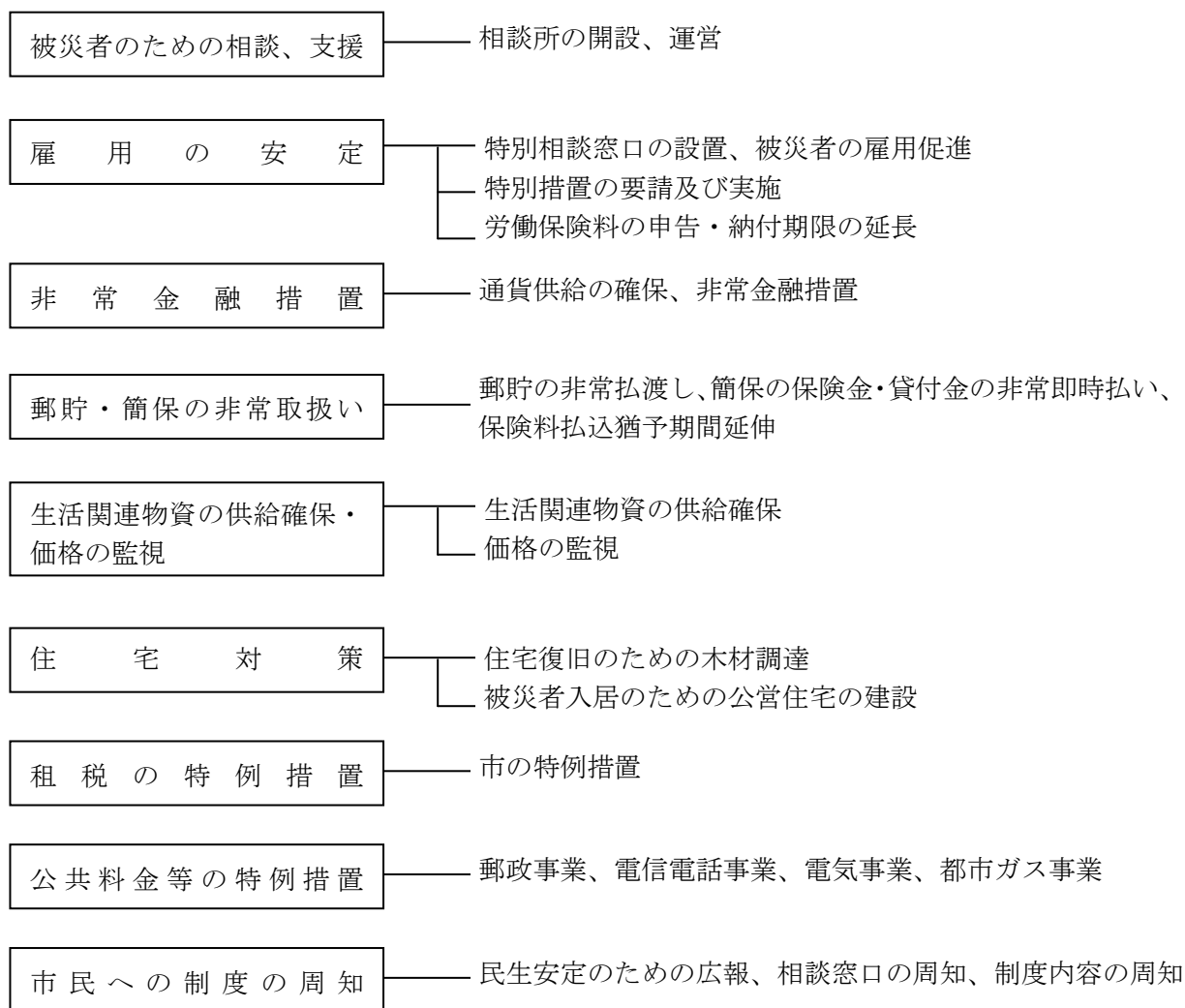
第5章 災害復旧計画

第 1 節 民生安定化対策計画

1 計画の方針

市、県及び公共サービスを提供する機関は、災害により被害を受けた住民の自力復興を促進し、安定した生活の早期回復を図るため、被災者からの生活相談の受付、離職を余儀なくされた場合の職業のあっせん、生活関連物資の安定供給のための措置、租税の徴収猶予措置、公共料金の特例措置等を実施する。

2 計画の体系



3 被災者の更生のための相談、支援

- ### (1) 相談所の開設

市及び県は、避難所及び市役所その他適切な場所に、被災者のための相談所を速やかに開設する。

- ## (2) 相談所の運営

市及び県は、被災者からの幅広い相談に応じるため、必要に応じて他の防災関連機関と連携し、

相談業務を実施する。

4 雇用機会の安定

市は、災害により離職を余儀なくされた者の再就職を促進するため、関係機関と協力して離職者の発生状況、求人・求職の動向を速やかに把握するとともに、村上公共職業安定所等を通じ、次の対策を実施する。

(1) 特別相談窓口等の設置

被災地域を管轄する公共職業安定所長は、離職者の発生状況、求人・求職の動向等の状況を把握するとともに、必要に応じ次の措置を講じる。

ア 被災者のための特別相談窓口を設置する。

イ 公共職業安定所に出頭することの困難な地域における臨時職業相談所の開設又は巡回相談を実施する。

ウ 近隣の公共職業安定所と連携を図り、応援職員の確保を図る。

(2) 被災者の雇用促進

被災求職者に対する綿密な相談を実施するとともに、近隣の公共職業安定所を通じ、更には全国の公共職業安定機関を通じて、住居確保に配慮しつつ求人を確保し、広域にわたる職業紹介を行う。

(3) 特例措置の要請及び実施

ア 雇用保険失業給付の特例支給

(ア) 証明書による失業の認定

被災地を管轄する公共職業安定所長は、災害により失業の認定日に出頭できない受給資格者に対して、事後に証明書により失業の認定を行い、失業給付を行う。

(イ) 激甚災害による休業者に対する基本手当の支給

激甚災害による休業者に対する基本手当の支給被災地域を管轄する公共職業安定所長は、災害が激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和 37 年法律第 150 号）第 25 条に定めた措置を適用される場合は、災害による休業のための賃金を受けることができない雇用保険の被保険者（日雇労働被保険者は除く）に対して、失業しているものとみなして基本手当を支給する。

イ 雇用調整助成金の特例適用の要請

次の休業等をさせる場合、休業手当にかかる資金負担の一部（大企業 1／2、中小企業 2／3）を助成できるよう厚生労働省へ要請する。

(ア) 被災地域の事業主が労働者を休業させる場合

(イ) 被災地域以外の災害関連下請事業所が労働者を休業させる場合

(ウ) 被災地域の事業主が新卒者等の内定取り消しの回避を図る場合

ウ 労働保険料の申告及び納付期限の延長

災害により労働保険料を所定の期限で納付することができない事業主に対して、必要があると認めるときは、概算保険料の延納の特例措置、延滞金若しくは追徴金の徴収免除又は労働保険料の納付の猶予を行う。

5 応急金融対策

災害時、被災地における通貨の円滑な供給、金融の迅速かつ適切な調整を行い、民生の安定を図るため、日本銀行新潟支店及び市内金融機関等の要請により必要な応急金融対策を実施する。

(1) 通貨の円滑な供給の確保

災害により市内の金融機関が著しい被害を受け、通貨の確保が困難になった場合は、金融機関の要請により、日本銀行新潟支店が通貨の供給を行うが、その際、関係行政機関等と協力して輸送手段や輸送路の確保に努める。

(2) 金融機関の業務運営の確保

ア 市内各金融機関は、災害による被災状況や発生日時・時間帯により業務確保の対応が異なるが、災害時、業務運営が速やかに再開できるよう、日本銀行新潟支店その他関係機関等と連携して、施設等（電気通信設備、電信電話設備と供給先からの需給体制を含む。）の保全回復と要員確保並びに所要現金の確保等に努める。

〔関連事項〕

- ・ 電力施設（供給）の復旧
- ・ 電信電話施設（供給）の復旧

イ 市は、災害発生後、金融に関する住民の需要（預貯金の払戻し・解約、融資等）に混乱が生じないよう、金融機関と連携を取り、被害状況や災害後の業務運営の状況把握に努め、必要に応じてその内容を住民に広報し、周知する。

(3) 金融機関による非常金融措置の実施

ア 金融機関は、災害発生の際は、財務省関東財務局及び日本銀行新潟支店と協議の上、民間金融機関相互の協調を図り、必要と認められるときは次の措置を実施する。

(ア) 災害関係の融資対応

災害の状況、応急資金の需要等を勘案して、融資相談所の開設、審査手続の簡素化、貸出の迅速化等被災者の便宜を考慮し、特別な措置を行う。

(イ) 預貯金の払戻し及び中途解約への対応

- a 預金通帳、届出印鑑を焼失又は流失した預貯金者については、罹災証明書の預貯金の提示又はその他実情に即する簡易な方法をもって被災者の預貯金払戻しの利便を図る。
- b 被災者等が諸事情により、定期預金及び定期積立金等の中途解約又は当該預貯金等を担保とする貸出を希望する者への適切な措置を講じる。

(ウ) 手形交換、休日営業等の措置

災害時における手形交換又は不渡処分、金融機関の休日営業又は平常時間外の営業等について、適切な措置を講じる。

(エ) 保険金の支払い及び保険料の払い込み猶予等について、適切な措置を講じる。

イ 市は、上記金融機関等の措置について、被災者の利便を考慮して臨時融資相談所の開設や被災証明書発行等の必要な措置を講じる。

6 生活必需品安定供給の確保及び価格の監視

(1) 市は、災害救助法が適用され、生活必需品の応急的な供給期間が経過した後も、なお生活必需品に不足が生じたり、継続的な不足が生じることが予想され、市内における措置だけでは対応が困難な場合には、県及び関係機関の協力を得て、必要な量の生活必需品の供給が適正価格で確保、販売できるよう必要な措置を講じる。

(2) 災害発生に伴い、被災住民等が生活必需品等を必要以上に買いためして市場の混乱を招かないよう、市は、関係機関と連携協力の下で必要な措置を講じる。

7 住宅対策

(1) 住宅復旧のための資材調達

市は、必要に応じ、村上市建設業協会と協議し、住宅復旧のための資材の供給要請を行う。

(2) 被災者入居のための公営住宅の建設

災害により滅失した住宅に住んでいた低所得者に対する住宅対策として、市及び県は必要に応じて災害公営住宅（激甚災害の場合にあっては「罹災者公営住宅」）を建設し、賃貸する。

この場合において、滅失住宅が公営住宅法（昭和26年法律第193号）に定める基準に該当するときは、市及び県は、災害住宅の状況を速やかに調査して国土交通省に報告するとともに、災害公

営住宅建設計画を作成し、災害査定の早期実施が得られるよう努める。

8 租税等の期限延長、徴収猶予、減免等の特例措置

市は、被災した納税（付）義務者又は特別徴収義務者（以下「納税義務者等」という。）に対し、地方税法（昭和25年法律第226号）、村上市税条例、村上市都市計画税条例又は村上市国民健康保険税条例及び村上市介護保険条例により、それぞれの被害の実情に応じて、次に掲げる市税等の納税（付）緩和措置を適切に講じる。

(1) 納期限の延長

災害により、納税義務者等が期限内に申告その他書類の提出又は市税の納付若しくは納入をすることができないと認められるときは、次の方法により当該期限を延長する。

ア 災害が市の全部又は広範囲の地域にわたる場合、市長は適用地域及び延長期日（2月を限度とする。）を指定する。

イ その他の場合、納税義務者等の申告により、2月を限度として延長する。

(2) 徴収の猶予

災害により、財産に被害を受けた納税（付）義務者等が、市税等を一時に納付又は納入をすることができないと認められるときは、その者の申請に基づき、1年以内において徴収を猶予する。なお、やむを得ない理由があると認められるときは、更にに通算して2年を超えない範囲内で延長する。

(3) 滞納処分の執行停止等

災害により、滞納者が無財産となる等の被害を受けた場合は、滞納処分の執行停止、換価の猶予、延滞金の減免等適切な措置を講じる。

(4) 租税等の減免

被災した納税（付）義務者に対し、被害の程度に応じて、次のように減免を行う。

ア 個人市民税

納税義務者の被災の程度又はその者の所有に係る住宅若しくは家財等の損害の程度に応じて一定割合を減免する。

イ 固定資産税及び都市計画税

納税義務者の所有に係る固定資産の損害の程度に応じて一定割合を減免する。

ウ 軽自動車税

納税義務者の所有に係る軽自動車の損害の程度に応じて年税額の一定割合を減免する。

エ 国民健康保険税

納税義務者の被災の程度又はその者の所有に係る住宅若しくは家財等の損害の程度に応じて一定割合を減免する。

オ 介護保険料

納付義務者の被災の程度又はその者の所有に係る住宅若しくは家財等の損害の程度に応じて一定割合を減免する。

9 その他公共料金等の特例措置

(1) 市は、被災した住民に対し、申請等に基づき、被害の程度に応じ公共料金等の特例措置が受けられるように、被災証明書を速やかに発行するなどの措置を講じる。

(2) 関係機関は、次に掲げるような各種公共料金等の特例措置について検討し、災害の状況に応じて実施する。

ア 郵政事業

(ア) 被災者に対する通常はがき、郵便書留の無償交付

(イ) 被災者の差し出す郵便物の料金免除

- (ウ) 被災地あて救助用郵便物の料金免除
- (エ) 被災者救助用寄附金送金のための郵便料金振替料免除
- イ 電気・ガス事業
 - 電気・ガス料金の支払期限の延長、減免等
- ウ 電信電話事業
 - 電話料金の支払期限の延長、減免等
- エ その他
 - 水道、下水道、し尿汲み取り、公営住宅使用、保育等の料金の支払期限の延長、減免等

10 住民等への制度の周知

市、県、防災関係機関その他関係機関等は、災害復旧について執られている特例措置等について、広報紙、チラシその他の手段により住民等に広報するとともに、報道機関の協力を得て、テレビ・ラジオ及び地元新聞掲載等により、広範囲にわたって広報活動を積極的に行い、住民等への周知に努める。

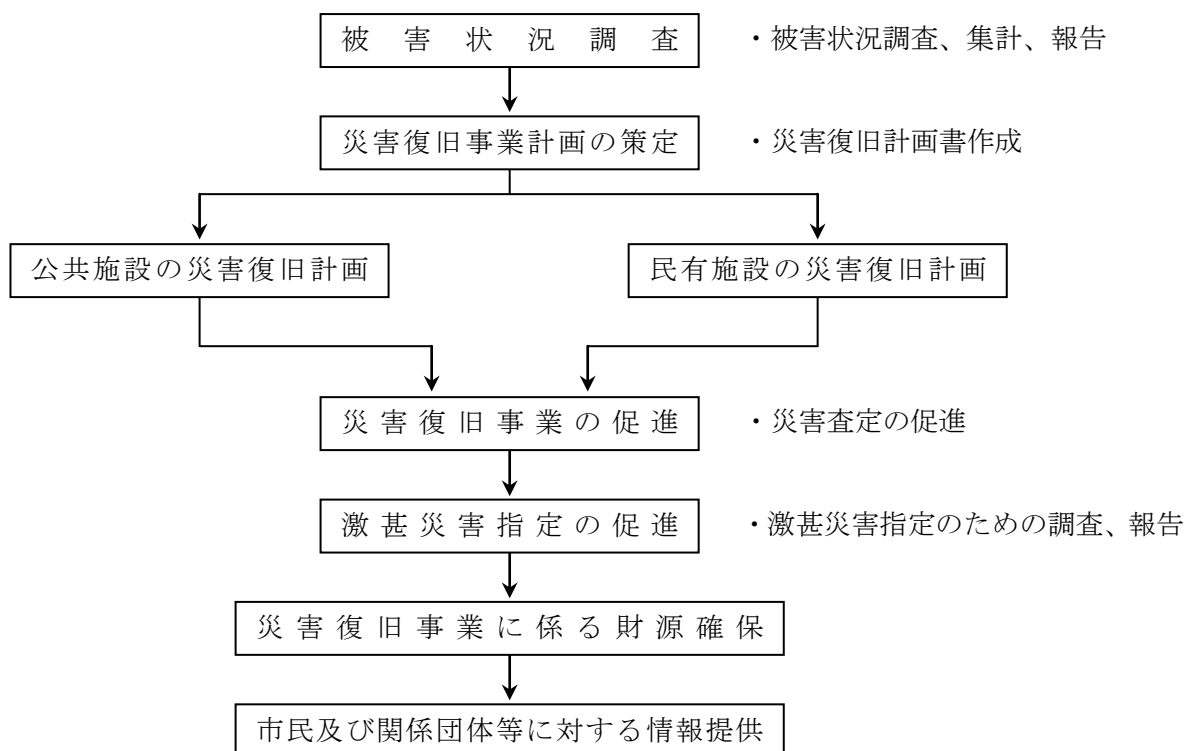
第2節 災害復旧の総合対策計画

1 計画の方針

市は、第1節の民生安定化対策により、民生安定のための緊急措置を講じ、ある程度の民生の安定化が図られた場合に、公共施設及び民有施設の災害を早期に復旧するための確に被害状況を調査把握し、速やかに災害復旧のための総合的対策を講じる。

また、県は、市の復旧対策が円滑かつ速やかに実施されるよう協力を行う。

2 計画の体系



3 被害状況調査及び集計

(1) 被害状況調査

災害により被害が発生した場合、その施設の管理者は、その被害状況を迅速かつ的確に把握する。

(2) 被害状況の集計・報告

市は、被害報告を受けた場合、速やかに県の所管部局（又は地域機関）に結果を報告する。

4 災害復旧事業計画の策定

(1) 復旧（復興）方針の決定及び復旧計画の策定

被災した施設を管理する責任を有する者は、その被害状況に応じて復旧方針を定め、速やかに災害復旧事業計画書を作成する。

なお、その被害が甚大で広範に及ぶ場合は、必要に応じ、関係機関が連携して復興計画を策定する。

(2) 災害復旧事業計画

災害復旧事業名	対象施設等	関係省庁	県の窓口	市の窓口
(7) 公共土木施設災害復旧事業 (公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法)	河川	国土交通省	土木部河川管理課防災係 (村上地域振興局地域整備部)	都市整備課管理室 (支所産業建設課)
	海岸	国土交通省 農林水産省	土木部河川管理課防災係 交通政策局港湾整備課建設防災係 (村上地域振興局地域整備部) 農林水産部漁港課計画建設係 (村上地域振興局地域整備部)	都市整備課管理室 (支所産業建設課) 農林水産課水産振興係 (支所産業建設課)
	砂防設備	国土交通省	土木部砂防課砂防係 (村上地域振興局地域整備部)	都市整備課管理室 (支所産業建設課)
	林地荒廃防止施設	農林水産省	農林水産部治山課技術管理・災害班 (村上地域振興局農林振興部)	農林水産課林業振興係 (支所産業建設課)
	地すべり防止施設	国土交通省 農林水産省	土木部砂防課地すべり係 (村上地域振興局地域整備部) 農林水産部治山課技術管理・災害班 (村上地域振興局農林振興部) 農地部農地建設課防災係 (村上地域振興局農林振興部)	都市整備課管理室 (支所産業建設課) 農林水産課農業振興室・林業振興係 (支所産業建設課)
	急傾斜地崩壊防止施設	国土交通省	土木部砂防課地すべり係 (村上地域振興局地域整備部)	都市整備課管理室 (支所産業建設課)
	道路	国土交通省	土木部道路管理課維持管理係 (村上地域振興局地域整備部)	都市整備課管理室 (支所産業建設課)
	港湾	国土交通省	交通政策局港湾整備課 (村上地域振興局地域整備部)	
	漁港	農林水産省	農林水産部漁港課計画建設係 (村上地域振興局地域整備部)	農林水産課水産振興係 (支所産業建設課)

	下水道	国土交通省	土木部都市局下水道課	下水道課管理業務室 (支所産業建設課、村上水道事務所)
	公園	国土交通省	土木部都市局都市整備課 (村上地域振興局地域整備部)	都市整備課管理室 (支所産業建設課)
(イ) 農林水産業施設等災害復旧事業 (農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律)	農地・農業用施設	農林水産省	農地部農地建設課防災係 (村上地域振興局農林振興部)	農林水産課農業振興室 (支所産業建設課)
	農業集落排水処理施設	農林水産省	農地部農地建設課防災係 (村上地域振興局農林振興部)	下水道課管理業務室 (支所産業建設課、村上水道事務所)
	林業用施設	農林水産省	農林水産部林政課林道係 (村上地域振興局農林振興部)	農林水産課林業振興係 (支所産業建設課)
	漁業用施設	農林水産省	農林水産部水産課資源対策係	農林水産課水産振興係 (支所産業建設課)
	共同利用施設 (農業用共同利用施設)	農林水産省	農林水産部農業総務課課団体指導第1係 (村上地域振興局農林振興部)	農林水産課農業振興室 (支所産業建設課)
	(林業用共同利用施設)		農林水産部林政課林道係 (村上地域振興局農林振興部)	農林水産課林業振興係 (支所産業建設課)
	(漁業用共同利用施設)		農林水産部水産課資源対策係	農林水産課水産振興係 (支所産業建設課)
(ロ) 文教施設等災害復旧事業 (公立学校施設災害復旧費国庫負担法) (激甚法)	公立学校施設	文部科学省	教育庁財務課財務管理係・助成係	教育委員会学校教育課学校施設係
	公立社会教育施設	文部科学省	教育庁生涯学習推進課青少年家庭教育係・成人教育係	教育委員会生涯学習課社会教育推進室
	私立学校施設		総務管理部文書私学課私学係	
	文化財		教育庁文化行政文化係	教育委員会生涯学習課文化行政推進室

(c) 厚生施設等災害復旧事業 (生活保護法) (児童福祉法) (老人福祉法) (介護保険法) (身体障害者福祉法) (知的障害者福祉法) (売春防止法) (総理府及び厚生省所管補助施設災害復旧費実施調査要領)	社会福祉施設等	厚生労働省	福祉保健部福祉保健課保護係 (村上地域振興局健康福祉部 村上保健所) 福祉保健部高齢福祉保健課施設福祉係 (村上地域振興局健康福祉部 村上保健所) 福祉保健部障害福祉課育成係・更生係 (村上地域振興局健康福祉部 村上保健所) 福祉保健部児童家庭課少子化対策・保育係 福祉保健部児童家庭課家庭福祉係 (村上地域振興局健康福祉部 村上保健所)	福祉課福祉政策室 (支所地域福祉課) 福祉課子育て支援室 (支所地域福祉課) 介護高齢課高齢福祉係 (支所地域福祉課)
(医療施設等災害復旧費補助金)	医療施設等	厚生労働省	福祉保健部医務薬事課地域医療係 (村上地域振興局健康福祉部 村上保健所)	保健医療課健康支援室 (支所地域福祉課)
(厚生労働省所管水道施設災害復旧費調査要領)	水道施設	厚生労働省	福祉保健部生活衛生課水道係 (村上地域振興局健康福祉部 村上保健所)	水道局工事係
(感染症法)	感染症指定医療機関	厚生労働省	福祉保健部健康対策課感染症対策係 (村上地域振興局健康福祉部 村上保健所)	保健医療課健康支援室 (支所地域福祉課)
(精神保健福祉法)	精神障害者社会復帰施設等	厚生労働省	福祉保健部健康対策課精神保健福祉係	福祉課福祉政策室
(保健衛生施設等災害復旧費補助金交付要綱)	保健衛生施設等	厚生労働省	福祉保健部生活衛生課営業・公害保健係 (村上地域振興局健康福祉部 村上保健所)	環境課生活環境室
(f) 廃棄物処理施設災害復旧事業 (廃棄物処理施設災害復旧費補助金交付要領)	廃棄物処理施設	環境省	県民生活・環境部廃棄物対策課資源循環推進係 (村上地域振興局健康福祉部 村上保健所)	環境課生活環境室

(h) 都市施設災害復旧事業（都市施設等）、堆積土砂排除事業（都市災害復旧事業 国庫補助に関する基本方針）	街路、都市排水施設等（都市排水施設、公園等の施設）市街地の堆積土砂	国土交通省	土木部都市局都市整備課市街地整備係（村上地域振興局地域整備部）	都市整備課整備室（支所産業建設課）
(i) 公営住宅災害復旧事業（公営住宅法）	災害公営住宅の建設 既設公営住宅	国土交通省	土木部都市局建築住宅課住宅整備係（村上地域振興局地域整備部）	都市整備課計画室
(k) その他の災害復旧事業 中小企業（激甚法）	中小企業共同設置	経済産業省	産業労働観光部産業政策課商工団体係	商工観光課商工振興係
(k) 災害復旧に係る財政支援措置 ①特別交付税に係る業務 ②普通交付税に係る業務 ③地方債に係る業務		総務省 総務省 総務省	総務管理部 市町村課財政班（財政担当） 市町村課税政・交付税班（交付税担当） 市町村課財政班（理財担当）	財政課財務係 財政課財務係 財政課財務係

イ 民有施設被害の災害復旧事業計画

市は、被災した民有施設の早期復旧を図るため、次の措置を講じる。

(ア) 住宅金融公庫資金のあっせん

a 災害復興住宅資金

被災地の滅失家屋の状況を調査し、住宅金融公庫法（昭和 25 年法律第 156 号）に規定する災害復興住宅資金の融資適用災害に該当するときは、被災者に対し、当該資金の融資が円滑に行われるよう借入手続の指導、融資希望者家屋の被害状況調査及び被害率の認定を早期に実施して、災害復興資金の借入の促進を図る。

b 災害特別貸付資金

滅失家屋（修理不能となった半壊、半焼又は半流失を含む。）が 10 戸以上となった場合は、被災者の希望により災害の実態を把握した上で、災害特別貸付制度による融資を県を経由して住宅金融公庫北関東支店に申し出るとともに、現地に相談所を設置し、被災者に制度融資の内容を周知するなど必要な措置をとり、借入申込に際しては、その手続上の指導を行う。

c 地すべり関連住宅資金

地すべり等防止法（昭和 33 年法律第 30 号）第 24 条第 3 項の規定により、県知事の承認を得た関連事業計画に記載された関連住宅を移転又は建築しようとする者に対する融資のあっせんについて、市は、災害復興住宅資金と同様の措置を講じる。

(イ) 農林漁業制度金融の確保

a 市は、災害により損失を受けた農林漁業者（以下「被害農林漁業者」という。）又は農林漁業者の組織する団体（以下「被害組合」という。）に対し、農林漁業の経営等に必要な資金及び災害復旧資金の融通並びに既往貸付期限の延長措置等について指導を行う。

b 市は、天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法（以下「天災

融資法」という。)に基づく利子補給及び損失補償を行い、農林漁業の生産力の維持増進と経営の安定を図るため、次の措置を講じる。

- (a) 農業協同組合又は金融機関が、被害農林漁業者又は被害組合に対して行う経営資金のつなぎ融資の指導あつせん
- (b) 被害農林漁業者又は被害組合に対する天災融資法に基づく経営資金等の融資措置の促進並びに利子補給及び損失補償の実施
- (c) 被害農林漁業者に対する農林漁業金融公庫法（昭和 27 年法律第 355 号）に基づく災害復旧資金の融資あつせん並びに既往貸付期限の延長措置
- (ウ) 中小企業融資の確保

被災した中小企業者の施設の復旧に要する資金並びに事業資金の融資が円滑に行われて、早期に経営の安定が得られるようにするため、次の措置を講じる。

- a 国民金融公庫、中小企業金融公庫及び商工組合中央金庫の政府系中小企業金融機関の「災害特別融資枠」の設定を促進するため、関係機関に対し要請を行う。
 - b 信用組合、信用金庫及び地元銀行等の金融機関の中小企業向け融資の特別配慮、信用保証協会の保証枠の確保等の措置を当該金融機関等に対し要請するとともに、当該措置の実施の確保について努力する。
 - c 中小企業者の負担を軽減し、復旧を促進するため、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和 37 年法律第 150 号）の指定を受けるために必要な措置を講じる。
- (エ) 被災者の恒久的生活確保

市は、被災者の住居並びに職業を確保し、生活の安定を図るため、県と協力して次の措置を講じる。

a 公営住宅の建設

災害により住宅を滅失又は焼失した低額所得者の被災者に対する住宅政策として、必要に応じて公営住宅を建設し、住居の確保を図る。

この場合において、滅失又は焼失した住宅が、公営住宅法に定める基準に該当するときは、災害住宅の状況を速やかに調査して災害公営住宅建設計画を作成し、災害査定の早期実施が得られるよう努める。

b 生活保護

市は、被災者の恒久的生活確保の一環として、生活保護法に基づく保護の要件を具備した被災者に対しては、その困窮の程度に応じ最低生活を保証して生活の確保を図るよう指導援助する。

c 災害弔慰金等の支給及び災害援護資金の貸付

市は、災害弔慰金の支給等に関する法律及び村上市災害弔慰金の支給等に関する条例に基づき、災害弔慰金、災害障害見舞金及び災害援護資金の貸付けを行う。

d 租税の徴収猶予及び減免等

市は、被災した納税義務者又は特別徴収義務者に対し、地方税法又は村上市税条例に基づき、市長が認める場合は、期限の延長、徴収の猶予、減免等それぞれの事態に対応して適切な措置を講じる。

e 生活福祉資金等の貸付

市は、低所得世帯が災害により生活が困窮している場合、あるいは災害により住宅が滅失又は損傷した場合には、生活福祉資金、母子福祉資金等の導入を指導する。

5 災害復旧事業の促進

(1) 災害復旧事業の執行手続

災害復旧事業の執行手続は、それぞれの法令、要綱等に基づき進める。

(2) 災害復旧事業の促進

復旧事業費の早期決定により円滑な事業実施を図るため、市は、県と協議しながら査定計画を立て、査定が速やかに行えるよう努める。

また、被害の状況により特に緊急を要する場合は、緊急に査定が実施されるよう必要な措置を講じる。

6 激甚災害指定の促進

県は、著しく激甚である災害が発生した場合、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づく激甚災害又は局地激甚災害の指定を受けるため、被害の状況を調査し、早期に指定が受けられるよう措置し、市の復旧が円滑に行われるよう努める。

(1) 県は、市の被害状況等を検討の上、激甚災害又は局地激甚災害の指定を受ける必要があると思われる事業について必要な調査を行う。

(2) 市は、県が行う激甚災害又は局地激甚災害に関する調査等について協力する。

7 災害復旧事業に係る財源確保

市は、災害復旧に必要な資金・財源の確保と、財政の健全性及び計画的な行政運営を維持するため、県市町村課に、次の措置の実施を要請する。

(1) 普通交付税

ア 繰上交付

イ 災害復旧費に係る地方債の元利償還金の算入

(2) 特別交付税

(3) 地方債制度

ア 激甚災害以外

(ア) 補助災害復旧事業債

(イ) 単独災害復旧事業債

(ウ) 公営企業等災害復旧事業債

(エ) 火災復旧事業債

イ 激甚災害

(ア) 歳入欠陥債

(イ) 災害対策債

(ウ) 小災害債

a 公共土木等小災害債

b 公立学校施設小災害債

c 農地等小災害債

8 住民及び関係団体等に対する情報提供

市及び県は、住民や関係団体に対し、掲示板・広報紙・チラシ、ラジオ・テレビ等の放送媒体及び新聞等により、市民生活や産業活動に密接にかかわる復旧計画（復興計画）及び復旧状況に関する情報を提供する。